

新居浜市地域防災計画

風水害等対策編
地震災害対策編
津波災害対策編

(令和6年度修正版)

新居浜市防災会議

風水害等対策編

<目 次>

風水害等対策編

第1章 総論	1
第1節 計画の主旨	1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 新居浜市の概況	10
第2章 災害予防対策	18
第1節 気象予警報等の伝達	18
第2節 防災思想・知識の普及	23
第3節 自主防災組織の活動	27
第4節 事業者の防災対策	33
第5節 ボランティアによる防災活動	35
第6節 防災訓練の実施	36
第7節 業務継続計画の策定	38
第8節 避難対策	39
第9節 緊急物資確保対策	45
第10節 医療救護対策	47
第11節 防疫・衛生体制の整備	50
第12節 保健衛生活動体制の整備	50
第13節 孤立地区対策	51
第14節 要配慮者の支援対策	52
第15節 広域的な応援体制の整備	55
第16節 資材・機材等の点検整備	57
第17節 情報通信システムの整備	58
第18節 ライフライン災害予防対策	60
第19節 公共土木施設等の災害予防対策	63
第20節 水害・高潮災害予防対策	67
第21節 地盤災害予防対策	71
第22節 海上災害予防対策	73
第23節 鉄道施設災害予防対策	74
第24節 危険物等災害予防対策	75
第25節 火災予防対策	76
第26節 林野火災予防対策	78
第27節 災害復旧・復興への備え	79
第3章 災害応急対策	82

第1節	各機関応急措置の概要	82
第2節	防災組織及び編成	84
第3節	通信連絡	98
第4節	情報活動	101
第5節	広報活動	107
第6節	避難活動	113
第7節	緊急輸送活動	124
第8節	交通応急対策	128
第9節	孤立地区に対する支援活動	132
第10節	消防活動	133
第11節	水防活動	140
第12節	人命救助活動	143
第13節	死体の捜索・措置・埋葬	146
第14節	災害救助法の適用	149
第15節	食料及び生活必需品等の確保・供給	152
第16節	飲料水等の確保・供給	157
第17節	医療救護活動	159
第18節	防疫・衛生活動	164
第19節	保健衛生活動	167
第20節	廃棄物等の処理	168
第21節	障害物等の除去	171
第22節	動物の管理	173
第23節	応急住宅対策	175
第24節	応急教育活動	178
第25節	要配慮者に対する支援活動	181
第26節	ボランティア等への支援	183
第27節	応援協力活動	185
第28節	消防防災ヘリコプターの出動要請	189
第29節	自衛隊災害派遣要請の要求等	190
第30節	ライフラインの確保	193
第31節	豪雪災害防止活動	199
第32節	海上災害応急活動	200
第33節	危険物施設等の安全確保	207
第34節	石油コンビナート等防災計画	209
第35節	突発重大事故等応急対策	213
第4章	災害復旧・復興対策	214
第1節	公共施設災害復旧対策	214
第2節	復興計画	216
第3節	災害復旧資金	219
第4節	被災者等に対する支援	220

第1章 総論

第1節 計画の主旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、新居浜市の地域に係る災害対策について定め、これを推進することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

また、災害対策においては、市、県、防災関係機関、民間事業者、市民それぞれが役割を分担し、相互に連携、協力して防災活動に積極的に取り組む必要があることから、この計画に基づき、被害等を軽減するための備えをより一層充実させ、その実践を促進する市民運動を展開する。

2 計画の性格

この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに市民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じて見直しを行うものである。

3 計画の構成

本編の構成は、次の4章による。

(1) 第1章 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、地形・気象災害の概要など計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2章 災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、市民生活の確保方策などの予防対策を示す。

(3) 第3章 災害応急対策

災害が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策を示す。

(4) 第4章 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめる。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、市民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践したうえで、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、市がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、市民、自主防災組織、事業者、県及び市がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実は元より、市民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づく

りを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）、愛媛県地域防災計画及び新居浜市地域防災計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「市民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市及び公共機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時から連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき作成された新居浜市国土強靱化地域計画は、新居浜市国土強靱化地域計画以外の市の計画の指針となるべきものとして定められている。

このため、新居浜市国土強靱化地域計画の基本目標である、

- (1) すべての人命の確保が最大限に図られること。
- (2) 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化されること。
- (4) すべての被害の迅速な復旧復興が図られること。

を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

なお、令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取り組みの更なる加速化・深化を踏まえつつ、安全、安心かつ災害に屈しない地域づくりを強力に進めていくこととし、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

資料編	・新居浜市防災会議条例 P1
	・新居浜市防災会議委員 P3
	・新居浜市災害対策本部条例 P4
	・愛媛県防災対策基本条例 P7
	・新居浜市国土強靱化地域計画（資料編）重要業績指標（KPI）一覧 P851

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 新居浜市

- (1) 市地域防災計画の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 自主防災組織の育成その他市民の災害対策の促進
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災のための施設等の整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (8) 被災者の救出、救護等の措置
- (9) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (10) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び指定避難所の開設
- (11) 消防、水防その他の応急措置
- (12) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (14) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (15) 災害時における市有施設及び設備の点検・整備
- (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 災害復旧の実施
- (19) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

2 愛媛県

- (1) 県地域防災計画の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災のための装備・施設等の整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (8) 被災者の救出、救護等の措置
- (9) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (10) 避難指示又は緊急安全確保措置の指示に関する事項
- (11) 水防その他の応急措置
- (12) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (14) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (15) 災害時における県有施設及び設備の点検・整備
- (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 災害復旧の実施
- (19) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等との災害応急対策の連絡調整
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

- (1) 中国四国管区警察局四国警察支局
 - ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事
 - イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関する事
 - ウ 管区内防災関係機関との連携に関する事
 - エ 管区内各警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する事
 - オ 警察通信の確保及び統制に関する事
 - カ 警報の伝達に関する事
- (2) 四国総合通信局
 - ア 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関する事
 - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理に関する事
 - ウ 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関する事
 - エ 災害時における通信機器の供給の確保に関する事
 - オ 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関する事
- (3) 四国財務局（松山財務事務所）

災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関する事
- (4) 中国四国厚生局（四国厚生支局）

独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整に関する事
- (5) 愛媛労働局
 - ア 事業場における風水害等による労働災害防止対策の周知及び指導に関する事
 - イ 事業場等の被災状況の把握に関する事
- (6) 中国四国農政局
 - ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関する事
 - イ 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関する事
 - ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関する事
 - エ 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関する事
 - オ 防災に関する情報の収集及び報告に関する事
 - カ 災害時の食料の供給に関する事
 - キ 災害時の食料の緊急引渡措置に関する事
- (7) 四国森林管理局愛媛森林管理署
 - ア 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施
 - イ 国有林の整備保全
 - ウ 災害応急対策用木材（国有林）の供給
 - エ 民有林における災害時の応急対策等
- (8) 四国経済産業局
 - ア 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
 - イ 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関する事
 - ウ 災害時における電気、ガス、石油製品事業に関する応急対策等に関する事
- (9) 中国経済産業局

電気の供給の確保に必要な指導に関する事
- (10) 中国四国産業保安監督部（四国支部）
 - ア 電気、ガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関する事
 - イ 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保、災害の応急対応に関する事
 - ウ 鉱山等における災害予防、災害応急対策、災害復旧等の指導に関する事

- (11) 四国地方整備局(松山河川国道事務所、四国山地砂防事務所、松山港湾・空港整備事務所)
管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう務める。
- ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - イ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
 - (オ) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の被災地方公共団体への派遣
 - ウ 所掌に係る災害復旧事業に関すること
 - エ 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること
 - オ 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること
 - カ 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること
- (12) 四国運輸局(愛媛運輸支局)
- ア 陸上輸送に関すること
 - (ア) 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関すること
 - (イ) 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあっせんに関すること
 - イ 海上輸送に関すること
 - (ア) 非常時に使用しうる船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並びに緊急海上輸送体制の確立に関すること
 - (イ) 旅客航路事業者の行う地震災害応急対策の実施指導に関すること
- (13) 大阪航空局(松山空港事務所)
- ア 空港(航空保安施設等を含む)及び航空機の保安に関すること
 - イ 災害時における人員、応急物資の空輸の利便確保に関すること
- (14) 国土地理院四国地方測量部
- ア 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
 - イ 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力
 - ウ 地理情報システム活用の支援・協力
 - エ 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施
 - オ 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言
 - カ 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言
- (15) 大阪管区气象台(松山地方气象台)
- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
- (16) 第六管区海上保安本部(今治海上保安部)
- ア 防災訓練に関すること
 - イ 防災思想の普及及び高揚に関すること

- ウ 調査研究に関すること
- エ 警報等の伝達に関すること
- オ 情報の収集に関すること
- カ 海難救助等に関すること
- キ 緊急輸送に関すること
- ク 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること
- ケ 流出油等の防除に関すること
- コ 海上交通安全の確保に関すること
- サ 警戒区域の設定に関すること
- シ 治安の維持に関すること
- ス 危険物の保安措置に関すること
- セ 広報に関すること
- ソ 海洋環境の汚染防止に関すること
- (17) 中国四国地方環境事務所
 - ア 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達
 - ウ 家庭動物の保護等に係る支援に関すること
- (18) 中国四国防衛局
 - ア 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整

4 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）

- (1) 被害状況の把握に関すること
- (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること
- (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること
- (4) 応急医療、救護及び防疫に関すること
- (5) 人員及び物資の緊急輸送に関すること
- (6) 給食及び給水、入浴支援等に関すること
- (7) 危険物の保安及び除去に関すること

5 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社（新居浜郵便局）
 - ア 郵便業務の運営の確保に関すること
 - イ 郵便局の窓口業務の維持に関すること
- (2) 日本銀行（松山支店）
 - ア 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節に関すること
 - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること
 - オ 各種措置の広報に関すること
- (3) 日本赤十字社（愛媛県支部）
 - ア 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること
 - イ 被災者に対する救援物資の配布に関すること
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること
 - エ 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関すること
- (4) 日本放送協会（松山放送局）
 - ア 市民に対する防災知識の普及に関すること
 - イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
 - ウ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
 - エ 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること

- (5) 西日本高速道路株式会社(四国支社)
西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関する
こと
- (6) 独立行政法人水資源機構(池田総合管理所)
機構ダム(新宮ダム、富郷ダム)の保全及び災害復旧に関すること
- (7) 電源開発株式会社(西日本支店)、電源開発送変電ネットワーク株式会社(岡山送変電事業所)
電力施設の保全及び復旧に関すること
- (8) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社(松山営業所)
 - ア 鉄道施設等の保全に関すること
 - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
 - ウ 災害時における旅客の安全確保に関すること
 - エ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること
- (9) 西日本電信電話株式会社(四国支店)、株式会社NTTドコモ(四国支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニ
ケーションズ株式会社
 - ア 電気通信施設の整備に関すること
 - イ 災害時における通信の確保に関すること
 - ウ 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること
 - エ 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること
 - オ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること
- (10) 日本通運株式会社(四国支店新居浜営業課)、福山通運株式会社(新居浜営業所)、佐川急便株式会社
(新居浜営業所)、ヤマト運輸株式会社(愛媛主管支店)
災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
- (11) 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社(新居浜支社)
 - ア 電力施設等の保全に関すること
 - イ 電力供給の確保に関すること
 - ウ 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること
 - エ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施に関すること
- (12) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
重要な通信を確保するために必要な措置に関すること
- (13) イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート
 - ア 防災関係機関の要請に基づく災害対策用物資の調達に関すること
 - イ 災害対策用物資の供給に関すること

6 指定地方公共機関

- (1) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること
- (2) 一般社団法人愛媛県歯科医師会
 - ア 検案時の協力に関すること
 - イ 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関すること
- (3) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エ
フエム愛媛、株式会社ハートネットワーク、株式会社愛媛新聞社
 - ア 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による市民に対する防災知識
の普及に関すること
 - イ 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること
 - ウ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
 - エ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること
 - オ 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること
- (4) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会

- ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関する事
- イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事

7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理

- (1) 一般社団法人新居浜市医師会
 - 医療救護活動の実施の協力に関する事
- (2) 社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会
 - ア 災害ボランティア活動体制の整備に関する事
 - イ 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事
 - ウ 義援金品の募集、配分に関する事
- (3) 新居浜商工会議所
 - ア 被災商工業者の援護に関する事
 - イ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事
- (4) 新居浜建設業協同組合
 - ア 道路、河川等公共土木施設の応急対策の協力に関する事
 - イ 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事
 - ウ 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関する事
- (5) 新居浜市管工事業協同組合
 - 災害時における上下水道の復旧活動の協力に関する事
- (6) 土地改良区
 - 土地改良施設の整備及び保全に関する事
- (7) 農業協同組合、漁業協同組合、森林組合
 - ア 共同利用施設等の保全に関する事
 - イ 被災組合員の援護に関する事
 - ウ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事
- (8) 新居浜市連合自治会
 - ア 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事
 - イ 被災者に対する炊出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関する事
 - ウ 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関する事
 - エ 自主防災活動の実施に関する事
- (9) 病院等経営者
 - ア 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事
 - イ 災害時の病人等の受入れ、保護の実施に関する事
 - ウ 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事
- (10) 社会福祉施設等管理者
 - ア 施設利用者等の安全確保に関する事
 - イ 福祉施設職員等の応援体制に関する事
- (11) 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関
 - ア 危険物施設等の保全に関する事
 - イ プロパンガス等の供給の確保に関する事
- (12) 社会福祉施設等管理者
 - ア 施設利用者等の安全確保に関する事
 - イ 福祉施設職員等の応援体制に関する事

8 市民

- (1) 市民
 - ア 自助の実践に関する事
 - イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関する事
 - ウ 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関する事

(2) 自主防災組織

- ア 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関すること
- イ 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関すること
- ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関すること
- エ 市又は県が実施する防災対策への協力に関すること

9 事業者

(1) 事業者

- ア 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関すること
- イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関すること
- ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関すること
- エ 災害応急対策の実施に関すること
- オ 市又は県が実施する防災対策への協力に関すること

第3節 新居浜市の概況

1 自然的条件

(1) 位置、面積及び地勢

本市は、愛媛県の東部、東経133度17分、北緯33度57分に位置し、東は四国中央市、西は西条市、南は高知県境に接し、北は瀬戸内海（濠灘）を隔て広島県に面している。

東西20.52km、南北21.48kmで、面積は234.50km²である。総面積の4分の3が山地丘陵であり、平野部の広がりには少なく、標高の最高は1,855m、最低は0.5mである。

本市の南にそびえる笹ヶ峰（1860m）、市内の西赤石山（1626m）などの尾根は東に連続し、法皇山脈を形成し、西に延びては寒風山（1763m）、瓶ヶ森（1897m）へと続き四国の屋根をなしている。法皇山脈の北側は急斜面で落ち込み、四国中央市から西条に至る平野に達しており、その山麓線は、ほぼ東北東－西南西に直線的に延びている。法皇山脈を形づくる山々の頂から北に下る尾根の形は三角末端面と呼ばれる三角形を示し、中央構造線に伴う石鎚断層崖と呼ばれるものである。

この北側には、典型的な扇状地形を示す台地状の山麓地が広がり、国領川を中心とする氾濫原低地及び、海岸平野性低地へと移行する。平野部には標高200～250mの山地が東西方向に延びているが、国領川、東川、尻無川の北流によって開析され、東西に二つの山塊として二分されている。海岸部には御代島などの三つの陸繋島と大島が点在する。赤石山系以南の山間部では、吉野川の支流、銅山川が東流している。

本市の地質は、中央構造線によって二分され、この構造線より北側は、領家帯と呼ばれ花崗岩類を主体とする火成岩が分布し、領家帯の南縁部は中生代の堆積岩からなる和泉層群に覆われ、南限は中央構造線で断ち切られている。中央構造線より南側は、三波川帯と呼ばれ結晶片岩を主体とする変成岩が分布している。平野部には、新生代の沖積世と洪積世の堆積物が広く分布している。洪積層は、平野部南部の台地を形成し、沖積層は低地に分布している。

(2) 気候

本市は、瀬戸内地方特有の温暖な気候に恵まれ、年間平均気温は17.5℃前後、年間降雨量は950mm程度で、生活環境としても、また産業活動のための環境としても、非常に優れた気候条件となっている。

2 社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、令和5年12月31日現在（住民基本台帳）114,070人であり、緩やかな減少傾向が続いているが、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が徐々にではあるが進んでいることがうかがえる。

また、65歳以上の高齢者の人口及び人口割合は、令和5年12月31日現在で37,206人、32.6%となっており、出生率の低下と相まって、本市でも少子高齢化の流れが続いている。

住民基本台帳人口 (各年12月末現在)

	S52 (最多人口)	S60	H7	H17	H27	R2	R5
人 口	136,362	134,532	131,164	126,936	122,347	117,846	114,070
世 帯 数	44,354	46,306	50,185	54,181	57,144	57,740	57,550
1世帯当人員	3.08	2.90	2.61	2.34	2.14	2.04	1.98

(2) 土地利用の変遷

ア 明治期～大正期

平野部は、東西丘陵地の中間の平野から北に向かい、末広りに海岸に続く一帯の平坦地である。大正中頃までは、海岸線が白砂青松の続く所あり、入江あり、磯浜ありののどかな自然そのままの姿であり、工場としては、わずかに住友の修理機械工場、硫酸及び過磷酸石灰工場等がひとかたまりに存在する程度であった。

交通では、東西が開け、愛媛、香川、徳島をつなぐ陸上路が通っており、南北では、元禄4年別子開坑とその後の発展に伴い、旧別子から新居浜口屋（現在の西町）に至る道が往年の重要な交通路であった。鉄道は、国鉄予讃線が高松から次第に西に延び、新居浜駅は大正10年6月21日に営業を開始した。

また、住友鉱山専用鉄道のうち端出場～惣開間のいわゆる下部鉄道が明治26年5月に、角石原～石ヶ山丈間の上部鉄道が、同年12月にそれぞれ開通し、鉱石や資材の運搬と従業員の運送にあてられた。

この地域では、磯浦から揚地まで一毛作水田が続き、住友鉱山専用鉄道の両側に社宅が東西に並び、その北側には、水田や畑が東西に延びていた。また、西原から元塚方面へ本町筋の両側に細長い集落があったが、それ以外の地域では、人家が点々とするだけで、ほとんどは水田や畑であった。

イ 昭和初期

昭和期に入り、海面の埋立てによる工業用地の造成が本格化しはじめた。住友別子鉱山株式会社では、惣開港改修に着手し、昭和4年より住友肥料製造所（現在の住友化学）の北側地先の埋立てと、喜七郎新田海岸より北へ防波堤の突出工事を行った。以後、一大工業地帯化することを目的とした新居浜港の大築港計画工事を開始し、昭和13年に完成した。また、海岸沿いの御代島は工業用地造成により陸繋島となったが、それまでは干潮時のみ海面に現れる1.5km程の砂州により陸地とつながっていたものである。

鉄道では、予讃本線が高松から新居浜駅を経て西へ延び、松山までの開通は、昭和2年4月3日である。そのため、駅周辺には新しい商店が立ち並ぶようになった。

大生院から船木に至る高台の扇状地には、田畑、荒地等がかなりあったが、昭和初期には、荒地が開墾され、一部が水田、その他は桑畑が広い範囲を占めていた。

ウ 昭和中期～現在

海岸部は、昭和40年以降も海面の埋立てが進められて、現在の形となった。それに伴い、第二次産業、第三次産業が増加し、第一次産業の減少が明瞭であった。農家数も昭和35年の5,721戸から平成27年の1,515戸と減少をたどっている。

耕地も、市街地の発達や団地の形成により減少し、高台の扇状地でも水田や桑畑が年々減少をはじめた。現在桑畑は、ほとんどみられなくなり、その後果樹園として利用されている所もある。また、耕地の減少と用水路の発達に伴い、農業用水用のため池数も減少していった。現在残っているため池には、水害防止の観点から積極的に保存され、洪水調整池として人工的に整備されているものもある。

道路関係では、昭和61年11月に主要地方道壬生川新居浜野田線が開通、昭和62年3月には主要地方道新居浜角野線が開通した。市の中央部を東西に横切る国道11号は、現在広域道路の役割が大きく、大型車の交通量も多く、慢性化しつつある交通渋滞の緩和のため、平成3年3月松山自動車道が土居～いよ西条間で開通となり、更には国道11号新居浜バイパスが平成2年から工事着手されており、現在一部の区間が供用されている。また、平成15年4月に別子山村との合併が行われたが、別子山地区を結ぶ唯一の幹線道路である主要地方道新居浜別子山線の改良工事が進められている。

公園については、平成24年度に三喜浜公園、平成29年度に神郷公園、令和元年度には渦井なかよし公園が開園され、令和2年10月現在、都市計画公園は19箇所95.90ha、都市公園全体では29箇所137.55haの公園緑地が開設されている。

(3) 交通

ア 道路

本市には、高規格幹線道路1路線、国道1路線、主要地方道4路線、一般県道9路線、市道1,160路線が走っている。四国縦貫自動車道は、四国を東西に結ぶ高規格幹線道路として、また市中央部を東西に横切る一般国道11号、臨海部を東西に通る主要地方道壬生川新居浜野田線、及び中心部を南北に走り別子山地域へ向かう主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線は、広域幹線道路としての役割を担っている。

イ 鉄道

本市には、JR予讃線が東西に通っており、多喜浜駅、新居浜駅、中萩駅の3駅がある。

ウ 港湾

本市には、新居浜港（住友企業によって開発された新居浜港本港地区及び市民港としての新居浜港東港地区）と、東予港東港地区がある。新居浜港東港地区では、神戸と結ぶフェリーが運航されている。

3 建物状況

本市の建物は、全体の74%が木造建物である。また、全体の51%が昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建物である。建物用途別では、全体の76%が住宅である。

建物構造別棟数 (R6.1.1 現在)

構造	木造	非木造	合計	うち S56 年以前建築
				棟数
構成比率	74%	26%	100%	51%

建物用途別棟数

建物用途	住宅	商業	工業	その他	合計
棟数	56,191	3,875	6,296	7,642	74,004
構成比率	76%	5%	9%	10%	100%

4 過去の災害履歴

(1) 風水害履歴

ア 風水害の概要

本市は、燧灘に面した平野と四国山地の山岳地域からなり、平野部では瀬戸内海気候区に、山岳部では山岳気候区に属する。平野部では降水量が少なく、年間を通じて温暖な気候である。一方、山岳部では夏は冷涼で雨も多く、冬は寒さが厳しい。瀬戸内海沿岸は、まわりを四国、中国等の山脈で囲まれているので、季節風又は台風、低気圧による風も他の地域より弱く、本市も同じ理由でおおむね降水量も周辺より少なく、気候に恵まれている。

しかし、例年の梅雨時期から台風シーズンにかけての6月～10月には、豪雨及び台風により年間降水量のほとんどを占める降雨がある。したがって、水害の発生する季節は比較的限られているが、突発的に発生することが多く、河川氾濫、家屋浸水、田畑浸水及び流水埋没などの被害も記録されている。

特に、平成16年は、5回にわたる台風の来襲により、甚大な被害を記録した。

イ 地区別風水害履歴

主な地形区分ごとに市域の災害発生状況を整理すると、以下の点が指摘される。

(ア) 山地（金子山地、新居浜東部山地、別子山地域）

市域の山地は、人口密度が低いことから、人的被害の記録は少ないが、暴風雨による土砂、がけ崩れによる道路路側崩壊及び通行不能、銅山川等の増水がみられた。

(イ) 台地（大生院、船木、萩生地域）

この地域は、台風時及び豪雨時に斜面崩壊、土砂崩れがみられた。また、水路が溢れ出したため、家屋浸水、道路浸水の被害も出ている。この地域には、多くのため池がみられるが大きな被害は記録されていない。

(ウ) 低地（国領川上流、下流側氾濫原地域）

この付近は、河川が多いために多くの被害がみられ、台風により、国領川、尻無川、他の中級河川の増水、田畑浸水等が広い範囲でみられた。特に平成16年の台風では、土石流等に伴う土砂・流木等が橋脚にひっかり河川を遮断することで、橋梁の破壊や、水が溢れることにより広範な浸水被害をもたらした。

(エ) 低地（惣開、垣生地域、多喜浜干拓地、埋立地）

この付近は、海岸線に面しており、惣開、垣生、多喜浜地域では、台風による床上、床下浸水も多く発生している。西側に位置している埋立地は、工業用地であり特に大きな被害は認められない。

ウ 記録に残る主な風水害の状況

本市における主な風水害の被害状況を次に示すとともに、記録に残る災害について「災害履歴一覧表」としてまとめ、資料編に記載している。

(ア) 昭和51年災害（1976年9月8日～9月13日）

秋雨前線が日本付近に停滞する一方、台風17号が九州南西海上で停滞したため、6日間にわたって大雨が続いた。本市は、総雨量955mmという記録的豪雨により、全域に異常増水が起こり、西の土居地区ではがけ崩れが発生し、多喜浜地区では、4,300戸が床上床下浸水の被害にあった。また、河川堤防にも被害があった。被害の概要は、次のとおりである。

台風17号による被害状況

人的被害	重傷 5人	軽傷 7人
住家被害	全壊	4世帯 (18人)
	半壊	11世帯 (39人)
	一部破損	13世帯 (42人)
	床上浸水	1,090世帯 (3,516人)
	床下浸水	3,956世帯 (12,337人)
非住家被害	公共建物	2棟
	その他	棟
その他	田	流失、埋没 12.4 ha 浸水 200 ha
	畑	流失、埋没 8.4 ha 浸水 86 ha
気象状況 (新居浜市消防署)	総雨量	955 mm 1,577 mm (鹿森)
	時間最大雨量	37 mm
	最大風速	15.7m/s SW
	最低気圧	985 mb
被害金額	5,734,809 千円	
その他	災害救助法適用	

(イ) 昭和62年災害 (1987年10月16日～17日)

四国の太平洋岸沿いに秋雨前線が停滞し、一方、大型で強い台風19号が北上し、多量の暖湿気を前線に向かって流入させたため、前線は北上にともなって活発化した。本市での総雨量は、304 mmに達した。住宅の一部損壊3戸、床上床下1,198戸の被害発生、又は土砂崩れにより国道11号が一時通行不能となった。被害状況は、次のとおりである。

台風19号による被害状況

人的被害	軽傷 1人	
住家被害	全壊	世帯 (人)
	半壊	世帯 (人)
	一部破損	3世帯 (5人)
	床上浸水	56世帯 (147人)
	床下浸水	1,142世帯 (3,514人)
非住家被害	公共建物	1棟
	その他	2棟
その他	田	浸水 50 ha
	畑	
気象状況 (新居浜市消防署)	連続降雨量	304 mm
	時間最大雨量	42 mm
	最大風速	18.0 m/s
	最大潮高	+3.25 m
被害金額	931,815 千円	
その他		

(ウ) 平成11年災害 (1999年9月14日～15日)

九州の東海上を北上していた台風16号は、9月15日午前3時頃宇和島市に上陸し、四国を縦断した後、同日10時頃近畿地方に抜けた。愛媛県下では、14日夜から15日にかけて激しい雨が降り続き、県内各地で床下、床上浸水が続出したほか、がけ崩れ等による被害も相次いだ。本市での、総雨量は、174.5 mm (立川地区282mm)であったが、明け方時の集中豪雨のため、床上浸水40戸、床下浸水234戸のほか、土砂崩れの発生、河川敷公園や道路、農林水産施設等に大きな被害が発生した。被害状況は、次のとおりである。

台風16号による被害状況

人的被害		
住家被害	全壊	世帯 (人)
	半壊	世帯 (人)
	一部破損	世帯 (人)
	床上浸水	47 世帯 (91 人)
	床下浸水	234 世帯 (645 人)
非住家被害	公共建物	棟
	その他	棟
その他	田	浸水、土砂流入 3.8 ha
	畑	浸水 0.6 ha
気象状況 (新居浜市消防署)	総雨量	174.5 mm 282 mm (立川地区)
	時間最大雨量	67.0 mm 113.5 mm (立川地区)
	最大風速	21.2 m/s
	最低気圧	993.4 hPa
被害金額	534,143 千円	
その他		

(エ) 平成16年災害、台風15号及び前線 (2004年8月17日～18日)

フィリピン東方で発生した台風15号は、韓国南部と九州北部の間を通過中に、前線の活動を刺激し、8月16日から四国地方に大量の雨をもたらした。16日深夜の降り始めから18日午後6時までの総降水量は、217mmを記録した。特に、18日午前9時から2時間に107mmの猛烈な雨を観測、川東地区では、たけり狂うように川が氾濫し、山際には土石流が民家を押しつぶした。この土石流により、3人が死亡するなどかつてない被害を記録した。714世帯、約2,100人に避難勧告が出された。

また、ため池「臼切池」では、堰堤の一部が崩壊し始め、決壊のおそれがあるため、自衛隊が出動、地元消防団や広域の消防団との共同体制で警備と復旧作業に当たった。JR予讃線は、土砂崩れにより線路や電柱が押し流されるなどして、分断された。被害状況は、次のとおりである。

台風15号及び前線による被害状況

人的被害	死者 3人 重傷 1人	
住家被害	全壊	13 世帯 (29 人)
	半壊	80 世帯 (189 人)
	一部破損	48 世帯 (116 人)
	床上浸水	339 世帯 (824 人)
	床下浸水	982 世帯 (2,529 人)
非住家被害	公共建物	棟
	その他	3 棟
その他	田	
	畑	
気象状況 (新居浜市消防署)	総雨量	242 mm
	時間最大雨量	55.5 mm
	最大風速	9.2 m/s
	最大潮高	
被害金額	718,148 千円	
その他	災害救助法適用 避難勧告 714 世帯	

(オ) 平成16年災害、台風16号 (2004年8月30日～31日)

台風は、雨や風だけでなく、波の力を増幅して、沿岸地域に多大な被害をもたらす。それがはっきりと表れたのが、台風16号だった。断続的に激しい風雨に見舞われるとともに、8月の満潮時という最悪のタイミングに来襲、吸い上げ効果や強風の吹き寄せという条件が重なって高潮が発生した。

また、台風15号による集中豪雨被害の復旧さなかの来襲のため、災害のふくそうが心配された。5,522世帯、約11,600人に避難勧告が出された。被害状況は、次のとおりである。

台風16号による被害状況

人的被害	重傷 1人	
住家被害	全壊	世帯 (人)
	半壊	世帯 (人)
	一部破損	16 世帯 (37人)
	床上浸水	5 世帯 (9人)
	床下浸水	11 世帯 (25人)
非住家被害	公共建物	棟
	その他	棟
その他	田	
	畑	
気象状況 (新居浜市消防署)	総雨量	211 mm
	時間最大雨量	26.5 mm
	最大風速	32.9 m/s
	最大潮高	
被害金額	140,634 千円	
その他	避難勧告 5,522 世帯	

(カ) 平成16年災害、台風18号 (2004年9月7日)

記録的な強風で日本を駆け抜けた台風18号は、風の恐ろしさをまざまざと見せつけた。しかも、台風16号が通過してから、約1週間後の襲来であったため、復旧に手をつけかけたばかりの被災地は二重の被害を受けることになった。市内では、暴風に吹き飛ばされた物置小屋の下敷きになり、1人が死亡した。1,820世帯、約3,800人に避難勧告が出された。被害状況は、次のとおりである。

台風18号による被害状況

人的被害	死者 1人	軽傷 1人
住家被害	全壊	世帯 (人)
	半壊	1 世帯 (5人)
	一部破損	47 世帯 (104人)
	床上浸水	2 世帯 (4人)
	床下浸水	1 世帯 (1人)
非住家被害	公共建物	棟
	その他	棟
その他	田	
	畑	
気象状況 (新居浜市消防署)	総雨量	118 mm
	時間最大雨量	13.5 mm
	最大風速	36.3 m/s
	最大潮高	
被害金額	62,444 千円	
その他	避難勧告 1,820 世帯	

(キ) 平成16年災害、台風21号 (2004年9月29日～30日)

台風21号は、沖縄付近を通過後、鋭角にターンして日本列島を縦断した。台風21号が迫った9月29日、東予地方を中心に大雨となった。降り始めからの雨量は、午後8時までに308mm、この年に四国に上陸した台風は5個目となり、松山气象台が統計を取り始めた1951年以降、年間の最多記録を更新した。集中豪雨により、川西地区で発生した土石流等に伴う土砂・流木等で河川がせき止められ、洪水が発生し、浸水地域は極めて広範に及んだ。2,334世帯、約4,900人に避難勧告が出された。大生院では、高速道路脇の山腹斜面が崩壊し、土砂となぎ倒された立木が高速道路を超え、民家を直撃し、4人が亡くなるという痛ましい結果となった。高速道路や国道も通行止めとなり、JR予讃線も全面運

休となった。香川方面への道路網は完全に寸断され、ドライバーは途方にくれ、商店からは生鮮食料品は消えた。29日の日雨量は299mm、午後6時30分までの時間雨量は84mmで、ともに観測開始以来の記録を更新した。被害状況は、次のとおりである。

台風21号による被害状況

人的被害	死者 5人	軽傷 6人
住家被害	全壊	7世帯 (14人)
	半壊	142世帯 (268人)
	一部破損	240世帯 (530人)
	床上浸水	951世帯 (2,250人)
	床下浸水	1,259世帯 (3,052人)
非住家被害	公共建物	棟
	その他	26棟
その他	田	
	畑	
気象状況 (新居浜市消防署)	総雨量	312 mm
	時間最大雨量	50.0 mm
	最大風速	28.6 m/s
	最大潮高	
被害金額	1,833,958 千円	
その他	災害救助法適用	避難勧告 2,334世帯

(ク) 平成16年災害、台風23号 (2004年10月20日)

平成16年に日本に上陸した台風は、この23号で10個目となり、統計開始以来の最多となった。10月20日の上陸というのも、観測史上3番目に遅い時期の記録である。台風23号は、秋雨前線を刺激しながら北上し、大雨、土砂崩れ、洪水など広い範囲に多大な被害を及ぼした。2,863世帯、約6,220人に避難勧告が出された。被害状況は、次のとおりである。

台風23号による被害状況

人的被害	死者	軽傷
住家被害	全壊	1世帯 (5人)
	半壊	世帯 (人)
	一部破損	3世帯 (6人)
	床上浸水	14世帯 (35人)
	床下浸水	44世帯 (95人)
非住家被害	公共建物	棟
	その他	棟
その他	田	
	畑	
気象状況 (新居浜市消防署)	総雨量	383.5 mm
	時間最大雨量	41.0 mm
	最大風速	22.0 m/s
	最大潮高	
被害金額	323,721 千円	
その他	避難勧告	2,863世帯

(2) 地震災害履歴

本市に関する詳細な地震災害資料があるのは、昭和21年に発生した「南海地震」である。

ア 南海地震 (1946年)

昭和21年 (1946年) 12月21日午前4時19分、和歌山県の熊野灘で発生した地震は、東海、近畿、中国、四国などの各地に大きな被害をもたらした。

- ・発生日：1946年12月21日 4時19分
- ・震源：南海道沖 東経135.62° 北緯33.03°

- ・地震の規模：M8.0
- ・震源の深さ：20 km
- ・震度：震度5（香川県、高知県、徳島県、和歌山県）、4（愛媛県）

愛媛県における被害（1946年12月21日南海地震）（南海道大地震調査概報：中央气象台より）

署別 種別	松山	松山西	今治	壬生川	西条	新居浜	三島	郡中	大洲
死者	5	7	1	7	1	-	-	6	-
負傷者	7	3	0	9	3	4	-	2	-
全壊家屋	19	15	6	456	62	3	6	564	2
半壊家屋	103	38	4	1,135	69	173	-	3,320	5
道路破損	1	-	-	-	28	-	-	5	-

その他に、本市において、次のような被害箇所があった。

- (ア) 瀬戸内海沿岸で最大の55cm地盤沈下
- (イ) 多喜浜塩田では満潮時に塩田面に汐が噴出
- (ウ) 日本化学工場濃硫酸500mにわたって流失（量的なものは不明）

イ 芸予地震（2001年）

平成13年（2001年）3月24日（土）15時27分、広島県の安芸灘で発生した地震は、瀬戸内海沿岸の中四国各地に大きな被害をもたらした。（消防庁発表）

- ・発生日：2002年3月24日15時27分
- ・震源：安芸灘 東経132.425° 北緯34.72°
- ・地震の規模：M6.7
- ・震源の深さ：51 km
- ・震度：震度6弱 広島県 河内町、大崎町、熊野町
震度5強 広島県各市町、山口県各市町
愛媛県内 今治市、松山市、大西町、波方町、丹原町、菊間町、久万町、松前町、宇和町、三瓶町等
震度5弱 愛媛県内 新居浜市、西条市、宇和島市、大洲市、小松町、玉川町、宮窪町、重信町、中島町等
震度4 愛媛県内 川之江市、八幡浜市、土居町、内子町等

被害状況（2001年3月24日 芸予地震）

区分	人的被害(人)		住家被害(棟)			その他(箇所)		
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	道路	橋梁	港湾
島根県		3			10	6		
岡山県		1			17	1		
広島県	1	193	65	688	36,545	704	8	118
山口県		12	3	46	1,437	15		18
香川県					6			
愛媛県	1	75	2	40	11,196	56		13
高知県		4			12	4	1	

本市においては、文教施設等に一部軽度の被害があったもののほとんど被害がなかった。

資料編 ・災害履歴一覧表 P838

第2章 災害予防対策

災害の発生を未然に防止するためには、防災に関する施設の整備・点検、防災に関する物資・資材の備蓄整備や防災訓練等のほか、市民自ら参加する実践防災計画の実施、行政と市民が協働で取り組む防災体制の整備、また住民の防災意識の高揚等が重要であるため、本章においては、災害の予防活動及び対策について定める。

第1節 気象予警報等の伝達

気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、本計画に定めるところによる。

なお、地震・津波に関する情報の発表、伝達は、地震災害対策編及び津波災害対策編の定めるところによる。

1 定義

(1) 特別警報

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報をいう。

(2) 警報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報をいう。

(3) 注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報をいう。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

早期注意情報とは、5日先までの警報級の現象の可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で発表するものをいう。

(5) 気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表するものをいう。

(6) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、県と松山地方気象台から共同で発表するものをいう。

(7) 洪水予報

洪水予報とは、水防法第10条第2項及び第11条第1項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と共同してその状況を周知させるため水位又は流量等の現況及び予想を示して行う発表をいう。

(8) 水防警報

水防警報とは、水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について、洪水、津波又は高潮等によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。本市では、知事が水防警報を行う河川について指定されている。

(9) 水位到達情報

水位到達情報とは、水防法第13条の規定に基づき、洪水予報河川以外で国土交通大臣又は知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、避難判断水位に達したことを国土交通大臣又は知事が発表する水位の情報をいう。本市において、知事が指定する水位周知河川は、知事が水防警戒を行う河川と同じである。

(10) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第22条の規定に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに松山地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町や消防本部に伝達されるものをいう。

(11) 火災警報

火災警報とは、消防法第22条第3項の規定に基づき、市長が知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じて発表するものをいう。

(12) 5段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報

ア 警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報とを関連付けるものをいい、警戒レベルに対応した防災気象情報や住民のとるべき行動等の関係については、資料編「警戒レベルと住民等のとるべき行動について」のとおりである。

イ 警戒レベル相当情報

警戒レベル相当情報とは、住民等が行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と5段階の警戒レベルとを関連付けるものをいう。

2 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統

(1) 種類及び発表基準

松山地方気象台が市域に発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準、5段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報（以下「警戒レベル等」という。）は、資料編のとおりである。

資料編 ・警報・注意報の発表一覧表 P58
 ・警戒レベルと住民等のとるべき行動について P854

(2) 細分区域

災害が起こると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられる場合には、警報・注意報を市町単位で発表する。

警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮した地域でも発表する。

この場合、区域名は、警報・注意報のタイトルの前に付して表示する。

- 東予 東予東部 ～ 四国中央市、新居浜市、西条市の地域
- 東予西部 ～ 今治市、上島町の地域
- 中予 ～ 松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の地域
- 南予 南予北部 ～ 大洲市、八幡浜市、西予市、内子町、伊方町の地域
- 南予南部 ～ 宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町の地域

(3) 伝達系統

特別警報、警報、注意報の伝達系統は、資料編のとおりである。

資料編 ・特別警報・警報・注意報の伝達系統図 P60

3 気象情報の種類及び伝達系統

(1) 種類

ア 気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。

- (ア) 全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」
- (イ) 四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」

(ウ) 愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」

イ 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。

(ア) 特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起するためのもの。

(イ) 特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表されるもの。

(ウ) 顕著な大雨や記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるもの。

(エ) 少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を呼びかけたり、解説したりするためのもの。

ウ 気象情報の対象となる現象別の種類

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報、記録的短時間大雨情報^{※1}、竜巻注意情報^{※2}、顕著な大雨に関する気象情報^{※3}などがある。

※1 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。愛媛県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときに発表する。

※2 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東予・中予・南予の区域単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から概ね1時間である。

※3 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。この情報は警戒レベル相当情報を補足するものとなり、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

(2) 伝達系統

気象情報の伝達系統は、2（3）に掲げる伝達系統に準ずる。

4 土砂災害警戒情報の発表・伝達

県は、土砂災害警戒情報の発表は、次の基準に達したとき県と松山地方気象台が協議して行い、関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため、必要な措置を講じる。その伝達系統は、特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

なお、土砂災害警戒情報は警戒レベル4相当情報であり、住民等がとるべき行動等の関係については、資料編のとおりである。

資料編 ・ 警戒レベルと住民等のとるべき行動について	P854
----------------------------	------

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、降雨の実況と重ね2時間先までの気象庁の降雨予測を含ませた指数が基準に達したとき、市町ごとに発表する。

(2) 解除基準

降雨の実況に基づく指標が基準を下回り、かつ降雨予測を合わせた指標が短時間で再び超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除する。

5 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達

(1) 火災気象通報

この通報は消防法第22条の規定により行う通報である。火災の予防上危険であると認めた時は気象台長が、その状況を知事に通報するものである。

通報を受けた知事は、直ちにこれを市町長に通報しなければならない。

火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」のどちらか若しくは同時に発表又は発表される見込みの場合である。

資料編 ・ 愛媛県と松山地方気象台との火災気象通報に関する実施要領 P72

(2) 火災警報

消防法第22条第3項の規定により、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険である場合は、市長は必要により火災警報を発令し、火災予防の万全を期する。

ア 火災警報発令基準

火災気象通報の基準に準ずる。

イ 火災警報解除

火災の予防上危険な気象状況でなくなったときには、解除する。

ウ 火災警報発令時の火の使用制限

新居浜市火災予防条例（昭和37年条例第4号）29条の規定により、次のとおり使用制限する。

(ア) 山林、原野等において火入れをしないこと。

(イ) 煙火を消費しないこと。

(ウ) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

(エ) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

(オ) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

(カ) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

(キ) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

6 雨量情報及び水位情報の収集

(1) 雨量情報

雨量情報の収集方法については、気象庁、県及び市の設置する雨量計により情報の収集を行う。

(2) 水位情報

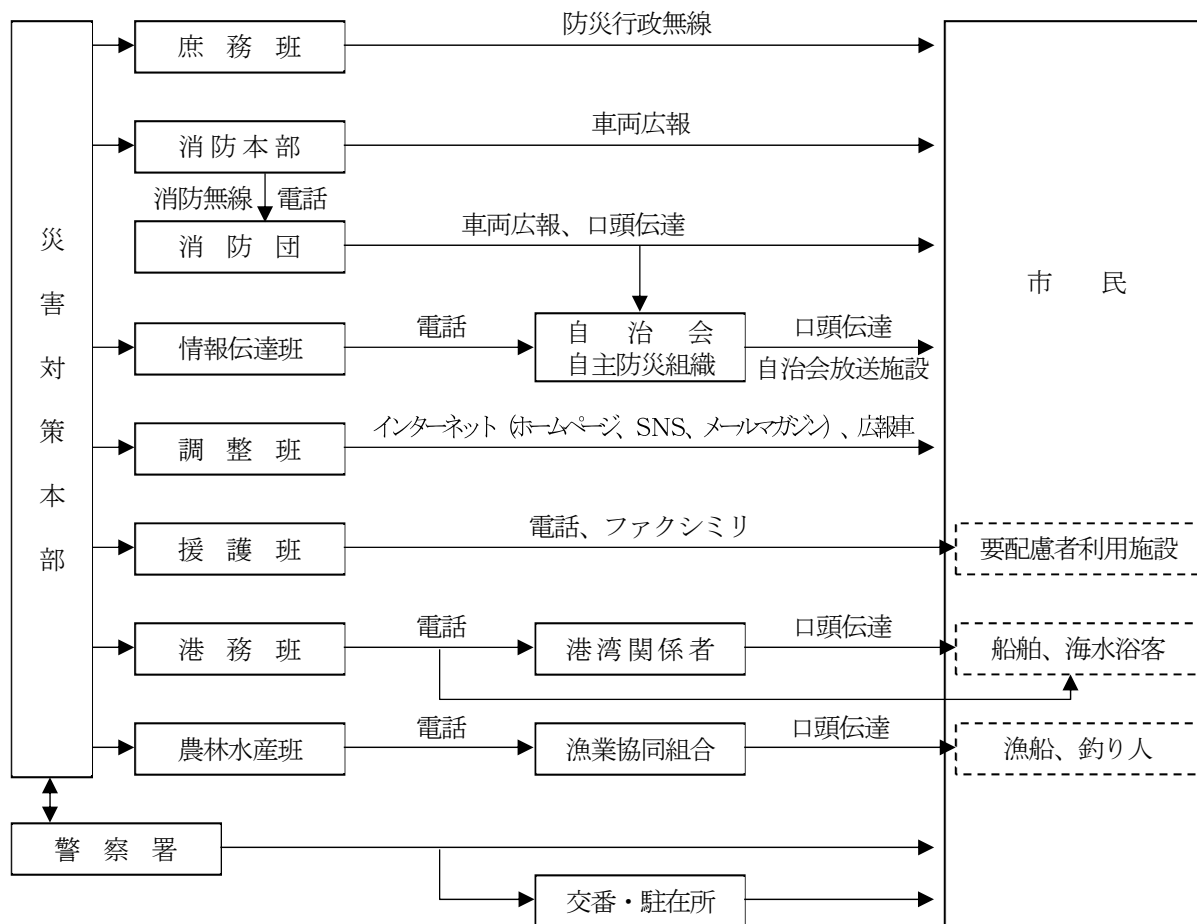
水位情報の収集方法については、水位観測所及び市の設置した量水標により情報の収集を行う。

7 伝達体制

(1) 気象予警報等の収集伝達系統

松山地方気象台等から発せられる気象注意報、警報等の収集、伝達は、「新居浜市水防計画」に定められているとおり、消防職員又は危機管理課職員が受領し、これを直ちに消防長及び危機管理監に報告する。

防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能) による伝達系統



(2) 異常現象発見の際の手続

- ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を本部長（市長）又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
- イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに本部長（市長）に通報する。
- ウ 上記ア及びイにより通報を受けた本部長（市長）は、直ちに次の機関に通報する。
 - (ア) 地方気象台
 - (イ) その災害に関係のある近隣市町村
 - (ウ) 最寄りの県出先機関（東予地方局）、警察署及び海上保安署

8 緊急伝達方法

本市の通信施設による伝達が災害のため困難となった場合には、防災関係機関に対しては警察無線の利用等を要請し、住民に対しては広報車等の利用又は消防団、自主防災組織に伝達の要請を行うなど、確実に伝達が行えるように配慮する。

第2節 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時から、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市は、市民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。また、防災対策の円滑な実施を確保するため、市職員の教育を行うとともに、学校教育、社会教育等を通じて、住民等に対して、気候変動の影響も踏まえつつ、災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。

1 市職員に対する教育

市職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会や専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 市地域防災計画と市の防災対策に関する知識
- (4) 警戒レベル等の内容及び避難情報が発令された場合に住民等がとるべき行動に関する知識
- (5) 災害時に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における防災対策
- (8) 自主防災組織の育成強化対策（自主防災組織推進員）
- (9) 防災対策の課題その他必要な事項

なお、上記（5）及び（6）については、毎年度、各課室等において、所属職員に対して十分に周知する。

また、各課室等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

市教育委員会及び学校長は、前記第1に掲げる市職員に準じて教職員への教育を行うとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き（改訂版）」（県教育委員会編）、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省編）等を参考にして、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、風水害等に関する基礎知識を修得させるほか、警戒レベル等の内容及び発表又は避難情報が発令された場合にとるべき行動、風水害等発生時の対策（防災訓練等による避難場所、避難経路の確認等）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の風水害等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 小学校の児童、中学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下

で開発するなどして、自然災害と防災に関する理解向上に努める。

(5) 水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

3 市民に対する防災知識の普及

災害時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、消防本部、防災士、自主防災組織、自治会等と連携し市民防災力の醸成を図るとともに、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動など防災に関する知識の普及・啓発を図る。

避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと等について周知徹底に努める。

防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 気象災害に関する基礎知識
- (イ) 過去の災害の記録に関する知識
- (ウ) 警戒レベル等が発令された場合にとるべき行動に関する知識
- (エ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (オ) 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害時に、具体的にとるべき行動、避難場所や避難所でのとるべき行動に関する知識
- (カ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (キ) 防災関係機関等が講ずる防災対策等に関する知識
- (ク) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (ケ) 高潮浸水想定区域、山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- (コ) 避難場所、避難所、避難路その他避難対策に関する知識
- (サ) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識
- (シ) 応急手当等看護に関する知識
- (ス) 避難生活に関する知識
- (セ) 要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等に関する知識
- (ソ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (タ) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (チ) 防災士の活動等に関する知識
- (ツ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保
- (テ) 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識

イ 啓発の方法

- (ア) 新居浜市防災センターを活用した体験・学習の実施
- (イ) ケーブルテレビ等の活用
- (ウ) インターネット(市ホームページ、SNS)の活用
- (エ) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (オ) 映画、DVD等の利用
- (カ) 出前講座、講演会、講習会の実施
- (キ) 広報車の巡回
- (ク) 防災訓練の実施

(ケ) 各種ハザードマップの利用及び公共施設などへの掲示

(2) 社会教育を通じた啓発

市及び教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及、啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。

ア 啓発の内容

市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 各種団体を通じた啓発

市は、各種団体に対して、研修会、講演会、DVD等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 相談コーナーの設置

市は、それぞれの部局等において所管する事項について、市民の防災対策に関する相談に積極的に応ずる。

なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談コーナーを、次のとおり設置する。

ア 総括的な事項

市民環境部危機管理課において設置する。

イ 建築に関する事項

建設部建築住宅課において設置する。

(5) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

市は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～23日までの一週間）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

(6) 地域の協体制づくり

市は、社会福祉施設の利用者や保育所、幼稚園の園児が単独で避難することが困難なことから、自主防災組織や自治会と連携して助け合う体制づくりの支援に努める。

4 関係機関の活動

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対して、所掌する事務又は業務に関する防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

(2) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

5 普及の際の留意点

(1) 防災マップ等の活用

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。

防災マップ等については、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫や、防災マップ等が安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて施す。

また、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき

行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(3) 防災地理情報の整備等

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、気象防災アドバイザー等の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(4) 防災と福祉の連携等

危機管理課と福祉部等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、適切な避難行等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3節 自主防災組織の活動

災害による被害を軽減するためには、市民一人ひとりが、災害や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職域等で防災活動を実践することが極めて重要であり、市民が相互に協力し、地域や職場において自発的に活動することが、より効果的である。

このため、市は、自主防災組織の育成強化に努め、市民による自発的な防災活動を促進する。

1 市民の果たすべき役割

市民は、災害から自らを守る「自助」とともにお互いに助け合う「共助」という意識と行動の下に、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災対策を実践する。

(1) 平常時の実施事項

- ア 防災に関する知識の習得に努める。
- イ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- ウ 地域の危険箇所や指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び地域住民相互の連絡方法を確認する。
- エ 分散避難の観点から、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の様々な避難先及び避難経路等の検討を事前に行っておく。
- オ 土砂災害や洪水、高潮、崖崩れ、津波等地域の危険度の理解に努める。
- カ 家屋の耐震補強を行う。
- キ 家具の固定やブロック塀の転倒防止等落下倒壊危険物の対策を講ずる。
- ク 石油ストーブやガス器具等について、対震自動消火等火災予防措置を実施する。
- ケ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備をしておく。
- コ 自治会に加入するとともに、地域の伝統行事や防災訓練に進んで参加する。
- サ 家族で災害時の役割分担及び安否確認等の連絡方法を決めておく。
- シ ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- ス 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- セ 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- ソ 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生児童委員及び消防団等の協力団体や個人に対して、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

(2) 災害時等の実施事項

- ア まず我が身の安全を図る。
- イ 適時に、適切な早目の避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- ウ 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- エ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- オ 自力による生活手段の確保を行う。
- カ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- キ 秩序を守り、衛生に注意する。
- ク 自動車、電話の利用を自粛する。
- ケ 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。
- コ 家屋が被災した際は、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなどし、生活の再建に資する。

2 自主防災組織の育成強化

市民の自主的な防災活動は、住民が団結し組織的に行動することがより効果的であり、地域における防災

対策上、自治会等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

特に、本市においては、毎年10月に開かれる新居浜太鼓祭りなど地域の伝統行事が盛んであり、住民相互の絆が培われていることから、地域のコミュニティネットワークを更に活性化し、自主防災組織等の更なる積極的活動に結びつけることとする。

このため、講演会の開催、パンフレットの配布等各種方策の実施により、自治会未加入の賃貸住宅の住民などを中心に、自主防災組織の結成を積極的に促進し、幅広い世代の参加、要配慮者への支援や女性の参画促進にも配慮しながら、その育成強化を図る。

また、本地域防災計画に自主防災組織の育成について定め、その役割及び活動、市の行う指導方針等を具体的に明らかにするとともに、各種の助成事業等を活用して、必要な資機材の充実を図る。

(1) 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、地域の実情に応じて、次の点に留意する。

- ア 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるため、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- イ 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
- ウ 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づける。

(2) 組織づくり

既存の自治会等の自治組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。

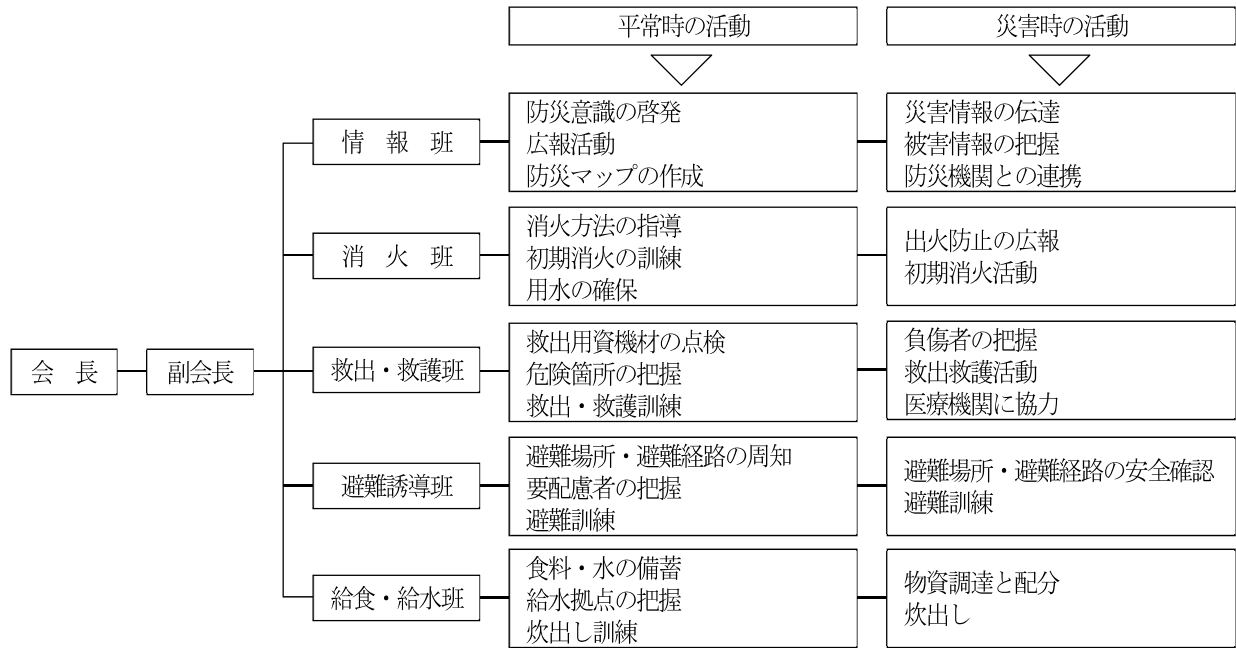
- ア 自治会長等を対象にリーダー養成のため防災士の養成に努めるとともに、技能向上のため防災士フォローアップ研修等を実施する。また、市民の防災士資格取得を促進し、組織の核となる人材を育成する。その際、女性の参画促進に努める。

また、新居浜防災士ネットワークにより、各防災士間の連携や防災対策等についての協議、自主防災組織の一層の育成促進による地域防災力の強化及び底上げを図る。

さらに、地域の自主防災組織などの防災訓練で、図上訓練の指導等を経験できるようにするなどスキルアップできる環境づくりを進める。

- イ 自治会等の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- ウ 婦人防火クラブをはじめ防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図ることにより、自主防災組織として育成する。
- エ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。
- オ 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動するためには、性別による役割の固定や偏りがおきないよう配慮したうえで、誰が何を受け持つかを明確にし、お互いの役割や関係を体系づけておく。
また、自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定めるところによるが、一般的には、次のような組織編成が考えられる。

自主防災組織と役割



資料編 ・自治会自主防災組織設置会則(案) P263

3 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、市と連携し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神の下に、災害発生に備えて、平常時において次の活動を行う。

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

主な啓発事項

- ① 平常時における防災対策
- ② 災害時の心得
- ③ 風水害時の知識
- ④ 気象情報等の種別や内容
- ⑤ 自主防災組織が活動すべき内容
- ⑥ 自主防災組織の構成員の役割等

(2) 「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、市が作成する総合防災マップ等を基に身近に内在する危険や、指定避難所等災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配付することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動の的確化を図る。

(3) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

(4) 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、作成に当たっては、個人情報の取扱いに十分留意する。

- ア 世帯台帳（基礎となる個票）
- イ 避難行動要支援者台帳（名簿及び個別避難計画）
- ウ 人材台帳
- エ 電話などが使用できないときの連絡網

(5) 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

(6) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害時の対応に関し次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士、学校や市等と有機的な連携を図る。

- ア 情報の収集及び伝達の訓練
- イ 出火防止及び初期消火の訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出及び救護の訓練
- オ 参集訓練
- カ 炊出し訓練

また、地域の危険箇所の把握、避難場所、避難所、避難経路、避難所運営など情報共有のための災害図上訓練（DIG）や避難所運営訓練（HUG）を実施する。

(7) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域における太鼓祭り等の伝統行事を介したコミュニティ組織との連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(8) 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害時において市から地区連絡員の派遣を受けたときに、校区内の各公民館又は交流センターに連絡員を配置し、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- ア 防災関係機関の連絡先
- イ 防災関係機関との連絡手段
- ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(9) 避難行動要支援者の支援体制の整備

自主防災組織は、市及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難支援等を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

(10) 資機材等の備蓄

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護、その他の応急的な措置に必要な資機材及び食料・飲料水等の物資を備蓄するよう努める。

4 市の活動

(1) 自主防災組織づくりの推進

市は、県の協力を得て、全ての自治会での自主防災組織の結成を推進する。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(2) 自主防災に関する意識の高揚

市は、住民の自主防災に関する認識を深めるため、講座や研修会等を開催するとともに、校区運動会など市民参加イベントで防災に関する意識の高揚に努める。

また、消防本部は、消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行う。

(3) 組織活動の促進

市は、消防団及び企業等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実強化、市民が防災訓練に参加しやすい環境づくりを促進する。

また、外部の専門家の活用を図るなど、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）について、女性の参画促進にも配慮しながらの育成に努める。

5 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であり、自主防災を推進する立場であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱いの指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援や、女性の参画の促進に努め、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

6 事業所等における自主防災活動

(1) 自主防災活動

市内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害時には、行政や市民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、市や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。

- ア 防災訓練
- イ 従業員等の防災教育
- ウ 情報の収集・伝達体制の確立
- エ 浸水対策、火災その他災害予防対策
- オ 避難対策の確立
- カ 応急救護
- キ 飲料水、食料、生活必需品など災害時に必要な物資の確保
- ク 施設及び設備の耐震性・耐浪化、耐火性の確保
- ケ 従業員等の一時的、緊急的な避難

(2) 浸水想定区域内の活動

河川氾濫等による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、水防法第15条の規定により本地域防災計画に名称及び所在地を定められた事業者等は、以下の活動を行う。

ア 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、この計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した計画及び自衛水防組織等の構成員について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

イ 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

ウ 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防

災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した当該計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水の防止のための訓練の実施に努める。

7 地域における自主防災活動の推進

(1) 地区防災計画

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案することができる。

市は、本地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受け、必要があると認めるときは本地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(2) 地域防災力の充実強化に関する計画

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、本地域防災計画において、各地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

8 地域と学校との連携

災害時の避難所となる学校と地域の自主防災組織が、防災対策について話し合う組織づくりを支援する。

第4節 事業者の防災対策

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国及び地方公共団体が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

市は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

1 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動の下に、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災措置を行う。

(1) 平常時の実施事項

- ア 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- イ 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- ウ 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努めるとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施する。
- エ 地震・津波発生時における来所者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を努める。（地震・津波編）
- オ 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- カ 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- キ 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- ク 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- ケ 防災士の養成を促進し、地域防災力の向上を図る。
- コ 事業所及び従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
- サ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- シ 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- ス 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。
- セ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努める。
- ソ 危険物等関係施設を保有する事業者においては、当該施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

(2) 災害時の実施事項

- ア 来所者、従業員等の安全の確保に努める。特に、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- イ 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- ウ 帰宅困難者に対して、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、

協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

エ 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。

オ 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、市が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

2 市の活動

(1) 防災意識の啓発

市は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、市に協力する。

また、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

(2) 防災情報の提供

市は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

3 中小企業等の事業継続力強化計画の策定支援

市は、商工会議所と連携して、中小企業等の事業継続力強化計画の策定を支援する。

第5節 ボランティアによる防災活動

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティアコーディネーター等の養成や地域のNPO・ボランティア等のネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

1 災害救援ボランティアの養成・登録等

市は、県や新居浜市社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターと協力して、次のことを行う。

(1) 意識の啓発・知識の普及

ボランティア・市民活動センターと協力して、インターネットの情報掲載、情報誌の発行等を通じ、市民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。

(2) 災害救援ボランティア等の養成・登録

災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。

(3) ボランティアコーディネーターの養成・登録

ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティアリーダーや災害時にボランティアのあっせん等を行うボランティアコーディネーターの養成・登録を行う。その際、女性の参画促進に努める。

(4) ボランティア団体相互間の連絡体制等ネットワーク化の推進

ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時からボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練のほか、交流の機会等を提供し、NPO・ボランティア等及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）相互間の連絡体制の構築を図るなど、活動環境の整備を図る。

(5) ボランティア保険制度の周知・加入促進

ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

2 災害救援ボランティアの活動拠点の確保

市は、災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化に努める。

3 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者の介護及び看護補助（同性による介助や被介助者を尊重した対応等に配慮）
- (3) 外国人、帰宅困難者、旅行者等土地不案内者への支援
- (4) 清掃
- (5) 炊出し
- (6) 救援物資の仕分け及び配布
- (7) 消火・救助・救護活動
- (8) 保健医療活動
- (9) 通訳等の外国人支援活動
- (10) ボランティアのコーディネート

第6節 防災訓練の実施

災害時において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、本地域防災計画に定める災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう、職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、総合的かつ効果的な訓練を実施する。

その際、自衛隊、今治海上保安部など国の機関の協力を得るとともに、学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むほか、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも留意し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

なお、訓練後に評価を行い、必要に応じて改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

1 防災訓練の実施責務又は協力

- (1) 市は、単独又は他の災害予防責任者と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 市及び災害予防責任者の機関に属する職員、従業員、使用人は、防災計画に定めるところにより、防災訓練に参加する。
- (3) 住民その他関係ある団体は、市及び災害予防責任者が行う防災訓練に協力する。

2 防災訓練の種別

(1) 訓練の種別

市及び各防災関係機関が実施する訓練は、次のとおりとする。

訓練の種別	時期	訓練内容	参加機関
総合防災訓練 (校区・地区単位)	毎年	風水害、火災、南海トラフ地震等大規模災害を想定した訓練	市、消防署、消防団、自主防災組織、住民
消防訓練	随時	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	〃
災害図上訓練	毎年	災害時における連絡体制、初動体制の確認や危険箇所、避難場所、避難所の確認	市、消防団、自主防災組織、住民
水防訓練	毎年	各種水防工法の実施訓練	市、消防署、消防団及び関係機関
非常参集訓練	毎年	災害関係課、災害担当者又は全職員の非常招集	〃
教養訓練	随時	防災活動上必要な教養訓練	県、県警、市
消防団教養訓練	随時	水防法、消防法、災害対策基本法、その他教養訓練、ポンプ操法、山岳遭難救助、火災防御	消防団
危険物等防災訓練	随時	危険物、高圧ガス等、災害防止訓練	県、県警、消防署、関係事業所
通信連絡訓練	随時	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送信	市、消防署、消防団、関係機関
避難訓練	随時	幼稚園児、保育園児、小・中学校児童・生徒及び住民等の集団避難訓練	園児・児童・生徒、住民、自主防災組織、市、消防署、消防団
災害救助訓練	随時	住民のほか要配慮者の救助訓練	自主防災組織、住民、社会福祉施設等職員及び入居者、市

3 訓練の時期

えひめ防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施することを基本とし、訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

4 訓練の方法

市は、関係機関と相互に連絡を取りながら、単独に若しくは他の機関と共同して、上記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて、より実践的で最も効果ある方法で訓練を行う。

また、訓練に当たっては、次の点に重点をおくとともに、広報に努め、住民等の積極的な参加を求めて、津波ハザードマップ等を活用した津波からの避難、避難行動要支援者に対する救出・救助・自主防災組織と事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保など、地域の特性等による地震災害の態様等を十分に考慮し、実情に合ったものとするほか、訓練のシナリオに緊急地震速報や南海トラフ地震臨時情報等を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

特に、避難訓練については、地域の災害リスクを踏まえあらかじめ作成した避難計画に基づき、夜間等様々な条件に配慮し、実践的な訓練を行う。

- (1) 職員の安否確認・動員
- (2) 気象情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- (3) 災害時の広報
- (4) 災害時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定
- (5) 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- (6) 避難所運営
- (7) 消防、水防活動
- (8) 救出・救助
- (9) 道路啓開
- (10) 応急復旧

第7節 業務継続計画の策定

市及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努める。

1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2 市の業務継続計画

市は、災害応急活動を行いつつ、それ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

このため、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努める。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第8節 避難対策

市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

なお、市の避難計画の作成に当たっては、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに指定避難所に必要な設備、資機材の配備・職員の確保を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定める。また、避難について、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

県は、市に対し、避難情報の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した全ての被災者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

また、市は県とともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

市及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、平常時から、場所や収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図り、本地域防災計画に定めるほか、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、これらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、関係地域住民に周知を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

さらに、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、社会福祉施設への緊急入所等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女のニーズの違いにも配慮するほか、ペットの同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

加えて、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等の確認をしておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、危機管理課と福祉部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の定義

指定緊急避難場所	災害から一時的、緊急的に避難する場所
指定避難所	避難者等を必要な期間滞在させるための施設

(2) 指定の基準

指定緊急避難場所及び指定避難所の基準

指定緊急避難場所	指定避難所
<p>ア 災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものであること。</p> <p>イ 被災が想定されない安全区域内に立地していること。</p> <p>ウ 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。</p> <p>エ 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を受入れできるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につきおおむね0.5㎡以上を目安とし、施設については延床面積、オープンスペースについては敷地面積のそれぞれ半分を有効面積として算出する。</p> <p>オ 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。</p> <p>なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じて、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。</p> <p>また、想定を超える避難者数を収容する場所を確保するため、必要に応じて、近隣市町の協力を得て設置することも考慮する。</p>	<p>ア 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は、1名につきおおむね2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。</p> <p>イ 速やかに避難者等を受入れ、生活必需品を配布することが可能な構造又は施設を有すること。</p> <p>ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。</p> <p>エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段が整備されていること。</p> <p>オ なるべく被災地に近く、かつ避難者等を集団的に受入れできること。</p> <p>なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p>

(3) 福祉避難所の指定

災害時に、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、市内の社会福祉施設と連携し、必要な期間受入れるための二次的な避難所である福祉避難所として速やかに開設できるよう指定を行うほか、必要な設備の整備やヘルパー、福祉ボランティア等の協力体制の確立を図る。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

また、この公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者の避難が必要となった場合に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

資料編	・緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 P73
	・福祉避難所の指定状況 P76

2 避難路の指定

市は、指定緊急避難場所の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定・整備する。なお、沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図る。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有する。
- (2) 避難路は、相互に交差しない。
- (3) 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

3 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底

市は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他円滑な避難のための立退きを確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること等について、日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

4 指定避難所の設備及び資機材の配備

市は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や子供にも配慮のうえ、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ指定避難所に配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の資機材の整備に努める。

- (1) 防災行政無線・衛星携帯電話・無線LAN、西日本電信電話株式会社事前設置の特設公衆電話、衛生通信を活用したインターネット機器等の通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) ガス施設
- (5) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (6) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (7) 給水用機材（貯水槽、給水タンク）、井戸
- (8) 救護施設及び医療資機材
- (9) 物資の集積所
- (10) 仮設の小屋又はテント
- (11) 仮設トイレ、マンホールトイレ（公共下水道供用開始区域内）、携帯トイレ、簡易トイレ
- (12) 防疫用資機材、感染症対策に必要な物資等
- (13) 清掃用資機材
- (14) 工具類
- (15) 非常電源
- (16) 日用品
- (17) 備蓄食料（アレルギー対応を含む。）及び飲料水
- (18) その他粉ミルク（アレルギー対応を含む。）または液体ミルク、哺乳瓶や紙おむつ、生理用品、尿取りパッド（男性用・女性用）、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等

5 避難計画の作成

市は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の協力も得ながら避難体制の確立を図る。

また、計画作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害の態様及び地域の特性を踏まえるとともに、避難

時の周囲の状況等により、屋内に留まることが安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。

避難計画作成時の留意事項
(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する客観的基準及び伝達方法 (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 (3) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法（特に要配慮者に配慮すること。） (4) 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項 ア 給水措置 イ 給食措置 ウ 毛布、寝具等の支給 エ 衣料、生活必需品の支給 オ 負傷者に対する応急救護 (5) 指定避難所の管理に関する事項 ア 避難生活中の秩序保持 イ 避難民に対する災害情報の伝達 ウ 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底 エ 避難民に対する相談業務 (6) 災害時における広報 ア 防災行政無線放送、広報車、市メール配信システム及び緊急速報メールによる周知 イ 避難誘導員による現地広報 ウ 住民組織を通ずる広報 (7) 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整備 (8) 不特定多数の人が利用する地下道・地下駐車場等地下空間施設の円滑かつ迅速な避難体制

6 避難情報発令に関するマニュアルの策定

国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、的確に避難情報の発令を行うため、次の事項に留意して「避難情報発令に関するマニュアル」を作成する。

なお、作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害種別毎のリスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について周知徹底を図る。

- (1) 対象とする災害
洪水、土砂災害等の災害種別毎に、過去の災害や想定される災害を調査し、避難情報等を発令する対象とする災害を特定
- (2) 避難情報発令の対象とする区域
災害種別や地域ごとに、避難が必要な区域を特定
- (3) 避難情報発令の客観的な判断基準
避難情報発令の判断基準については、資料編に掲載の「避難情報発令の判断基準」のとおりとする。
 ア 避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定
 イ 避難すべき区域ごとに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の客観的発令基準を策定
 ウ 国又は県に避難情報発令について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定

資料編 ・ 避難情報発令の判断基準 P16

- (4) 避難情報発令の伝達方法
 ア 災害種別毎の避難情報の伝達文には、その対象者を明確にするとともに、警戒レベルを用いるなど対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように設定
 イ 可能な限り多様な伝達方法、伝達先を設定
 ウ 時々刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返し分かりやすい言葉で伝達すること。
- (5) その他留意すべき災害特性
 ア 想定される災害種別毎の特性（危険性）の周知
 イ 災害時の状況等に応じて、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部か

ら離れた場所での退避等の「緊急安全確保」をとる必要があることを、平時から周知しておく必要があること。

ウ 安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すこと。

7 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、診療所、工場その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施などにより避難対策を整える。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- (2) 学校においては、義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- (3) 市内の医療機関等においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

8 避難マニュアルの作成支援

市は、自治会をはじめ、企業や保育園、幼稚園などの避難マニュアルの作成を支援する。

9 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、誰もが避難所の設置や運営のノウハウを理解できるような分かりやすいマニュアルを避難所ごとに作成するよう取り組む。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家、NPO、ボランティア等と定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、動物同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

10 災害時におけるペットの救護対策

市は、国の「人とペットの災害対策ガイドライン（災害時におけるペットの救護対策ガイドライン改訂後）」及び「愛媛県災害時動物救護 活動ガイドライン」に基づき、協定を締結している（公社）愛媛県獣医師会等の協力を得ながら、次の事項への対応策並びにマニュアルの作成を検討して災害時におけるペットの救護対策に努める。

- (1) ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
- (2) ペットとの同行避難を含めた避難訓練
- (3) 避難所、仮設住宅等におけるペットの受入れ、飼育に係る検討
- (4) ペット同行避難者の避難所への避難誘導、支援
- (5) 避難所・仮設住宅におけるペット同行避難者の受入れ
- (6) 県等に対する避難所・仮設住宅におけるペットの飼育状況等に関する情報提供
- (7) 避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育に係る指導、支援
- (8) 県等が行う動物救護活動への連携、協力、支援要請
- (9) 被災住民等への動物救護及び飼育支援に関する情報の提供

11 広域避難者の受入体制の整備

原子力災害等の大規模な災害が発生した場合、市は、県内市町又は都道府県域を越える被災者の広域避難の受入れに係る手続を円滑に行うための体制を整備する。

なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、万が一、四国電力株式会社伊方発電所における原子力災害発生時、県内市町は、県の指導の下に広域避難を実施することとされている。

市は、「愛媛県広域避難計画」に基づき、県の指導の下、原子力災害時における広域避難体制（受入れを

含む。)の整備に努める。

第9節 緊急物資確保対策

市は、災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、平素から食料、生活物資、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの物資を各避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

なお、備蓄を行うに当たって、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じて、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、市は、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（県物資拠点）、市が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各避難所に緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

市は、物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め情報共有を図り、相互に協力するよう努める。また、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

1 食料及び生活必需品等の確保

(1) 市の活動

現在市では、食料、生活必需品及び衛生用品等を備蓄しているが、順次充実を図る。災害発生時は、これらの物資を供出するが、不足する場合に備え、各事業者等と協定を締結するなど調達体制の整備を図る。

また、市内のみでは必要量の物資が確保できない場合に備え、県が備蓄している緊急援護物資を災害時に迅速に供給が得られるよう、供給要請方法を周知しておくとともに、近隣市町への応援要請方法も周知しておく。

(2) 食料及び生活必需品の確保・供給計画の策定

市は、災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から食料及び生活必需品等の確保について次の措置を行う。

- ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- イ 孤立が想定される地区における備蓄の推進
- ウ 市内における緊急物資流通在庫調査の実施
- エ 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- オ 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- カ 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- キ 緊急物資の集積場所の選定及び運営管理等の検討
- ク 家庭内備蓄等の促進
- ケ 給食計画の策定

(3) 市民の活動

市民は、災害時に備え、平素から次の活動を行う。

- ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- イ アのうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品の準備
- ウ 自動車へのこまめな満タン給油
- エ 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- オ 緊急物資の共同備蓄の推進

2 飲料水等の確保

(1) 市の活動

市は、災害が発生した場合の応急飲料水を確保するため、関係機関と連携し、次の活動を行う。

- ア 給水設備等復旧資材の備蓄と調達体制の確保
- イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水実施計画の策定
- ウ 給水車、給水タンク、トラック等応急給水資機材と給水場の整備
- エ 応急飲料水確保兼用耐震性配水池、基幹管路及び重要管路等の整備
- オ 住民及び自主防災組織等に対する貯水や応急給水についての啓発
- カ 災害時応援協定等による飲料水の供給体制の整備
- キ 飲料水の備蓄及び貯水槽の設置

(2) 市民及び自主防災組織の活動

市民及び自主防災組織は、災害時に備え、平素から次の準備を行う。

- ア 市民（家庭）における貯水
 - (ア) 貯水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。（うち3日分程度を非常持出用として準備）
 - (イ) 貯水には、水道水等衛生的な水を用いる。
 - (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動等により水もれ、破損しない。
- イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
 - (イ) 災害時に利用が予定される井戸、泉、河川等の水は、水質検査等を実施して、市の指導の下に利用方法をあらかじめ検討しておく。
 - (ウ) 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

3 物資供給体制の整備

災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行う。

特に地域内輸送拠点（物資集積場所）から指定避難所等に至る輸送（ラストワンマイル）について、市は、物流事業者、自衛隊などの国の機関等、様々な機関と連携して行う必要がある。

(1) 市の活動

- ア 地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- イ 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- ウ 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備（物資調達・輸送調整等支援システム等の活用による物資供給体制の強化）
- エ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- オ 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する、災害発生前の緊急通行車両の事前確認制度の積極的な活用の推進
- カ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

第10節 医療救護対策

災害発生後、迅速かつ多面的に、被災者のメンタルヘルスも考慮した医療救護活動が実施できるよう、新居浜・西条圏域災害医療対策会議等を活用しながら、あらかじめ医師会や愛媛県災害医療コーディネーター、保健所など関係機関との協力体制を確立し、必要な体制を整備する。

1 実施方針

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として市が行う。市は、新居浜市医師会及び市内医療機関の協力を得て実施するが、市だけでは対応が困難な場合は、隣接市、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。
- (2) 災害の発生に伴い、市民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市は、市の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、状況により県に対して健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するよう要請する。
- (3) 市は、自然災害や大規模事故の発生に備え、県が策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、保健医療活動チーム、救護病院又は救護診療所（以下「救護病院等」という。）の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- (4) 市は、医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

2 災害医療コーディネーターの設置

- (1) 県は、被災地で必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、行政や関係機関と連携し、指定避難所等における医療ニーズや医療機関の被災状況、患者受入状況等の情報収集、分析及び伝達と、それを踏まえた各種調整及び要請等を行う災害医療コーディネーターを以下のとおり設置する。
 - ア 愛媛県全体の医療救護活動を統括するコーディネーターとして、災害対策本部内に統括コーディネーターを置く。
 - イ 各二次医療圏内の医療救護活動を調整するコーディネーターとして、災害基幹拠点病院及び災害拠点病院に災害拠点病院コーディネーターを置く。
 - ウ 市内の医療救護活動を調整するコーディネーターとして、公立病院コーディネーターを置く。
- (2) 災害医療コーディネーターは、災害時に以下の業務を行う。
 - ア 医療救護班の受入れ・派遣調整
 - イ 医療機関間の患者受入れ・搬送調整
 - ウ 医療機関の医療活動支援に係る調整
 - エ 医薬品等の調達・供給調整等
- (3) 県及び災害医療コーディネーターは、関係機関と緊密に連携し、平常時から、県単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や保健医療活動チームの受入れ・派遣方針等についてあらかじめ検討を行う。

災害医療コーディネーターの設置一覧

区分	二次医療圏等	病院区分	設置病院名
統括コーディネーター (県全体の医療救護活動を統括する)	全 県	災害基幹 拠点病院	県立中央病院
災害拠点病院コーディネーター (二次医療圏域内の医療救護活動を 調整する)	宇 摩	災害(基幹) 拠点病院	公立学校共済組合四国中央病院
	新居浜・西条		県立新居浜病院
	今 治		県立今治病院
	松 山		県立中央病院、松山赤十字病院、 愛媛大学医学部附属病院
	八幡浜・大洲		市立八幡浜総合病院
	宇和島	市立宇和島病院	
公立病院コーディネーター	新居浜・西条	公立病院	西条市立周桑病院

区 分	二次医療圏等	病院区分	設 置 病 院 名
(市町内の医療救護活動を調整する)	松 山		久万高原町立病院
	八幡浜・大洲		市立大洲病院、市立西予市民病院
	宇和島		鬼北町立北宇和病院 県立南宇和病院

3 初期医療体制の整備

(1) 市における初期医療体制の確立

災害発生後の電話や道路交通等の混雑、不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、災害医療コーディネーター、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、市内医療機関及び愛媛県医師会に協力を要請し、次のとおり初期医療体制の確立を図る。

- ア 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- イ 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- ウ 市内の医療機関及び愛媛県医師会の協力により、救護班を編成する。
- エ 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- オ 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

(2) 救護班の種類及び編成

県は、災害時に速やかに救護班を派遣する体制を整備するため、あらかじめ救護班の種類及び編成を定めるとともに、既に締結している協定に基づき、愛媛県医師会等の協力を得ながら医療救護活動を行う。

ア 救護班の種類

- (ア) 県立病院の職員による救護班
- (イ) 日本赤十字社愛媛県支部所属職員による救護班
- (ウ) 愛媛県医師会会員による救護班
- (エ) 愛媛県歯科医師会会員による救護班
- (オ) 愛媛大学医学部附属病院、四国がんセンター、愛媛病院及び愛媛労災病院の職員による救護班
- (カ) 公的医療機関の職員による救護班

イ 救護班の編成

救護班の編成単位は、おおむね医師1～2名、保健師、看護師4～5名、事務職員（自動車運転手を含む。）1～2名とする。ただし、愛媛県歯科医師会会員による救護班にあつては、おおむね歯科医師1名、歯科衛生士1名、事務職員1名とする。

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の編成主体が別に定めることができる。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、招集連絡方法を定めておく。

4 後方医療機関

(1) 県は、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を収容するため、救護病院等を選定するとともに、災害時における広域的な地域医療の拠点として災害拠点病院を、また、災害基幹拠点病院を指定している。

区 分	指 定 基 準
救護病院	全ての病院を選定
救護診療所	旧町村の区域で病院がなく、かつ、公立の診療所がある場合に1箇所程度選定
災害拠点病院	二次医療圏ごとに1箇所（松山圏域にあつては2箇所）指定
災害基幹拠点病院	県内に1箇所指定

(2) 救護病院等は、災害が発生した際に速やかに救護班を派遣できる体制を整備する。

(3) 救護病院等は、入院患者の移送及び通院患者への適切な対応を含めた災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成に努めるとともに、職員に周知徹底を図るほか、防災訓練の実施や参加により実効性の向上に

努める。

- (4) 救護病院等は、浸水防止対策など風水害に対する施設の耐性向上、建物の耐震性の確保及び津波に対する安全性の確保に配慮するとともに、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、貯水槽等の整備を図り、停電時、断水時でも対応できるように努める。また、災害による交通・通信の遮断を想定し、他地域からの支援が得られるまでの間の救護活動に必要な医薬品、診療材料、医療機器等の備蓄に努める。
- (5) 救護病院等のうち災害医療コーディネーターの設置病院は、衛星電話等の通信手段の確保をはじめ、災害医療コーディネーターが行う地域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。

資料編	・病院、診療所等一覧表 P119
	・救護班の編成と収容施設一覧表(県指定病院) P128

5 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム(えひめ医療情報ネット)の活用を図るなど、情報通信手段の充実・強化に努める。

6 難病患者等の状況把握

市は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

7 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

市は、避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努める。

8 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

市は、一般住民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。

9 市民及び自主防災組織が実施すべき事項

- (1) 市民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。
- (2) 市民は、献血者登録に協力する。

10 救急救護体制の確保

災害発生時には、迅速に救急救護活動が実施できるよう、必要な体制を整備する。

また、市民自ら身近な救急救護が確実にできるよう、自主救護能力の向上を推進する。

(1) 救急体制の整備

救急車に積載の消防無線、携帯電話、愛媛県広域災害・救急医療情報システムによる情報端末等を活用し、医療機関との連携を強化するとともに、救急技術の高度化を図る。特に、メディカルコントロール体制の強化及びこれに対応した救急救命士の増員、高規格救急車の配備、その他救急救助資機材の整備を推進する。

また、より高度な知識、技術を持つ救助隊員の指導、育成に努めるとともに、消防団に対して、救出救護活動を効果的に実施するための教育訓練を推進し、その救出救護活動能力の向上に努める。

(2) 初動体制の整備

医療救護班の組織的な活動が開始するまでの間は、救急隊による救護が主体となる。消防署においては、これら救急隊が応急救護用として使用する資機材の整備に努める。

(3) 市民の自主救護能力の向上等の推進

市民の自主救護能力の向上及び災害時救急救護活動の的確な実施のために、講習等による町の救命士の養成、応急救護の知識及び技術の普及並びに災害時救急救護活動に関する広報を推進する。

資料編	・愛媛県広域災害・救急医療情報システムの運営に関する覚書 P305
	・救急救命処置に伴う広域的指示体制に関する覚書 P301

第11節 防疫・衛生体制の整備

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫体制を確立するほか、災害時における防疫活動が迅速にできるよう、市の行う消毒方法及び清潔方法、住民が行う防疫及び保健活動の指導方法等の防疫実施計画を作成しておく。

1 実施体制

(1) 班の編成

防疫については、知事又は西条保健所長の指示、指導により実施する。実施に当たっては、福祉部救護班、市民環境部環境衛生班を編成して行うものとし、人員が不足する場合は、臨時に作業員を雇い上げ、又は隣接市町、県へ応援要請を行う。

(2) 仮設トイレの備蓄

上水道の供給が不能となる場合に備えて、仮設トイレの調達体制を整備する。

(3) 防疫実施計画の策定

一時的に大量に発生するゴミ又はがれきの処理の仮置場や避難所等、優先して防疫措置の必要な箇所を想定した防疫実施計画を立案するとともに、事前に策定する計画については、発生する季節ごとに重要事項を整理する。

2 防疫用薬品等の調達

防疫用薬品については、日常から備蓄に努めるとともに、調達先業者の把握を行っておく。

3 住民への指導

避難所又は各家庭においては、被災者による衛生対策が重要となるため、被災者自身が行うトイレ、ゴミ置場等における衛生対策について事前に留意事項の整理を行う。

第12節 保健衛生活動体制の整備

災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

1 情報収集体制の整備

市は、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

2 保健衛生活動に関する体制整備

市は、発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じて、保健師、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

第13節 孤立地区対策

平成16年の一連の台風災害や新潟県中越地震では、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されたことで孤立地区が発生し、被害状況の把握や救援物資の輸送等の面で大きな課題を残した。このため、市は、孤立するおそれのある地区に防災行政無線、衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。

市は、災害時の孤立地区発生に備え、次の措置を行う。

1 孤立予想地域の事前把握

市は、災害発生時に孤立が予想される地域を事前に調査し、実態の把握に努める。

2 孤立の危険性に関する住民への周知

市は、孤立した場合に備え、当該住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、また携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

3 通信設備等の整備

外部との通信手段を確保するため、防災行政無線の整備、消防無線や衛星携帯電話の配備、西日本電信電話株式会社による特設公衆電話の事前設置及び通信設備等の非常用電源の確保に努める。

4 緊急救出手段の確保

孤立した場合に、緊急に救出できるよう、臨時ヘリポートの整備など、緊急救出手段の整備を推進する。

5 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の避難指示発令を検討しておく。

6 食料等の備蓄の推進

市は、孤立を想定した食料等の備蓄を推進する。

第14節 要配慮者の支援対策

市及び社会福祉施設等管理者は、外国人（旅行者含む）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア、国際交流協会等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、危機管理課と福祉部等が連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努める。特に、市は障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備を努めるとともに、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるよう、多様な手段による緊急の通報体制の整備にも努める。

また、計画等の策定にあたっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げ、社会福祉施設への緊急入所等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女、国籍等のニーズの違い等に配慮する。

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

市は、本地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

本地域防災計画に基づき、市民環境部、福祉部など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

また、市民環境部や福祉部など関係部局の連携の下、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、地域特有の課題に留意した上で個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、市は被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

また、消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

加えて、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

さらに、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

なお、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

指定避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに避難生活に特別の配慮を要する病弱者等の要配慮者のための福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

ア 介護保険の要介護度が3以上の方

- イ 身体障がい程度が1級、2級の方
 - ウ 精神障がい程度が1級、2級の方
 - エ 知的障がい程度がA判定の方
 - オ 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
 - カ 特定医療費(指定難病)受給者証を所持している方
 - キ 小児特定慢性疾患医療受給者証を所持している方
 - ク その他、災害時等において特に支援を要する方
- (2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 市においては、名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するとともに、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報が必要な場合は、知事その他の者に対して、情報提供を要請する。
- (3) 名簿の更新に関する事項
- 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を毎年度1回更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。
- (4) 避難支援等関係者となる者
- 避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる者は、消防機関、民生児童委員、自主防災組織及び自治会、警察、社会福祉協議会のほか、避難支援等関係者として市長が必要と認める者とする。
- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- 市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。
- 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の措置を講ずる。
- ア 避難支援等関係者は、施錠可能な場所に名簿を保管するなど、名簿情報漏えいの防止に必要な措置を講じ、厳重に管理しなければならない。なお、万一、名簿を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。
 - イ 市長の許可なく名簿情報を複製及び複写してはならない。
 - ウ 市長は、災害対応収束後、速やかに提供した名簿を回収する。
 - エ 名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 本編第2章第8節「避難対策」に定めた「避難情報発令の判断基準」において、避難情報の発令を、災害時に適時適切に発令し、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難行動を行うことができるよう努める。
- また、緊急かつ着実な避難情報の発令が伝達されるよう、多様な手段(防災行政無線、緊急速報メール、市広報車、消防団による広報、電話、FAX、携帯電話、市公式ホームページ、コミュニティFM 新居浜FM78.0、市公式LINEアカウント等)を活用して情報伝達を行う。
- (7) 避難支援等関係者の安全確保
- 避難支援等関係者は、本人又はその家族等の安全が大前提であり、可能な範囲で避難支援等を実施することとし、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先とする。
- そのため、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

資料編	・緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 P73
	・福祉避難所の指定状況 P76

2 福祉避難所の整備

災害時に高齢者、障がい者等の援護が必要となる避難行動要支援者を一時受入れできるよう、社会福祉施設管理者と協力等について協議しておく。

また、状況によっては、福祉避難所として開設できるよう、必要な設備の整備に努める。

3 防災教育・訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

訓練には、要配慮者が参加できるよう環境の整備を推進するとともに、要配慮者救助訓練を行う。

4 避難行動要支援者の措置

避難行動要支援者自身が介護方法、医療データ（通院先、常備薬等）、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記したものを携帯するように助言を行う。

5 福祉のまちづくり

地域ぐるみの支援体制づくりを実現するため、市内の社会福祉施設、民間福祉団体、民生児童委員、各種相談員、社会福祉協議会相互の連携の充実に努める。併せて、高齢者や障がい者が道路、公園等の公共施設並びに商業施設、交通機関等において安全で快適に利用できるよう福祉のまちづくり整備基準に基づき、施設の改善、整備にあたっては関係方面に協力を求め、住み良く行動しやすいまちづくりを推進する。

6 地域住民の活動

- (1) 地域住民は、要配慮者への対応を他人事ではなく、自ら担うべき課題として行政との相互協力により解決するよう努める。
- (2) 地域住民は、要配慮者自らが避難行動能力の向上に努められるよう日頃から支援する。
- (3) 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手を日頃から確保しておく。
- (4) 地域住民は、地域の実情に応じた必要な資機材を日頃より検討し準備する。

7 社会福祉等施設管理者の活動

- (1) 組織体制の整備
社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。
また、同管理者は、市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。
- (2) 緊急連絡体制の整備
市の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。
- (3) 防災教育・訓練の充実
市の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。
- (4) 物資等の備蓄
災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
- (5) 具体的計画の作成
要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

8 外国人及び市外からの来訪者への対策

地理不案内な外国人及び市外からの来訪者の安全な避難を確保するため、誘導標識、避難所案内板等については、地図及びローマ字併記とするよう、検討する。

また、広報活動について、英語、中国語、韓国語等でも実施することを検討する。

第15節 広域的な応援体制の整備

大規模災害時に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援及び広域一時滞在に関する協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するとともに、緊急消防援助隊等受援計画を定めるなど実効性の確保に留意して具体的な受援活動を実施できる体制の整備を進める。

また、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

1 消防相互応援体制の整備

(1) 県内の消防応援

知事、県内の全市町長及び消防機関の長が締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

(2) 緊急消防援助隊

大規模な災害又は特殊な災害が発生し、市及び消防相互応援協定に基づく消防活動に不足が見込まれるときは、「愛媛県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、知事に対して緊急消防援助隊の派遣を要請する。

市は、これらの措置に十分に対応できるよう、平時から県との連絡体制の強化を図るとともに、受援計画・体制の整備を図る。

2 全県的な防災相互応援体制の整備

消防以外の分野において、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域応援協定を締結するよう努めるとともに、具体的な運用を定めたマニュアルを整備する。

また、平成31年2月に県・市町連携により構築された人的な相互応援体制（県内市町間のカウンターパート方式）について更なる関係性を構築することにより実効性の確保に努める。

3 広域応援体制の整備

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

また、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

災害時の相互応援について「瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定」等に定める会員市となっており、会員市相互が災害時に応援をすることになっている。今後においても、広域応援体制の整備に努める。

4 消防防災ヘリコプターの活用

市は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、次のような消防防災活動に消防防災ヘリコプターを活用する。なお、市は、ヘリコプターが上空から場所の特定を容易に行えるよう、公共施設の建替えや改修の機会等を活用し、ヘリサインの整備に努める。

(1) 災害予防対策活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 各種防災訓練への参加
- ウ 臨時離着陸場の調査

(2) 災害応急対策活動

- ア 被災状況の把握
- イ 被災地への救援物資、消火資機材の輸送及び要員の搬送

- ウ 化学プラント、高速道路等の損壊状況の把握
- エ 原子力災害時における空気モニタリング
- オ 市民への災害情報の伝達

(3) 救急救助活動

- ア 被災した負傷者の救急搬送
- イ 被災地への医療班、医療資機材の搬送
- ウ 道路、港湾施設等の損壊により孤立した被災者の救助
- エ 高層建築物にとり残された被災者の救助

5 民間団体等との協力体制の確立

民間団体、業者等に対して、協力体制の確立を積極的に進めるとともに、適宜協定の締結を図る。

6 受援計画の策定

大規模災害時において、他自治体等からの応援職員等を迅速かつ的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うため、あらかじめ次のような事項について策定した新居浜市受援計画に基づき、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

- (1) 市の幹部や一般職員が被災した事態にも備え、少数の職員で支援を受入れるための仕組み、特に、庁内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定
- (2) 支援を依頼する業務内容
- (3) 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮しつつ、支援を行う他自治体等の職員の執務スペースの確保を行う。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

7 協定の充実等

- (1) 協定内容の見直し
市は、締結している応援協定内容を適宜見直し、内容の充実を図る。
- (2) 防災訓練等の実施
平常時から協定を締結している関係機関との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、災害時における協力・連携体制の強化を図る。
- (3) 協定締結の推進
市は、近隣市町、民間事業者等と応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努めるとともに、大規模地震発生時には近隣市町も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村、民間事業者等との相互応援協定の締結についても検討を進める。

8 近隣の市町等との協力体制

避難者の受入れや物資供給などで協力できるように、日頃から情報共有できる体制づくりに努める。

資料編 ・ 協定等一覧表 P42

第16節 資材・機材等の点検整備

市で保有している災害応急措置に必要な資材、機材並びに施設を、災害時にその機能を有効使用できるように常時点検整備を行う。

1 点検整備を要する資材、機材

点検整備を要する資材、機材は、おおむね次に掲げるとおりであるが、市は計画的な備蓄、整備に努め、また不足するものについては、調達できる体制を構築しておく。

- (1) 水防用備蓄資材、機材
- (2) 食料及び飲料水
- (3) 救助用衣料等生活必需品
- (4) 救助用医薬品及び医療器具
- (5) 防疫用薬剤及び用具
- (6) 防雪用機械
- (7) 通信機材
- (8) 災害対策用資機材
- (9) 油災害対策用資機材
- (10) 応急給水用資機材
- (11) 消防用資機材
- (12) その他水道、通信施設等復旧に必要な資機材

2 実施主体又は実施時期

点検整備は、保有する各機関がそれぞれ行うものとし、定期的な点検とともに、訓練時、災害時等使用する時期に併せて行う。

飲料水、食料等保存期限のあるものについては、保存期限を考慮し、訓練に使用するなどして、確実に更新を行う。

3 点検整備実施内容

点検整備は、次のことに留意して実施する。

- (1) 資材、機材
 - ア 規格ごとの数量の確認、不良品の取替え
 - イ 薬剤等については、効果の測定
 - ウ その他必要な事項
- (2) 機械類
 - ア 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取替え
 - イ 機能試験の実施
 - ウ その他必要な事項

4 留意事項

- (1) 実施結果は、記録しておく。
- (2) 資機材等に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講ずる。
- (3) 数量に不足が生じている場合は、補充等の措置を講ずる。

第17節 情報通信システムの整備

災害時における情報通信の重要性に鑑み、平素から大規模災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ正確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの更なる高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術を導入し、情報収集・連絡体制の整備に努める。

特に、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、デジタル技術の活用に取り組む。

また、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討を進めるとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

1 市の通信施設等の現状

本市において利用可能な通信施設等は、次のとおりである。

- (1) 県防災通信システム（地上系、衛星系）
- (2) 市防災行政無線（同報系）
- (3) IP無線
- (4) 消防通信指令システム（消防無線・現場映像伝送システム、Net119緊急通報システム）
- (5) 市公式ホームページ
- (6) 一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話・衛星携帯電話を含む。）
- (7) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- (8) コミュニティFM 新居浜78.0
- (9) 市メールマガジン、緊急速報メール、市公式LINEアカウント、市公式Facebook、市公式X（旧Twitter）アカウント

2 情報収集・連絡体制の整備

大規模災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、避難行動要支援者にも配慮した多様な手段による情報収集・連絡体制について、次のとおり整備に努める。また、通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

- (1) 情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立
- (2) 各機関及び関係機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備（その際、夜間、休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。）
- (3) 防災行政無線をはじめ多様な通信手段を活用できる体制の整備、画像を伝送するシステムなどの整備
- (4) 防災ラジオの普及促進による情報伝達体制の整備
- (5) 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備
- (6) アマチュア無線の活用体制の整備
- (7) 孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備
- (8) 市民への情報提供用として、携帯電話等を活用した配信システムの整備
- (9) 非常災害時の通信を確保するため、定期的な無線設備の総点検の実施
- (10) 避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備

3 通信施設の整備

防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。

- (1) 通信施設（予備電源、非常用電源設備を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。

- (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。
- (3) 高潮や浸水が予想される地域にある施設、また津波危険予想地域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への移設等必要な措置を講ずる。
- (4) 被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の同報系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

なお、通信施設の設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底を図るほか、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置する。

4 災害時優先電話の周知徹底

災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、資料編に掲載のとおり、あらかじめ西日本電信電話株式会社に登録している災害時優先電話について、平素から次の措置を行い、職員に周知を図る。

- (1) 「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- (2) 災害時には、当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

5 防災情報システムの整備

大規模災害の発生に備え、防災対策上特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制及び初動体制を確保し、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、防災情報システムの整備を図る。

6 職員参集システムの整備

勤務時間外の災害時に、より迅速、確実な初動体制を確立するため、携帯電話等の活用による職員参集システムの整備を図る。

7 消防通信指令システムの整備

大規模災害時における災害情報等を防災情報システムと連動し、迅速かつ正確に被害や活動状況の情報共有を図るため、高所監視カメラ、ドローンなどによる現場画像伝送システムを整備するとともに、消防通信指令システム及び消防救急デジタル無線システムの整備を図る。

8 Net 119 緊急通報システム

聴覚又は音声、言語機能に障がいがあり、音声による通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンから文字により容易に119番通報が可能となるNet 119緊急通報システムの整備を図る。

また、登録者からの緊急通報のみならず、同システムを活用し地震、津波、避難等の情報伝達を図る。

9 防災関係機関相互の連携体制

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

10 各種情報システムデータのバックアップ保管

市は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

第18節 ライフライン災害予防対策

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフラインにおける災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、市及び関係機関は次の事業を実施する。

また、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する関係機関相互及び他自治体等との広域応援体制の整備に努める。特に、第三次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインについては、重点的に耐震化を進める。

1 水道施設

災害によって被災する箇所が生じて、それによってシステム全体の機能が麻痺することのないよう耐震性に配慮した水道施設の整備（停電対策を含む。）を図るとともに、被災した場合であっても早急に復旧を行うことを基本に、次の対策を講じる。

- (1) 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- (2) 災害時における市民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- (3) 水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱等に基づき、他の水道事業体との相互協力体制を整備する。
- (5) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

2 下水道施設

(1) 下水道管理者の活動

安全で安心なまちづくりのため、市街地において、浸水防除を図り、雨水の排除のほか貯留・浸透などの流水抑制策も含めた下水道雨水対策施設の整備を図るとともに、浸水するおそれのある地域については、浸水被害の軽減を図るため関係機関等への情報提供に努める。

また、豪雨の発生が予想される場合には、事前に施設状況及び対応手順を確認し、操作マニュアルに従ってポンプ場等の適切な操作を行える体制整備及び人材養成を行う。

なお、下水道BCPについても随時更新や見直しを行い、災害時に行動できる体制を整備する。

(2) 代替性の確保

下水道施設が損傷を受け、下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

(3) 雨水貯留浸透

市街地における雨水の流出量を抑制する雨水浸透・貯留事業の整備を促進し、浸水防除に努める。

3 工業用水道施設

- (1) 日常の保安点検等により施設の機能維持を図る。
- (2) 監視、操作システムについては、災害時にも十分に機能を発揮できるように整備する。

4 電力施設

災害被害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意する。

(1) 電力施設の災害予防措置

各設備とも、施設の新設・改良の際には、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び電気設備の技術基準等により各種災害対策を考慮するとともに、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実情等を加味するなど、設計・施工に留意する。

(2) 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用発電設備等を整備する。

(3) 電気事故の防止

ア 巡視・点検・調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、更に事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視点検並びに調査を行い、保安の確保を図る。

イ 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、市民に対して必要な広報活動を行う。

(4) 要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

(5) 復旧資機材の確保

ア 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

5 ガス施設

通行規制下でもLPガスの輸送を円滑に行うために、タンクローリー事業者の緊急通行車両等確認証明書及び標章の取得に向けた手続を行う。

また、2次災害を引き起こさないための災害時の保安体制の円滑化を図るため、契約の無い消費者からの点検要請や流出容器の回収等、契約の枠を超えた保安点検のルール作りを推進する。

6 電信電話施設

西日本電信電話株式会社は、災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

(1) 防災体制の確立

ア 防災対策組織の編成

災害時は、非常事態の情勢に応じた体制で対処するとともに、非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておき、情勢に応じた体制の運用を行う。

また、災害対策本部等に必要の要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、短時間に可能な限り必要の要員を確保する。

イ 防災に関する社外機関との協調

応急対策活動が効果的に講じられるよう、国、県及び市町その他社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。

ウ ライフライン事業者との協調

電力、燃料、水道等のライフライン事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) 防災に関する教育及び総合防災訓練への参加

災害時において、社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行するため、社内において防災に関する教育及び訓練を実施するとともに、県や市等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

(3) 電気通信設備等に対する防災対策

ア 電気通信設備等の高信頼化

(ア) 洪水、高潮等のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

(イ) 暴風又は豪雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。

(ウ) 火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火構造化を行う。

イ 電気通信システムの高信頼化

(ア) 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

(イ) 通信ケーブルの地中化を推進する。

(ウ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

(4) 重要通信の確保

災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつトラフィックコントロール（通信制限）を行い、電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(5) 災害対策用機器及び車両の配備

ア 通信の全面途絶地域、指定避難場所等との通信を確保するため、衛星通信無線車や災害対策用無線機、移動無線車等を配備する。

イ 所内通信設備が被災した場合、重要通信を確保するため、代替交換装置として非常用交換装置を広域配備する。

ウ 災害時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、主要局に移動電源車を配備する。

エ 所外通信設備が被災した場合、応急用措置として、各種応急ケーブル及び特殊車両等を配備する。

7 廃棄物処理施設

(1) 廃棄物処理施設の補修体制の整備

市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

(2) 施設整備時の留意点

廃棄物焼却施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第19節 公共土木施設等の災害予防対策

港湾、海岸、漁港、農地、農林業施設、道路等の各種公共土木施設等については、災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

1 港湾施設、海岸保全施設

本市の港湾施設は、海陸輸送の結節点及び経済流通の拠点として、また災害時における避難や救援物資の運搬等に利用できる重要な役割を持つ施設である。

また、海岸保全施設は津波・高潮・波浪等の災害、海岸侵食などから背後の人命や財産を保護する重要な役割をもつ施設である。

このため、暴風、高潮等の風水害が発生した場合の被害の拡大防止と、既存施設の安全性を把握するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき緊急性の高い箇所から計画的に港湾施設、海岸保全施設の防災対策や老朽化対策等を実施する。

なお、港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進する。

加えて、災害時において緊急物資及び要員等の防災活動拠点となる新居浜港では、岸壁、避難緑地等の整備を図るとともに、適切な維持管理に務める。

また、近年の高波被害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進し、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化する。また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工の設置を検討する。

2 漁港施設

漁港漁村において、暴風、高潮等による被害を防ぎ、また避難、救援を迅速かつ適切に行えるよう、漁港施設、避難路、避難広場等の整備を計画的に行い、災害に強い漁港漁村づくりを推進する。

また、災害時の海からの緊急輸送の確保及び漁船の海上災害予防のため必要な漁港施設の整備を図るとともに、防災上重要な施設の点検整備、漁家の防災意識の普及等の実施又は指導を行う。

3 農地・農業用施設

農地・農業用施設の適切な維持保全は、土壌の浸食防止や、水田・ため池等における雨水の一次貯留効果による洪水被害の防止・軽減等、下流域の災害防止に役立っている。このため、その機能が十分発揮できるよう、農地・農業用施設における災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

(1) 農地

集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、県単独土地改良事業等により基盤整備を行う。

(2) 農業用施設

集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、県単独土地改良事業等により基盤整備及び農地防災施設の整備を行う。

(3) 老朽ため池

農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止し、国土保全に資するため、漏水量や堤体の変状など緊急性に応じて改修を行い、利用されていないため池の廃止を進めるが、中でも、下流域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して、緊急連絡体制の整備やハザードマップの作成・周知などのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講じる。

また、ため池の所有者及び管理者は、ため池の機能が十分に発揮されるよう、必要に応じて「愛媛県ため池保全サポートセンター」を活用し、ため池の適正な管理に努める。

(4) 愛媛県農村地域防災減災対策推進協議会の活動

県・市町・県土地改良事業団体連合会で構成する「愛媛県農村地域防災減災対策推進協議会」により、農村地域における防災減災対策並びに農地・農業用施設等の災害復旧について、適切かつ円滑な取組みを推進し、農村地域の安全性の向上を図る。

4 建築物災害対策

(1) 防災活動拠点の整備等

ア 防災活動拠点の指定

市は、大規模災害時に応急対策活動の拠点となる次の施設を市の活動拠点として位置づけ、必要な整備を計画的かつ効率的に実施する。

市の防災活動拠点

区分	施設
災害活動拠点	消防防災合同庁舎、新居浜市役所本庁舎、各支所
避難拠点	指定緊急避難場所、指定避難所
福祉避難拠点	総合福祉センター、福祉避難所
物資備蓄拠点	各地区の物資備蓄施設（小中学校等）
地域内輸送拠点（物資集積場所）	市民文化センター、えひめ未来農業協同組合新居浜経済センター、黒島海浜公園
広域物資輸送拠点（県物資拠点）	山根総合体育館
物資輸送（海路・空路）活動拠点	新居浜港東港地区（黒島第1岸壁（耐震強化岸壁）、垣生第1岸壁）、飛行場外臨時離着陸場
医療活動拠点	保健センター、各エリア指揮所
消防活動拠点	消防本部、消防署、消防団詰所

資料編 ・ 緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 P73
 ・ 福祉避難所の指定状況 P76
 ・ 備蓄物資・資機材一覧表 P110

イ 防災活動拠点の整備

(ア) 耐震化の推進

防災活動拠点施設について計画的に耐震診断を実施し、その調査結果を基に補強工事等を行い、耐震化・不燃化を図る。

(イ) 設備等の整備推進

大規模災害に備えて、計画的に市の防災活動拠点等に、備蓄倉庫、耐震性防火水槽、マンホールトイレの設置、非常用自家発電機等の整備を図る。

(ウ) 連絡手段の構築

災害時に防災活動拠点施設間の迅速な連絡が図られるよう、災害時優先電話の登録等を推進する。

(2) 災害危険区域等の建築物への措置

市は、風水害等による建築物の被害を予防するため、次の措置を講ずる。

ア 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地に建築物を建築しようとする者に対して、安全上必要な措置を講ずるよう指導する。

イ 災害危険区域等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対して、安全上必要な措置を講ずるよう指導する。

また、がけ地崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の補助制度を活用し、移転を促進する。

ウ 土砂災害警戒区域等の指定を行い、住民に対する危険箇所の周知や警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

エ 県の助言等に従って、土砂災害危険箇所情報の周知を図るとともに、避難方法、指定緊急避難場所などの警戒避難体制の整備を推進する。

オ 水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内における次に掲げる施設で、洪水時等に利用者の円滑

かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を本地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

(ア) 地下空間等

(イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）

(ウ) 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

カ 建築基準法第12条による特殊建築物の定期報告の周知徹底を図るとともに、不特定多数の者が使用する旅館、ホテル、マーケット、映画館等の特殊建築物について防災査察を実施し、必要に応じて、改修等の指導を行う。

キ 中高層耐火建築物の融資制度の周知を図る。

ク 商業地などの人口集中地区の防火地域・準防火地域の指定を促進する。

ケ 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

コ 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮のうえ、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

サ 市民環境部、建設部の連携の下、本地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成する。

シ 市民環境部、建設部の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

ス 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく市内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可対象で違反がある不法盛土等については、速やかに監督処分を行うとともに、規制区域指定前に着手している危険盛土等については、改善命令等の行政処分による災害を防止するために必要な措置を行う。

セ 市は、市街地の火災延焼を防止するため、老朽住宅密集市街地等防災上危険な市街地において、既成市街地の面的な整備を推進し、都市防災不燃化を促進する。

ソ 市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

タ 市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

5 道路施設

各道路管理者は、道路施設等の防災点検等を実施し、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努めるとともに、道路の冠水事故防止対策や通行規制措置等を行うほか、道路施設の長寿命化対策を行い、風水害等に対する安全性の確保を図る。

また、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

さらに、発災後の道路の障害物除去等による応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保について、新居浜市建設業協同組合等と協定を締結し、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧等の計画を立案する。

(1) 防災点検等の実施

道路管理者は、防災点検を定期的の実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

(2) 道路施設の防災対策及び改良整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

(3) 道路の冠水事故防止対策の実施

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の維持管理等に努める。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策に努める。

(4) 道路通行規制等の実施

道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

(5) 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命修繕化計画を作成・実施により、その適切な維持管理に努める。

6 文化財施設

(1) 風水害や火災等による文化財への被害を予防するため、また被害を最小限にとどめるため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、市長は、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

ア 文化財及び文化財が収蔵されている建築物の補強工事の実施

イ 文化財の所在場所の確認、文化財台帳の作成、情報の共有化

ウ 日常の点検及び部分的・応急的な補修の実施

エ 避難方法・避難場所の設定

オ 災害時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立

カ 文化財防火デー（1月26日）や文化財保護週間（11月1日～7日）等に合わせた防災訓練の実施

(2) 平成30年に策定した「えひめ文化財防災マニュアル」や令和2年に策定した「愛媛県文化財保存活用大綱」に基づき、愛媛大学法文学部、愛媛資料ネット、県建築士会、愛媛県博物館協会等からなるえひめ文化財等防災ネットワーク等と連携し、平常時には文化財情報の収集、共有、文化財防災訓練等の実施、非常時には被災情報の収集や被災文化財の救済活動等を行う。文化財防災に関して国立文化財機構文化財防災センターと連携し、情報共有する。

第20節 水害・高潮災害予防対策

豪雨による河川等の氾濫及び高潮災害等の水害の発生を予防するため、危険地区の把握を行うとともに災害発生原因を制御し、災害を防除するための防災事業の実施を図る。

1 重要水防区域

水害等の災害発生が予想される河川及び危険地区は、あらかじめ重要水防区域として定めておく。その条件は次のとおりとする。

過去の実績及び地形、施設の現況から推定して洪水又は風浪により決壊及び氾濫が予想され水防活動によって相当の効果があると予想されるもので、次の条件の一つを満たしている場合には、当該地域の一連の範囲を含めて重要水防区域とする。

- (1) 人家が100戸以上ある場合
- (2) 耕地が20ha以上ある場合
- (3) 人家50戸以上耕地が10ha以上ある場合
- (4) 公共施設若しくは重要産業施設がある場合
- (5) 災害復旧を含む改修計画がある場合

資料編	・重要水防区域一覧表	P211
-----	------------	------

2 治水対策

洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

国領川に係る浸水想定区域（平成28年5月13日県指定）及び渦井川に係る浸水想定区域（令和2年6月5日県指定）並びに東川・尻無川・王子川に係る浸水想定区域（令和5年5月30日県指定）について、本地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所等、避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。また、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内の次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を本地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

市長は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

- (1) 地下空間等
- (2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設をいう。）

本地域防災計画に施設の名称及び所在地を明記された要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、市及び県の関係部局が連携して積極的に支援を行うとともに、避難確保計画の内容や避難訓練の実施状況の確認についても、関係部局が連携して実施するよう努める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、本地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の地下空間等及び、主として高齢者等の要配慮者に関わる施設等で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

3 ダム管理者のダム等の操作

ダムの管理者に対して、特に下流地域における異常増水の防止に配慮するとともに、適正な操作を行うよ

う事前に協議を行う。

4 農業用排水路工作物の点検

農業用排水路工作物の管理団体は、当該施設の点検と所要の予防対策を行う。

5 水防資器材の点検配備

水防活動を必要とする場合は、あらかじめ水防倉庫内の格納資器材の点検を行い、増水状況に応じて水防作業に便利な位置に配備する。

6 避難準備措置の確立

河川の増水状況により、水があふれる又は堤防の決壊によって直接被害を受けるおそれのある地域の居住者に対して立ち退きの準備を指示する。

7 建築物の安全性の確保

市及び施設管理者は、興行場・駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

また、建築物等を浸水被害から守るため、防水扉及び防水板の整備等の対策を促進するよう努める。

8 道路、橋梁の維持管理及び道路災害の防止

(1) パトロール

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、パトロールの実施の徹底を図る。

(2) 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨増水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され交通の安全が確保できない場合は、道路法（昭和27年法律第180号）第46条の規定により通行の禁止又は制限を行う。

資料編 ・ 災害時において危険が予想される道路一覧表 P255

9 砂防対策

本市南部は、四国山脈を背景に急峻な山岳地帯となっているため、河川は流路が短く急流のため荒廃が進んでおり大雨により発生する土石流や急傾斜地のがけ崩れ等、土砂災害の未然防止に努める必要がある。

このため、土石流等の発生が予想される土砂災害危険箇所を重点的に、市は警戒避難体制の確立等を推進し、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を県に要請する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を県に要請するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の土砂災害対策の整備を県に要請する。

(1) ハード対策

土砂災害警戒区域のうち、次に掲げるものについて重点的に事業（ハード対策）を展開するよう、県に要請する。

- ア 保全人家30戸以上
 - イ 高齢者福祉施設・幼稚園等の要配慮者利用施設が存在する箇所
 - ウ 広域的な幹線道路、鉄道等重要交通網が存在する箇所
 - エ 災害時に重要となる緊急輸送道路をはじめ、地域の避難道路や避難場所が存在する箇所
 - オ 土砂災害により甚大な被害を受けた場合、再度災害防止のための緊急防災対策を要する箇所
- 以上のほか、その他の箇所であっても風水害等によって荒廃を生じ土砂災害を防止する必要があると認められるものは、適宜対応するよう県に働きかける。

(2) ソフト対策

総合的な土砂災害対策を推進するためのソフト対策として、次のことを実施する。

- ア 土砂災害情報相互通報システムの活用を図る。
- イ 土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む。）の公表等を通じて、住民への危険な箇所の周知徹底を図る。

ウ 指定された土砂災害警戒区域内の危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等を推進する。

エ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、市及び県の関係部局が連携して積極的に支援を行うとともに、避難確保計画の内容や避難訓練の実施状況の確認についても、関係部局が連携して実施するよう努める。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

県から土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、本地域防災計画に警戒区域毎に以下の情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに本地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(キ) 土砂災害警戒区域内に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法

市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

資料編 ・ 土砂災害（特別）警戒区域一覧表 P217

10 高潮対策

高潮による災害は、主として台風が本市の西側を通過し、満潮と重なる場合に発生しやすいが、危険区域の実態を調査し、改修の必要性がある箇所から海岸保全事業により堤防・護岸のかさ上げ等を海岸管理者に要請していく。

また、台風接近時等においては、海岸堤防等の決壊を防ぎ、風浪等による被害を未然に防止するため、警戒監視を行うとともに、施設の被災状況を調査し、県に報告する。

更に高潮被害を軽減するため、内水排除対策と連携を図り、高潮ハザードマップを整備し住民に周知するとともに、警戒・避難を中心とする防災体制の強化を図る。

(1) 市の活動

浸水想定区域の指定を受けた本市は、本市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所等、避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。また、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定め、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

ア 地下空間等

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）

ウ 大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市町が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

(2) 海岸保全施設の整備促進

海岸管理者は、高潮及び波浪により浸水被害が生じるおそれのある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画等に基づき、海岸保全施設の整備推進に努め、高潮浸水被害から市民の生命と財産を守る。

なお、海岸保全施設の整備方針については、愛媛県、新居浜港務局、市（下水道課、農林水産課）間で連絡、調整を図る。

1 1 小型船舶の事前避難対策

(1) 船舶の所有者等に対して、台風情報等によりあらかじめ危険が察知されるときは、遭難防止のために出航を見合わせる等の措置を徹底させる。

(2) 漁業協同組合は、出漁中の事故防止のために、警報発令時における出漁中止、出漁漁船の帰港等について、自主避難体制の確立を推進するとともに、無線通信、標識による警告等所要の対策を講じる。

第21節 地盤災害予防対策

地すべり、山崩れ、崖崩れ等による災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、パトロール等を実施し、危険区域の現状把握を行い、警戒体制の整備を図る。

さらに、危険区域の住民に対してその周知を図り、警戒避難体制の確立を図る。

1 危険地域の現状把握

本市内には、土砂災害のおそれのある箇所が存在し、その状況は資料編に掲げるとおりであるが、危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐために、市担当班、消防団、その他自主防災組織や一般住民等の協力によって、災害発生が予想される危険区域（箇所）を巡視し、警戒する。

資料編	・山地災害危険箇所一覧表 P230
	・土砂災害（特別）警戒区域一覧表 P216
	・砂防指定地一覧表 P252

2 土砂災害対策

(1) 危険予想箇所の把握・公表

急傾斜地、丘陵等の宅地造成地、土砂採取場、採石場その他危険予想箇所について、地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及び地すべり、崖崩れ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等を調査する。

また、これら危険予想箇所については、住民にも公表し、周知を図る。

(2) 予防対策の指導

危険が予想される区域内の土地及び施設の所有者、管理者又は占有者に対しては、県と連携して維持管理の徹底と保安対策を講ずるよう行政指導する。

(3) 防災事業の実施

土砂災害のおそれのある箇所については、関係機関と連携し危険度の高い地区から防災事業の早期実現を促進し、その他危険箇所指定の必要がある場所を確認した場合は、指定について検討し、又は県等関係機関に要請する。

(4) 崩壊防止工事の実施

個人の財産は個人が守ることが原則であり、このため防災工事を施行することも本来、個人の責任であるが、特別の条件下のものは国庫補助等により崩壊防止工事が実施できるため、関係団体等との連携を密にし、実施の促進を図る。

3 土砂災害警戒区域指定時における警戒避難体制の整備

(1) 市の活動

県から土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域等として指定された場合、本地域防災計画に警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する次の事項について定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに本地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称

及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

キ 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

ク 土砂災害警戒区域をその区域に含む場合、本地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

(2) 伝達の方法

市は、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

土砂災害警戒区域内に主として高齢者等要配慮者が利用する施設がある場合は、本地域防災計画において、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、本編第2章第1節「気象予警報等の伝達」及び本編第3章第5節「広報活動」による方法で、土砂災害警戒情報等の土砂災害関連情報を伝達する。

なお、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、早めの自主避難に備えた受入体制を整備するほか、真に切迫した場合は、生命を守る最低限の行動として垂直避難の選択も考慮する。

資料編 ・ 要配慮者利用施設一覧 P89

4 農地保全

風水害等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地農業用施設の保全を図る。

5 治山事業の実施

林地の保全に係る治山施設の積極的な設置を関係機関に要請し、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を推進する。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある山地災害危険地区のうち地況、林況、地質特性、保全対象等から判断し、緊急を要するものから治山事業の実施を関係機関に要請する。

第22節 海上災害予防対策

海上における災害を予防するため、市は、県、他市町及び国の機関と連携し、災害の予防措置を実施する。

1 市、県等関係機関の活動

市、消防本部、県、新居浜警察署及び第六管区海上保安本部今治海上保安部は、互いに連携を図りながら、次に掲げる災害予防活動を実施する。

(1) 関係機関相互の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施・参加等を通じて関係機関相互の緊密な協力体制の確立に努める。

(2) 訓練の実施

単独又は関係機関合同で防災に関する訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

(3) 防災思想の普及、高揚

単独又は関係機関合同で防災に関する広報、教育等を積極的に実施し、関係者や住民に対する防災思想の普及、高揚に努める。

(4) 資機材等の整備

海上災害発生時に迅速に対応できるよう、応急対策活動に必要な船舶、車両、通信機器、流出油防除資機材等の整備に努めるとともに、調達体制の確立を図る。

(5) 調査研究

防災に関する資料の収集及び調査研究を定常的に行うとともに、調査研究成果について関係機関へ情報提供を行い、情報の共有化を進める。

2 東予地区排出油等防除協議会の活動

東予地区排出油等防除協議会は、今治海上保安部の指導の下、次に掲げる災害予防活動を実施する。

(1) 関係機関の協力体制の確立

日頃から他の排出油等防除協議会と情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施及び参加等を通じて、機関相互に緊密な協力体制の確立及び防災能力の維持・向上に努める。

(2) 流出油防除資機材及び通信機器等の整備

会員は、オイルフェンス、吸着材、油処理剤等の流出油防除資機材及び防災行政無線の整備促進に努める。

(3) 訓練の実施

大規模な海上流出油等の災害を想定した訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

第23節 鉄道施設災害予防対策

鉄道事業者は、鉄道施設災害を防止するため、災害時の防災体制の確立を図るとともに、施設等の災害予防措置を推進し、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

1 防災体制の確立

災害時における社員の動員計画、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部等の運営について整備を推進し、防災体制の確立を図る。

2 施設等の整備

災害等が予想される施設等については、あらかじめ把握しておき、風雨雪時の警戒等を重点的に行うとともに、危険箇所等の改良工事等を実施するなど、各施設の安全性確保に努める。

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

3 異常気象時における運転の停止等

豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。

第24節 危険物等災害予防対策

火薬類、高圧ガスや石油類等の危険物による災害を防止するため、次の対策を実施し、防災機能の強化を推進する。

なお、石油コンビナート等特別防災区域に係る石油類、高圧ガス等の災害防止については、愛媛県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

1 予防査察等の強化

消防本部及び県は、危険物の製造所、販売所、貯蔵所等の施設及び消費場所に対して、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、併せて危害予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

資料編 ・ 危険物製造所等設置許可数 P195

2 予防教育の徹底

消防本部及び県は、次の事項を行う。

- (1) 危険物の製造所、販売所、貯蔵所等の施設及び消費場所における作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対して、保安講習等による教育を実施する。
- (2) 関係事業者に対して、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させることなどを指導する。

3 防災訓練の実施

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、市、県、関係保安団体及び事業所等による合同防災訓練を実施する。

第25節 火災予防対策

各種火災に対処するため、消防職員、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、消防相互応援を密にして火災予防の実を挙げ、消防思想の普及徹底に努め、もって住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を軽減する。

1 防火思想の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、市は、要配慮者や女性を含む住民の参加による春秋2回の火災予防運動を軸として各種団体の協力を求め、定期的な防災訓練の実施などにより、防火思想の普及に努める。

2 火災予防査察

消防本部は、予防業務実施計画に基づき、多数の者が出入りし、勤務し、居住する防火対象物、危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所（危険物施設という。）等に重点を置き、消防法第4条及び第16条の5の規定に基づいて実施する。

3 防火対象物の防火対策

消防本部は、学校、病院、工場、事業所、興行場、ショッピングセンター、スーパーマーケット等の関係者（所有者、管理者、占有者）に対して、消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備）の設置と防火管理者の選任並びに届出の励行、防火管理者に対しては当該防火対象物の消防計画の作成並びに届出、同計画に基づく次の事項を実施させる。

- (1) 消火、通報及び避難訓練
- (2) 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備
- (3) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

4 危険物施設等の防火対策

(1) 危険物施設の防火対策

消防本部は、消防法別表第1に定める危険物を使用する工場、給油取扱所等の施設に対して、消防法並びに危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）等に基づき、次に掲げる事項を実施させる。

- ア 危険物施設の位置、構造、設備等に係る基準への適合
- イ 危険物保安監督者の選任及び届出
- ウ 予防規程の作成及び申請
- エ 貯蔵、取扱い、運搬、移送等に係る基準の励行
- オ 予防規程に基づく自衛消防隊の編成、保安教育及び消防訓練

(2) 高圧ガス製造事業所等の防火対策

消防本部は、高圧ガス製造事業者等及び液化石油ガス販売事業者等に対して、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づき、次に掲げる必要な事項を実施させる。

- ア 高圧ガス施設の位置、構造、設備等に係る基準への適合
- イ 保安統括者等の選任及び届出
- ウ 危害予防規程の作成、提出
- エ 製造、貯蔵、販売、移動、消費、廃棄に係る基準の励行
- オ 危害予防規程に基づく保安教育及び教育訓練

(3) 少量危険物、指定可燃物の防火対策

新居浜市火災予防条例に基づく技術上の基準に適合させる。

(4) 圧縮アセチレンガス等の防火対策

火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある圧縮アセチレンガス等の物質を貯蔵し、又は取り扱う者にあらかじめ届け出させる。

5 船舶の防火対策

海上保安署は、船舶への立入検査等を実施し、船舶乗組員及び関係者に対して消防設備の点検整備、危険物の適正管理、火気使用場所の整備等の業務を励行させて船舶火災の防止を図る。

資料編 ・ 消防業務協定 P635

6 消防力の拡充強化

適正な消防力を確保するため、消防力の整備指針、消防水利の基準及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）に基づき、消防職員、消防団員の人員確保や消防施設の整備を図るとともに、消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）等による施設補助により拡充強化、消防力の機動化、防災情報機器等の高度化、科学化を行い、有事即応体制の確立に努める。また、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(1) 消防施設等の整備

ア 消防本部は、消防庁舎、消防署所、消防ポンプ自動車、化学消防自動車等の消防施設・車両等の維持更新・機能強化を図るとともに、救助工作車、高規格救急自動車等の車両及び応急処置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努め、救急救助業務の高度化を推進する。

また、消防通信指令システムをはじめとする消防救急デジタル無線システムや各情報通信システムの機能維持と安定稼働を図る。なお、消防署所の適切な配置や施設・設備の近代化、計画的な更新等を推進し、消防体制の強化を図るとともに、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署所等においては、災害時において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、防災・減災対策等の観点から移転整備に努める。

イ 消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備を行うとともに、消防団詰所の長寿命化・高機能化を推進し、資機材等については消防団の装備の基準に基づく整備に努める。

ウ 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式（小型・軽小型）動力ポンプを重点的に整備する。

(2) 消防水利の整備

大規模火災時等には、水圧の低下等により消火栓の使用が困難になることが予想されることから、次の事項を実施し、消火栓に偏らない計画的な水利配置、貯水槽の整備及び自然水利等の確保を図る。

ア 耐震性貯水槽等の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽（飲料水兼用）の整備を推進する。

イ 自然水利等の確保

河川やプール等の自然水、常備貯水を活用した消防活動の展開に向け、自然水利等の確保に努める。

(3) 消防団員の育成

ア 消防団員に対して、愛媛県消防学校等において教育訓練を実施し、知識及び技能の向上に努める。

イ 消防団員の確保に努めるとともに、安全装備や処遇の改善、青年層・女性層を始めとした団員や機能別消防団員の入団を促進し、組織の活性化対策を積極的に推進する。

ウ 災害活動能力を更に向上させるため、実戦的な教育訓練を実施するとともに、消防団員による市民への防災指導が行えるよう必要な教育訓練を実施する。

資料編 ・ 消防機械器具保有数（車両等）、消防機械器具保有数（消防器具） P164、P165
 ・ 消防団の消防設備 P172
 ・ 管轄別消防水利施設数 P178
 ・ 耐震性貯水槽の整備一覧表 P179
 ・ 自然水利等集計表 P180
 ・ 自然水利等一覧表 P181

第26節 林野火災予防対策

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、次のとおり林野火災消防計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減を図る。

1 林野火災予防思想の普及、啓発

住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には、注意心を喚起する標識等により住民に注意を呼びかけるとともに、喫煙所に吸い殻入れ等を設置する。

また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて住民に強く防火思想の普及、啓発を図る。

2 林野火災消防計画の確立

市長は、関係機関と密接な連絡を取り、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林作業の状況等を調査検討のうえ、次の事項について林野火災消防計画を策定する。

- (1) 特別警戒実施計画
特別警戒の実施区域、時期、実施要領等について定める。
- (2) 消防計画
消防分担区域、出動計画、防ぎよ鎮圧要領等について定める。
- (3) 資機材整備計画
林野火災用消防水利及び消防施設の整備・拡充について定める。
- (4) 啓発運動の推進計画
山火事予防のポスター、立看板、横断幕等各種広報等の実施について定める。
- (5) 林野火災防ぎよ訓練の実施計画
市単独若しくは県及び関係機関と連携した訓練の実施等について定める。

3 林野所有（管理）者の予防対策

市は、林野所有（管理）者に対して火災防止に努めるよう指導するとともに、林野所有（管理）者は、次のような予防対策の実施を推進する。

- (1) 防火帯としての役割を加味した林道網の整備
- (2) 防火帯、防火樹帯の設置及び造林地への防火樹の導入
- (3) 自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備
- (4) 事業地の防火措置の明確化
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）、新居浜市火災予防条例等の厳守
- (6) 消防機関等との連絡方法の確立
- (7) 林野火災多発期（2月～5月）における見回りの強化

4 林野火災対策用資機材の整備

市及び林野所有（管理）者は、林野火災対策用資機材（トラック、ジープ、工作車、チェーンソー、鋸、鎌、トランシーバー等）の整備に努める。

5 県消防防災ヘリコプター等の要請

市は、大規模林野火災に対処するため、県に対して「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づく県消防防災ヘリコプターの出動要請や自衛隊ヘリコプター派遣要請による空中消火体制を確立する。

また、他県や自衛隊のヘリコプターの派遣には時間を要することから、市は、火災状況を的確に把握し、早期に派遣要請を行う。

第27節 災害復旧・復興への備え

災害時、速やかな災害復旧・復興を果たすために、平常時からの備えや複合災害への備え、各種データの整備、保全を推進する。

1 平常時からの備え

市は、県と連携し、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

(1) 民間事業者等との協定締結の推進

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

また、速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進し、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

また、男女共同参画の視点からの災害対応について、危機管理課と男女参画・市民相談課の連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。

加えて、市の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。

(2) 人材確保体制の整備

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者や当該事業経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるとともに、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムや応急計画マニュアルを活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(3) 防災行動計画の作成

国、県、市町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるとともに、作成後は必要に応じて同計画の見直しを行うほか、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(4) 安否不明者の氏名公表等

市は、県が行う発災時の安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

また、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第38号）に基づく措置を活用した防災対策の推進に努める。

2 複合災害への備え

市をはじめ防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(1) 複合災害対応計画の策定

市をはじめ防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(2) 訓練の実施

市をはじめ防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

3 災害廃棄物の発生への対応

市は、県とともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立並びに十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。

また、市は県とともに、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、県、市又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

また、市及び県は、環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) や災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク)、四国ブロック協議会等の取組に参画し、人材育成や受援体制の確立に努める。

加えて、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応のため、自然災害により発生した災害廃棄物 (避難所ごみ等を含む。) の処理について、新居浜市災害廃棄物処理計画を作成する。

4 各種データの整備保全

(1) 各種データの総合的な整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項の情報システムの保全について整備する。

- ア 戸籍
- イ 住民基本台帳
- ウ 地籍
- エ 建築物
- オ 権利関係
- カ 施設
- キ 地下埋設物等情報及び測量図面
- ク 情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備

(2) データバックアップの実施

市は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

市をはじめ公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

5 保険・共済の活用

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市はその制度の普及促進にも努める。

6 復興事前準備の実施

被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

7 罹災証明書の交付体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家等の被害の認定の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

なお、被害認定調査の実施に当たっては、「災害に係る被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とするとともに、効率的な罹災証明書の交付のため当該業務を支援するシステムを活用する。

第3章 災害応急対策

台風等による大規模な風水害等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、床上・床下浸水、火災、崖崩れの発生、道路・橋梁の損壊にとどまらず、人命の損傷など多くの被害に遭うこととなり、さらに、生活関連施設の機能停止等による被害も予想される。

このような被害の拡大を防止し、又は軽減するため、市、県及び関係機関は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、災害発生の防衛又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

また、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じる。

第1節 各機関応急措置の概要

市、県及び関係機関が行うべき応急措置の概要は、次のとおりである。

1 市のとるべき措置

応急対策の分担

実施担当	実施内容
動員班	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の非常招集その他勤務に関すること。 ・各部の動員要請に関すること。
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び運営に関すること。
総務警防班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防職員の招集に関すること。 ・消防団との連絡に関すること。
通信指令班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等の収集伝達及び気象に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査及び災害対応に関すること。
各部共通事務 (各部庶務担当課)	<ul style="list-style-type: none"> ・部の庶務に関すること。 ・本部、他部及び部内各班との連絡調整に関すること。 ・部内職員の動員、配備に関すること。 ・所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の取りまとめに関すること。 ・所管施設の災害復旧対策の取りまとめに関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。
各課共通事務	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報に関すること。 ・所管施設の災害復旧対策に関すること。 ・他の班の応援に関すること。

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがある場合の県に対する報告
- (2) 気象に関する予警報の周知徹底
- (3) 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- (4) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び被災住民の受入れ並びに指示等の県に対する報告
- (5) 消防団に対する出動命令又は警察官、海上保安官に対する出動要請
- (6) 警戒区域の設定と避難措置
- (7) 指定避難所の設置・運営
- (8) 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請
- (9) 救援物資の配付
- (10) 被災者避難収容施設の供与

- (11) 応急文教対策の実施
- (12) 被災箇所の応急復旧
- (13) 水難救護法(明治32年法律第95号)による遭難船舶の救護
- (14) 適切な管理のなされていない空家等に対する緊急の安全確保措置の実施
- (15) その他応急対策の実施

2 県のとるべき措置

- (1) 市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (2) 市町、関係機関からの災害発生等の報告受理
- (3) 被害状況の把握及び情報の収集
- (4) 関係機関への被害状況の通報
- (5) 関係機関との応急対策の協議・調整
- (6) 放送機関への緊急放送要請
- (7) 自衛隊の災害派遣要請
- (8) 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- (9) 緊急援護備蓄物資の供給
- (10) 救援物資の調達、輸送
- (11) 応急仮設住宅の建設
- (12) 医療、助産、防疫、保健衛生、清掃等の措置の実施
- (13) 応急文教対策の実施
- (14) 被災地の警備、交通の確保及び規制
- (15) 人心安定のための広報
- (16) 被災地の応急復旧
- (17) その他応急対策の実施

3 市民のとるべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがあることを発見した場合の本庁、消防防災合同庁舎、各支所、警察官、海上保安官及び消防機関への通報
- (2) 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊出し等の応急措置
- (3) 救援隊の救助作業に対する協力
- (4) 安全地域への避難(高齢者、障がい者、幼児、傷病人等の要配慮者を優先)

4 関係機関のとるべき措置

- (1) 災害情報の県、市等に対する通報
- (2) 救援隊等の派遣、救助、資機材配付等の県、市に対する要請
- (3) 県、市等の要請に基づく救援の実施
- (4) 応急復旧作業の実施

第2節 防災組織及び編成

災害時、市、県及び防災関係機関は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

また、災害現場で活動する各班等においても、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底する。

1 活動体制の区分及び設置基準

災害の規模あるいは被害状況により、次の表1-1のとおり、警戒体制、特別警戒体制、非常体制、特別非常体制の4段階の体制で、災害応急対策を講じる。

表1-1 活動体制区分及び設置基準

体制区分	設置基準	組織区分	配備区分	配備及び活動体制の基準
警戒体制	1 本市を除く東予東部に水防に関する警報*が発表されたとき。 2 その他災害警備のため副市長（風水害に該当しないときは市長）が必要と認めたとき。	水防警戒本部	事前配備	表1-2のとおり
特別警戒体制	1 次の各号のいずれかに該当する場合。 (1) 本市に水防に関する警報が発表されたとき。 (2) 水防警報が発表されたとき。 (3) 市域に局地的災害が発生するおそれのあるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	災害警戒本部	第1配備	表1-3のとおり
非常体制	1 次の各号のいずれかに該当する場合。 (1) 市民の生命、身体に危害を及ぼす局地的災害が発生したとき。 (2) 市域の広範囲にわたる災害が発生するおそれのあるとき。 2 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	災害対策本部	第2配備	表1-4のとおり
特別非常体制	1 市域の広範囲にわたって大規模災害が発生したとき。 2 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫しているとき。 3 その他必要により市長が当該配備を指令するとき。	災害対策本部	第3配備	表1-5のとおり

* 水防に関する警報とは、大雨・洪水・高潮警報をいう。

2 動員及び参集

(1) 動員及び参集

ア 副市長は、市域に大規模な事故及び自然災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに市長に報告し、市長は被害状況により、活動体制開始の指令を行う。

イ 市長は、気象予警報の発表状況及び被害状況等により、総務部長に配備体制の指示を行う。

ウ 総務部長は、市長の指示を受け、直ちに人事課長に配備体制に応じた職員の動員指示を次の動員指示等伝達系統図に基づき伝達する。

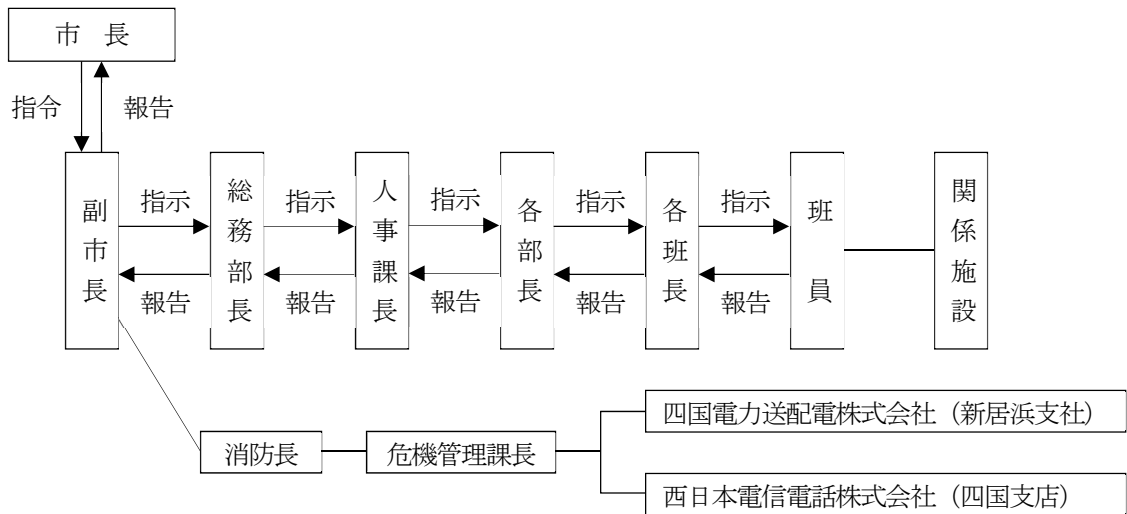
エ 各配備体制の配備要員は、勤務時間外等においてテレビ、ラジオ等により気象予警報の発表又は災害の発生を覚知した場合は、動員指示を待つことなく、直ちに自主的に参集し、初動体制を整える。

(2) 伝達

動員指示の伝達は、次のとおりとし、庁内放送、電話、防災行政無線、市メール配信システム等あらゆる

る手段をもって対処する。

動員指示等伝達系統図



注) 消防団員の招集については、消防本部を通じて行う。

3 職員の配置及び報告

(1) 職員の配置

各部長は配備体制の指示を受けたときは、次の措置を講じる。

- ア 所属職員の掌握
- イ 所属職員の所定の配備場所への配置

(2) 職員動員の報告

各班長は、職員参集表に職員の参集状況を記録し、各部長を通じて、その累計を動員班長に報告する。

動員班長は、職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて、災害対策本部長（以下「本部長」という。）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、60分ごととする。

資料編 ・ 様式 I 市様式3 職員参集表 P785

4 職員の服務

(1) すべての職員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守する。

- ア 配置についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- イ 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- ウ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- エ 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡を取り、常に所在を明らかにする。
- オ 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

(2) 勤務時間外における遵守事項

ア 連絡を受けた職員は直ちに参集し、定められた配備につく。

なお、「活動体制区分及び設置基準」に定める気象予警報の発表又は大規模な事故災害等の発生を覚知した場合は、参集指令を待つことなく、自主的に指定の場所に参集する。

イ 災害の状況により指定の場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市の施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段を持ってその旨を所属の長、若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。

ウ 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業しやすい服装を着用し、できる限り食料品等を携行する。

エ 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所

の責任者に報告する。

オ 参集途上で一時的に応急活動（人命救助、消火活動、避難誘導等）に当たらざるを得ないときは、適宜連絡する。

資料編 ・警報、注意報発表一覧表 P58
 ・水防警報 P213

5 各部の配備動員計画

(1) 各部長は、所管の部の非常配備動員計画を作成し、平常時から職員に周知徹底を図る。

(2) 各部の配備動員計画は、配備区分ごとに、次の内容により作成する。

ア 配備区分別配備人員名簿

イ 非常招集連絡系統図

(3) 各部長は、作成した配備動員計画を総務部長（人事課長）に提出する。

資料編 ・様式 I 市様式4 配備区分別配備人員名簿 P786

6 警戒体制

事前配備

表1-2 事前配備の時期及び活動体制の基準

項目	内容
配備時期	1 警戒体制の設置基準となったとき。
配備の内容	1 危機管理担当課等の少数の人員をもって、主として情報収集活動に当たる。
配備人員	1 あらかじめ指名する各部局連絡員を配備する。 2 消防職員は、勤務のなかで配備する。
活動内容	1 災害に関する情報の収集、整理を行い、防災資機材等の準備を行う。

7 特別警戒体制

第1配備

表1-3 第1配備の時期及び活動体制の基準

項目	内容
配備時期	1 特別警戒体制の設置基準となったとき。
配備の内容	1 警戒体制を強化し、情報の収集連絡及び初期の応急対策活動に対処できる体制とする。 2 災害警戒本部を設置する。
配備人員	1 災害警戒本部から指示された各班の所属職員のうち管理職以上の職員のほか必要とする人員を配備する。 2 その他の消防職員は、勤務のなかで配備する。
活動内容	1 災害関連情報の収集、整理、伝達 2 災害に対する警戒及び活動 3 災害対策本部設置に備える情報連絡体制の確立

8 非常体制

第2配備

表1-4 第2配備の時期及び活動体制の基準

項目	内容
配備時期	1 非常体制の設置基準となったとき。
配備の内容	1 突発的災害等で救助活動及び情報の連絡活動が円滑に実施しうる体制とし、小規模な応急措置を執る等、状況により第3配備に直ちに切り替えられる体制とする。 2 災害対策本部を設置する。 3 状況により地区連絡員を派遣する。
配備人員	1 各班の所属職員のうち、あらかじめ指名するおおむね3分の2の職員を配備する。 2 消防職員は、全職員を配備する。
活動内容	1 局地的災害に対する応急対策活動 2 広範囲な災害に備える応急活動体制の確立

9 特別非常体制

第3配備

表1-5 第3配備の時期及び活動体制の基準

項目	内容
配備時期	1 特別非常体制の設置基準となったとき。
配備の内容	1 職員全員をもって対処し、直ちに救助、応急対策等の活動を開始できる体制とする。 2 災害対策本部を設置する。 3 地区連絡員を派遣する。
配備人員	1 職員全員を配備する。
活動内容	1 広範囲にわたる災害に対する応急対策活動

10 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部の設置

市長は、災害対策本部設置前においても常に気象状況等に注意し、次により災害警戒本部の体制を整える。

ア 設置基準

(ア) 次の各号のいずれかに該当する場合

- a 本市に水防に関する警報が発表されたとき。
- b 水防警報が発表されたとき。
- c 市域に局地的災害が発生するおそれのあるとき。

(イ) その他必要により市長が当該配備を指令するとき。

イ 廃止基準

(ア) 災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき。

(ウ) 本市の水防に関する警報が注意報に切り替わり、かつ、災害の発生するおそれがなくなったとき。

(2) 災害警戒本部の組織

ア 組織の概要

副市長を警戒本部長とし、消防長を警戒副本部長とする。本部の組織及び事務分掌は、災害対策本部を準用する。ただし、災害情報の収集、災害防止活動及び被害調査に重点をおき、応急対策用資機材等の準備、確保を図る。

イ 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、消防防災合同庁舎5階又は災害警戒本部長の指定する場所に置く。

11 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

市長は、次の災害対策本部設置基準に該当する災害時において、災害応急対策を円滑に行うため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、新居浜市災害対策本部を設置する。

ア 災害対策本部の設置基準

(ア) 次の各号のいずれかに該当する場合

- a 市民の生命、身体に危害を及ぼす局地的災害が発生したとき。
- b 災害発生の有無にかかわらず、市域の広範囲にわたる災害が発生するおそれのあるとき。

(イ) その他必要により市長が当該配備を指令するとき。

イ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、消防防災合同庁舎5階に置く。ただし、特別の事情により災害対策本部の機能を全うすることができないと本部長が判断したときは、本庁舎内（5階大会議室）、市民文化センター（4階大会議室）、総合福祉センター（2階研修室）の順に代替場所を選定する。本部室には、「新居浜市災害対策本部」の標示をする。

ウ 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれなくなったと認めるとき、又は災害応急対策が完了したときは、災害対策本部を廃止する。

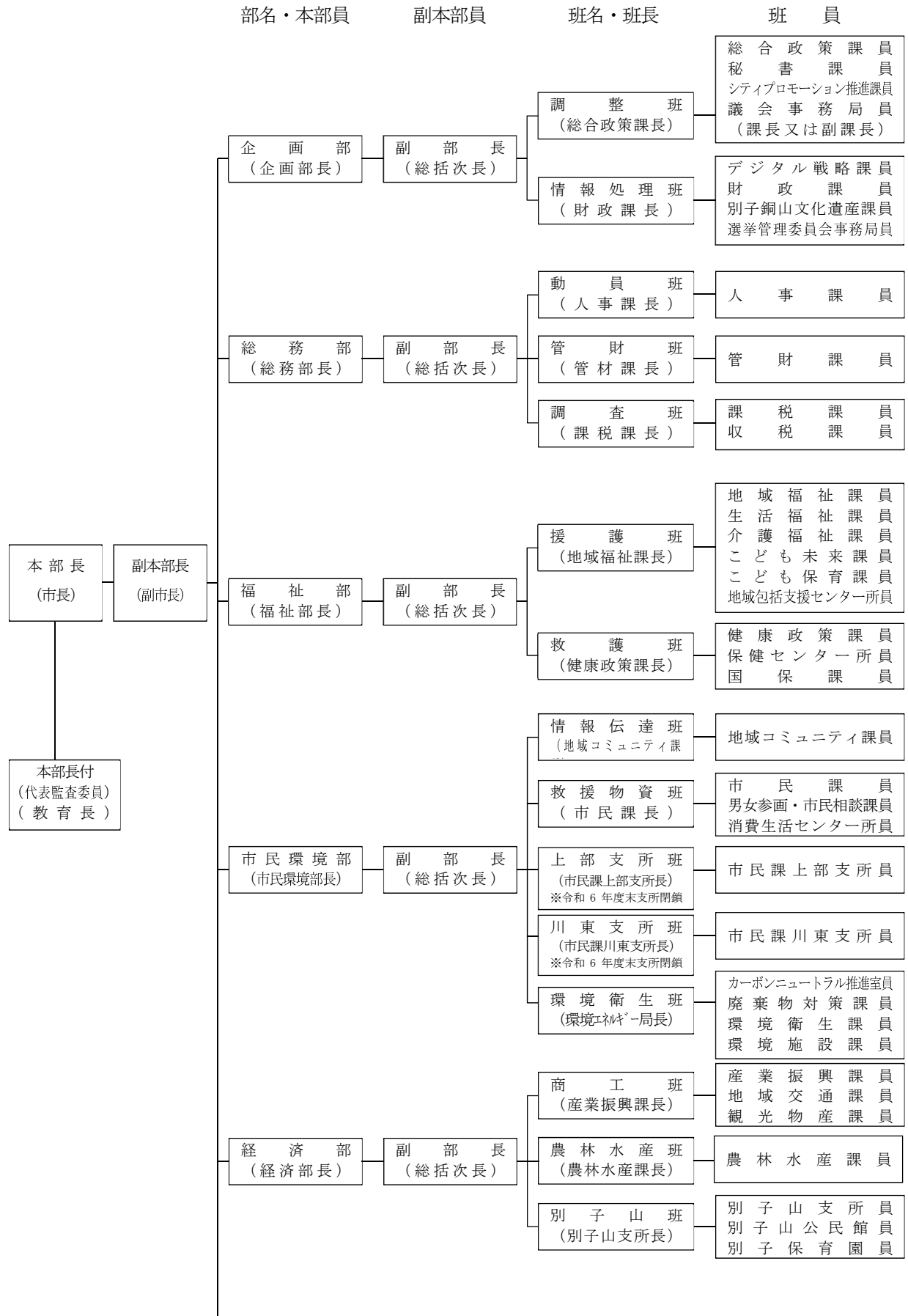
エ 災害対策本部の設置又は廃止の通知

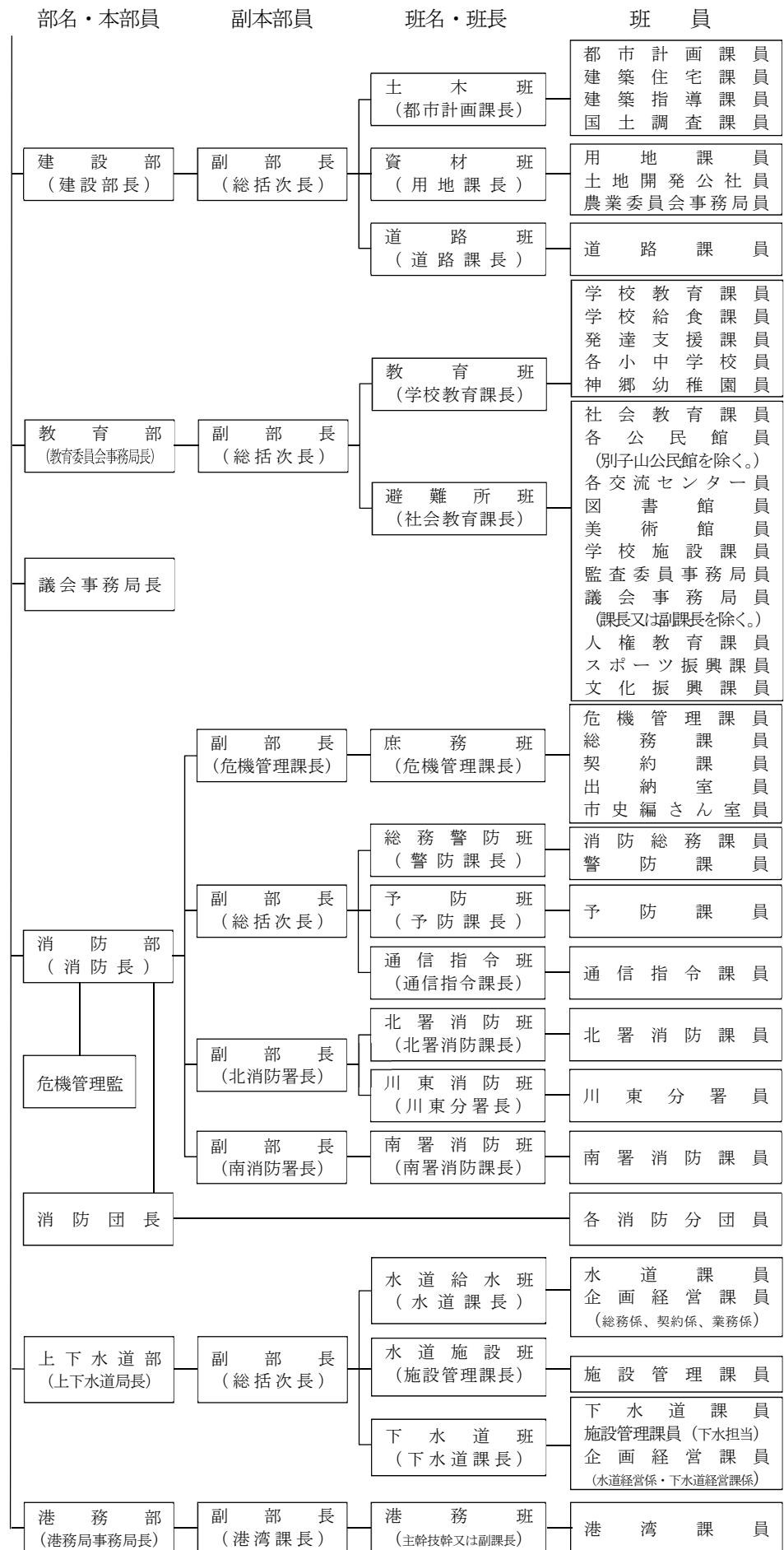
災害対策本部を設置又は廃止した場合は、市長は直ちに、次の表のとおり電話その他適当な方法により通知する。

報告、通知、公表先等

報告、通知、公表先	連絡担当者	報告、通知、公表の方法
市民	調整班長 (総合政策課長)	ホームページ、メールマガジン、 SNS、広報車
知事（地方局経由）	庶務班長 (危機管理課長)	防災行政無線（同報系）
警察署長		防災行政無線、ファクシミリ、 電話、口頭、その他迅速な方法
その他防災関係機関		
隣接市町村長		
報道機関	調整班長 (総合政策課長)	電話、口頭又は文書等

(2) 災害対策本部の組織
ア 組織の構成





イ 本部の編成及び分掌事務

部名	部長	副長	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌
企画部	企画部長	企画部総括次長	調整班 (総合政策課長)	総合政策課 秘書課 シティ・モーション推進課 議会事務局 (課長又は副課長)	<ol style="list-style-type: none"> 報道機関及び関係機関等との連絡調整及び発表に関する事。 本部長の特命に関する事。 災害の広報に関する事(自治会及び自主防災組織への伝達を除く。) 被災写真に関する事。 議会との連絡、調整に関する事。
			情報処理班 (財政課長)	デジタル戦略課 財政課 別子銅山文化遺産課 選挙管理委員会	<ol style="list-style-type: none"> 災害情報の受付及び処理に関する事。 災害情報の整理・記録に関する事。 情報システムの被災調査及び応急復旧に関する事。
総務部	総務部長	総務部総括次長	動員班 (人事課長)	人事課	<ol style="list-style-type: none"> 職員の非常招集その他勤務に関する事。 各部の動員要請に関する事。 災害派遣職員の受入れに関する事。
			管財班 (管財課長)	管財課	<ol style="list-style-type: none"> 市有財産の被害調査、応急復旧に関する事。 車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関する事。
			調査班 (課税課長)	課税課 収税課	<ol style="list-style-type: none"> 被害調査、その他災害情報の収集に関する事。 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関する事。 資材班の応援に関する事。
福祉部	福祉部長	福祉部総括次長	援護班 (地域福祉課長)	地域福祉課 生活福祉課 介護福祉課 こども未来課 こども保育課 (市立保育園を含む。) 地域包括支援センター	<ol style="list-style-type: none"> 要配慮者の総合的支援に関する事。 福祉施設の被害調査と応急復旧に関する事。 災害救助法の適用に関する事。 福祉避難所との連絡調整に関する事。 福祉施設の一時的避難所対応に関する事。 応急保育に関する事。 義援金の受領、分配計画に関する事。 ボランティア活動調整の協力に関する事。 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 死体の検案、受入れに関する事。
			救護班 (健康政策課長)	健康政策課 保健センター 国保課	<ol style="list-style-type: none"> 医療・助産及び救護に関する事。 医療救護班の編成及び救護所の開設に関する事。 医療資機材及び薬品等の調達に関する事。 医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事。 保健活動に関する事。 防疫活動に関する事。 衛生、防疫資材の調達・配布に関する事。

部名	部長	副長	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌
市民環境部	市民環境部長	市民環境部総括次長	情報伝達班 (地域コミュニティ課長)	地域コミュニティ課	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会及び自主防災組織への伝達に関すること。 2 ボランティア活動の総合調整に関すること。
			救援物資班 (市民課長)	市民課 男女参画・市民相談課 消費生活センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 食糧品・生活必需品その他の援護物資の調達、配給に関すること。 2 被災者及び災害応急対策活動従事者に対する給食に関すること。 3 災害時物資集積場所の開設、運営に関すること。 4 救援物資及び義援品の受領、配分計画に関すること。 5 生活物資の価格、需要動向等の調査及び対策に関すること。
			上部支所班 (市民課上部支所長) ※令和6年度末支所開庁	市民課上部支所	<ol style="list-style-type: none"> 1 上部地区の情報収集及び伝達に関すること。 2 上部地区の災害活動支援に関すること。 3 救援物資の支援に関すること。
			川東支所班 (市民課川東支所長) ※令和6年度末支所開庁	市民課川東支所	<ol style="list-style-type: none"> 1 川東地区の情報収集及び伝達に関すること。 2 川東地区の災害活動支援に関すること。 3 大島地区の連絡に関すること。 4 救援物資の支援に関すること。
			環境衛生班 (環境エネルギー局長)	カーボンプリミウム推進室 廃棄物対策課 環境衛生課 環境施設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設トイレの設置及び管理に関すること。 2 環境施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 防疫活動の実施に関すること。 4 災害ごみの収集及び処理に関すること。 5 廃棄物の総合的な処理調整に関すること。 6 し尿の収集及び処理に関すること。 7 へい死獣の処理に関すること。 8 犬、猫等愛がん動物の管理に関すること。 9 死体の埋葬、火葬に関すること。
経済部	経済部長	経済部総括次長	商工班 (産業振興課長)	産業振興課 地域交通課 観光物産課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業、観光施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 商工業関係の融資あっせんに関すること。
			農林水産班 (農林水産課長)	農林水産課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産関係の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 農薬、肥料、飼料、その他資材等のあっせんに関すること。 3 災害農作物等の技術指導に関すること。 4 家畜、畜産施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 5 漁港内の障害物の除去に関すること。 6 ため池の水位観測に関すること。 7 被災土地改良施設の技術指導に関すること。 8 農林水産関係の融資あっせんに関すること。 9 避難情報等に関すること。 10 土木工作技術指導に関すること。
			別子山班 (別子山支所長)	別子山支所 別子山公民館 別子保育園	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部及び支所管内の連絡調整に関すること。 2 別子山地区の情報収集及び伝達に関すること。 3 別子山地区内の被害調査に関すること。 4 別子山地区内の避難所の開設・運営に関すること。 5 資機材の調達に関すること。 6 避難情報等に関すること。 7 避難者の誘導及び受入れに関すること。

部名	部長	副長	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌
建設部	建設部長	建設部総括次長	土木班 (都市計画課長)	都市計画課 建築住宅課 建築指導課 国土調査課	<ol style="list-style-type: none"> 1 急傾斜地等被害調査及び応急復旧に関する事。 2 都市公園等の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関する事。 4 避難情報等に関する事。 5 宅地内の土砂・流木等障害物の除去支援に関する事。 6 倒壊建物の解体及び除去に関する事。 7 応急仮設住宅の建設に関する事。 8 住宅の応急修理に関する事。 9 仮設住宅の入居及び運営管理に関する事。 10 災害時における土木技術者の確保及び技術指導に関する事。 11 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 12 被災宅地の危険度判定に関する事。 13 被災家屋の2次調査支援に関する事。 14 建設関係団体への協力要請に関する事。 15 適切な管理のなされていない空家等に対する緊急安全確保措置の実施に関する事。 16 河川の被害調査及び応急復旧に関する事。 17 河川内の流木等障害物の除去に関する事。 18 水位観測に関する事。
			資材班 (用地課長)	用地課 土地開発公社 農業委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木応急復旧資機材の確保及び搬送に関する事。 2 応急公用負担に関する事。
			道路班 (道路課長)	道路課	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょうの被害調査及び応急復旧に関する事。 2 緊急輸送道路の確保に関する事。 3 道路の障害物の除去及び交通の確保に関する事。 4 道路、側溝の土砂・汚泥の処理に関する事。 5 交通情報の収集に関する事。 6 路上放置車両等に対する措置に関する事。
教育部	教育委員会事務局長	教育委員会事務局総括次長	教育班 (学校教育課長)	学校教育課 学校給食課 発達支援課 各小中学校 神郷幼稚園	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災児童生徒の救護及び避難誘導に関する事。 2 学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関する事。 3 避難者への給食の協力に関する事。 4 応急教育に関する事。 5 学用品及び教科書の調達配分に関する事。 6 学校給食保全及び学校保健衛生に関する事。
			避難所班 (社会教育課長)	社会教育課 各公民館 (別子山公民館を除く。) 各交流センター 図書館、美術館 学校施設課 監査委員事務局 議会事務局 (課長又は副課長を除く。) 人権教育課 スポーツ振興課 文化振興課 適宜、他の班からの応援あり。	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者の誘導及び受入れに関する事。 2 避難所の開設及び運営に関する事。 3 社会教育施設及び体育施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 4 社会教育団体等への協力要請に関する事。 5 学校施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 6 文化財の被害状況及び応急復旧に関する事。 7 地域の情報活動に関する事。

部名	部長	副長	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌	
消 防 部	消 防 長	危 機 管 理 課 長	庶務班 (危機管理課長)	危機管理課 総務課 契約課 出納室 市史編さん室	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議に関すること。 2 本部の庶務に関すること。 3 各部、各班の総合調整に関すること。 4 関連情報の収集及び情報収集活動全般の統括に関すること。 5 避難情報等に関すること。 6 災害情報の保存に関すること。 7 県災害対策本部（県災害警戒本部）との連絡調整に関すること。 8 行方不明者及び必要捜索者名簿の作成に関すること。 9 被災地、避難所等付近の交通整理及び防犯対策に関すること。 10 知事及び他市町村長に対する応援要請に関すること。 11 自衛隊災害派遣要請及び受入れに関すること。 12 緊急機材、日用品調達及び貸借に関すること。 13 防災行政無線の保守、復旧に関すること。 14 義援金の保管に関すること。 15 被災者支援事業の調整に関すること。 16 他の部の所管に属しないこと。 17 緊急防災資機材の確保、補給に関すること。 18 消防関係機関との連絡調整に関すること。 (新居浜建設業協同組合を含む。) 19 食料品に関すること。 	
			消 防 本 部 総 括 次 長	総務警防班 (警防課長)	消防総務課 警防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 消防職員の招集に関すること。 3 消防団との連絡に関すること。 4 消防応援要請に関すること。 5 臨時ヘリポートの開設に関すること。 6 避難情報等に関すること。
				予防班 (予防課長)	予防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報受付及び現場情報収集に関すること。 2 災害予防及び消防広報に関すること。 3 被害調査報告に関すること。 4 危険物施設に関すること。 5 災害広報の応援に関すること。
				通信指令班 (通信指令課長)	通信指令課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報等の収集伝達及び気象に関すること。 2 災害通信に関すること。 3 消防通信施設等の保守、復旧に関すること。
			北 消 防 署 長	北署消防班 (北署消防課長)	北署消防課	(各消防班共通) <ol style="list-style-type: none"> 1 消防及び水防活動に関すること。 2 救急及び被災者の救助に関すること。 3 行方不明者及び死体の捜索、収容に関すること。 4 危険箇所の警戒巡視に関すること。 5 警戒区域の設定に関すること。 6 避難情報等及び避難者の誘導に関すること。 7 現地調査及び災害対応に関すること。 8 災害広報の応援に関すること。 9 避難道路の確保に関すること。
				川東消防班 (川東分署長)	川東分署	
			南 消 防 署 長	南署消防班 (南署消防課長)	南署消防課	
			消 防 団 長	各 地 区 副 団 長	各消防分団	

部名	部長	職階	班名 (班長)	班員となる 平常時課名	事務分掌
上下水道部	上下水道局長	上下水道局総括次長	水道給水班 (水道課長)	水道課 企画経営課 (総務係、契約係、業務係)	1 飲料水確保及び応急給水に関すること。 2 給配水施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 水道無線施設の保守、復旧に関すること。 4 災害広報の応援に関すること。 5 土木工作技術指導に関すること。
			水道施設班 (施設管理課長)	施設管理課 (水源担当)	1 水源施設等の被害調査及び応急復旧、応急給水転用に関すること。 2 工業用水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 上水道の衛生維持に関すること。
			下水道班 (下水道課長)	下水道課 施設管理課 (下水担当) 企画経営課 (水道経営係、下水道経営係)	1 下水道施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 排水処理に関すること。 3 排水ポンプ施設の運転管理に関すること。 4 避難情報等に関すること。 5 土木工作技術指導に関すること。
港務部	港務局事務局長	港務課長	港務班 (港務課主幹技幹又は副課長)	港湾課	1 海岸、港湾の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 潮位の観測に関すること。 3 海難事故の連絡及び停泊避難に関すること。 4 海上輸送に関すること。 5 港湾内の障害物の除去に関すること。 6 避難情報等に関すること。 7 土木工作技術指導に関すること。

注) 相互の応援体制について

- 1 部内の応援体制については、各部長が調整する。
- 2 部内の応援体制で不足する場合は、副本部長が部外の応援を指示する。ただし、本部長の指示により、組織の編成替を命じることができる。

共回事務

各部に 共通する事務	各部 庶務担当課	1 部の庶務に関すること。 2 本部、他部及び部内各班との連絡調整に関すること。 3 部内職員の動員、配備に関すること。 4 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の取りまとめに関すること。 5 所管施設の災害予防（避難を含む。）及び災害復旧対策の取りまとめに関すること。 6 関係機関との連絡調整に関すること。
各課に 共通する事務		1 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報に関すること。 2 所管施設の災害予防（避難を含む。）及び災害復旧対策に関すること。 3 他の班の応援に関すること。

ウ 組織の概要

(ア) 災害対策本部長

市長を本部長とする。本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
 なお、災害対策本部機構は、本来の行政組織を主体にし機能別に編成する。

(イ) 災害対策副本部長

副市長を災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）とする。
 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、副市長がその職務を代行する。

(ウ) 災害対策本部長付

教育長、代表監査委員、参与を災害対策本部長付（以下「本部長付」という。）とする。
本部長付は、副本部長を補佐する。

(エ) 災害対策本部員（部長）

原則として、各部長相当職及び危機管理監を災害対策本部員（以下「本部員」という。）とする。本部員は、部を統括し所属部員を指揮監督する。

(オ) 本部連絡員

本部連絡員は、各部長がそれぞれの所管職員のうちから指名する者をもって充てる。本部長の命令あるいは災害対策本部で決定した事項等は、本部連絡員を通じて各班に連絡する。各班で聴取した情報あるいは決定処理した事項のうち、災害対策本部あるいは他の班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて災害対策本部に連絡する。

(カ) 副部長（総括次長）

副部長は、部長を補佐し、所属の各班長及び班員を指揮監督する。

(キ) 班長

班長は、各班を指揮監督する。

(ク) 副班長

班長以外の課長職は副班長として災害対策に従事し、班長の補佐及び課員の指揮監督をする。

(ケ) 班員は班長の命を受けて、災害対策に従事する。

資料編 ・新居浜市災害対策本部運営要領 P5

エ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めるときは現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(ア) 現地本部は、現地本部長及び現地本部員その他の職員をもって組織する。

(イ) 現地本部長及び現地本部員その他の職員は、本部長がその都度指名する者をもって充てる。

(ウ) 現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(3) 災害対策本部の運営

ア 災害対策本部会議の開催

本部長は、災害対策本部を設置したときは、速やかに災害対策本部会議を開催する。

(ア) 災害対策本部会議の構成

災害対策本部会議の構成は、次のとおりとし本部長が主宰する。

- a 本部長（市長）
- b 副本部長（副市長）
- c 本部長付（教育長、代表監査委員）
- d 本部員（災害対策本部各部長）
- e 必要により本部長が指名した者

(イ) 報告事項

本部員は、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

(ウ) 協議事項

災害対策本部会議の協議事項は、おおむね次のとおりとする。

- a 災害応急対策に関すること。
- b 自衛隊、海上保安部、県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること。
- c 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。
- d 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- e その他災害対策の重要事項に関すること。

イ 災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

庶務班長及び管財班長は、災害対策本部が設置されたときは、次の措置を講じる。

(ア) 災害対策本部開設に必要な資機材等の準備

- a 防災マップの設置
- b 被害状況図、ホワイトボード等の設置
- c 住宅地図等その他地図類の確保
- d ラジオ、テレビの確保
- e コピー機等の複写装置の確保
- f ビデオ、テープレコーダー、カメラ等の記録装置の確保
- g 防災関係機関、協力団体等の電話番号、担当者等の氏名一覧表
- h 被害状況連絡票その他の書式類の確保
- i その他必要資機材の確保

(イ) 通信手段の確保

次の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

- a 防災行政無線
- b 電話、携帯電話等
- c 自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

ウ 災害対策本部の標識等

本部長、副本部長、班長、その他本部員は、災害対策活動に従事するときは、腕章等を着用する。

(4) 地区連絡員

「地区連絡員」は、市内全域をカバーし得るよう各公民館・交流センターに派遣され、情報集活動及び広報活動を行う。

ア 地区連絡員の派遣基準

- (ア) 市域に災害の発生が予想され、災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

イ 地区連絡員の派遣先

各公民館・交流センターに派遣する。

ウ 派遣方法

原則として、各校区に居住する職員のうちから、あらかじめ指名する職員をもって、地区連絡員とする。

地区連絡員となった職員は、本部（動員班）から指示があったときは、各公民館・交流センターへ直ちに参集し、本部（動員班）へ報告する。

エ 自治会連絡員の派遣

各校区連合自治会長は、本部（情報伝達班）から指示があった場合、各公民館・交流センターに自治会連絡員を派遣する。

(5) 職員の応援

各部における災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、事務局に職員の応援を要請する。動員班は、災害対策本部会議で決定された応援方針に基づき余裕のある部のなかから適当な部を決定し通知する。

なお、市災害対策本部内における応援でなお不足するときにあっては、県に対して東予地方局を通じ職員の応援又は派遣を要請する。

第3節 通信連絡

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市は防災関係機関及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理・伝達の迅速かつ確実に図るとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶務班	・防災行政無線施設の保守、復旧に関すること。
水道給水班	・水道無線施設の保守、復旧に関すること。
通信指令班	・災害情報等の収集伝達に関すること。 ・災害通信に関すること。 ・消防通信施設等の保守、復旧に関すること。

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、次の手段のほか、衛星携帯電話や衛星インターネット等、多様な通信手段で行う。

また、既存の通信手段が使用できない場合には、協定に基づき民間通信各社から無償貸与される衛星携帯電話などを活用する。

1 防災行政無線施設

庶務班長は、防災行政無線施設の保守、復旧に関して、次の措置を行う。

- (1) 災害の発生が予想される場合
 - ア 要員の確保
 - イ 予備電源の確保
 - ウ 機器動作状態の監視の強化
 - エ 機器等の保護強化
- (2) 施設が被災した場合
 - ア 通信可能な通信回線等の確保
 - イ 職員及び保守業者による部品確保及び応急復旧の実施

2 水道無線施設

水道給水班長は、水道無線施設の保守、復旧に関して、次の措置を行う。

- (1) 災害の発生が予想される場合
 - ア 要員の確保
 - イ 予備電源の確保
 - ウ 機器動作状態の監視の強化
 - エ 機器等の保護強化
- (2) 施設が被災した場合
 - ア 通信可能な通信回線等の確保
 - イ 職員及び保守業者による部品確保及び応急復旧の実施

3 消防無線電話施設等

通信指令班長は、消防無線電話施設等の保守、復旧に関して、次の措置を行う。

- (1) 災害の発生が予想される場合
 - ア 要員の確保
 - イ 予備電源の確保
 - ウ 機器動作状態の監視の強化
 - エ 機器等の保護強化
- (2) 施設等が被災した場合

ア 消防部の各班長は、施設等が故障、損傷又は忘失したときは、必要な処置を取るとともに、直ちに消防無線電話施設管理者（通信指令班長）に被害状況を報告する。

イ 消防無線電話施設管理者（通信指令班長）は、復旧に必要な措置を執るとともに、消防長及び総務警防班長に被害状況を報告する。

ウ 通信指令班長は、被害の状況に応じて、次の措置を行う。

(ア) 通信可能な通信回線等の確保

(イ) 職員及び保守業者による部品確保及び応急復旧の実施

4 県防災通信システム（地上系・衛星系）

本市に設置している端末局等に障害が発生した場合、部品交換による応急復旧が行えるよう、県との連携を図り、保守部品の確保等保守体制を確立する。

5 公衆通信設備の優先利用

市は、災害時に備えて、平素から最寄りの西日本電信電話株式会社支店・営業所に要請し、「災害時優先電話」の指定を受けておく。

なお、総務部は、市職員のほか設置機関に対して、災害時優先電話は災害時に機能を発揮するために、発信専用電話として利用するものであることを周知する。

6 他機関の専用通信設備の利用

災害対策基本法第 57 条、第 61 条の 3、第 79 条、災害救助法第 11 条、水防法第 27 条、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 41 条の規定により、使用できる他の機関の通信設備は、次のとおりである。

- (1) 警察通信設備
- (2) 国土交通省無線設備
- (3) 鉄道通信設備
- (4) 電力通信設備
- (5) 自衛隊通信設備

7 非常通信の利用

災害対策基本法に基づく各防災機関は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条、同 74 条の規定により無線局を開設している者に対して非常通信を依頼することができる。

8 放送の利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対して執るべき措置についての通知、要請及び警告のため、緊急を要する場合で特に必要があると認めるとき、又は避難指示、緊急安全確保を発令する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第 57 条、同 61 条の 3、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 22 条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続により、放送事業者に放送を要請することができる。

市長は、原則として知事を通じて放送を要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で、特に緊急を要する場合は直接市長が要請する。

- (1) 放送要請事項
 - ア 市の地域の大半にわたる災害に関するもの
 - イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの
- (2) 放送要請内容
 - ア 放送を求める理由
 - イ 放送内容
 - ウ 放送範囲
 - エ その他必要な事項
- (3) 要請責任者

放送を要請する場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

9 インターネットの利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対して執るべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めるとき、又は避難指示、緊急安全確保を発令

する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第57条、同61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手順により、ポータルサイト・サーバー運営者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請することができる。

10 孤立地域との通信連絡

災害により通信が途絶し、かつ、徒歩による連絡が困難な孤立地域が発生したときは、市長は、東予地方局を通じて県消防防災ヘリコプター(必要により自衛隊、県警察本部)による航空偵察の要請を依頼し被災状況等を把握するとともに、当該集落との通信連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備え、住民の集団避難、支援物資の搬送など、次のとおり必要な対策を行う。

- (1) 孤立状況の把握
- (2) 衛星携帯電話等による外部との通信手段の確保
- (3) 孤立時における緊急救出手段の確保(ヘリコプター、バイク)
- (4) 孤立地域に対する集団避難の指示の検討
- (5) 緊急支援物資の確保・搬送
- (6) 県を通じ、自衛隊、県警察本部等の航空偵察の要請

11 情報の収集・伝達手段の応急復旧

災害による通信機能の低下を最小限にとどめ早急な機能の回復を図るため、情報の収集・伝達手段については、迅速に応急復旧のための体制を確立する。

12 アマチュア無線通信施設又は携帯電話の活用

災害により通信連絡が困難となった場合には、市内アマチュア無線局の協力を求め、通信の確保を図る。また、各職員が保有している携帯電話についても通信手段のひとつとして活用する。

13 自治会等放送施設

自治会放送施設については、施設が被災した場合、各自治会において、保守業者等の協力を得て保守及び応急復旧を実施する。ただし、防災行政無線と接続するために自治会放送施設に取り付けたBWA等については、市において、保守業者の協力を得て保守及び応急復旧を実施する。

資料編	・様式 I	・新居浜市防災行政無線 (IP無線) 設置状況 P131
		・水道無線設備状況 P135
		・愛媛県防災通信システム (地上系・衛星系) 回線構成図 P137
		・市内のアマチュア無線グループ P138
		・消防無線機保有数 (デジタル無線等) P174
		・消防救急デジタル無線機一覧表 P175

第4節 情報活動

市は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに関係機関に伝達し、情報を共有する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報の収集及び情報収集活動全般の統括に関すること。 ・災害情報の保存に関すること。 ・県への被害状況報告に関すること。
情報処理班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の受付及び処理に関すること。 ・災害情報の整理・記録に関すること。
調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の調査及び災害情報の収集に関すること。
情報伝達班	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会及び自主防災組織への伝達に関すること。
援護班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者及び要配慮者に関わる施設等への伝達に関すること。
総務警防班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団との連絡に関すること。
通信指令班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等の収集伝達及び気象に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査に関すること。
関係各部班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設等についての被害情報の収集、報告に関すること。

1 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

庶務班長は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、災害通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに東予地方局を通じ県へ連絡する。ただし、県へ連絡できない場合は、直接総務省消防庁へ連絡するが、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。

特に、行方不明者の数については、検索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

なお、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

2 情報活動における連携強化

(1) 消防、警察等との連携

情報の収集及び伝達は、市災害対策本部と東予地方局の各相互間のルートを基本として、消防、警察及び各防災関係機関と密接な連携の下に行う。

(2) 警察官の派遣要請

情報活動の連携強化のため、必要に応じて市災害対策本部に警察官の派遣を要請する。

3 被害状況等に関する情報の収集

災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するためには、被害状況を的確かつ迅速に把握することが重要となる。このため、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有する。

(1) 災害情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される災害に関する情報等は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては危機管理課）において受理する。

イ 受理した情報については、市防災行政無線（同報系）、IP告知システム、市公式ホームページ、一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話・衛生携帯電話を含む。）、コミュニティFM 新居浜78.0、緊急速報メール、市公式X（旧Twitter）アカウント、市メールマガジン、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して周知徹底を図る。

(2) 収集すべき情報の内容

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

また、119番通報状況による被害概況の早期把握と、市職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等の中から情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなど、迅速かつ正確な情報収集に努める。

ア 人的被害

(ア) 市民

(イ) 児童、生徒、市施設への来所者、入居者、職員等

イ 物的被害

(ア) 庁内（本庁舎、消防防災合同庁舎、出先機関）、消防署等の防災機関施設

(イ) 学校、文化、体育施設、福祉施設等の公共施設

(ウ) 河川、海岸、がけ等

(エ) 住家、商業施設、農林業施設、危険物取扱施設等

ウ 機能被害

(ア) 上水道、下水道、電力、ごみ処理施設、LPガス等の生活関連機能

(イ) 道路、鉄道、電話、放送等の交通通信機能

(ウ) 医療、保健衛生機能

エ 避難指示、緊急安全確保の発令又は警戒区域設定状況

オ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況

カ 物資の価格、役務の対価動向

キ 金銭債務処理状況及び金融動向

ク 避難所の設置状況及び住民の避難生活状況

ケ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況

コ 観光客等の状況

サ 県の実施する応急対策の実施状況

(3) 収集の実施者

被害状況の収集は、災害対策本部の事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員が当たる。市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は、おおむね次のとおりである。

市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況の内容
市	総務部調査班	ア 住家の被害その他の物的被害 イ 救急救助活動の必要の有無 ウ 火災等の二次災害の発生状況 エ 電気、電話、LPガス等ライフラインの機能的被害 オ その他本部長が必要と認める事項
	消 防 部	ア 人的被害の発生状況 イ 火災発生状況及び火災による物的被害 ウ 危険物取扱施設の物的被害 エ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 オ 避難の必要の有無及び避難の状況 カ その他消防活動上必要ある事項
	施設の管理者	ア 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 イ 所管施設の物的被害及び機能被害
	職務上の 関連部班	ア 所管する施設の人的、物的、機能的被害 イ 所管する事項に関する人的、物的、機能的被害
警 察 署	ア 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 イ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ウ 犯罪の防止に関し執った措置 エ その他活動上必要ある事項	
海上保安署	ア 被災地周辺海域の船舶交通の状況 イ 被災地周辺海域の漂流物の状況 ウ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況 エ 水路、航路標識の異状の有無 オ 港湾等における避難者の状況 カ その他活動上必要ある事項	
その他の防災機関	ア 市域内の所管施設に対する被害状況及び災害に対して既に執った措置 イ 災害に対して今後執ろうとする措置 ウ その他活動上必要ある事項	

(4) 調査班による被害調査

ア 被害調査の実施

総務部長は、災害時、直ちに調査班長に被害調査の実施を指示する。

なお、本部長は、被災地の実態を把握し、市の災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じて総務部長に対して、特命事項についての被害調査の実施を命ずる。

イ 調査の実施要領

(ア) 調査班の編成

総務部長は、被害調査実施のため、班を編成する。

班の構成、各編成数その他必要な事項は、事態に応じて適宜決定するが、おおむね次のような体制で行う。

活動項目	班数	1班当たりの構成員	構成課
連絡、集計	1～2	5名程度	課税課、収税課
災害情報収集	15	3名程度	

(イ) 調査事項

調査事項は、前号の表(総務部調査班)のとおりとする。

ウ 実施要領

(ア) 調査は、防災関係機関、各地域の消防団、自治会長、市民等の協力を得て、実施する。

(イ) 無線通信機の有効適切な活用を図り、調査結果を庶務班長へ報告する。

(ウ) 調査の際、重要な情報を得たときは、直ちに総務部長を通じて、庶務班長へ報告する。

(5) 参集途上の被害状況の収集

休日等に動員配置につく職員は、参集途上に可能な限り被害状況を収集し、登庁後速やかに各部長に報告する。

なお、この場合は、速報性を重視し、あまりに詳細な調査は行わない。

(6) 参集不能時の措置

甚大な被害を受け、市災害対策本部への参集が困難な職員は自宅待機させ、自宅、最寄りの指定避難所周辺等の情報収集に当たらせる。

(7) 発見者による通報

災害に伴う被害又は異常現象等を発見した者から通報があった場合は、災害通報受信票兼処理票により受付を行い、庶務班及び関係各班に報告する。

資料編 ・ 様式 I 市様式5 災害通報受信票兼処理票 P787

(8) 自治会又は自主防災組織等による被害調査

自治会長又は自主防災組織等の長は、災害が発生した場合、自治会又は自主防災組織の区域内等の地域における被害状況を調査し、報告する。自治会又は自主防災組織等からの報告については、自治会等被害状況報告により受けを行う。

資料編 ・ 様式 I 市様式6 自治会等被害状況報告 P788

(9) ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害により市の被害状況の全容が不明等の場合、市長は、東予地方局を通じて県、県警察本部、海上保安部、自衛隊（県へ直接要請）等のヘリコプターを所有する各機関に情報収集のための偵察活動を要請する。

- ア 崖崩れ、洪水、高潮等の状況
- イ 火災発生場所、延焼の状況
- ウ 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- エ 建築物の被害状況（概括）
- オ 公共機関及び施設の被害状況
- カ 住民の動静、その他

(10) 県等への応援要請

被害が甚大で、情報の収集及び状況調査が不可能な場合や専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

(11) 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と十分連絡を取る。

(12) 災害情報の取りまとめ

- ア 情報の総括責任者
情報の総括責任者を次のとおり定める。

区別	情報の総括責任者	
	災害対策本部職名	平常時職名
総括責任者	消防部長	消防長
取扱責任者	庶務班長	危機管理課長

イ 各部からの報告

各部は、災害が発生してから応急対策が完了するまでの間、庶務班長に被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

ウ 被害状況のとりまとめ

庶務班長は、各部からの情報のとりまとめに当たっては、次の点に留意する。

- (ア) 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
- (イ) 至急確認すべき未確認情報の一覧

- (ウ) 情報の空白地区の把握
- (エ) 被害軽微若しくは無被害である地区の把握
- (13) 県(災害対策本部(災害警戒本部))への報告
 - ア 市災害対策本部は、被害状況、要請事項、災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部(県災害警戒本部)に対して報告又は要請を行う。ただし、県災害対策本部(県災害警戒本部)に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。
 - 報告及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。
 - (ア) 緊急要請事項
 - (イ) 被害状況
 - (ウ) 市の災害応急対策実施状況
 - なお、消防機関への通報が殺到した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部(県災害警戒本部)及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、把握できた範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市は第一報後も引き続き報告を行う。
- イ 報告の手順等
 - (ア) 県への報告は、本部長の指示に基づき、庶務班長が行う。
 - (イ) 災害報告は、次の表のとおり規定された報告の区分及び様式に従い、県防災通信システム(地上系・衛星系)、電話、県災害情報システム、メール等で報告する。
 - (ウ) 被害状況の把握後、迅速第一に「発生報告」を入れる。なお、「発生報告」では、人的被害、家屋被害を優先して報告する。以後、詳細が判明の都度「中間報告」を行う。
 - (エ) 「最終報告」は、災害の応急対策が終了した日から10日以内に文書「災害発生報告様式」で行う。
 - (オ) 庶務班長は、各部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめに当たっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、再調査を依頼する。

庶務班長が県に行う災害報告の区分及び様式

報告の区分	報告の時期	報告内容、留意事項等	報告の様式
発生報告	災害の覚知後直ちに	1 初期的な被害の有無及び程度の概況を報告する。 2 迅速を旨とする。 3 人的被害及び家屋被害を優先する。	災害発生報告
中間報告	被害状況が判明次第逐次	1 様式2に定める事項について判明した事項から逐次報告する。 2 即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時限を明らかにする。 3 警察署等との緊密な連絡を取りながら行う。	中間報告 被害状況内訳書
最終報告	災害応急対策終了後10日以内に	1 正確な調査結果により行う。	最終報告 被害状況内訳書
その他即報報告	右記に掲げる事項が発生した場合に直ちに	1 災害対策本部(災害警戒本部等を含む。)を設置又は解散したとき。 2 市長が自ら災害に関する警報を発したとき。 3 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を行ったとき。	

- 資料編
- ・様式Ⅱ 県様式1 災害発生報告 P819
 - ・様式Ⅱ 県様式2-(1) 中間報告、最終報告 P820
 - ・様式Ⅱ 県様式2-(2) 被害状況内訳書 P822

- ウ 報告先
 - 庶務班長が県に行う災害情報の報告先は、次のとおりである。

災害情報の報告先

県が災害対策本部（県災害警戒本部）を 設置する前	県が災害対策本部（県災害警戒本部）を 設置した時
東予地方局 地域産業振興部 総務県民課 防災対策室 ・電話（直通）0897-56-3731（FAX兼用） ・県防災通信システム 電話 地上系 69-501-0-213 防災電話機 501-22，501-23 FAX 地上系 501-21	県災害対策本部東予地方本部 （県災害警戒本部東予地方本部） 地方司令部 ・電話（直通）0897-56-3731（FAX兼用） ・県防災通信システム 電話 地上系 69-501-0-213 防災電話機 501-22，501-23 FAX 地上系 501-21

消防庁の報告先

平日(9:30~18:15) 総務省 消防庁 広域応援室	左記以外 総務省 消防庁 宿直室
・NTT回線 電話（直通） 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	・NTT回線 電話（直通） 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
・消防防災無線 電話 63-90-49013 FAX 63-90-49033	・消防防災無線 電話 63-90-49102 FAX 63-90-49036
・地域衛星通信ネットワーク 電話 64-048-500-90-49013 FAX 64-048-500-90-49033	・地域衛星通信ネットワーク 電話 64-048-500-90-49102 FAX 64-048-500-90-49036

第5節 広報活動

市は、県及び防災関係機関と連携を密にして、民心の安定と円滑な応急対策活動の実施を図るため、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を広報責任者（調整班長）が実施する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶務班	・各部、各班の総合連絡調整に関する事。
調整班	・災害関係の広報に関する事。 ・被害写真に関する事。 ・報道機関への発表に関する事。 ・報道機関との連絡調整に関する事。
情報処理班	・災害関係の広聴活動に関する事。
情報伝達班	・自治会及び自主防災組織への伝達に関する事。
援護班	・要配慮者及び要配慮者に関わる施設等への伝達に関する事。
予防班	・消防広報に関する事。 ・災害広報の応援に関する事。
消防班	・災害広報の応援に関する事。
下水道班	・災害広報の応援に関する事。
水道給水班 水道施設班	・災害広報の応援に関する事。

1 広報内容

市は、市内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接な関係にある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

なお、市は、住民における第一義的な広報機関として、本章第4節「情報活動」に掲げる収集情報に基づき積極的な広報を行い、発災後の時間の経過とともに、変化する被災者ニーズに留意して実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 市災害対策本部の設置
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指示
- (5) 電気、ガス、水道、下水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (6) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (7) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (8) 防疫に関する事項
- (9) 医療救護所の開設状況
- (10) 被災者等の安否情報
- (11) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (12) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (13) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (14) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (15) 災害復旧の見込み
- (16) 被災者生活支援に関する情報

2 実施機関とその分担

(1) 調整班、情報伝達班、援護班

調整班長は、本部長の決定に基づき、災害時は各防災関係機関と密接な連絡の下、次に掲げる事項を中心に市民に対して広報活動を実施し、報道機関に対して同様の発表を行う。

なお、情報伝達班長は自治会及び自主防災組織に対して、援護班長は要配慮者利用施設及び要配慮者に対して同様の伝達を行う。

ア 災害発生直後の広報

(ア) 災害に関する情報

- a 災害の種別
- b 発生地点
- c 災害の規模、拡大の危険性

(イ) 出火防止及び初期消火の呼びかけ

(ウ) パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ

(エ) 避難指示、緊急安全確保

(オ) 自主防災組織に対する活動実施要請

(カ) 要配慮者の保護及び人命救助の協力呼びかけ

(キ) 市内の被害状況の概要

- a 浸水地域の状況
- b 延焼火災の発生状況
- c 道路破損、がけ崩れその他地盤災害の発生状況

(ク) 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること。

- a 災害対策本部の設置
- b 現地本部の設置
- c 地区連絡員の派遣
- d 避難所、救護所の設置
- e その他必要な事項

(ケ) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供

イ 被害の状況が静穏化した段階の広報

(ア) 災害に関する情報

(イ) 被害情報及び応急対策実施状況に関すること。

- a 被災地の状況
- b 救護所、避難所の開設状況
- c 応急給水の実施状況（給水拠点の位置、給水実施予定等）
- d 応急給食、その他の救援活動の実施状況
- e 被災者等の安否情報
- f その他必要な事項

(ウ) 生活関連情報

- a 水道の復旧状況（その他施設の被害状況、水質についての注意等）
- b 電気、電話、下水道の復旧状況
- c 食料品、生活必需品の供給状況

(エ) 道路交通状況

(オ) 道路、交通機関の復旧状況

(カ) 医療機関の活動状況

(キ) 被災者生活支援に関する情報

(ク) その他必要な事項

(2) 消防部予防班、消防班及び消防団

消防部予防班長、消防班長及び消防団長は、本部長の決定に基づき、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

なお、勤務時間外時に災害が発生した場合は、本部体制が整うまでの間、市民への必要な情報提供を代行する。広報手段は、防災行政無線及び消防車等を使用する。

- ア 出火の防止、初期消火の呼びかけ
- イ 火災及び危険物施設被害の発生状況
- ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達、誘導
- エ 調整班長から広報依頼のあった事項

(3) 下水道班

下水道班長は、本部長の決定に基づき、次の事項に重点をおいて広報活動を実施する。

- ア 下水道施設の被害状況及び復旧見込み
- イ 水洗トイレ等の使用についての注意
- ウ 調整班長から広報依頼のあった事項

(4) 水道給水班、水道施設班

水道給水、水道施設各班長は、本部長の決定に基づき、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

- ア 上水道施設の被害状況及び復旧見込み
- イ 給水拠点の位置及び応急給水状況
- ウ 水質等についての注意
- エ 調整班長から広報依頼のあった事項

3 広報活動の決定

災害時に市が行う広報活動は、情報の不統一を避ける観点から、広報ルートの一歩化を図る必要がある。

広報活動の決定に当たっての指揮命令系統は、次のとおりとする。

(1) 災害現場での応急措置に関し緊急を要する場合

広報活動の決定は、本部長が行うが、避難の指示等、災害現場で緊急に伝達する必要がある場合は、現場責任者の判断により広報活動を行う。この場合、現場責任者は各班長を通じて、速やかに庶務班長に報告する。

(2) 災害対策本部の自主的な判断による場合

庶務班長は、被害状況、応急対策の状況等から市民への伝達の必要があると判断した場合は、本部長の決定を受け調整班長へ広報活動の実施を指示する。

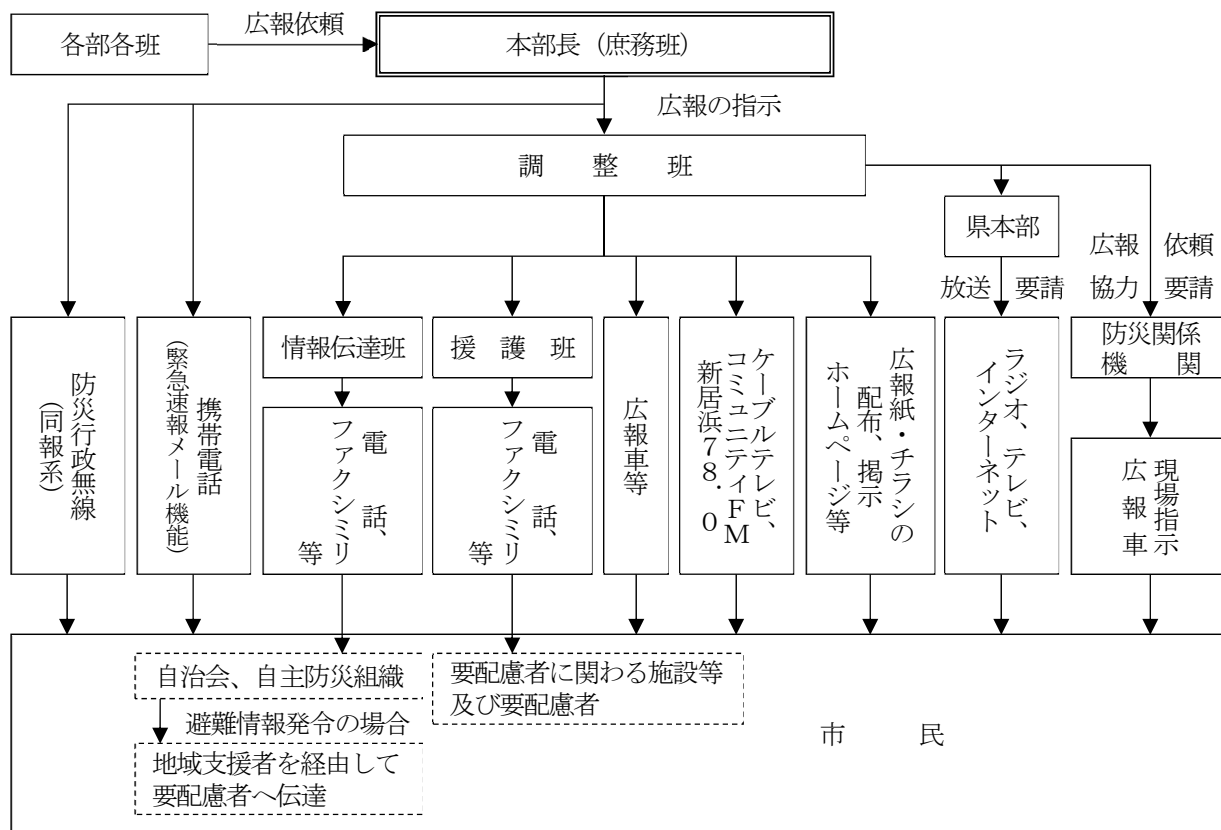
(3) 各部各班、防災関係機関からの広報依頼による場合

各部各班長及び防災関係機関等は、応急対策の状況、復旧状況等市民への伝達の必要がある場合、資機材調達、広報等依頼要請書により庶務班長に対して広報依頼を行う。

資料編 ・ 様式 I 市様式9 広報等依頼要請書 P791

広報依頼から広報実施までの指揮命令系統は、次のとおりとする。

広報依頼から広報実施までの流れ



4 広報実施方法

市が市民に対して実施する広報活動の方法（手段）は次のとおりとし、本部から特に指示された場合を除き、調整班長が状況を判断のうえ、適切に行う。

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることも考慮し、あらゆる広報媒体（防災行政無線、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、市公式ホームページ、市メールマガジン、市公式Facebook、市公式X（旧Twitter）アカウント、市公式LINEアカウント、広報紙等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

(1) 防災行政無線（同報系）による放送

庶務班は、防災行政無線により、各公民館、自治会放送施設等の屋外拡声子局から放送を行う。

なお、避難指示、土砂災害警戒情報等の緊急性の高い情報は、携帯電話（緊急速報メール機能）も利用して情報を発信する。

(2) 公民館、自治会（自主防災組織）への伝達

情報伝達班長は、地区連絡員（各公民館・交流センター）に防災行政無線による放送内容を伝達する。

地区連絡員は、自治会又は自主防災組織の連絡員を通じて、自治会長等に防災行政無線による放送内容を伝達する。地区連絡員への放送内容の伝達は、電話、ファクシミリ、メール等有線通信や無線通信を用いるほか、必要に応じて職員を派遣する。地区連絡員が派遣されていない場合は、自治会長等に対して、電話等で放送内容を伝達する。

避難情報が発令された際は、自治会長等に要配慮者の避難支援を依頼する。

避難支援は、自治会長等より伝達を受けた地域支援者が行う。

(3) 要配慮者及び要配慮者に関わる施設等への伝達

援護班長は、要配慮者及び要配慮者に関わる施設等に対して、電話、ファクシミリ等で伝達を行う。

(4) 広報車の利用、職員等の口頭での伝達

調整班長は、市が保有する拡声器付車両を利用して広報活動を行う。必要に応じて、市民環境部、上下水道部、消防部等にも応援を求め、市民環境部車両、上下水道部車両及び消防団車両等も出動させ広報活動を実施する。

広報車の活動が不可能な地域、若しくは特に必要と認められる地域に対しては、調整班職員、他の部からの応援職員を派遣し、自治会、消防団等の協力を得て広報活動を実施する。

(5) ケーブルテレビなど報道機関による放送

調整班長は、(株)ハートネットワーク及び各報道機関に協力を求め、放送機能を効果的に活用する。

(6) 広報紙、チラシの配布、掲示

調整班長は、「市政だより にいはま」等に災害復旧速報を定期的に掲載する。

発行された「市政だより にいはま」等は、本庁舎、消防防災合同庁舎においては調整班が、出先機関及び避難所等においては担当職員が掲示又は配布を行う。

なお、情報伝達班長は、自治会等に対して、各戸への配布を依頼する。

(7) インターネット、携帯電話等を活用した情報提供

調整班長は、インターネット(市公式ホームページ、市メールマガジン、市公式Facebook、市公式X(旧Twitter)アカウント、市公式LINEアカウント等)を利用して、災害情報を発信する。

(8) 広域避難所への広報班の派遣

(9) 総合案内所、相談所の開設

資料編 ・インターネットホームページ等アドレス及びQRコード P855

5 広報文例

防災訓練や自治会との交流等を通じて、聞き取り間違いのより少ない適切な広報文例となるよう改訂に努める。

資料編 ・防災行政無線 広報文例 P139
 ・広報車 広報文例 P145

6 市民が必要な情報を入手する方法

市民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

(1) 情報源と主な情報内容

ア ラジオ、テレビ(ワンセグ放送、フルセグ放送等)、ケーブルテレビ、インターネット(市公式ホームページ、SNS等)

市長の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等

イ 防災行政無線(同報系)、IP告知端末、コミュニティFM 新居浜78.0、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、緊急速報メール、キキクル(危険度分布)、Yahoo!防災速報アプリ、市メールマガジン、えひめの防災・危機管理(防災速報)、広報車、ソーシャルメディア等

主として市内の情報、指示、指導等

ウ 自主防災組織を通じた連絡

主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

エ サイレン等

ダムの放流、河川の増水、火災発生のお知らせ

オ Lアラート(災害情報共有システム)

各種警報、避難情報の発令状況、被害情報、道路情報等

7 風水害に関する警報等の伝達

市は、伝達を受けた警報等を防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。

なお、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

8 広聴活動

市は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、本庁舎、消防防災合同庁舎、支所又は避難所に職員を派遣するなどして相談窓口等を開設する。

9 一時市外避難者への広報

一時市外避難者については、市に避難先を届け出てもらい、直接郵送する等の方法により、市の施設等の広報を行う。

10 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

11 災害の記録と活用

(1) 災害の記録

災害に係る被害状況や復旧状況を次のようにして記録しておく。

- ア 庶務班に入ってくる情報の記録（庶務班）
- イ 現地取材（被害状況や救助活動などの写真を撮影する。）〈調整班〉
- ウ 他の機関（報道機関を含む。）が撮影した写真や記録の収集〈調整班〉

ただし、交通途絶等により、職員を現地に派遣できない場合は、あらかじめ当該地域の自主防災組織等に撮影等の協力を依頼する。

(2) 記録の活用

記録は、広報活動に活用するほか、他の機関から依頼があった場合は貸与する。

12 報道機関への発表、協力要請

(1) 災害対策本部の発表

災害対策本部は、調整班長を担当窓口として、新居浜記者クラブを通じて報道機関に対して、罹災者に関する情報の発表、協力の要請を行う。

また、調整班長は、災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部に近接する場所に臨時記者詰所及び共同記者会見場を設置する。

発表は、原則として本部長の決定に基づき、企画部長が共同記者会見方式で行うが、その内容の相違を避けるため、関係機関とあらかじめ連絡協議して、被害状況の統一に努める。

ただし、警戒防御に関する発表は、調整班長が設置する共同記者会見場で、副市長が行う。

なお、必要に応じて、現場行動及び状況等については、現場最高責任者が行う。

(2) 緊急放送の要請

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対して執るべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第57条の規定により放送機関に緊急放送を要請することができる。

なお、緊急放送の要請は、原則として県を通じて行うが、緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、直接放送機関に要請し、要請後速やかに県に報告する。

要請先（県経由）	要 請 事 項	要請責任者
1 日本放送協会 松山放送局 2 南海放送 3 テレビ愛媛 4 あいテレビ 5 愛媛朝日テレビ 6 エフエム愛媛	1 市域の大半にわたる災害に関するもの 2 広域にわたり周知を要する災害に関するもの 〔放送要請内容〕 1 放送要請の理由 2 放送事項 3 放送範囲 4 放送希望時間 5 その他必要な事項	調整班長

第6節 避難活動

大規模災害時においては、土砂災害、家屋倒壊等が予想されるなか、迅速かつ的確な避難活動を行う必要があるため、市は、住民の避難のために可能な限りの措置を執ることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導及び受入れに関すること。 ・避難所の開設及び運営に関すること。 ・社会教育団体等への協力要請に関すること。
別子山班	<ul style="list-style-type: none"> ・別子山地区の避難者の誘導及び受入れに関すること。 ・別子山地区の避難所の開設及び運営に関すること。
教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童生徒の救護及び避難誘導に関すること。 ・学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示及び避難者の誘導に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。

1 避難情報等

市長は、災害時に土砂崩れによる家屋倒壊など、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示等を行う。

また、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(1) 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

なお、市長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域の適切な設定や客観的な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるとともに、指定緊急避難場所や避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

高齢者等避難 (警戒レベル3)	<p>避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ、人的被害の発生する可能性が高まったとき。なお、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。</p>
避難指示 (警戒レベル4)	<p>暴風の来襲、断続的な豪雨により災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。</p> <p>土砂災害警戒情報が発表されるなど土砂災害の危険が強まってきたとき。</p> <p>また、指定河川等の水位が氾濫危険水位を突破し、増水が予想され、洪水、高潮等の危険が強まってきたとき。</p> <p>また、市内ダム管理者から異常洪水時防災操作による放流開始の事前情報を受け取り、市内河川の越水・氾濫等が確実に予想されるとき。</p>
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<p>暴風、大雨、洪水、高潮その他災害発生となる事象が避難指示の段階より悪化し、災害の発生が確実に予想されるに至ったとき。</p> <p>既に災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときに、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、可能な範囲で発令する。</p>

(2) 避難情報発令の実施責任者

避難情報発令は、次の者が実施責任者として行う。

実施責任者	内 容	根拠法令等
市 長	○ 避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったときに高齢者等避難を呼びかける。	災害対策基本法第56条
	○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため、必要と認める地域の、必要と認める住民等に対して避難の指示を行う。 ○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合には、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、直ちに安全を確保するための措置を指示する。	災害対策基本法第60条
	○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法第63条
知 事	○ 災害が発生した場合で、当該災害により市長が避難のための指示、緊急安全確保措置の指示を発令できなくなったとき、市長に代わって行う。	災害対策基本法第60条第6項
	○ 災害が発生した場合で、当該災害により市長が警戒区域の設定ができなくなったとき、市長に代わって行う。	災害対策基本法第73条
警察官又は海上保安官	○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示、緊急安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき、当該地域の住民等に対して避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行う。	災害対策基本法第61条
	○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要性が認められるが、市長若しくはその委任を受けた吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災害対策基本法第63条第2項
警察官	○ 災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合には、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員及び水防管理者	○ 洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対して、避難のための立ち退きを指示する。 ○ 水防管理者が指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条
知事又はその命を受けた吏員	○ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対して、避難のための立ち退きを指示する。 ○ この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○ 災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。	自衛隊法94条

(3) 避難情報の内容

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の服装、携行品等
- カ 避難行動における注意事項

資料編	・防災行政無線 広報文例 P139
	・広報車 広報文例 P145

(4) 避難情報発令の伝達方法

ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、市は直ちに当該地域住民及び単位自治会長、連合自治会長に対して、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、広報車、IP告知システム、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティFM 新居浜78.0放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、アラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、地域住民による連絡網など、実状に即したあらゆる方法による呼びかけを実施するほか、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得ながら、周知徹底を図る。

また、避難情報の伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運業者等に協力を求める。

イ 市は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき避難誘導を行う。

市長はこれらの指示等を行った場合は速やかにその旨を知事に報告する。

ウ 市は、帰宅困難者や旅行者に対する災害・避難情報の提供に努め、必要に応じて報道機関による広報について協力を要請する。

エ 市は、避難のための立退きを指示したときは、直ちに立退き指示の理由、地域名、世帯数、人員、立退き先等について東予地方局を通じて県に報告するとともに、新居浜警察署長等に通報する。

オ 市は、避難の必要がなくなったときは、直ちに公示し、東予地方局を通じて県に報告するとともに、新居浜警察署長等に通報する。

(5) Lアラート（災害情報共有システム）による災害関連情報の提供

ア 市は、地域住民に迅速かつ効率的に情報を提供するため、避難情報及び避難所の開設情報をLアラート（災害情報共有システム）に発信する。

イ 放送機関等は、これらの情報を受信し、テレビ、ラジオ又は市公式ホームページ等により住民への情報伝達を行う。（放送機関等によって、伝達手段・対応が異なる。）

なお、NHK松山拠点放送局では、Lアラート（災害情報共有システム）から受信した避難情報及び避難所開設情報を、NHK総合テレビのデータ放送でも提供することとしている。

2 避難の方法

避難の方法は災害の状況により異なるが、指定緊急避難場所等への避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織（自治会、町内会等）の単位ごとに集団避難方法により、市職員、消防団員又は警察官の誘導の下、避難を行う。

また、外国人、旅行者等に対して、災害・避難情報の提供（外国人向けの多言語による情報発信を含む。）に努め、確実な避難誘導を行う。

(1) 避難情報が発令された要避難地区で避難する場合

指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行い、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

ア 住民等は、自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。

イ 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織

をあげて救出・救護・消火・情報収集を行う。

ウ 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により指定緊急避難場所、指定避難所等へ避難する。

エ 避難場所へ避難した住民等は、当該場所にも危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、消防団員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、他の安全な避難場所へ避難する。

(2) その他の任意避難地区で避難する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

(3) 避難誘導

避難誘導は、市職員、消防団員、警察官等が当たり、自主防災組織等の協力を得て行うが、できるだけ各地域に責任者及び誘導員を定めておき、誘導に当たっては極力安全と統制を図る。

なお、避難誘導に当たって、要配慮者については、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、個別避難計画に基づき、優先的に避難誘導を行う。

また、誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努め、特に夜間は照明を確保し、また浸水地等には必要に応じて舟艇、ロープ等の資材を配置して、誘導の安全を図る。

(4) 携行品の制限

避難誘導者は、住民に対して避難立退きに当たっての携行品を最小限度（現金、貴重品、印鑑、食料、着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオなど）に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

(5) 避難道路の確保

市は、避難路の選定に当たっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

(6) 避難者の確認

ア 避難情報を発令した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、発見した場合は救出する。

イ 避難情報に従わず要避難地にとどまる者に対しては、市職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難情報に従うよう出来る限り説得に努める。

(7) 移送の方法

避難は、避難者各自が行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、担架又は車両、船舶等により行う。

(8) 広域災害による大規模避難移送

被災地が広域で、市単独では措置できないような場合、市長は、県災害対策本部に対して避難者移送（避難のための移送）を要請する。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権者

設定権者	種類	要件 (内容)	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
警察官 又は 海上保安官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその権限の委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき。	災害対策基本法第63条第2項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員 又は 消防団員	水災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同第28条
水防団長 水防団員 又は消防 機関に 属する者	洪水高潮	水防上緊急に必要な場所において設定する。	水防法第21条
知事による 応急措置の 代行		市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条

(2) 規制の内容及び実施方法

- ア 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、立入の制限、退去又は立入り禁止の措置を講ずる。
- イ 市長、警察官及び海上保安官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(3) 注意事項

- ア 市長の警戒区域設定権は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づいて市の職員に委任することができる。
- イ 警察官、海上保安官又は災害派遣を命じられた部隊等の自衛官が警戒区域を設定した場合は、直ちにその旨を市長に通知する。
- ウ 警戒区域内への立入り禁止、当該住民の退去措置等の方法については、警察、消防等関係機関と協議して定めておく。
- エ 実際に警戒区域を設定した場合は、縄張り等により警戒区域の表示をしておき、避難等に支障のないよう措置しておく。

(4) 指定行政機関等による助言

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難情報の発令対象地域、判断時期等について助言する。

また、県は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、テレビ会議等を活用して市に積極的に助言するほか、市長による洪水時における避難情報の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

さらに、市は、避難情報の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

4 指定避難所等の設置及び避難生活

市は、受入れを必要とする被災者の救助のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難

所の施設管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講ずる。災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じて、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対して周知徹底を図る。受入れに当たっては、指定緊急避難場所や避難所に避難した全ての被災者について、住民票の有無等に関わらず適切に受入れる。

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

また、指定避難所等の運営に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違い、外国人の場合の言語や生活習慣、防災意識などの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に臨時指定避難所の設置や指定避難所等を維持することの適否を検討する。加えて、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

市及び県は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

また、市及び県は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

(1) 指定避難所等の開設

避難が必要になった場合、直ちに職員を派遣して指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

開設に当たっては、住民の自主避難にも配慮し、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するよう努める。

さらに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

なお、災害の規模等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

資料編 ・ 緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 P73
 ・ 福祉避難所の指定状況 P76

(2) 避難生活及び設置場所

ア 避難生活者

指定避難所等で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者とする。

イ 避難所の安全確認

避難所開設に先立って、避難所や避難所へ至る経路が安全であるかどうか避難所管理職員が確認を行う。

ウ 設置場所

避難所は、市が指定した小・中学校、公民館等の公共施設とするが、必要に応じて、指定避難所以外の施設等についても災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として活用する。

また、適当な施設がないときは、野外に仮設物等を設置し、又は天幕を借り上げて開設する。

エ 福祉避難所の設置

障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者に対しては、必要により福祉避難所を開設し、要配慮者を受入れる。

また、その状況に応じて受入れるための社会福祉施設等の確保に努めるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難所の確保に努める。

(3) 設置期間

市長は、災害情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

(4) 指定避難所等の運営

市は、避難者、住民、自主防災組織、学校等避難所施設の管理者、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て指定避難所等を運営する。その際、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるように留意する。

ア 避難所管理職員の派遣等

指定避難所等を開設し避難者を受入れたときは、指定避難所等管理・運営担当の市職員（うち1名を責任者として避難所班長が指名）を配置し、避難住民との連絡に当たらせる。その際、女性の参画促進に努める。

イ 避難状況の把握

避難所管理職員は、避難住民の人数等避難状況について速やかに把握し、災害対策本部へ連絡する。

ウ 給食、給水、生活必需品その他の物資の供給

収容人数等を速やかに把握し、高齢者等の人数など受入れ実態に応じて備蓄物資又は必要な物資等を調達し、避難者に支給する。

なお、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県災害対策本部に依頼する。

エ 負傷者に対する医療救護

負傷者数、負傷の程度を把握して応急救護を行うとともに、必要により医療機関へ搬送し、救護所の設置を行う。

オ 要配慮者への保健福祉サービスの提供

市は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応接受入も図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な要配慮者に対しては福祉避難所への移送に努める。

(5) 指定避難所等運営上の配慮及び協力

ア 指定避難所等の運営は、関係機関の協力の下、市が適切に行う。避難生活の運営に当たっては、要配慮者等に配慮する。

イ 市町は、指定避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握や仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努め、必要な対策を講じる。また、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

ウ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの措置の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

エ 自主防災組織及びボランティア団体等は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、相互扶助の

精神により役割を分担するなど、避難者が自主的に秩序ある避難生活が送れるよう努める。

オ 市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当（施設管理者等）との検討、調整を行い、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

カ 市は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。

キ 指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、性別による役割の固定や偏りがおきないよう配慮する。さらに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、男女ペアでの巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営に努める。

ク 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ等の配置の工夫、照明の増設や注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

ケ 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所等の早期解消に努める。

コ 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）を行う。

特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。

また、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努める。

サ 指定避難所等の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

シ 指定避難所等の運営に当たっては、避難所で生活する避難者だけでなく、避難所以外で在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

ス 県や国際交流協会等と連携し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努める。

5 避難状況の報告

災害対策本部は、指定避難所等を開設した場合には、速やかにホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して住民に周知するとともに、次の事項について東予地方局を経由して県をはじめ警察署など関係機関に連絡を行う。

また、指定避難所等ごとにそこに受入れている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努め、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。その際、民生児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災害対策本部（県災害警戒本部）に依頼する。

- (1) 指定避難所等開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員（避難所ごと）
- (3) 開設期間の見込み

6 広域避難の要請又は受入れ

- (1) 広域避難の調整手続等

ア 県内市町間における広域避難の要請又は受入れ

市域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、被災者の受入れについて、他の市町長に直接協議し、協議を受けた市町は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れることとなっている。この場合、県に対して、受入先市町の選定や紹介などの調整を要請する。

イ 都道府県域を越える広域避難の要請又は受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、県に対して、当該他の都道府県との協議を求めるとともに、県外避難受入先市町村の選定や紹介などの調整を要請する。このほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

なお、県、市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで、広域避難を実施するよう努める。

また、県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

ウ 原子力災害時における広域避難の受入れ

市は、「愛媛県広域避難計画」に基づき、広域避難者の受入体制を整え、大洲市からの広域避難者の受入れを行う。

なお、広域避難者の受入れについても、原則として本章本節に定めるところにより、避難所の設置等を行う。

(2) 広域避難者への支援

ア 所在地等の情報把握

広域避難を実施した場合、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

市は、県と連携の下、避難された方々の情報等を把握するとともに、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

市は、公共施設等受入体制を補完するために、県と連携の下、広域避難者に対して、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

7 災害救助法に基づく措置基準

指定避難所等設置における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

資料編 ・ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 P843

8 避難所の閉鎖

- (1) 災害対策本部は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
- (2) 避難所責任者は、災害対策本部の指示により避難者を帰宅させるほか必要な措置を執る。
- (3) 災害対策本部は、避難者のうち住居が浸水、倒壊により帰宅困難なものがある場合については、避難所を縮小して存続させる等の措置を執る。

9 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き（改訂版）」（県教育委員会編）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害時のマニュアルを日頃から定めておく。

また、指定避難所等を指定する市の関係部局や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 危機管理マニュアルの作成及び見直し
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備

- (7) 指定緊急避難場所等の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 児童生徒の学校待機の基準と引渡しの方法

10 社会福祉施設の避難対策

社会福祉施設の長は、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）の規定により作成が義務付けられている避難確保計画を施設ごとに作成し、これに基づいて迅速かつ適切に実施する。

また、避難確保計画のほかにも、あらゆる災害に対処できるように、消防法の規定により作成が義務付けられている消防計画に準じて、各施設にあらかじめ避難計画を作成しておく。

なお、平常時から防災訓練の実施や地域団体、ボランティアの災害時における援助の協力を求めるなどの取り組みに努める。

(1) 搬送方法

避難場所から他の安全な施設へ搬送する必要があると認めるときは、関係機関と連絡を密にして消防、警察機関の協力の下に搬送を行う。

(2) 入所者の相互受入れ

災害対策本部は、県災害対策本部の指示により、県災害対策本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、搬送等を行う。

(3) 在宅要支援者の受入れ

災害対策本部は、避難所等で介護等を要する被災者を発見した場合には、避難所等から要配慮者に関わる施設等へ搬送する。

また、県災害対策本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、搬送体制を整える。

(4) 社会福祉施設の体制

社会福祉施設は、平常時から災害を想定した防災計画の策定、訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織、地域団体、ボランティア等との災害に備えた連携の強化に努める。

また、食料、飲料水、介護用品等の備蓄などを行うとともに、平常時から災害時を想定した通信手段の確保に努める。

(5) 社会福祉施設の被災状況等の把握

把握する被災状況は次のとおりである。

- ア 施設入所者の被災状況
- イ 施設、設備の被災状況
- ウ 他施設等からの被災者の受入れ可能人数
- エ ライフライン、食料等に関する情報

11 ショッピングセンター、スーパーマーケット、興行場、事業所等の避難対策

ショッピングセンター、スーパーマーケット、興行場、事業所等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者（以下「管理者」という。）は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常口、非常階段等の避難設備を利用して施設内又は施設外の安全な場所に誘導する。

(1) 搬送方法

災害の状況により出入者、勤務者等の搬送について自力をもって行うことが不可能な場合には、災害対策本部等の車両の応援を得て搬送を行う。

(2) 避難場所等の確保

災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出入口、非常階段、救助袋等を整備しておく。

12 病院施設の避難対策

病院長又は病院の管理者（以下「院長等」という。）は、被害を最小限にとどめるため、あらかじめ病院内部で設置する活動組織により患者を担送者と独歩者等に区分し、独歩患者については適当な人数ごとに活動組織を編成させ、医師、看護師その他の職員が引率して本館内の安全な場所又は病院が指定する避難

場所、病院の空き地、野外の仮設した幕舎その他安全な場所に誘導する。

(1) 避難指示の周知

病院のマイク放送等により周知させる。

(2) 搬送方法

ア 入院患者を院外の安全な場所に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員の協力を得て患者の搬送を行う。

イ 院外への患者の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、災害対策本部等の車両の応援を得て搬送を行う。

ウ 自主組織で定める班編成により、秩序正しく迅速に安全な場所へ誘導するため避難経路を指定し、患者を院外の安全な場所まで搬送する。

エ 避難誘導を行った場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

(3) 避難場所の選定及び応急医薬品等の備蓄

災害時における患者の避難場所をあらかじめ定め、負傷者に対する応急処置及び患者記録、応急救護所の設置を図るとともに、搬送に必要な担架、ストレッチャー、車椅子等を配備し、また医薬品、食料品、衣類、毛布等を備蓄しておく。

第7節 緊急輸送活動

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
管財班	・車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関すること。
救援物資班	・災害時物資集積場所の開設、運営に関すること。
道路班	・道路、橋梁の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・緊急輸送道路の確保に関すること。
総務警防班	・臨時ヘリポートの開設に関すること。
港務班	・港湾の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・海上輸送に関すること。
庶務班	・県及び関係各機関等への連絡調整に関すること。 ・輸送車両等の燃料の調達に関すること。(契約課)

1 車両等の調達

(1) 市保有車両の把握

管財班長は、輸送活動に調達可能な市保有車両の状況について把握し、総務部長を通じて本部長に報告する。

資料編 ・市保有車両一覧表 P111
・上下水道局保有車両一覧表 P115

(2) 車両等の借上げ

災害の状況により、市保有車両では対応が困難な場合や特殊車両が必要な場合は、管財班長は、協定に基づく等市内の輸送業者等から借り上げる。

資料編 ・車両調達先一覧表 P160
・災害時における物資等の輸送に関する協定書 P325

(3) 燃料の調達

庶務班(契約課)は、各部班の市保有車両及び借上げ車両の必要な燃料の調達を行う。

(4) 県等への調達、あっせん要請

災害対策本部は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県に対し調達、あっせんに要請する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時

2 配車計画

(1) 輸送対象の優先順位

輸送は、次の項目について行うが、車両の配車、運用に当たっての基本的な優先順位は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被災者の避難のための対策要員及び被災者の輸送
- イ 医療、助産における対策要員、資機材及び被災者の輸送
- ウ 被災者救出のため対策要員、資機材及び被災者の輸送
- エ 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送

- オ 飲料水の供給のための輸送
- カ 救助物資の輸送
- キ 死体の捜索及び措置のための輸送
- ク 埋葬のための輸送
- ケ その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

(2) 配車手続等

- ア 管財班長は、本部長の指示に基づき、各部班で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。
- イ 車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をもってあてる。
- ウ 防災関係機関から要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

3 緊急輸送車両の確認

(1) 確認手続等

緊急輸送車両であることの確認、標章、証明書の交付は、警察署に対して所定の書式で申請する。

なお、事前に公安委員会（警察署経由）に届出しておくことにより、災害時には県警察本部交通規制課、警察署、交通検問所（交通規制箇所（各署の管轄内における交通規制箇所のうち1か所））等において、標章及び証明書の交付を受けることができる。

資料編 ・緊急通行車両事前届出制度の流れ・手続等 P156
 ・緊急通行車両の標章、確認証明書 P159

4 緊急輸送ルートの指定

道路班長は、愛媛県指定の緊急輸送道路や市内の輸送拠点及び拠点ヘリポート等の防災拠点までの接続道路の被害状況等を迅速に把握し、市内における輸送可能なルートを選定する。

(1) 愛媛県指定緊急輸送道路

- ア 一次緊急輸送道路
- イ 二次緊急輸送道路

資料編 ・緊急輸送道路（愛媛県指定のうち新居浜市関係分）一覧表 P149

(2) 防災拠点までの接続道路

資料編 ・防災拠点接続道路一覧表 P151

5 輸送拠点の確保

市の備蓄物資及び市外から入ってくる緊急輸送物資等を効率的に市内各地へ輸送するための拠点は、次のとおりとする。

なお、孤立が想定される地区を中心に、臨時ヘリポートの確保に努める。

(1) 輸送拠点

施設名称	所在地	電話番号	用途
子ども発達支援センター（1階倉庫）	繁本町8-65	65-1302	市資機材庫
市民文化センター	繁本町8-65	34-1888	物資集積場所
えひめ未来農業協同組合新居浜経済センター	坂井町3-10-40	41-7016	物資集積場所
黒島海浜公園	黒島二丁目		物資集積場所
山根総合体育館	角野新田町3-14-1	43-2905	県物資拠点
新居浜港東港地区	垣生、黒島		海上輸送拠点

(2) 拠点ヘリポート

名称	所在地	区分	駐機数		位置	
			中型機	大型機	緯度	経度
国領川河川敷	東雲町3	地域拠点	1	—	N33度57分37秒	E133度17分54秒
国領川多目的広場	南小松原町	地域拠点	1	—	N33度58分14秒	E133度17分32秒
新居浜病院	本郷3-1-1	地域拠点	1	—	N33度56分01秒	E133度16分44秒
新居浜病院屋上	本郷3-1-1	地域拠点	1	—	N33度55分57秒	E133度16分50秒
山根公園	角野新田町3-10	緊急(適地)	2	—	N33度55分25秒	E133度18分38秒
マリニパーク新居浜イベント広場	垣生3-乙324	緊急(適地)	1	—	N33度59分23秒	E133度19分50秒
市営サッカー場	観音原町乙109	緊急(適地)	4	—	N33度57分20秒	E133度18分55秒
大滝広場	別子山甲122	緊急(適地)	1	—	N33度51分32秒	E133度25分26秒
山根市民グラウンド	角野新田町3-2822-9	緊急(準適地)	1	—	N33度55分20秒	E133度18分35秒
マリニパーク新居浜多目的広場	垣生3-乙324	緊急(準適地)	1	—	N33度59分24秒	E133度19分55秒

(3) 臨時ヘリポート

名称	所在地	位置	
		緯度	経度
大島港	大島甲1541地先	N33度59分40秒	E133度21分59秒
大島埋め立て地	大島甲1601地先	N33度59分28秒	E133度22分05秒
成運動公園広場	別子山乙304-8	N33度51分46秒	E133度26分26秒
池田池公園	船木1533	N33度56分14秒	E133度20分30秒
あかがねの里東平	立川町653-1	N33度52分33秒	E133度18分58秒

6 輸送の方法

(1) 車両による輸送

陸上交通が不能となる場合以外は、市有車両及び協力機関より調達した車両により、迅速確実に輸送を行う。

緊急輸送に当たっては、知事又は公安委員会の発行する標章及び証明書の交付を受けて掲示又は携行させる。

なお、市内の車両調達先については資料編に示す。

資料編	・市保有車両一覧表 P111 ・車両調達先一覧表 P160
-----	----------------------------------

(2) 航空機(自衛隊ヘリコプター、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリ等)による輸送

一般交通途絶に伴い緊急に空中輸送が必要な場合は、東予地方局を通じて県に輸送条件を示し、空中輸送を要請する。

また、同時にヘリポートの選定、物資投下可能地点の整備、選定を行う。

(3) 船舶による輸送

船舶によって輸送することが適当な場合は、協力機関等より船舶を調達し輸送を行う。

市内に調達する船舶が不足する場合は、直ちに県又は隣接市町に依頼する。

資料編	・船舶、漁船等の調達先一覧表 P163
-----	---------------------

(4) 人力による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合及び地域においては、作業員等の人力による輸送を行う。

7 記録等

車両、船舶、作業員等を借り上げて物資及び人員を輸送したときは、次の書類、帳簿等を整備保管する。

- (1) 輸送記録簿
- (2) 輸送関係支払証拠書類
- (3) 輸送用燃料及び消耗品受払簿
- (4) 修繕費支払簿

資料編	・様式 I	市様式14	輸送記録簿	P796
	・様式 I	市様式15	輸送用燃料及び消耗品受払簿	P797
	・様式 I	市様式16	修繕費支払簿	P798

第8節 交通応急対策

災害時に交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

また、海上においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
道 路 班	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁の被害調査及び応急復旧に関すること。 緊急輸送道路の確保に関すること。 道路の障害物の除去及び交通の確保に関すること。 交通情報の収集に関すること。
港 務 班 及び 農 林 水 産 班	<ul style="list-style-type: none"> 港湾施設及び漁港の被害調査及び応急復旧に関すること。 海上輸送に関すること。 港湾内及び漁港内の障害物の除去に関すること。
別 子 山 班	<ul style="list-style-type: none"> 別子山地区の道路等の被害調査及び応急復旧に関すること。 別子山地区の農林業関係の被害調査及び応急復旧に関すること。
庶 務 班	<ul style="list-style-type: none"> 被災地、避難所等付近の交通整理に関すること。 県への被害状況報告に関すること。
消 防 班	<ul style="list-style-type: none"> 避難道路の確保に関すること。

1 陸上交通

(1) 交通規制措置

災害により道路損壊等が発生し、又は予想される場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、公安委員会、警察及び道路管理者等（道路管理者、港湾及び漁港管理者）は、緊密な連携の下、被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置を執る。

(2) 実施機関

ア 道路管理者

(ア) 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合

(イ) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

イ 公安委員会、警察本部、各警察署

(ア) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるとき。

(イ) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。

(ウ) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

ウ 港湾及び漁港管理者

(ア) 臨港道路の使用に関し必要な規制

(3) 道路、橋梁の危険箇所の把握

建設部を中心に消防団、自主防災組織の協力により、被害調査又は危険箇所の巡視警戒を行い、道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握する。

(4) 応急対策の実施

ア 道路の破損、決壊その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、速やかに道路管理者及び新居浜警察署等に連絡し二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行禁止、制限又は迂回等の応急対策を講じる。

イ 公安委員会は、緊急輸送路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限するとともに、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止することとしている。

ウ 市は、新居浜警察署等と緊密に相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。

(5) 緊急交通路確保のための交通規制

ア 緊急輸送道路の選定

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者等と協議し、緊急輸送に充てる道路を選定する。

この場合、県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。

イ 交通規制の実施

公安委員会は、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。この場合、当該区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置を執る。

また、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対して、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

なお、県警察は、交通規制に当たって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うために、必要に応じて「愛媛県警備業協会」との協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

ウ 路上放置車両等に対する措置

(ア) 県警察

県警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去や警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置を執る。

(イ) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場に行かない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を執る。

(ウ) 消防吏員

消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場に行かない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を執る。

(エ) 道路管理者等

道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対して、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置を執る。

(6) 道路交通確保の措置

ア 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

イ 道路施設の復旧

市は、早急に被害状況を把握し、市内建設業者等の協力を得て、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して行うこととし、新居浜建設業協同組合等の協力者への要請においては、伝達系統の一元化及び優先順位の明確化に留意する。

また、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、道路啓開の代行を国土交通省に要請する。

ウ 障害物等の除去

路上における著しく大きな障害物等の除去については、必要に応じて警察、消防本部、自衛隊等と協力して所要の措置を執る（本章第21節「障害物の除去」参照）。

エ 応援要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合又は大規模な対策を必要とするときは、県に自衛隊の派遣を要請して応急復旧を図る。

なお、自衛隊の派遣要請は、本章第29節「自衛隊災害派遣要請の要求等」による。

オ 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

カ 警察官等の措置命令

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、当該車両その他の物件の移動等の措置を執ることを命じることができる。

(イ) (ア) による措置を執ることを命ぜられた者が当該措置を執らないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置を執ることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置を執ることができる。

また、この場合において、警察官は、当該措置を執るためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(ウ) (ア) 及び (イ) を、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を執ることを命じ、又は自ら当該措置を執ることができる。

(エ) (ア) 及び (イ) を、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を執ることを命じ、又は自ら当該措置を執ることができる。

キ 道路管理者等の措置命令

(ア) 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を執ることを命じることができる。

(イ) (ア) による措置を執ることを命ぜられた者が当該措置を執らないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置を執ることを命じることができないとき、又は道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に当該措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととしたときは、道路管理者等は、自ら当該措置を執ることができる。

また、この場合において、道路管理者等は、当該措置を執るためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(ウ) 知事は、市道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該道路の道路管理者に対して、上記(ア)に係る指定若しくは命令をし、又は上記(イ)に係る措置を執るべきことを指示することができる。

(7) 道路占用工作物の保全対策

道路占用工作物(電力、通信、水道、下水道その他)等に被害を発見した場合又は被害があった旨の情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者に安全対策を要請し、道路の保全を図る。

(8) 緊急通行車両の確認申請等

緊急輸送に当たっては、知事又は公安委員会から発行される標章及び証明書を掲示又は携行させて、迅速な緊急輸送を行う。

ア 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

市は、知事又は公安委員会に対して当該車両が緊急通行車両であることの確認を求め、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受ける。

資料編 ・緊急通行車両の標章、確認証明書 P159

イ 緊急通行車両の確認事務

(ア) 災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務について、知事に対しては県防災危機管理課、公安委員会に対しては警察本部交通規制課及び各警察署交通課において行われる。

(イ) 確認の手続の効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。

このため、市は、市有車両のうち災害時に緊急通行車両として使用することが決定している車両については、事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておく。

(9) 鉄道確保の措置

鉄道事業者は、崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

2 海上交通

(1) 海上交通の規制

ア 今治海上保安部は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構造物及び流出した船舶、木材等で船舶交通に支障がある場合は、その範囲、日時を定めて船舶の交通を制限し又は禁止する。

イ 今治海上保安部は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。

ウ 今治海上保安部は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。

(2) 海上交通確保の措置

ア 情報の収集

市は、今治海上保安部等防災関係機関と相互に連携し、警報や海洋汚染、漂流物等の情報を収集するとともに、管理する港湾や漁港について、漁業協同組合等の協力を求め、施設の被害状況について情報の収集を行う。

イ 港湾施設等の応急措置

市は、管理する港湾や漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずるほか、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに連携し、軽石除去による航路啓開に努める。

ウ 海上交通の規制・整理

市は、海難船舶、危険物の流出や流出した木材等が船舶交通に支障がある場合には、今治海上保安部及び港湾管理者に対して船舶交通の規制や整理・指導を要請する。

エ 海上自衛隊等に対する応援要請

市は、油の流出による火災の鎮圧、水路確保のため措置の実施等、海上交通の確保のため必要があると認めるときは、県に対して海上自衛隊及び今治海上保安部の応援要請を要求する。

第9節 孤立地区に対する支援活動

市は、孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・知事及び他市町村長に対する応援要請に関する事。 ・自衛隊等の派遣要請に関する事。
総務警防班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示に関する事。 ・消防応援要請に関する事。
通信指令班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等の収集伝達に関する事。 ・災害通信に関する事。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・救出手段の確保に関する事。 ・避難指示及び避難者の誘導に関する事。
道路班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁の被害調査及び応急復旧に関する事。
港務班	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾、海岸の被害調査及び応急復旧に関する事。
救援物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急支援物資の確保
避難所班 別子山班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設に関する事。

1 孤立地区の把握

市は、孤立予想地区に対して、一般加入電話、衛星携帯電話、防災行政無線等を活用し、孤立状況の実態の把握に努める。

2 外部との通信手段の確保

衛星携帯電話、消防無線、防災行政無線等を活用し、外部との通信の確保を図る。

3 緊急救出手段の確保

孤立し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、災害時の天候等を考慮して、県に県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める。

4 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難指示の発令の実施について、県等関係機関と検討する。

5 防犯パトロールの強化

集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、警察、消防団等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。

6 緊急支援物資の確保・搬送

市は、直ちに備蓄している物資を孤立地区に搬送するが、市のみでは支援物資が不足し、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町に緊急支援物資の調達・あっせん、また搬送手段の支援を要請する。

7 航空偵察の要請

市は、県を通じ、自衛隊、県警察本部等への航空偵察の要請をする。

第10節 消防活動

火災は一旦大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、住民や自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火に努めるとともに、市、消防機関は、他の機関等との連携を図りながら、その全機能をあげて消火活動や人命救助活動等に取り組む。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
消 防 班	・消防活動に関すること。

1 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策を行う必要がある。火災による被害を最小限に食い止めるために、市は、消防機関の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

(1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に、危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(2) 人命救助の最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の救助を最優先した消防活動を行うとともに、避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

(3) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

(4) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

(5) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

(6) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域及び延焼拡大のおそれのある地域を優先して消防活動を行う。

(7) 救命処置を要する要救助者優先

負傷の程度に応じて、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は住民による応急手当を促す。

(8) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

(9) 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

2 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防長は、消防署所及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

市内の消防活動に関する次の情報を収集し、災害対策本部、警察署、海上保安部等の防災関係機関と緊密な連絡を行う。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防車両等の通行可能道路
- (エ) 消防水利等の使用可能状況
- (オ) 要救助者の状況
- (カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動の留意事項

火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して、迅速かつ適切な消防活動を行う。

- (ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。
- (イ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民等の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置を執る。
- (ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。
- (エ) 救護活動の拠点となる医療機関、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- (オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- (カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動の連携に努める。

ウ 救急救助活動の留意事項

- (ア) 要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送する。
- (イ) 災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定するなど被災状況に即した柔軟な対応をとる。
- (ウ) 災害時には、緊急度に応じて、迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送体制の整備を図る。
- (エ) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、災害医療コーディネーター、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行う。
- (オ) 中高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者・防災管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

(2) 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防長の指揮下に入り、各消防班と協力して次の消防活動等を行う。ただし、消防班が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮の下、消火活動等を行う。

ア 出火防止活動

火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の市民等に対して出火防止を呼びかけるとともに情報を迅速かつ正確に収集し、出火した場合は、自主防災組織及び地域住民と協力して初期消火に当たる。

イ 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先に行う。

ウ 避難誘導

避難情報が発令された場合に、これを地域住民及び自主防災組織に伝達し、関係機関と連絡を取りながら住民等を安全な場所に避難させる。

エ 救急救助活動

各消防班による活動を補佐するとともに消防団に配備された救急救助資機材等を活用し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急救護を行い、安全な場所へ搬送を行う。

オ 消防団員の安全確保

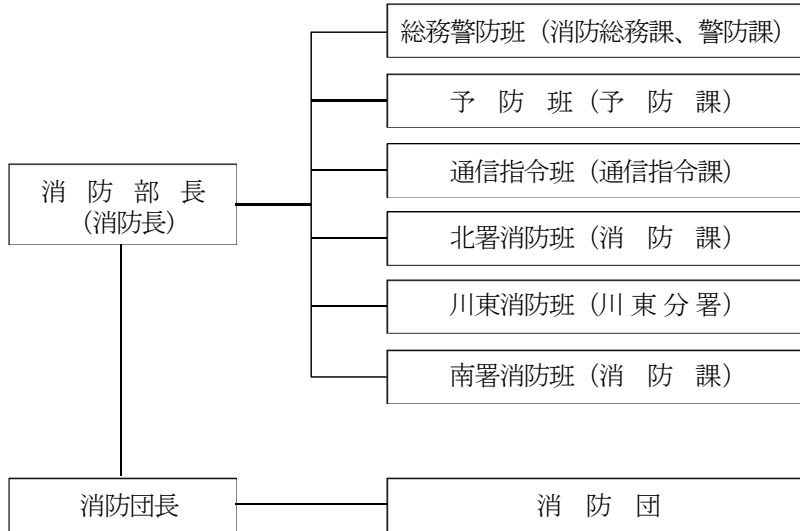
消防団員は、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先する。

カ 自主防災組織の指揮活動

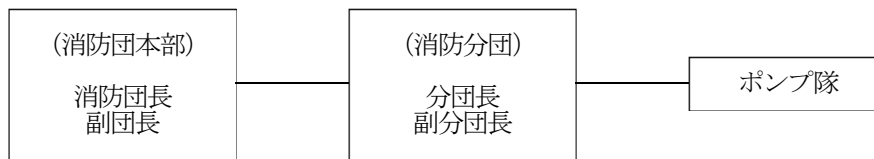
災害発生区域が広範囲にわたる場合には、市民、自主防災組織の防災リーダーを指揮し、応急措置に当たる。

3 消防本部及び消防団の組織編成

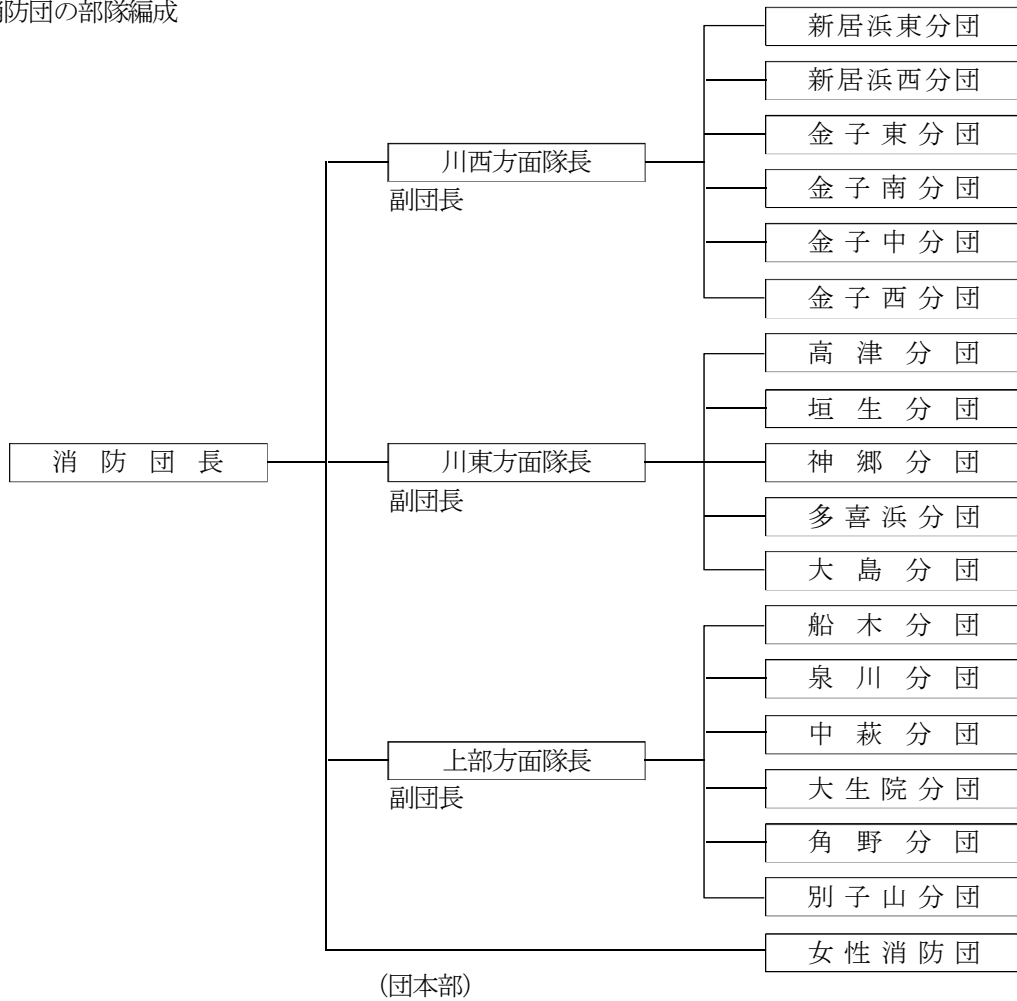
(1) 災害対策本部の編成



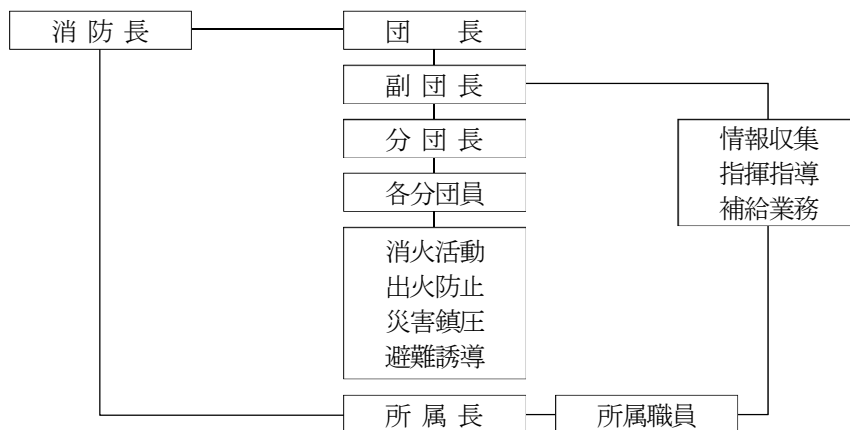
(2) 消防団の組織



(3) 消防団の部隊編成



(4) 消防部の業務関係



(5) 署別人員、車両数 (R6. 4. 1)

署 別	人 員	車 両
消 防 本 部	37 名	6 台
北消防署	消 防 課	15 台
	川東分署	4 台
南消防署	消 防 課	8 台
計	150 名	33 台

4 活動体制

(1) 大規模火災

大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測される場合、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

ア 大規模な火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接速報基準に該当する火災の場合は、直接消防庁にも連絡する。

イ 木造建築物が密集し、道路状況が悪く水利も十分でない地区においては、その実情に応じた隊の編成、増強、水利の選定及び応援隊の誘導等を行い、延焼を防止する。

また、中層建築物及び高層建築物並びに不特定多数を受入れし、又は出入りする建築物においては、必要に応じて、梯子付消防自動車、救助工作車等の特殊車両を出動させ人命救助等を行う。

ウ 火災の規模が大きく、市で対応できないときは、「消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」等に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。

エ 火災の規模、被害状況等から自衛隊の災害派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。

オ 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。

カ 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

(2) 異常時消防

平均風速10m/secを超える強風下の火災は、風速に比例し延焼速度を増し、火粉による飛火延焼の可能性が高く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難となるため、火勢の状況把握に努め、主流に対して側面狭げきをもって防御に当たり、風下方面は、事前に注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼阻止に努める。

また、風向の変化に備えるため別に予備部隊を編成し待機させる。

なお、同時多発火災の発生のおそれがある場合は、増援部隊の必要を考慮し残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し強化に努める。

資料編 ・ 火災発生により特に大火の危険が予想される密集地域 P261

(3) 危険物火災

大量の危険物火災に対しては、発火性、引火性、爆発性物品の種別、数量に応じて延焼危険を考慮し、注水を行うほか、注水禁忌物に対しては、化学消火、窒息消火、除去消火等を講じるとともに、周辺部への延焼防止に当たるとともに、周辺住民を避難させる等適切な措置を執る。

(4) 林野火災

林野における火災は、地理的条件が悪く消防水利はほとんど利用不能の場合が多く、消火活動は極めて困難であるため、打消、迎火等の手段のほか、防火帯の設定、小型動力ポンプ等の活用を行うとともに、空中消火の効果的な実施を図る。

ア 県及び関係機関への通報

林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関へ通報する。

イ 現場指揮本部の設置

現場指揮本部を設置し、関係機関と連携協力し防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、延焼拡大のおそれがあるとき又は自機関のみでは対処できないと判断したときは、時期を逸せず近隣市町村等への応援を要請する。

ウ 空中消火体制の準備

消防機関等の地上部隊による消火が困難と判断したときは、県へ要請を行うとともに、空中消火体制

の準備を行う。

(ア) 愛媛県消防防災航空隊への出動要請

(イ) 自衛隊出動要請のための受入準備

エ 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

(5) 消防水利の断、減水時の消防計画

消防水利のうち水道消火栓が局地的に断、減水した場合は、周辺部の消火栓及び自然水利等を併用して、防ぎよに当たるが、台風等により広範囲にわたって断、減水した場合は、防火水槽等を活用する。

(6) 危険地域の消防計画

木造建築物又は危険物施設等の密集地域で延焼拡大性が極めて大きく、あるいは、消防活動上不利な悪条件を伴う消防上の危険地域においては、火勢の状況に応じて防ぎよ部隊を増強し、延焼防止に努めるとともに、別に予備隊を編成待機させて、風向の変化等による不測の事態に備える。

(7) 特殊建築物の消防計画

木造大建築物及び高層建築物並びに多くの人々が入りし、又は居住する建築物で、延焼拡大の危険性が大きく、又は人命危険度の高いものの火災に際しては、危険地域の消防計画に準じて行動するほか、必要に応じて、消防ポンプ隊、化学消防隊の部隊を編成して防ぎよに当たる。

(8) 飛火警戒

火災の発生によって生じる火粉は、燃焼力の拡大とともに発生率、質量並びに上昇力が増大し、風速に比例して飛散範囲を一方向的に拡大する。風速が15mを超える強風においては飛散距離が1000mにも及ぶことがあるので、火災の実相に即応して所要の飛火警戒部隊を編成し警戒に当たる。

この場合、火点に接する風下方面は、消防隊の分担とし、その他の周辺部は、自衛消防隊又は一般住民の協力を要請して、監視を厳重にするとともに、消火機材を整備し初期消火体制の強化を図る。

(9) 特別警戒

台風、洪水等により特殊火災が発生し、又は発生の危険が予想されるときは、これら災害による被害を最小限度に防止するため、各消防部隊においては、おおむね次の体制を整備して災害対策を講じる。

ア 消防職・団員の非常招集

イ 機械器具の点検整備及び出動準備

ウ 危険地域の巡回警備

エ 監視員及び通信連絡の強化

オ 人員の点検及び出動体制の確立

5 消防活動の応援要請

(1) 県内の消防応援

市長又は消防長は、火災が発生し、市の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難、又は困難が予想される規模の場合には、火災の態様、動向等を的確に判断し、県内の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第39条）を速やかに行う。

ア 近隣市町間の消防相互応援協力に基づくもの

市の消防力のみでは火災の防ぎよが困難であるが、近隣市町等の応援を得て対応できる場合は、市町間の消防相互応援協定に基づき、応援を要請する。

イ 東予広域消防相互応援協定に基づくもの

東予地区の他の消防機関の個別の応援を得て対応できるものは、「東予広域消防相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

ウ 「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づくもの

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下の全市町、全消防事務組合で締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

なお、応援の要請方法等具体的な活動要領については、「愛媛県消防広域相互応援計画」に定めるところによる。

資料編	・愛媛県消防広域相互応援協定書 P283
	・愛媛県消防団広域相互応援協定書 P638
	・東予広域消防相互応援協定書 P269

(2) 他県への応援要請

市長は、大規模な災害の発生により、消防相互応援協定に基づく消防活動に不足が見込まれるときには、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、知事に対して緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請する。

なお、緊急消防援助隊の受入れについては、「新居浜市緊急消防援助隊等受援計画」に基づき、実施する。

- ア 災害の状況及び応援要請の理由
- イ 応援要請を行う部隊と人員、装備、資機材等
- ウ 応援部隊の進入経路及び集結場所
- エ 指揮体制及び無線運用体制
- オ その他必要事項

資料編	・様式Ⅲ 別記様式1-1 緊急消防援助隊応援要請連絡票 P832
-----	----------------------------------

(3) 県消防防災ヘリコプターの活用

火災が発生し、市長又は消防長が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県消防防災航空事務所に対して消防防災ヘリコプターの緊急出動を要請する。

出動要請に関する必要事項については、本章第28節「消防防災ヘリコプターの出動要請」の定めるところによる。

6 事業所の活動**(1) 火災予防措置**

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ア 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対して、避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。
- イ 消防本部、新居浜警察署等に電話又は駆けつける等可能な手段により直ちに通報する。
- ウ 事業所内への立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

7 自主防災組織の活動**(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等**

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認をする。

(2) 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器等を活用して初期消火に努める。

(3) 消防隊への協力

消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮指示に従う。

8 市民の活動

使用中のガス、石油ストーブ、電気機器類等の火気の遮断を直ちに行うとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、危険物のタンクはタンクの元バルブを締める。

火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

また、地域における相互扶助活動により、要配慮者等の救助・救出を行う。

第11節 水防活動

洪水、雨水出水、津波又は高潮等による水害を警戒し、防御するなど万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図る。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、新居浜市水防計画の定めによる。

1 水防組織

(1) 市の水防計画の定めによる。

(2) 第一線活動の水防団（消防団）については、出動準備と出動とに分け、あらかじめその体制を整備し、水防活動に万全を期するよう努める。

- | | |
|--------|--------------------------------|
| ア 待 機 | 水防団（消防団）の足留めを行う体制 |
| イ 出動準備 | 水防資器材の整備、点検、水門等開閉の準備と幹部が出動する体制 |
| ウ 出 動 | 水防団（消防団）が出動する体制 |
| エ 解 除 | 水防活動終了 |

2 水防倉庫及び資器材

水防管理団体は、水防活動に便利な箇所に水防倉庫を設置し、倉庫管理者を定め、必要な資器材を備えつけるよう努める。

このほか、防災対策の推進のための、水防倉庫の新設・更新にあたっては、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第38号）に基づく措置を活用した用地確保について検討する。

3 水防活動

水防管理団体は、東予地方局建設部又は土木事務所から水防に関する通報を受けたときは、市水防計画の定めるところによりその状況に応じて万全の体制を敷くとともに、次の場合、直ちに東予地方局建設部又は土木事務所に通知する。

- (1) 水防団（消防団）が水防のために出動したとき。
- (2) 堤防等に異状を発見したとき。
- (3) 水防作業を開始したとき。
- (4) 応援を求める場合
- (5) 立退き避難を指示したとき。
- (6) 災害警戒本部を設置したとき。

4 水防団（消防団）の出動

水防管理者は、次に示す基準により、水防団（消防団）の準備又は出動の命令を出し、水防活動を適切に行わなければならない。

(1) 出動準備

水防管理者は、次の場合、管下水防団（消防団）に出動準備をさせる。

- ア 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお、上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき。
- イ 豪雨、地震等により堤防の決壊、漏水、がけくずれ等のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。
- ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水、雨水出水、津波又は高潮等の危険が予想されるとき。

(2) 出動

水防管理者は、次の場合、管下水防団（消防団）を出動させる。

- ア 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- イ 潮位が異状を示し、高潮のおそれがあるとき。
- ウ 台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。
- エ その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認められたとき。

5 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防管理者は、関係河川、海岸堤防等について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視させるととも

に、水防上危険であると認められる箇所があるときは、東予地方局建設部又は土木事務所へ通知する。

(2) 非常警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから、重要水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に監視し、異状を発見した場合は、その状況及び見通しを直ちに東予地方局建設部又は土木事務所に報告するとともに水防作業を開始する。

6 水防活動の安全確保

水防活動時には、水防団員（消防団員）は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

7 水防活動の応援要請

(1) 地元民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させることができる。

(2) 警察官の応援

水防管理者は、水防のために必要があると認められるときは、所轄警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

(3) 隣接水防管理団体の応援及び相互協定

ア 水防管理者は、水防第23条の規定により、緊急の場合、必要に応じて他の水防管理者、他市町の長、消防長に対して応援を求めることができる。

イ 水防管理者は、水防上必要があるときは、別途締結している消防応援協定に基づき応援を要請する。

(4) 自衛隊の応援

大規模な応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事の判断により、又は水防管理者は知事を通じ、陸上自衛隊松山駐屯地司令に災害派遣を要請する。

8 河川区間の水門等の操作及び通報（洪水）

(1) 水門等の管理者は水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門等の操作責任者に連絡しなければならない。

(2) 水門等の操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門等及び付近に異状を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。

(3) 水門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

9 河口部・海岸部の水門等の操作及び通報（高潮）

(1) 水門、閘門等の管理者は、水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門、閘門等の操作責任者に連絡しなければならない。

(2) 水門、閘門等の操作責任者は、高潮等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門、閘門等及び付近に異状を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。

(3) 水門、閘門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

10 大規模氾濫に関する減災対策協議会

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、知事が組織する大規模氾濫に関する減災対策協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築する。

大規模氾濫に関する減災対策協議会は、水害を防止し、又は軽減するために、水防に関する連絡および調整の円滑を図るとともに激甚化・頻発化する水災害に対して、あらゆる関係者が一体となって治水対策に取り組む「流域治水」により、大規模氾濫等に備えた防災・減災対策を推進し、もって公共の安全に寄与することを目的とする。

また、東予地方局建設部長は、毎年出水期前に大規模氾濫に関する減災対策協議会を開催し、次の事項

について協議するとともに、重要水防箇所の合同点検を実施し情報共有を図る。

- (1) 水災による被害の軽減に資する取組について
- (2) 水位情報等の連絡について
- (3) 危険防止対策について
- (4) 水防資器材の補充応援について
- (5) 避難対策について
- (6) 水門及び樋門の管理及び操作について
- (7) 流域治水について
- (8) その他水防に関する事項

第12節 人命救助活動

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、関係機関と連絡を密にし、特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

救助・救急活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するよう努める。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
消 防 班	・救急及び被災者の救助に関すること。

1 人命救助活動の基本方針

- (1) 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。
- (3) 県は、救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。
- (4) 市は、市の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- (5) 自主防災組織や事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- (6) 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

2 市の活動

- (1) 実施担当者
 - ア 救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、原則として災害対策本部が消防部を中心に、また新居浜警察署等と連携して行う。
 - イ 救助活動に必要な資機材は、市及び消防本部の保有機材のほか、必要に応じて自主防災組織、民間の協力等により資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。
 - ウ 市は、自らの救出活動の実施が困難な場合には、県又は他市町へ救出の実施及びこれに要する要員及び資機材等の応援を要請する。
- (2) 救出の対象者、費用、期間等

災害救助法による災害にかかった者の救出は、次のとおりとする。

 - ア 災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。
 - イ 支出できる費用は、船艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
 - ウ 災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- (3) 救出方法
 - ア 被災者の救出作業は、緊急を要するため、直ちに救出隊を編成し、救出作業に当たる。
 - イ 救出作業に特殊機械器具及び特殊技能者を要する場合には、市内建設業者のほか必要により相互応援協定締結市町又は自衛隊、新居浜警察署、今治海上保安部その他防災関係機関の協力を得て救出に当たる。
 - ウ 救出後は、速やかに医療機関への受入れ等救出者の救護を行う。
- (4) 救出活動

消防長は、災害対策本部及び防災関係機関と連絡を密にし、情報の収集に努め、救出隊を指揮して被災者の捜索及び受入れを行わせるとともに、捜索及び受入れの現況や氏名、人員を調査のうえ本部長に報告する。

救出者が医療等を要する場合は、本章第17節「医療救護活動」に定めるところにより市内医療機関又は救護所に搬送、受入れし救護措置を行い、重症者については県で定めた拠点病院への搬送を行う。

また、死亡と確認された者については、本部長が指示する場所へ転送する。

(5) 記録等

救出を実施した場合における整理保存すべき記録等は、次のとおりとする。

- ア 救出状況記録簿
- イ 救出関係支払証拠書類
- ウ 救出用燃料受払簿
- エ 救出用機械器具修繕費受払簿

(6) 応援の要請

ア 県への応援要請

(ア) 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対して救出活動の実施を要請する。

また、必要に応じて民間団体の協力を求める。

- a 応援を必要とする理由
- b 応援を必要とする人員、資機材等
- c 応援を必要とする場所
- d 応援を必要とする期間
- e その他周囲の状況等応援に関する必要事項

(イ) 市は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、他市町長へ応援要請を行う。

また、要請を受けた場合は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

イ ヘリコプターの要請

救急・救助活動を迅速かつ的確に行い、救出者の搬送等のため必要があると認めるときは、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」、「救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）相互応援に係る基本協定」及び「愛媛県ドクターヘリ運航要領」に基づき、県消防防災ヘリコプター又は県ドクターヘリの出動を要請する。

また、状況によっては、県に対して自衛隊の災害派遣要請を要求し、迅速な人命救助活動を実施する。

資料編 ・愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 P293

3 消防機関の活動

消防本部及び消防団は、多数の負傷者の発生に対応するため、住民の協力を確保するとともに、愛媛県医師会、新居浜市医師会、日本赤十字社愛媛県支部等並びに新居浜警察署等との協力体制を整え、的確な人命救出活動に当たる。

4 自主防災組織の活動

(1) 救出・救護活動の実施

崖崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

(2) 避難の実施

市長や警察官等から避難の指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を行う。

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

- (ア) 市街地……火災、落下物、危険物
- (イ) 山間部、起伏の多いところ……崖崩れ、地すべり

(ウ) 海岸地域……高潮

イ 避難に当たっては、必要最低限のもののみ携帯する。

ウ 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織など地域住民が協力して避難させる。

(3) 給食・救援物資の配付及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても食料等の配付を行うほか、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

5 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行う。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (3) 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携し地域における救出活動を行う。
- (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関や警察、今治海上保安部等に連絡し早期救出を図る。
- (5) 救出活動を行うときは、可能な限り市や消防機関、警察、今治海上保安部と連絡を取り、その指導を受ける。

第13節 死体の搜索・措置・埋葬

市、県及び関係機関は、死体の搜索措置、埋葬及び火葬を的確かつ迅速に実施する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
環境衛生班	・死体の埋葬、火葬に関する事。
消防班	・行方不明者及び死体の搜索、受入れに関する事。
庶務班	・行方不明者の届出受付及び要搜索者名簿の作成に関する事。(総務課)
救護班	・保健活動及び防疫活動に関する事。 ・衛生、防疫資材の調達、配布に関する事。
援護班	・死体の検案、受入れに関する事。

1 実施体制

- (1) 行方不明者の搜索及び死体の措置、埋葬及び火葬は、市が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事の委任に基づき、行方不明者の搜索及び死体の埋葬については、市長が行う。
- (2) 警察又は海上保安署(海上で発見されたものに限る。)は死体の検視を行う。

2 応急対策活動

- (1) 各消防班長は、自衛官、警察官及び海上保安官の協力を得て、行方不明者及び死体の搜索を行う。
- (2) 援護班長は、死体の氏名等の識別を行った後、親族などに引き渡す。相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。
- (3) 被害現場付近の適当な場所(寺院、公共の建物等)に死体安置所を設置する。
- (4) 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。
- (5) 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。
- (6) 本部長(市長)は、死体の搜索、措置、埋葬及び火葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - ア 搜索、措置、埋葬及び火葬別とそれぞれの対象人員
 - イ 搜索地域
 - ウ 埋葬施設の使用可否
 - エ 必要な輸送車両の数
 - オ 死体措置に必要な器材、資材の品目別数量
- (7) 災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、遺体の措置及び火葬を実施する。

3 行方不明者の届出の受付

庶務班(総務課)は、所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の届出の受付を、次のとおり行う。

(1) 行方不明者の届出の受付の手順

- ア 庶務班(総務課)は、市役所に「行方不明者相談所」を開設し、届出窓口とする。
- イ 届出を受けた時は、行方不明者届出書に詳細に記録する。
- ウ 受付後、避難者受入れ記録、医療救護班診療記録、本部で把握している安否情報等により、行方不明者の安否を確認する。
- エ 安否の確認できない行方不明者について、要搜索者名簿を作成する。

資料編	・様式 I 市様式24 行方不明者届出書 P806
	・様式 I 市様式25 要搜索者名簿 P807

4 搜索の実施

搜索は、要搜索者名簿に基づき、消防班が警察、消防団、海上保安署、自衛隊、その他の関係機関及び地元自治会等の協力を得て、次のとおり実施する。

(1) 搜索活動実施の手順

- ア 消防班長は、援護班、救護班及び関係機関と連絡を密接に取りながら搜索活動を実施する。
- イ 搜索活動中に死体を発見したときは、援護班及び警察又は海上保安署（海上で発見された者に限る。）に連絡する。
- ウ 発見した死体は、現地の一定の場所に集め、所要の警戒員を配置し監視を行う。
- エ 搜索の実施期間は災害発生の日から10日以内とする。（ただし、災害の規模によりこの限りでない。）

5 死体の検案

原則として、現地において警察又は海上保安署（海上で発見された者に限る。）が検視した後の死体は、援護班にその措置を引き継ぎ、次のとおり死体の検案を実施する。

(1) 死体検案の手順

- ア 死体の検案は、救護班、新居浜市医師会及び日本赤十字社等に協力を要請して実施する。
- イ 死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な措置を行うとともに検案書を作成する。
- ウ 身元不明者については、援護班が死体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- エ 検案を終えた死体は、援護班が関係各班、各機関の協力を得て、本部長が指定する死体安置所へ輸送する。

6 死体の受入れ、安置

援護班長は、検案を終えた死体について、警察、地元自治会等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、次のとおり受入れ、安置する。

(1) 死体の受入れ、安置の手順

- ア 市内の寺院、公共施設等死体受入れに適当な場所を選定して、死体安置所を開設する。
なお、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
- イ 市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保する。
- ウ 死体の検案書を引き継ぎ、死体措置台帳を作成する。
- エ 棺に氏名及び番号を記載した名札を添付する。
- オ 市民課に対して、死体措置台帳に基づき、死体埋火葬許可証の発行を求める。
- カ 遺族その他より死体引取りの申し出があったときは、死体措置台帳により整理のうえ引き渡す。

7 埋葬、火葬

環境衛生班長は、引取り手のない死体又は遺族等が埋葬及び火葬を行うことが困難な場合は、次のとおり応急措置として、死体の火葬、仮埋葬を実施する。

(1) 死体の火葬、埋葬の手順

- ア 引取り手のない死体については、応急措置として火葬又は仮埋葬を行う。
- イ 火葬又は仮埋葬に付する場合は、埋葬台帳により措置する。
- ウ 遺骨、遺留品は包装し、名札及び遺留品処理票を添付のうえ、保管所に一時保管する。
- エ 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理のうえ引き渡す。
- オ 1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、市が別に定める場所に移管する。
- カ 火葬、仮埋葬期間は、災害発生の日から10日以内とする。（ただし、災害の規模によりこの限りでない。）

資料編	・様式 I	市様式26	死体措置台帳	P808
	・様式 I	市様式27	埋葬台帳	P809
	・様式 I	市様式28	遺留品処理票	P810

火 葬 場 処 理 能 力

火葬場名	所在地	管理者	電話	炉数	作業員	災害時 1日最大処理能力
斎 場	磯浦町 19-1	新居浜市	34-8163	8基	4人	24体

資料編 ・ 霊きゅう車等一覧表 P130

8 市民及び自主防災組織等の活動

行方不明者についての情報を市に提供するよう努める。

9 記録

死体搜索、措置及び埋葬を行ったときは、次の書類、帳簿等を整理保管しておく。

- (1) 死体搜索記録簿
- (2) 死体措置台帳
- (3) 埋葬台帳
- (4) 死体搜索、死体措置及び埋葬関係支払証

資料編 ・ 様式 I 市様式29 死体搜索記録簿 P811

第14節 災害救助法の適用

大規模災害が発生するおそれがある、又は災害による被害の規模が一定以上となった場合、応急的な災害救助活動については、災害救助法の適用を受け、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
援 護 班	・災害救助法の適用に関すること。

1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施し、市長が補助する。ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、本部長（市長）は知事に代わって実施する。

また、知事の権限に属する事務の一部の実施を通知された場合は、通知された事項について、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

2 適用基準

(1) 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、市町の区域を単位に実施される。

(2) 災害が発生した場合の災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町の区域を単位に、原則として同一の原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ、現に救助を要する状態にあるときに実施される。

ア 1号基準（災害救助法施行令第1条第1項第1号）

市の住家減失世帯数が、下表に示す世帯数以上に達したとき。

市 の 人 口	住 家 減 失 世 帯 数
114,070人 (R5. 12. 31現在)	100世帯

イ 2号基準（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

住家減失世帯数が前記アの基準に達しないが、県内の住家減失世帯数が1,500世帯以上で、市の住家減失世帯が下表に示す世帯数以上に達したとき。

市 の 人 口	住 家 減 失 世 帯 数
114,070人 (R5. 12. 31現在)	50世帯

ウ 3号基準（災害救助法施行令第1条第1項第3号）

(ア) 住家減失世帯数が前記ア又はイの基準に達しないが、県内の住家減失世帯数が7,000世帯以上に達した場合であって、市の住家減失世帯数が多数であるとき。

(イ) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

※内閣府令で定める特別の事情（内閣府令第1条）

被災者に対する食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

エ 4号基準（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

※内閣府令で定める基準（内閣府令第2条）

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。

(イ) 被災者に対する食品の給与等に特殊の給与方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする

こと。

3 住家滅失世帯数の換算基準

- (1) 住家の全壊、全焼又は流失は、1世帯をもって滅失1世帯とする。
- (2) 住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した場合は、2世帯をもって滅失1世帯に換算する。
- (3) 住家の床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することが出来なくなった場合は、3世帯をもって滅失1世帯に換算する。

4 住家の滅失等の認定基準

- (1) 全壊、全焼、流失

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度の。

- (2) 半壊、半焼

住家はその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のもの。

- (3) 床上浸水、土砂の堆積等

(1)、(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となったもの。

5 適用手続

- (1) 市長は、市内における災害の程度が適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、直ちに県災害対策本部東予地方本部を通じてその旨を知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、併せてその旨を要請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関し知事の指示を受けなければならない。

6 救助項目及び実施期間

救助項目及び実施期間は、次のとおりである。

救 助 項 目	実 施 期 間 (起算日は災害発生日)	計画記載箇所 (すべて本編第3章)
避難所の開設及び受入れ	7日以内	第6節 避難活動
炊き出しその他食品の給付	7日以内	第15節 食料及び生活必需品等の確保・供給
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	第15節 食料及び生活必需品等の確保・供給
飲料水の供給	7日以内	第16節 飲料水等の確保・供給
応急仮設住宅の給付	20日以内着工	第23節 応急住宅対策
住宅の応急修理	1か月以内完了	第23節 応急住宅対策
医療、助産	医療：14日以内 助産：7日以内 (災害発生の前後7日以内の分べん)	第17節 医療救護活動
被災者の救出	3日以内	第12節 人命救助活動
死体の搜索、措置、埋葬	各10日以内	第13節 死体の搜索・措置・埋葬
障害物の除去	10日以内	第21節 障害物の除去

応急救助のための輸送	救助項目ごとの救助期間中	第7節 緊急輸送活動
応急救助のための賃金職員等雇上げ	救助項目ごとの救助期間中	第27節 応援協力活動
学用品の給付	教科書1か月以内 文房具等15日以内	第24節 応急教育活動

資料編 ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 P843

7 救助の実施に関する事務の委任

救助を迅速に行う必要がある場合は、知事から救助の実施に関する事務の一部が市長に委任される。
 なお、市長への委任に当たっては、知事から災害ごとに救助の事務の内容及び期間が市長に通知される。
 県から市長への事務委任は、以下の考え方により行われる。

市長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施機関	担当する救助事務
市長 (原則県から委任)	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産(救護所における活動) 5 被災者の救出 6 被災した住宅の応急修理 7 学用品の給与 8 埋葬 9 死体の捜索及び措置 10 障害物の除去
知事 (原則県が実施)	1 応急仮設住宅の供与 ※愛媛県応急仮設住宅建設ガイドラインに定められた役割分担に基づき、県及び市が業務を実施。市は補助機関として業務に当たる。 2 医療及び助産(DMATの派遣など)

第15節 食料及び生活必需品等の確保・供給

市は、物資拠点を速やかに開設し、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

併せて、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県及び関係機関と、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等や男女のニーズの違い、食物アレルギーを有する者のニーズ等に配慮する。

加えて、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

さらに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
救援物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品、生活必需品その他の援護物資の調達、配給に関する事。 ・被災者及び救助活動従事者に対する給食に関する事。 ・災害時物資集積場所の開設、運営に関する事。 ・救援物資及び義援品の受領、配分計画に関する事。
管財班	<ul style="list-style-type: none"> ・車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関する事。
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における援護物資の必要数の把握及び配給に関する事。
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・知事及び他市町村長に対する応援要請に関する事。 ・緊急機材、用品の調達及び貸借に関する事。(契約課)

救援物資班長は、市の備蓄物資を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有業者等から速やかに物資を調達し供給する。

また、市において処理不可能な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対して広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

1 食料供給の実施体制

被災者及び災害応急対策活動に従事する者等に対する食料の供給は、市が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事の委任に基づき市長が行う。

2 食料の供給実施の決定者

本部長は、災害により、避難所に受入れられ、又は食料の確保や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が、ある程度の人数の規模で発生し、相当程度の期間、その状態が継続すると判断された場合に食料の供給の実施を決定する。

なお、災害救助法による「食品の給付」の実施期間は、災害発生の日から7日以内となるが、厚生労働大臣の承認により期限を延長することができる。

3 食料供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりとする。

- (1) 避難所に受入れられた者
- (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受け、安全な親戚・友人宅へ避難する者^(注1)
- (4) 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
- (5) 災害応急対策活動従事者^(注2)

米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能になった場合には、知事の指定を受けて、被害を受けない市民に対しても米穀等の応急供給^(注3)を実施する。

(注1) 安全な親戚・友人宅へ避難する者への供給は、3日分を限度に支給する。

(注2) 災害応急対策活動従事者は、災害救助法の実費弁償の対象外

(注3) 米穀の応急供給は、原則として自治会等の地域住民組織を単位として、代金と引き換えで行う。

4 食料供給の内容

応急的に供給する食料は、市が備蓄する保存食（アルファ米、おかゆ、調理不要米、ビスケット、液体ミルク、粉ミルク）及び調達による米穀、食パン、弁当等の主食のほか、必要に応じて、協定締結業者その他^(注1)から食料を調達する。

また、乳児に対しては、原則として、協定締結業者その他からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。

(注1) 物資に係る協定別表（第4条関係）の供給要請物資一覧表による。

5 食料供給需要（被害状況）の把握

応急食料の必要数の把握は、関係各班がそれぞれ集計し、救援物資班がまとめる。

救援物資班長は、把握した食料の必要数（食数）を、直ちに本部長に報告し、本部長の供給数の決定をもって、必要数の調達、輸送を指示する。

- (1) 避難所については、避難所責任者がそれぞれの避難所において集計したものを、避難所班長を通じて報告する。
- (2) 住宅内残留者については、最寄りの避難所に届け出て、避難所責任者が上記(1)と合わせて報告する。
- (3) 災害応急対策活動従事者については、関係各班の協力を得て動員班が報告する。

6 食料の確保及び分散備蓄

- (1) 市における食料確保

救援物資班が、本部長の指示に基づき、次のとおり行う。

ア アルファ米、おかゆ、調理不要米、ビスケット、液体ミルク、粉ミルク等については、市の備蓄品を使用する。

なお、不足する場合は、協定締結業者その他から調達する。

イ 市の備蓄品については、主に指定避難所を中心として地域ごとに分散して備蓄する。

食料備蓄箇所一覧

施設名	所在地	電話	施設名	所在地	電話
こども発達支援センター (1階倉庫)	繁本町 8-65	65-1302	大生院小学校	大生院 1070-1	41-6627
新居浜小学校	新須賀町 3-1-58	37-3061	角野小学校	中筋町 2-7-10	43-7141
宮西小学校	宮西町 5-56	33-8940	別子小中学校	別子山甲 358	64-2117
金子小学校	久保田町 1-3-57	37-2221	東中学校	東雲町 1-4-23	37-1294
金栄小学校	西の土居町 1-5-1	37-2313	西中学校	江口町 7-1	37-2021
高津小学校	宇高町 2-13-7	37-3754	南中学校	庄内町 2-4-47	37-0310
浮島小学校	八幡 2-2-65	33-1020	北中学校	宮西町 5-81	33-9135
惣開小学校	王子町 1-3	37-3401	泉川中学校	星原町 7-8	43-5800
垣生小学校	垣生 1-5-38	45-0186	船木中学校	船木甲 3754-1	41-6347
神郷小学校	神郷 1-1-1	45-0082	中萩中学校	中萩町 13-31	43-5131
多喜浜小学校	多喜浜 5-7-34	45-0142	大生院中学校	大生院 1070-2	41-6923
泉川小学校	岸の上町 1-13-68	43-4145	角野中学校	宮原町 11-51	43-6108
船木小学校	船木 4299-1	41-6260	川東中学校	神郷 2-4-1	45-0180
中萩小学校	中萩町 6-61	41-6225	大島交流センター	大島 589	45-1006
ワクリエ新居浜	新田町 1-8-56	39-6789			

資料編	・備蓄物資・資機材一覧表 P110 ・災害時における物資供給等の協力に関する協定書 P331、P333、P337、P346、P368、P675
-----	--

(2) 応急用米穀の調達

応急用米穀が不足する場合は、知事に要請を行い、知事又は愛媛農政事務所長の指示を受けて調達する。

(3) 県への要請

本部長は、市において必要とする緊急物資を確保することができないときは、次の事項を示して、東予地方局を通じて県に調達又はあつせんを要請する。なお、運用可能な環境時においては、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し物資要請等を行うこととする。

- ア 調達又はあつせんを必要とする理由
- イ 必要な緊急物資の品目及び数量
- ウ 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- エ 連絡課及び連絡責任者
- オ 荷役作業員の派遣の有無
- カ その他参考となる事項

7 食料供給活動の実施

(1) 食料の輸送

救援物資班長は、市において調達した食料及び県から支給を受けた食料を指定の集積場所に集め、避難所等への輸送が効率的に行われるよう総括する。

集積場所までの輸送業務は、原則として業者が行うが、必要な場合は管財班に依頼して輸送する。

集積場所から避難所等の最終需要地までの輸送業務は、管財班の協力を得て、救援物資班が行う。

なお、輸送車両等が不足する場合については、管財班に依頼をし、管財班長は、協定に基づき市内の輸送業者に要請をする。

資料編	・災害時における物資等の輸送に関する協定書 P325
-----	----------------------------

(2) 地域内輸送拠点（物資集積場所）

食料等の物資集積場所は、原則として、次表のとおりとする。

なお、災害の状況によっては、最寄りの輸送拠点、避難所、交通及び連絡に便利な公共施設その他の適当な場所を選定する。

地域内輸送拠点（物資集積場所）

施設名称	所在地	電話番号
市民文化センター	繁本町8-65	33-2180
えひめ未来農業協同組合新居浜経済センター	坂井町3-10-40	41-7016
黒島海浜公園	黒島二丁目	

(3) 供給食料

供給する食料は、災害発生第1日目（3食）は、アルファ米、ビスケット、調理不要米とし、第2日目以降は、米飯の炊出し又は弁当、食パン等により行う。

また、乳児に対しては、液体ミルク及び粉ミルクを供給する。

(4) 供給基準

食料	供給基準
アルファ米	1食当たり100g
米穀	1食当たり精米200g以内
ビスケット	1食当たり75g
食パン	1日当たり200g（約半斤）以内
粉ミルク	乳児1日当たり150g以内
液体ミルク	乳児1日当たり5本

注) ただし、救助作業に従事する場合に当たっては、米穀（精米）に換算して1食当たり300g以内

8 食料供給における市民及び自主防災組織等の活動

- (1) 食料の確保は、家庭及び自主防災組織等での備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、これによって賄えない場合は、市に供給を要請する。
- (2) 自主防災組織等は、市が行う緊急援護物資等の供給の配分に協力する。
- (3) 市民は、必要な緊急物資、非常持出し品の整備、搬出に努める。
- (4) 自主防災組織は、必要により炊出しを行う。

9 生活必需品等の供給

救援物資班長は、市の備蓄物資を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有業者等から速やかに物資を調達し供給する。市において処理不可能な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。

10 生活必需品等供給の実施体制

被災者に対する生活必需品等の供給は、市が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事の委任に基づき市長が行う。

11 生活必需品等の供給実施の決定者

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長は、必要と認めたときに、生活必需品等の供給の実施を決定する。

12 生活必需品等の供給対象者

応急対策活動従事者を除き、「3 食料供給対象者」を準用する。

13 生活必需品等の応急給付の内容

生活必需品等の応急給付は、次の範囲内で行う。

- (1) 寝 具……タオルケット、毛布、布団等
- (2) 外 衣……普通衣、作業衣、婦人服、子供服等
- (3) 肌 着……シャツ、ズボン下、パンツ等
- (4) 身回り品……タオル、運動靴、傘等
- (5) 炊事用具……鍋、炊飯器、包丁、コンロ、バケツ等
- (6) 食 器……茶碗、汁碗、皿、はし、スプーン等
- (7) 日 用 品……石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
- (8) 光熱材料……マッチ、ライター、ロウソク、灯油等

14 生活必需品等の供給需要（被害状況）の把握

応急対策活動従事者を除き、「5 食料供給需要（被害状況）の把握」を準用する。

15 生活必需品の確保

- (1) 市における確保

救援物資班長が、本部長の指示に基づき、市の備蓄物資を使用するとともに、不足する場合は、協定締結業者その他から調達する。

備蓄倉庫一覧（「6 食料の確保及び分散備蓄」の食料備蓄箇所一覧参照）

資料編 ・備蓄物資・資機材一覧表 P110
 ・災害時における物資供給等の協力に関する協定書 P331、P333、P337、P346、P368、P675

- (2) 県への要請

「6 食料の確保及び分散備蓄（3）」を準用する。

- (3) 日本赤十字社愛媛県支部の活動

日本赤十字社愛媛県支部は、同支部が備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、市を通じ速やかに被災者に分配する。

16 生活必需品等の供給活動の実施

- (1) 配分計画等の樹立

救援物資班長は、救助物資の輸送及び配分計画を立て、被災地等への輸送及び供給を行う。

(2) 生活必需品等の集積場所

「7 食料供給活動の実施（2）」を準用する。

(3) 生活必需品等の供給

供給又は貸与は、災害救助法の範囲内で行う。

資料編 ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 P843

17 生活必需品等の供給における市民及び自主防災組織等の活動

「9 食料供給における市民及び自主防災組織等の活動」を準用する。

第16節 飲料水等の確保・供給

災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
救援物資班	・食料品、生活必需品その他の援護物資の調達、配給に関する事。 ・被災者及び救助活動従事者に対する給食に関する事。 ・災害時物資集積場所の開設、運営に関する事。
避難所班	・避難所における援護物資の必要数の把握及び配給に関する事。
水道給水班	・飲料水確保及び応急給水に関する事。 ・給配水施設の被害調査及び応急復旧に関する事。
水道施設班	・水源施設等の被害調査及び応急復旧、応急給水転用に関する事。 ・上水道の衛生維持に関する事。
調整班	・給水所の設置に関する広報に関する事。

1 飲料水等の確保体制の整備

(1) 飲料水の備蓄

災害時の被災者に対する飲料水を確保するため、飲料水の備蓄を進める。

資料編 ・ 備蓄物資・資機材一覧表 P110

(2) 給水の整備目標

最小限必要な分としての飲料水が1人1日3ℓ、またこれに手洗い、食器洗浄、洗面程度の分など、生活上最小限の生活用水を加算したおおむね1人1日20ℓを、7日分(混乱期3日、復旧期4日と想定した日数)確保する。

また、給水必要人口は12万人を対象として考えると、市の必要供給量は次のように算出される。

【飲料水】	1人1日3ℓ、給水人口が12万人として $3\ell \times 12\text{万人} \times 7\text{日分} = 2,520\text{m}^3$
【飲料水+生活用水】	1人1日20ℓ、給水人口が12万人として $20\ell \times 12\text{万人} \times 7\text{日分} = 16,800\text{m}^3$

(3) 配水池等給水施設の整備

現状の配水池と貯水量は、次のとおりである。(※緊急時=緊急遮断弁作動時)

配水池	緊急遮断弁	貯水量
金子山	有	6,000m ³
清住	無	4,500m ³
瑞応寺	無	4,900m ³
新山根	有	5,000m ³
篠場	有	4,900m ³
船木	有	2,000m ³
治良丸	無	300m ³
谷前	無	240m ³
立川	無	260m ³
合計		28,100m ³

震災時に配水池の水が確保できるよう、配水池への緊急遮断弁取付けについて必要に応じて整備を行う。

(4) 貯水槽の整備

災害時に迅速に飲料水が供給できるよう、防災活動拠点施設、人命に関わる医療機関や避難所等の敷地内に貯水槽の整備を図る。

2 給水体制の整備

(1) 給水用資機材の整備

市が行う給水活動が円滑に行えるよう、給水タンク等給水用資機材の整備、充実を図る。

資料編 ・ 応急給水活動に使用する資機材 P116

(2) 民間との協力体制の整備

新居浜市管工事業協同組合など民間業者等と災害時の協力体制を確立し、災害時給水に対応する。

なお、新居浜市管工事業協同組合とは災害時における応急対策業務に関する協定を締結しており、その他必要に応じて各民間業者と協定の締結を進める。

3 各家庭での飲料水の確保

各家庭においては、災害に備え次のように飲料水、生活用水を備蓄しておく必要がある。

(1) 家族数に合わせて、最低1人1日3ℓの飲料水を、3～5日分備えておく。

(2) 風呂の残り湯をとっておくことや、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水に使用できるようにしておく。

4 自主防災組織等の活動

災害時の被害を最小限にとどめるためには、自分の家だけでなく、市民がお互いに協力し合い、地域全体で日頃から備えておく必要がある。そこで、市は、市民や自主防災組織等に対して、貯水及び給水に関する指導を徹底し、災害時における給水活動の中心的な担い手となるよう推進する。

(1) 自主防災組織等を中心とする飲料水の確保

ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。

イ 災害時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水質検査を実施して、市の指導の下に利用方法をあらかじめ検討しておく。

ウ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

5 県への要請

本部長は、市において必要な飲料水の供給を実施できないときは、次の事項を示して県に調達あっせんを要請する。

(1) 給水を必要とする人員

(2) 給水を必要とする期間及び給水量

(3) 給水する場所

(4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

(5) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

第17節 医療救護活動

災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療を必要とする状態にもかかわらず医療の途を失った場合に、医療機関、愛媛県医師会等と緊密に連携し、被害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。以下同じ。）救護を行う。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
消 防 班	・ 救急及び被災者の救助に関すること。
救 護 班	・ 医療、助産及び救護に関すること。 ・ 医療救護班編成及び救護所の開設に関すること。 ・ 医療資機材及び薬品等の調達に関すること。 ・ 医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。

1 実施責任者

被災者に対する医療救護は、市長が行う。市のみで実施が困難なときは、隣接市町、県、愛媛県医師会その他の医療機関の応援により行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が実施する。

2 医療救護活動の実施方針

- (1) 医療救護活動の実施に当たっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効率的な活動に努める。
- (2) 市、県、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関は、自然災害、大規模事故等に備えた医療救護活動要領等に基づき、緊密な連携の下、災害の状況に応じて適切な医療救護を行う。
- (3) 市は、市内における医療救護を行うため、救護所を設置し、また救護病院等に傷病者を収容する。
- (4) 県及び災害医療コーディネーターは、医療施設の被害状況や医薬品等医療資機材の需給状況等の情報を収集・提供し、市の医療救護活動について広域的な調整を行う。
- (5) 西条保健所は、被災地域における医療救護支援の拠点として、災害医療コーディネーターと密接に連携し、地域の関係機関との調整を行う。
- (6) 県、市は、災害により在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。
- (7) 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルズに配慮する。

3 情報の収集・提供

市は、消防機関、警察、医療機関と連携して、次の事項について情報を収集し、県への情報提供に努める。

- (1) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (2) 指定避難所等、救護所の設置状況
- (3) 指定避難所等、救護所における医療ニーズ
- (4) 医薬品等医療資機材の需給状況
- (5) 医療施設、救護所等への交通状況
- (6) その他参考となる事項

4 災害医療コーディネーターの活動

災害医療コーディネーターは、災害時に関係機関と連携し、以下の活動を行う。

- (1) 統括コーディネーター
 - ア 県内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
 - イ 県内の医療救護活動の統括及び調整を行う。
 - ウ 災害拠点病院コーディネーター、国及び関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。
- (2) 災害拠点病院コーディネーター
 - ア 圏域内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
 - イ 圏域内における保健医療活動チームの受入れ及び派遣調整等を行う。

- ウ 圏域内における医療機関の患者受入れ及び搬送調整を行う。
- エ 圏域内における医療機関の医療活動支援に係る調整を行う。
- オ 圏域内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
- カ 統括コーディネーター、他の圏域の災害拠点病院コーディネーター、公立病院コーディネーター及び被災地内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

(3) 公立病院コーディネーター

- ア 市内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- イ 市内における保健医療活動チームの受入れ及び派遣調整等を行う。
- ウ 市内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
- エ 災害拠点病院コーディネーター及び市内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

5 市の医療救護活動

(1) 医療救護体制の確立

- ア 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査するとともに、医薬品等の調達の実施などにより医療救護体制を確立する。
- イ 市は、重傷者等を搬送できる救護病院の被災状況を調査し、被災により救護病院等の機能が失われたときは、必要に応じて他の医療施設を救護病院等として選定する。
- ウ 市は、救護所、救護病院等の収容状況等を把握するため、必要に応じて市職員を配置するとともに、救護所、救護病院等が効果的に機能するよう傷病者の収容状況等を把握し、必要な調整を行う。
- エ 救護所及び指定避難所等における医療ニーズ等を経時的に把握し、救護班の受入調整や各種要請、機能評価等を行うとともに、自ら十分な活動が行えない場合は、西条保健所に職員の派遣を要請する。
- オ 難病患者等の避難動向及び医療の継続状況について調査し、地域の医療機関等とともに必要な対策を行う。

資料編 ・病院、診療所等一覧表 P119

(2) 救護所の設置

救護班長は、次のとおり救護所を設置する。

ア 設置場所

救護所は、次のうちから被災者にとって最も安全かつ交通に便利と思われる場所を本部長が選定する。
 なお、市に災害救助法が適用され、県による医療救護班が派遣された場合は、県の指示による。

- (ア) 保健センター
- (イ) 小学校、中学校
- (ウ) 公民館、交流センター
- (エ) その他の避難所
- (オ) 災害現場
- (カ) その他本部長が必要と認めた場所

イ 避難所救護センターの設置

指定避難所等における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、県、医師会と協力して避難所内に避難所救護センターを設置する。

避難所救護センターでは、精神科、歯科などきめ細かな対応を図るとともに、被災者のメンタルヘルスを考慮した医療活動を実施し、必要に応じて巡回活動を行う。

(3) 医療救護班の編成

災害時において、多数の傷病者が発生したとき、本部長は医療救護班を編成する。この場合、本部長は、救護班長に命じて、新居浜市医師会長に対して、医師会医療救護班の編成及び出動を要請する。

また、新居浜市医師会長は自ら必要と認めたときは、本部長の要請を待たずに、医療救護班の編成及び出動を行い、傷病者の医療救護活動に当たる。この場合、新居浜市医師会長は、直ちに本部長に通報するとともに、保健師、事務員、連絡員等の派遣を要請する。

新居浜市医師会長は、「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づき、本部長が指定する救護所へ

医療救護班を派遣する。

医療救護班の編成については、市医師会が定める出動基準により災害の状況に応じて行うが、1班当たりの編成単位は、おおむね次のとおりとする。

医療救護班	医師1名、看護師2名、保健師1名事務、連絡要員2名
-------	---------------------------

(4) 災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣要請

救護班長は、必要に応じて速やかに県 (医療対策課) に対して、災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣を要請する。

また、DMAT指定病院である県立新居浜病院は、状況に応じて災害派遣医療チーム (DMAT) を派遣するよう努める。

(5) 救護所における活動

ア 救護所での医療活動は、市の指揮の下で救護班が実施する。災害発生直後は、大量の傷病者に対して限られた医療資源により救護に当たる必要があるため、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を重点的に行う。

イ 救護班は、救護所において次の業務を行う。

(ア) 傷病者の傷病の程度判定

(イ) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置

(ウ) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(エ) 転送困難な傷病者及び指定避難所等における軽症者に対する医療

(オ) 助産活動

(カ) 死体の検案

(キ) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への収容状況等の報告

(6) 助産について

ア 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した人とし、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

イ 助産の範囲

(ア) 分娩の介助

(イ) 分娩前及び分娩後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(7) 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は、県負担 (限度額以内)、その他の場合は、市負担とする。

(8) 市内医療機関の活動

ア 施設・設備の被災状況、医薬品等の確保状況等を調査し、診療機能の確認を行う。必要に応じて、被災の応急修復を実施するとともに、ライフライン事業者等に応急復旧の要請を行う。

イ 被災により既存入院患者等の治療継続が困難であるときは、患者受入れ医療機関及び移送手段の確保に努めるとともに、必要に応じて県及び他市町に支援を要請する。

ウ 市からの救護班の派遣要請を受けて、又は通信の遮断等の際は自らの判断により、参集可能なスタッフによる救護班を編成し、市が設置する救護所へ派遣する。

エ 自らの施設で診療を行う場合は、救護所や他の医療機関で対処できない患者を受入れ、治療に当たる。

オ 広域災害・救急医療情報システムの積極的活用などにより、相互に密接な情報交換を図るとともに、災害医療コーディネーターを通じて、支援・協力を求めるほか、被災状況に応じて、医療従事者の派遣等を行うなど、相互に支援・協力をを行う。

カ 被災地域内の医療機関は、状況に応じ、県知事との協定に基づき、災害派遣医療チーム (DMAT)・災害派遣精神医療チーム (DPAT)・災害支援ナース・救護班を派遣するよう努める。

(9) 救護病院の活動

ア 救護所へ救護班を派遣し、必要に応じて保健医療活動チーム (災害派遣医療チーム (DMAT)、日本

医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、薬剤師チーム、看護師チーム（災害支援ナースを含む。）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。以下、同様。）の受入れ等を行う。

イ 救護所の医療で対応できない重症者及び中等症者を受入れ、次の活動を行う。

(ア) 重症者及び中等症者の収容と処置

(イ) 助産

(ウ) 死体の検案

(エ) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への収容状況等の報告

(オ) 災害（基幹）拠点病院への患者移送手配

(カ) その他必要な活動

ウ 救護病院等のうち災害医療コーディネーターの設置病院は、災害医療コーディネーターと一体的に地域内の医療救護の調整を行い、実施する。

(10) 災害（基幹）拠点病院

ア 救護所へ救護班を派遣する。

イ 被災地等に救護班やDMATを派遣するとともに、他県等から派遣された救護班やDMATの活動拠点として、救護班やDMATの受入れ・派遣調整等を行う。

ウ 被災地域の救護所や救護病院等で対処できない重症者及び中等症者を受入れ、救護病院等と同様の活動を行う。

エ 広域災害・救急医療情報システムの活用により、被災地域の医療機関に関する情報を把握し、支援が可能な医療情報を提供する。

オ 圏域内の医療救護の調整・実施拠点として、災害医療コーディネーターと一体的に活動を行う。

(11) 三次救急医療施設

災害（基幹）拠点病院等で対処できない重篤救急患者を受入れ、救命医療の提供を行う。

6 負傷者の搬送

(1) 被災現場から救護所への負傷者の搬送は、救急車により行うが、状況により市有車両等を活用して行う。救護所が設置されていない被災初期の段階においては、現場周辺の医療機関へ搬送する。

(2) 緊急を要する負傷者、また救護病院等では処置が困難な重症者等が発生した場合は、県に県ドクターヘリ又は県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める。

(3) 救護所・救護病院等における傷病者の収容状況等を把握するため、必要に応じて職員を配置する。

また、救護所・救護病院等が効果的に機能するよう、必要な調整を行う。

7 医療資機材等の確保

医療、助産の実施に必要な医療資機材は、原則として市内医療機関に備蓄されているものを使用し、不足する場合には医療機関を通じ業者から調達する。ただし、市内で調達不能な場合は、西条保健所及び県に要請し、確保する。

8 県への応援要請

(1) 救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、西条保健所を通じて県に調達・あっせんに要請する。

(2) 救護所・救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示し、西条保健所や災害コーディネーターを通じて県に救護班の派遣を要請する。

ア 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）

イ 必要な救護班数

ウ 医療救護活動を必要とする期間

エ 派遣場所

オ その他必要事項

9 市民及び自主防災組織の活動

- (1) 軽症者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置する。
- (2) 傷病者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。

10 災害救助法に基づく措置基準

医療及び助産の実施における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

資料編 ・ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 P843

第18節 防疫・衛生活動

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

また、被災地における感染症の発生等環境悪化を防ぐため、市は、県と連携して食品の衛生管理等を行う。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿の収集及び処理に関すること。 ・仮設トイレの設置及び管理に関すること。 ・ごみの収集及び処理に関すること。 ・災害廃棄物の総合的な処理調整に関すること。 ・死体の埋葬、火葬に関すること。 ・犬、猫等愛がん動物の管理及びへい死獣の処理に関すること。 ・防疫活動の実施に関すること。
土木班	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地内の土砂・流木等障害物の除去に関すること。 ・倒壊建物の解体及び除去に関すること。 ・建設関係団体への協力要請に関すること。
下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・排水処理の協力に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者及び死体の捜索、受入れに関すること。
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の届出受付及び要搜索者名簿の作成に関すること。(総務課)
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・保健活動及び防疫活動に関すること。 ・衛生、防疫資材の調達、配布に関すること。
援護班	<ul style="list-style-type: none"> ・死体の検案、受入れに関すること。
農林水産班	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜、畜産施設等の被害調査及び応急対策に関すること。
別子山班	<ul style="list-style-type: none"> ・別子山地区の救護、保健活動、防疫活動に関すること。

1 実施体制

災害に伴う被災地の防疫は、知事又は西条保健所長の指示、指導により市が実施するが、市のみで実施できないときは、県又は他の市町の応援を要請して行う。

2 防疫活動の実施

(1) 班の編成

防疫業務を実施するため、救護班長及び環境衛生班長は、保健所等と連携を取り、次のとおり防疫、衛生活動を実施する。

また、別子山班長は、別子山地区の防疫、衛生活動を実施するが、救護班長及び環境衛生班長は、必要に応じて指示を行う。人員が不足する場合には、臨時に作業員を雇い上げ、又は隣接市町、県(西条保健所)へ応援要請を行う。

その際必要な薬品等は、備蓄されているもののほか、業者から調達する。

(2) 浸水地域の優先処理

浸水地域においては、他の箇所優先して被災後速やかに状況に応じた防疫活動を行う。

(3) 指定避難所等の防疫措置

避難所における感染対策マニュアル(平成22年厚生労働科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班(主任研究員 切替 照雄)作成(2011年3月24日版))を具体的に活用して実施する。

ア 指定避難所等開設後直ちにトイレ、ごみ置場等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。
イ トイレの衛生対策を次により実施する。

- (ア) 手を洗うための消毒用アルコール、逆性石けんの備えつけ
- (イ) 生理用品の備えつけ
- (ウ) 乳幼児用・介護用紙おむつの確保

(4) 感染症発生時等の措置

市は、災害時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、本節において「法」という。）の規定に基づき、県の指導・指示に従って次の措置を実施する。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（法第27条）

市は、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒を行う者の安全並びに地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める場所を消毒する。

- (ア) 感染症の患者がいる場所又はいた場所
- (イ) 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所
- (ウ) 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所

イ ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）

対象区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また駆除を行う者の安全並びに地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。

ウ 物件に係る措置（法第29条）

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣料、寝具その他の物件について、対象物件の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒等を行う者の安全並びに地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次により必要な措置を実施する。

- (ア) 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。
- (イ) 廃棄にあつては、消毒、次の（ウ）に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。
- (ウ) 物件措置としての滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。

エ 生活用水の供給（法第31条）

知事において、一定の期間、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、市は、当該期間中、知事の指示に従い、生活の用に供される水の利用者に対して、生活の用に供される水を供給する。

オ 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理課と福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、福祉部は危機管理課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(5) 飲料水の消毒及び衛生指導

給水を行う飲料水については、検査・消毒を実施し、特に住民が井戸水等を使用する場合には、塩素剤等で消毒するよう周知させる。

(6) 疫学調査及び健康診断への協力

市は、住民の避難場所、冠水地域その他衛生条件が悪い地域を詳細に西条保健所に報告し、西条保健所が実施する疫学調査及びその結果に基づく健康診断に協力する。

(7) 塵芥、し尿等の処理

塵芥、汚泥等を仮集積場及び分別所を経て埋立て又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。

3 巡回健康相談の実施

西条保健所と協力して保健師等による巡回健康相談を実施し、避難所等における住民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行う。

また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を指導し、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

4 県への応援要請

- (1) 防疫薬剤、資機材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。

- (2) 甚大な被害により防疫機能が著しく阻害され、市が行うべき防疫業務が実施できないとき、又は不十分であるときは、県に応援を要請する。

5 県への報告

感染症の発生状況及び防疫活動の状況を随時、西条保健所に報告する。

6 食品衛生活動

福祉部は、西条保健所の指示、指導の下に、おおむね次のような活動を行う。

- (1) 臨時給食施設（避難所の炊出し施設等）の設置状況等の県への情報提供
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) 冠水した食品関係業者の指導
- (4) 消毒薬等必要物資の配付
- (5) その他食料品に起因する危害発生の防止

7 市民の活動

市民は、市及び西条保健所の指導を受けながら、食料品の汚染、腐敗、感染症の発生等の予防のため、次の活動を行う。

- (1) 住宅内の汚物の清掃、消毒等の実施
- (2) 指定避難所等における衛生状態保持
- (3) 手洗い、消毒の励行及び食器、器具の消毒
- (4) 食品関係営業者の自主管理の強化

8 記録

防疫のため、清潔方法及び消毒方法を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備しておく。

- (1) 被害状況報告書
- (2) 防疫活動状況報告書
- (3) 防疫経費所要見込調及び関係書類
- (4) 清掃方法及び消毒方法に関する書類
- (5) ねずみ族・昆虫駆除に関する書類
- (6) 家庭用水の供給に関する書類
- (7) 患者台帳
- (8) 防疫作業日誌（作業の種類及び作業料、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項を記載する。）

第19節 保健衛生活動

市は、災害に伴う被災者の健康管理を行うため、県と協力して保健衛生活動を行う。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・保健活動及び防疫活動に関すること。 ・衛生、防疫資材の調達、配布に関すること。
別子山班	<ul style="list-style-type: none"> ・別子山地区の救護、保健活動、防疫活動に関すること。

1 被災者等への保健衛生活動

市は、新居浜市災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行う。

被害が甚大で避難生活が長期化する場合や指定避難所等が多数設置されている場合等、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し計画的な対応を行う。

2 保健師等の応援・派遣受入

市及び県は、被災者等への保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認める場合は、災害対策基本法や地方自治法の規定、自治体間の相互応援協定等に基づき、その他の都道府県・市町村に対して、保健師等の応援・派遣を、厚生労働省健康局を通じて要請する。

市及び県は、避難所等における衛生環境を維持するために、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

第20節 廃棄物等の処理

本市の災害廃棄物処理計画に基づき、多量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

なお、甚大な災害の場合は災害対策本部に、災害廃棄物対策組織を設置する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿の収集及び処理に関すること。 ・仮設トイレの設置及び管理に関すること。 ・ごみの収集及び処理に関すること。 ・災害廃棄物の総合的な処理調整に関すること。 ・死体の埋葬、火葬に関すること。 ・犬、猫等愛がん動物の管理及びへい死獣の処理に関すること。 ・防疫活動の実施に関すること。
下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・排水処理の協力に関すること。
別子山班	<ul style="list-style-type: none"> ・別子山地区の救護、保健活動、防疫活動に関すること。

1 し尿処理・清掃活動体制の確保

- (1) 近隣市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
- (2) 仮設トイレやその管理に必要な消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (3) 清掃及び防疫のための資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (4) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。
- (5) 災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物の仮置場への搬入方法及び分別方法等に関する住民への周知計画、し尿、生活ごみ及び災害廃棄物の処理・処分計画（災害廃棄物処理実行計画）を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。

2 下水処理・し尿処理の実施

- (1) 被害状況の把握

下水道班長は、下水道BCPに基づき下水道施設の緊急調査を実施し、被災状況を速やかに県(都市整備課下水道係)に連絡する。
- (2) 住民への広報

下水道施設の普及地域においては、下水道施設の被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレの使用を控え、仮設トイレ等で処理するよう広報を行う。
- (3) 下水道施設の応急復旧

ア 速やかに下水道施設の応急復旧に努めるものとし、住民に対して、仮設トイレ等で処理するよう指導する。

イ 下水道施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡する。

ウ 下水道施設の緊急調査及び応急復旧等について、協定を締結した公益社団法人日本下水道管路管理業協会、地方共同法人日本下水道事業団等に対して、必要に応じて支援を要請する。
- (4) し尿の収集

環境衛生班長は、貯留したし尿の収集、処理を担当する。最終処分は下水処理場への輸送、あるいは埋立(土壌還元方式)によるものとし、次のとおり処理すべき量、処理施設の被害状況等を勘案し適切な判断により行う。

ア し尿の収集については、避難所及び病院等を優先して、許可業者及び委託業者の協力により行う。

イ 被災地域が処理能力に比し、広範囲にわたっている場合には、早急に各戸のトイレの使用を可能にするため、応急措置としては便槽内容の2000程度の汲取を全戸について実施する。

資料編 ・し尿収集業者一覧表 P52

(5) し尿処理

し尿は、基本的に下水処理場において処理する。処理施設に被害が生じたときは、早急に復旧させ、処理に支障がでないよう努める。支障がある場合は、県又は隣接市町に処理を要請する。

名称	所在地	電話番号	1日の処理能力
下水処理場	菊本町2-15-1	34-3410 (FAX) 34-3430	85kL/日

(6) 埋立(土壌還元方式)

応急仮設トイレの設置では対応できない場合、又は処理施設の被害等により最終処理が困難なときは、必要に応じて、保健所長と協議して埋立(土壌還元方式)により対応する。

この場合、次の点に留意して行う。

- ア 地下水等への影響を考慮して、土壌還元率の比較的高い範囲内に掘り、穴の深さを加減すること(3mより浅くすることをめどとする。)
- イ 飲料水として使用される井戸からできるだけ離すこと(井戸から最低100m離すことをめどとする。)
- ウ 消毒は、頻繁に行うこと。
- エ ある程度の量が投入されるごとに土覆いをすること。
- オ 土壌分解能力を考慮し、1箇所で大量の処理をしないこと。
- カ その他現場周辺の状況、市民の感情を最優先に考え、衛生と安全確保を図ること。

(7) 容器等への溜め置き要請

最悪の事態には、市としての収集処理体制が整うまでの期間について、容器等への溜め置きを市民へ要請する。その場合、市民への広報については、調整班に要請して行う。

また、容器、消毒薬剤、回収処理方式について、状況に応じた適切な措置を講じる。

(8) 仮設トイレの設置

下水道施設等が被災した場合は、直ちに仮設トイレを調達し、避難収容施設等に配置する。市内で調達が困難な場合は、協定業者又は県に応援を要請する。

また、トイレカーを避難収容施設等に配備する。

なお、仮設トイレの設置については、障がい者等要配慮者に配慮する。

(9) 住民及び自主防災組織の活動

ア 下水道普及地域において、下水道施設に接続している水洗トイレは市からの連絡があるまでは使用しないこととし、下水道施設の被災を発見したときは、市に連絡するとともに、市からの指示に従う。

イ 自主防災組織を中心に仮設トイレの設置、消毒、管理を行う。

3 廃棄物処理の処理体制

(1) 一般廃棄物処理施設の被害状況、対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。

(2) 市民、自主防災組織、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等は、廃棄物を決められた場所に分別して排出するなど、市の廃棄物処理に協力する。

4 廃棄物処理の実施

災害により生じた災害廃棄物は、人の健康、生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保するために円滑かつ迅速に処理する。

(1) 災害廃棄物処理実行計画

発災後、国の処理指針や本市の処理計画を基に、具体的な処理方法を定める災害廃棄物実行計画を早急に策定する。詳細な被害状況の把握や処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

(2) 収集運搬

災害廃棄物の収集運搬については、直営・委託業者・協定を締結した団体等により行うが、必要に応じて、県・他市町に応援を要請する。

(3) 仮置場

市民環境部長は、被災状況に応じてできるだけ市民の負担が少なく、災害廃棄物が処理できるよう、安全性と効率を踏まえて選定する。

※仮置場の定義、運用等についての詳細は、本市災害廃棄物処理計画を参照

(4) 選別・中間処理・再資源化

災害廃棄物は、可能な限り被災現場で分別してから仮置場に搬入し、仮置場において組成別に分別・保管し、順次、本市ごみ処理施設、最終処分場に搬出し処理を行う。本市施設で処理不可能な場合は、他の市町や民間処理施設の協力を得て処理を行う。

なお、リサイクル可能なものは、再資源化を行う業者に、危険物等は、それぞれの専門業者に引渡し、適切に処理する。

ごみ処理施設

名称	所在地	電話番号	処理能力
清掃センター	観音原町乙 122-1	41-4225 (FAX) 41-8066	可燃物 201 t/日 粗大ごみ破碎物 40 t/5 H 前処理破碎物 20t/5 H×2基

最終処分場

名称	所在地	電話番号	埋立容量 (残余容量R6.3末)
最終処分場	菊本町 2-817-2 地先	37-5300	363,116 m ³ (331,803 m ³)

資料編 ・ごみ収集業者一覧表 P52

5 住民への周知

災害廃棄物に関する情報について、ホームページ等で公開する等、周知に努める。

第21節 障害物等の除去

災害に際して、全半壊家屋、土砂、立木等を除去し、交通路を確保して必要な物資の輸送を円滑にし、もって被災者の日常生活の確保を図る。なお、道路、河川、港湾等の各種公共土木施設に生じた障害物は、新居浜建設業協同組合等の協力を得ながら、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、その管理者が障害物の除去を行う。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
道路班	<ul style="list-style-type: none"> 道路の障害物の除去及び交通の確保に関する事。 道路、側溝の土砂・汚泥の処理に関する事。
環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 災害ごみの収集及び処理に関する事。 廃棄物の総合的な処理調整に関する事。
土木班	<ul style="list-style-type: none"> 宅地内の土砂・流木等障害物の除去支援に関する事。 倒壊建物の解体及び除去に関する事。 建設関係団体への協力要請に関する事。 河川内の流木等障害物の除去に関する事。
港務班 及び 農林水産班	<ul style="list-style-type: none"> 港湾内及び漁港内の障害物の除去に関する事。

1 実施主体

被災地における住宅関係障害物の除去は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき市長が行う。

なお、道路、河川、港湾、漁港等に生じた障害物は、県等の協力を得ながら、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、その管理者が障害物の除去を行う。

2 道路上の障害物の除去

(1) 被害状況の把握

市は、道路管理者及び新居浜警察署等から道路の被害状況を収集するとともに、各地域の路上障害物（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害における除雪を含む。）の有無について消防団、自主防災組織等から情報を収集する。

また、必要により土木班を編成して各地区の被害状況の調査を行う。

(2) 除去の方法

市は、市内建設業者に応援を求め、愛媛県道路啓開計画に示された方法で速やかに障害物の除去を行う。

また、必要に応じて警察、消防本部、自衛隊等と協力して所要の措置を執る。

なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して除去する。

3 河川の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、水防のための緊急の必要があるときは、水防管理者、消防長及び消防団長は、支障となる工作物その他障害物を処分する措置を執る。

4 住宅の障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去は、次に該当する場合に行う。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にある場合
- (2) 居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運ばれているか、又は屋敷内に運び込まれているため、家の出入りが困難な状態にある場合
- (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない場合
- (4) 住家が半壊又は床上浸水を受けた場合

- (5) 応急措置の障害になるもので緊急を要する場合
- (6) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対して、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

5 港湾・漁港区域の障害物除去方法

市は、港湾・漁港区域について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、今治海上保安部、警察、消防本部、自衛隊等と協力して所要の措置を執る。

6 障害物集積場の確保

除去した障害物は、市があらかじめ仮集積場として定めた空地、民地の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場に集積する。

また、適当な集積場がない場合は避難路及び緊急輸送に充てる道路以外の道端等に集積する。

7 応援の要請

市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び隣接市町に協力を要請する。

8 記録等

障害物の除去を実施したときは、次の書類、帳簿等を整理保管しておく。

- (1) 障害物除去の状況記録
- (2) 障害物除去費支出関係証拠書類
- (3) 障害物除去用機械器具修繕費支払簿

9 災害救助法に基づく措置基準

障害物の除去における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

資料編 ・ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 P843

第2節 動物の管理

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
環境衛生班	・犬、猫等愛がん動物の管理及びへい死獣の処理に関すること。
農林水産班	・家畜、畜産施設等の被害調査及び応急対策に関すること。

1 動物の管理

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市は、動物の保護及び危害防止に努めるため、県及び住民と協力して次の措置を実施する。

なお、市及び県は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。

(1) 市の活動

環境衛生班長は、県等関係機関と協力して次の応急活動を実施する。

- ア 被災動物の把握
- イ 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保
- ウ 危険動物の逸走対策
- エ 被災動物の一時収容、応急処置及び保管
- オ 被災動物救護センターの設置場所のあっせん
- カ 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- キ 災害死した動物の処理
- ク その他動物に関する相談等

(2) 県の活動

- ア 被災動物の広域的な把握
- イ 被災動物の一時収容、応急処置、保管
- ウ 所有者及び里親探しの情報提供
- エ 市町等関係機関との連絡調整
- オ 被災動物救護センターの設置
- カ 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- キ 公益社団法人愛媛県獣医師会へ負傷動物治療の協力依頼
- ク 災害死した動物の処理
- ケ 動物用医薬品、動物用品等の確保及び配布
- コ ボランティアの確保、把握
- サ その他動物に関する相談等

(3) 住民及び民間の活動

- ア 被災動物の一時保護、応急処置及び通報
- イ ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- ウ 危険動物の逸走対策
- エ ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営
- オ その他行政への協力

2 死亡した獣畜・家きんの処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理は、原則として飼養者

等が行うものとし、これが困難な場合には、市は県と協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

環境衛生班長は、災害によりへい死した犬、猫等について次のとおり処理する。農林水産班長は、県等関係機関と協力して次の応急活動を実施する。

(1) 市の活動

ア 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。

イ 処理場所の確保について、市のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

(2) 飼養者等の活動

ア 処理場所を確保し、獣畜の処理については、西条保健所長の許可を受ける。

イ 処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請する。

ウ 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について西条保健所、市の指導を受け、適正に処理する。

第23節 応急住宅対策

土木班長は、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を受入れるための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

なお、実施に当たっては、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
土木班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の建設に関すること。 ・ 住宅の応急修理に関すること。 ・ 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 仮設住宅の入居及び運営管理に関すること。

1 被害状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

2 体制の整備

市は、把握した被害状況に基づき、応急住宅対策に関する体制を整備する。

3 応急仮設住宅の建設

(1) 建設用地の選定

建設部長は、震災を想定した応急仮設住宅の建設候補地の選定と関係権利者の調整に努めるとともに、震災発生時には、関係各部長の協力を得て、諸条件を考慮し応急仮設住宅の建設地を市有地の中から選定する。市有地からの選定が困難な場合は、民有地に建設する。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分に配慮する。

(2) 建設の程度、方法及び期間

ア 建設の基準

(ア) 費用

1戸当たり建設費の限度額は、災害救助法で定めるところによる。

(イ) 集会施設

応急仮設住宅を同一敷地又は近接する地域内におおむね50戸以上建設する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

(ウ) 福祉仮設住宅

要配慮者のために、必要に応じて、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

イ 着工及び供与の期間

災害発生の日から20日以内に着工する。供与期間は工事完了の日から2年以内とする。

ウ 建設の実施

応急仮設住宅建設の工事については、土木班の監督の下、建設業者に協力を要請して行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や要配慮者に配慮した仕様の設定及び設計を行う。

また、建設に当たっては、二次災害に十分配慮する。

エ 建設を県から委任された場合は、県が協定を締結している一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会又は一般社団法人日本木造住宅産業協会の協力を得て建設する。

資料編 ・建設業者一覧表 P50

・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 P843

(3) 応急住宅の入居者の認定

ア 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。

イ 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、自らの資力では住宅を確保できない者のうち、被災者の特性や実態を踏まえ、要配慮者にも十分に配慮しながら認定し入居させる。

(4) 市営住宅等の一時入居

必要に応じて、市営住宅等の空家へ被災者を一時的に入居させる。

(5) 応急住宅の管理

ア 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続・維持管理を行う。

また、応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

イ 入居者調査や巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

(6) 応急住宅の運営管理

各応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するとともに、地域の状況に応じた飼養ルールの作成や飼い主に対する適正な飼養指導・支援を実施するよう努める。

4 住宅の応急修理

(1) 建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者に対して、居室、炊事場及びトイレ等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

(2) 市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策を行えば居住を継続できる住宅の応急修繕を実施する。

5 県に対する建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

(1) 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

ア 応急仮設住宅の場合

- (ア) 被害戸数（全焼、全壊、流出）
- (イ) 設置を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

イ 住宅応急修理の場合

- (ア) 被害戸数（半焼、半壊）
- (イ) 修理を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 修理を必要とする資機材の品目及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

(2) 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

6 住居等に流入した土石等障害物の除去

住居等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対して、必要な救援活動を行う。

なお、市長は、市のみでは対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員

- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 除去した障害物の集積場所の有無

7 建築相談窓口の設置

本庁に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

8 記録等

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し、保管する。

- (1) 応急仮設住宅入居者台帳
- (2) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- (3) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- (4) 応急仮設住宅建築のための工事代金支払証拠資料

9 災害救助法に基づく措置基準

応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理における費用限度額、期間等については、資料編に掲載の「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

資料編 ・ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 P843

第24節 応急教育活動

学校施設等が被災し、又は、児童生徒等の被災により、通常の教育を行うことができない場合、市教育委員会等は、学校施設等の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護の措置を実施する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
教 育 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急教育に関すること。 ・ 学用品及び教科書の調達配分に関すること。 ・ 学校給食保全及び学校保健衛生に関すること。 ・ 学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関すること。 ・ 避難者への給食の協力に関すること。
避 難 所 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。

1 実施体制

- (1) 市立小中学校等の応急教育は、市教育委員会が行う。
- (2) 災害に対する各学校等の応急措置については、学校長が具体的な応急対策を立てる。
- (3) 学用品の給付は、市が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事が委任した場合は、市長が行う。

2 応急措置

(1) 教育部長（教育委員会事務局長）

学校長に対して適切な緊急対策を指示するとともに、教育班に所轄の学校ごとの分担を定めて、情報及び指令の伝達を行うようにする。

また、学校の衛生管理指導、教育施設の緊急使用等の災害応急対策、復旧対策の総括に当たる。

(2) 学校長

ア 状況に応じて、適切な緊急避難の指示及び誘導を行う。

避難完了後速やかに教育班長を通じ、庶務班長にその旨を報告する。

イ 状況に応じて、教育部長と協議のうえ、臨時下校等適切な措置を執る。

ウ 災害の状況により、児童、生徒を下校させることが危険であると認める場合は、原則、校内に保護し、極力保護者への連絡に努める。この場合、教育班長を通じ、庶務班長にその旨を報告する。

エ 災害の規模に応じて、児童生徒等及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育班長を通じ庶務班長に報告する。

オ 勤務時間外に災害が発生したときは、状況に応じて、必要な教職員を招集する。

カ 被災した地域等からの避難者があった場合には、教育班長を通じ、庶務班長に人数、状況等を緊急に連絡する。

また、教育班長より避難所設置への協力の指示があった場合は、教職員を指揮して、避難者の受入れを行う。

(3) 教職員

ア 所定の計画に基づき、学校長とともに必要な措置を行う。

イ 勤務時間外に災害が発生したときは、所定の計画に基づき、所属の学校に参集し、市が行う災害応急対策、復旧対策に協力し、応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

3 応急教育の実施

(1) 施設、職員等の確保

ア 学校長は、避難所班長に施設の被害状況を連絡し、おおむね次のとおり、応急教育実施のための場所を確保する。

応急教育実施場所

災害の程度	応急教育実施のための場所 (予定)
学校の校舎の一部が被害を受けた場合	(ア) 特別教室 (イ) 普通教室 ※屋内体育館は避難所となることを想定 (ウ) 二部授業等を実施する。
学校の校舎の全部が被害を受けた場合	(ア) 公民館等の公共施設 (イ) 近隣学校の校舎
特定の地域について、相当大きな被害を受けた場合	(ア) 市民の避難先の最寄りの学校、公民館、公用施設 (イ) 応急仮設校舎の設置

イ 学校長は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど、災害状況に対応して速やかに調整を図り、応急教育の早期実施に努める。応急教育の実施が決まり次第、速やかに児童、生徒及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 教育班長は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な措置を講じる。

(2) 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、その都度状況に応じて、学校長の指示に基づくが、初期においては、おおむね次のとおり行う。

ア 生活に関する指導内容

(ア) 健康、衛生に関する指導

- a 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導
- b 衣類、寝具の衛生指導
- c 住居、トイレ等の衛生指導
- d 入浴その他身体の衛生指導

(イ) その他の生活指導等

- a 児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。
- b 児童、生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

イ 学習に関する教育内容

- (ア) 教材、資料を必要とするものはなるべく避ける。
- (イ) 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目を主として指導する。

(3) その他の留意事項

ア 施設内における児童、生徒の救護は原則として、当該学校医、養護教諭等がこれに当たる。重傷者がある場合は、救護所に搬送する。

イ 学校給食については、原則として、一時停止し、災害救助のための炊出しを優先的に行う。

ウ 教育班長は、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、状況に応じて、学校給食の再開計画を策定する。

4 学校が指定避難所となった場合の留意事項

- (1) 学校長は、避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難所責任者に対して、その利用について必要な指示をする。
- (2) 教育班長は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努める。
- (3) 避難生活が長期化する場合においては、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、災害対策本部と必要な協議を行う。

5 学用品の調達及び支給対象

災害により住家に被害を受け、学用品をそう失、又は毀損し、就学上支障がある小学校児童及び中学校生徒に対して、被害の実情に応じて教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

6 給付の期間

災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1箇月以内、文房具及び通学用品

については、15日以内とする。

ただし、交通通信の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事を通じて厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長することができる。

7 給付の方法

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が教育部長に調達及び支給を指示する。教育班長は、指定業者から調達する。ただし、学用品等の調達及び給付の実施が困難な場合には、県へ学用品等の給付の実施、調達について応援を要請する。

8 費用の限度

被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付を行う。

資料編	・災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表 P843
	・学校別施設、児童生徒数一覧表 P88

9 文化財の応急措置

文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、消防本部、消防団等に通報するとともに、速やかに市長を経由して県教育委員会に被災状況を報告する。

また、文化財の災害時の安全性を確保するため、それぞれの文化財等の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じる。この場合、県教育委員会は、市長の協力の下、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- (1) 災害時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (2) 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備
- (3) 建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物の補強
- (4) 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施

第25節 要配慮者に対する支援活動

市は、外国人（旅行者を含む。）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア、国際交流協会等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導に努めるとともに、要配慮者一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
援 護 班	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の総合的支援に関すること。 要配慮者に対する在宅福祉サービス等の提供に関すること。
土 木 班	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に関すること。

1 避難行動要支援者の把握

災害時、市は災害時の避難等一連の行動に対してハンディキャップを負う要配慮者に配慮する必要がある。要配慮者は、独居高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等が考えられるが、本市においても年々人口の高齢化が進みつつあり、対策の重要性が増しつつある。

このため、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するとともに、自主防災組織と連絡を行うなどして居宅に取り残された避難行動要支援者の把握を行い、避難行動要支援者の災害時における早期発見と安全確保を図る。

なお、把握に当たっては、避難行動要支援者のプライバシーについて十分に配慮するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

2 避難行動要支援者の避難誘導

災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、社会福祉施設への緊急入所、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

3 指定避難所等への移送

(1) 要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断し、次の措置を講ずる。

- ア 指定避難所等への移動
- イ 病院への移送
- ウ 施設等への緊急入所

なお、指定避難所等へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

(2) 災害により、避難所に受入れが必要な事態となった場合であって、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者については、福祉避難所を開設し、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関、ヘルパー、ボランティア等の協力を得て介護を行う。

4 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

5 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合ややむを得ず指定避難所等に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等を適宜提供する。

(1) 被災障がい者に対する援助

- ア 災害により補装具を亡失又は毀損したものに対する修理又は交付
- イ 被災障がい者の更生相談

6 応援依頼

救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、隣接市町等へ応援を要請する。

第26節 ボランティア等への支援

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
情報伝達班	・ボランティア活動の総合調整に関すること。
援護班	・ボランティア活動調整の協力に関すること。 ・社会福祉協議会との連絡調整に関すること。

1 災害救援ボランティア支援本部の設置

情報伝達班長は、援護班長と協力し、災害時において、必要があると認めるときは、市社会福祉協議会等と連携して、市災害救援ボランティア支援本部（必要に応じて支部を設置）（以下「支援本部」という。）を設置する。

(1) 支援本部の設置時期及び場所

災害時において、災害救援ボランティアによる支援及び活動の総合調整が必要と認められる場合に、支援本部を災害ボランティアセンター（市社会福祉協議会）内に設置する。

(2) 支援本部の組織

ア 支援本部は、市社会福祉協議会（又は市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンター）が主体となり、情報伝達班、動員班、援護班、NPO・ボランティア等関係団体、ボランティアコーディネーター等で構成する。

イ 支援本部において、ボランティア活動の総合調整を行う。

ウ 支援本部内の会議は、必要がある都度開催する。

(3) 支援本部の任務

ア ボランティアの受付

災害時における災害救援活動を申し出たボランティアの受付は、災害ボランティアセンターで行う。

イ ボランティア活動に関する情報収集

県、市、ボランティア団体や被災住民からの情報を取りまとめ、市内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。

ウ ボランティア、被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供するため、災害ボランティアセンターに窓口を開設する。

エ 個人ボランティアのグループ化等活動体制の整備

市社会福祉協議会は、ボランティア関係団体等と協力し、個人ボランティアのグループ化、個人ボランティアのグループへの編入など、連携が取れ、機能的な活動が行われるような活動体制の整備を行う。

オ ボランティアのあっせん、派遣

支援本部は、市各部からの動員要請及び要配慮者に関わる施設等からのボランティアのあっせん要請の状況を把握し、平常時から登録しているボランティア及び災害後に受け付けたボランティア申出者について、ボランティアのあっせん、派遣を行う。

カ ボランティアの募集

情報伝達班長は、市社会福祉協議会と協力し、専門技能を持ったボランティアが不足する場合、必要人員、活動内容、活動拠点等必要な状況を広報して、ボランティアの募集を行う。

キ ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

情報伝達班長は、市役所及びその他市有施設等をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な資機材については可能な限り貸出し、ボランティアが効率的に活動

できる環境づくりに努める。

ク 愛媛県災害救援ボランティア支援本部との連携

支援本部は、愛媛県災害救援ボランティア支援本部（県社会福祉協議会に設置）との連絡調整に努め、専門分野等のボランティアを必要とするときは、必要な分野のボランティアの派遣を県支援本部にあつせん要請する。

2 市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの手順

市社会福祉協議会が、本地区防災計画のボランティア活動対策を補完し、より詳細に示すため策定する災害対応マニュアルによる。

第27節 応援協力活動

市内に大規模災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下するなかにあつて、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、市は、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあつては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶務班	・知事及び他市町村長に対する応援要請に関すること。 ・自衛隊災害派遣要請に関すること。
動員班	・災害派遣職員の受入れに関すること。
管財班	・自衛隊災害派遣部隊の受入れに関すること。
総務警防班	・消防応援要請に関すること。

1 知事に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の規定に基づき、東予地方局を通じ県に対して次の事項を示して、庶務班長が県（東予地方局）に対して防災通信システム（地上系・衛星系）又は電話等をもって処理し、事後速やかに文書を送付する。ただし、東予地方局への連絡が不可能な場合は、直接県に連絡する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

また、都道府県外広域一時滞在が必要な場合には、知事に対して、他の都道府県知事と協議することを求める。

2 他の市町村長に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、あらかじめ応援協定の締結や、平時からカウンターパート関係を構築している市町村長に応援を要請する。

また、状況によっては災害対策基本法第67条の規定に基づき、隣接県の他市町村長に応援を要請する。被災住民の居住の場所の確保が困難な場合には、広域一時滞在について、他の市町村長と協議する。

応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

なお、消防に関する応援要請（相互応援協定に基づく応援要請）については、本章第10節「消防活動」の「5 消防活動の応援要請」に定めるとおりとする。

3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は、東予地方局を通じ知事に対して、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- (1) 市長が直接派遣を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う（災害対策基本法施行令第15条）。
 - ア 派遣を要請する理由

- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 市長が、知事に対して職員の派遣についてあつせんを求める場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う(災害対策基本法施行令第16条)。

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

4 消防機関への応援要請

(1) 消防活動の応援要請

ア 愛媛県緊急消防援助隊受援計画による応援要請

大規模災害又は特殊災害が発生し、本市の消防力及び県内の消防応援では十分な対応が困難な場合は、緊急消防援助隊の応援を要請する。

なお、緊急消防援助隊の受入れについては、「新居浜市緊急消防援助隊等受援計画」に基づき、実施する。

資料編 ・ 様式Ⅲ 別記様式1-1 緊急消防援助隊の応援等要請連絡票 P832

イ 「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」による応援要請

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下統一協定に基づく応援要請を行う。

また、応援の要請方法等具体的な活動要領については、「愛媛県消防広域相互応援計画」に定めるところによる。

ウ 東予広域消防相互応援協定による応援要請

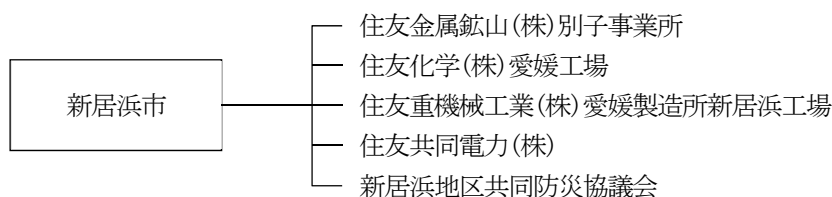
東予地区市町において、大規模火災、隣接火災、特殊災害に対する消防活動の実施を要請する。

エ 隣県広域消防相互応援協定による応援要請

1市1町1村、2消防事務組合において、大規模火災、隣接火災、特殊災害に対する消防活動の実施を要請する。

オ 本市が住友4社1協議会に対して行う火災等出動要請に関する協定

関係企業と本市は、消防に関する相互応援協定に基づき、共同して消防活動を実施する。



(2) 応援要請の手続

本部長は、他の市町村の長に応援を要請するときは、次の事項を明らかにして要請する。(要請は電話で行い、後日文書を提出する。)

- ア 災害の状況及び応援要請の理由
- イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員、車両、資機材
- エ 進入経路及び結集場所

(3) 応援隊の受入体制

応援消防隊の円滑な受入れを図るため、次の事項にかかる連絡班を設け受入体制を整える。

ア 応援消防隊の誘導方法

イ 応援消防隊の人員、車両、資機材、指揮者等の確認

ウ 応援消防隊に対する食事、宿泊施設等の手配

5 県消防防災ヘリコプターの出動要請

災害の状況から県消防防災ヘリコプター又は県ドクターヘリの出動が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」、「救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）相互応援に係る基本協定」及び「愛媛県ドクターヘリ運航要領」に基づき、県に出動を要請する。

県消防防災ヘリコプターの出動要請に関する必要事項については、本章第28節「消防防災ヘリコプターの出動要請」の定めるところによる。

6 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣に関する必要事項については、本章第29節「自衛隊災害派遣要請の要求等」の定めるところによる。

7 海上保安庁に対する支援要請

市長は、海上保安庁の支援を必要とするときは、知事に対して支援を要請する事項等を明らかにして支援を要請する。

(1) 支援要請事項

ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

ウ その他県及び市町が行う災害応急対策の支援

(2) 支援要請の依頼手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、知事に対して海上保安庁の支援について、次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう依頼する。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書を交付する。

また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

ア 災害の概要及び支援活動を要請する理由

イ 支援活動を必要とする期間

ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容

エ その他参考となる事項

(3) 海上保安庁との連絡

市長は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し、災害応急対策を効果的に実施するため、今治海上保安部（新居浜海上保安署）と密接な情報交換を行う。

緊急の場合の連絡先

機 関 名	電 話 番 号
第六管区海上保安本部	082-251-5111 (衛星) 64-034-101-159 (FAX) 082-251-5224
新居浜海上保安署	0897-32-0118 (FAX) 0897-33-4999

8 水道事業者への要請

日本水道協会中国四国地方支部内の水道事業者に応援を求めるときは、日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱に基づき、日本水道協会愛媛県支部へ無線又は電話等をもって要請を行う。

9 県外市等への応援要請

本部長は、「瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定」等により、市域に係る災害応急対策を実施するため、必要と認めるときは応援を要請する。

10 応援受入体制の確立

災害の状況により、県又は他市町からの救援隊並びに自衛隊等の派遣要請をした場合の受入体制については、次のとおりとする。

(1) 連絡窓口の明確化

県及び他市町等との連絡を速やかに行うため、連絡班を設け受入体制を整える。

(2) 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を整備しておく。

なお、救援隊等の宿泊施設は、避難収容施設としての施設の利用状況を考慮し、受入可能な学校体育館、運動場及び公民館等を利用する。

1.1 労働力の確保に関する対策

災害応急対策の実施が災害対策本部員の動員では不足し、又は特殊作業のため技術的な労力が必要なときは、本部長（市長）の指示に基づき労働者を雇用する。

(1) 労働者の雇用範囲

ア 被災者の避難

本部長の指示による避難で誘導労働者を必要とするとき。

イ 医療、救護の移送

救護班で処理できない重症患者若しくは救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を医療機関に運ぶための労働者又は救護班の移動に伴う労働者を必要とするとき。

ウ 被災者の救出

被災者を救出するための労働者を必要とするとき、及び被災者救出に必要な機械器具、資材等の操作又は後始末に労働者を必要とするとき。

エ 飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作あるいは飲料水を浄化するための医薬品の配付等に労働者を必要とするとき。

オ 救助物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊出し用品の整理、輸送又は配分に労働者を必要とするとき。

カ 死体の搜索、処理

死体の搜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は死体の洗浄、消毒等の措置、死体を仮安置所まで輸送するための労働者を必要とするとき。

キ 上記以外の救助作業のため労働者の必要が生じたときは、次の事項を付し、東予地方局を通じ県へ申請する。

(ア) 労働者の雇用を要する目的又は救助種目

(イ) 労働者の所要人数

(ウ) 雇用期間及び理由

(エ) 地域

(2) 労働者雇用の期間

各救助の実施期間中

1.2 外国からの応援活動への支援

市は、県が受入れた外国からの応援部隊が円滑に活動できるよう、県その他関係機関の支援活動に協力する。

1.3 広域的な応援体制

市は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。また、応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

第28節 消防防災ヘリコプターの出動要請

市は、各種災害又は事故等に際し、県所有の消防防災ヘリコプターによる迅速な支援活動を要請し、被害の最小化に努める。

1 支援活動の種類

消防防災ヘリコプターは、「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、災害の状況に応じて次の活動を行う。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防ぎょ活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動

2 緊急運航の要件

消防防災ヘリコプターは、次の要件を満たす場合に、「愛媛県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の別表に掲げる基準に基づき、緊急運航する。

- (1) 公共性
- (2) 緊急性
- (3) 非代替性

3 緊急運航要請手続

市長又は消防長若しくは関係行政機関の長は、災害の状況により消防防災ヘリコプターの緊急運航が必要と判断した場合には、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、県消防防災安全課長に対して要請を行う。

この要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に対して電話にて行うこととし、事後に要請書を提出する。

4 自主出動

運航管理責任者が災害等の実態を勘案し、特に緊急を要する防災活動の実施について、要請を待ついとまがないときは、要請を待たず自ら緊急運航を決定することができる。

資料編 ・ 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 P293

第29節 自衛隊災害派遣要請の要求等

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、県に対して自衛隊の災害派遣要請を要求し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

1 災害派遣要請の基準

天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合

2 派遣要請の手続等

(1) 本部長は、災害応急対策を円滑に実施するため、自衛隊の災害派遣が必要と認めた場合、庶務班長が、知事に次の事項を明記した文書をもって、必要な措置を講ずるよう要求する。ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線等又は口頭等をもって行い、事後速やかに文書を送付する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(2) 本部長は、通信途絶等により知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を、直接次の連絡先へ通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

緊急の場合の連絡先

連絡先部隊名 (駐屯地名)	連絡先電話番号等
陸上自衛隊 中部方面特科隊 (松山駐屯地)	電話番号 089-975-0911 (内線 436) (夜間・土日:内線 302) FAX番号 089-975-0911 県防災通信システム(地上系) 556-21 556-22

3 要請を待たないで行う災害派遣 (自主派遣)

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。この場合においても、できる限り早急に知事及び本部長に連絡し、密接な連絡体制のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を執る必要があると認められること。

(3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであると明確に認められること。

(4) その他、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

4 災害派遣部隊の受入措置等

本部長は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けた時は、次のとおり部隊の受入措置を行う。

災害派遣部隊の受入手順

項目	活動内容
準備	応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画を立てるとともに、必要な資機材等の確保、調達を行う。 派遣部隊の宿泊所、車両、機材等の保管場所及びその他受入れのために必要な措置及び準備を行う。
受入れ	派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。 作業実施期間中は、現場に責任者を置き派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整のうえ、作業の推進を図る。 なお、派遣部隊の仮宿泊施設は、原則として、被災地近くの公共空地を指定する。
県への報告	本部長は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について報告する。
派遣部隊の撤収要請	派遣部隊の撤収要請は、知事が本部長及び派遣部隊の長と協議して行う。 本部長は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対して、その旨を報告する。 ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

5 災害派遣部隊の救助活動の内容

自衛隊が災害派遣時に実施する救助活動の具体的内容は、通常、次のとおりである。

自衛隊が災害派遣時に実施する救助活動の具体的内容

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助
水防活動	堤防・護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
消火活動	消防機関に協力して行う消火活動
道路、水路等交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道線路上の崩土等の排除
応急医療、救護及び防疫の支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食及び給水の支援	被災者に対する給食及び給水、入浴支援
宿泊支援	被災者に対する宿泊支援
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し決定する。

6 経費の負担区分

自衛隊が災害応急活動又は災害復旧作業を実施するために要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、複数の市町にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定める。

経費を負担する主なものは、次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際に生じた損害の補償（自衛隊装備に関するものを除く。）

- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市が協議する。なお、必要に応じて県が協議する。

資料編 ・ 様式Ⅲ 自衛隊派遣要請様式 様式3 P834

第30節 ライフラインの確保

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、市及び各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じて、広域的な応援体制を取るなど、機動力を発揮して応急復旧に努める。

また、市、国、県は情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

なお、防災活動拠点施設、人命に関わる医療機関や指定避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインや排水施設の復旧等を優先して行う。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
水道給水班	・給配水施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
水道施設班	・水源施設等の被害調査及び応急復旧、応急給水転用に関すること。 ・工業用水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
下水道班	・下水道施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。

1 水道施設

上下水道部水道給水、水道施設各班長は、災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講じるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

なお、必要な場合は、配管の仮設等による応急給水に努める。

また、必要に応じて新居浜市管工事業協同組合へ協定に基づき応援を要請する。

(1) 災害時の初動措置

上下水道部水道給水、水道施設各班は、大規模な災害が発生した場合は、直ちに次のような手順で応急的な措置を実施する。

ア 緊急配水調整

作業の第1順位として、水源・水道施設地内の緊急配水調整作業を次のとおり行う。

(ア) 水源地、送水場、配水池、配水設備、緊急遮断弁及び連絡管等の異常を調査する。

(イ) 配水管等での大規模漏水を確認したときは、消火用水に注意しながらバルブ操作により配水池内の飲料水を確保する。

イ 配水管の被害調査

作業の第2順位として、市内給水地域をブロックに分け、配水管の被害調査を行う。

(ア) 主要配水幹線系統の被害調査

(イ) 枝管（連絡管）系統の被害調査

(ウ) 給水拠点系統の被害調査

ウ 仕切弁操作の基準

(ア) 主要配水幹線を主力に枝管を仕切弁で制限しながら、遠距離配水を図る。

(イ) 配水管の破損に対しては、仕切弁を閉鎖し区間断水を行い、管内の水の流出を防ぐ。

(ウ) 配水管などの被害のない地区でも仕切弁で調整し、必要最小限に給水を制限する。

(エ) 応急復旧を行った管路は、順次通水を行う。

(オ) 前各項の計画に従い仕切弁を操作するうえで、判断が難しいときは、上流側（水源地）から下流側（配水管側）へ行き、次に大区域から小区域へ行う。

(カ) 人命にかかわる場合は、前項までの規定にかかわらず、状況判断による。

エ 水質の保全

(ア) 災害発生後は、原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

(イ) 消毒施設に被害が生じた場合は、水質監視を強化し、必要な残留塩素濃度を確保するため、配水池

における次亜塩素酸ナトリウムの効率的かつ最適な注入を行う。

(2) 応急復旧の実施

ア 応急復旧の基本方針

大規模な災害による断水をできる限り短期間かつ狭い範囲にとどめ、市民生活への影響を最小限に抑えるため、取水、導水、浄水施設等の水源施設の十分な機能を確保し、水源地からの主要幹線の復旧を最優先し、次いで配水枝管と給水装置の順に復旧を進め、早期給水の再開に努める。

なお、施設の応急復旧順位は次のとおり。

(ア) 取水、導水、浄水施設

(イ) 送水、配水施設

(ウ) 給水装置

イ 取水、導水、浄水施設の応急復旧工事順位

(ア) 応急復旧工事は、取水施設、浄水施設の順で修理しながら、導水管の修理を行う。

(イ) 管の修理は、破裂折損部を優先的に復旧し、給水可能区域の拡大を図る。

ウ 送水、配水施設の応急復旧工事順位

(ア) 応急復旧工事は、送水管を修理し、次に配水管の修理を行う。

(イ) 配水池から配水拠点までの配水管の修理を行う。

(ウ) 緊急給水施設への配水管の修理を行う。

(エ) その他の配水管の修理を行う。

エ 給水装置の応急復旧工事順位

(ア) 宅地内給水装置の復旧の内、配水に支障を及ぼすものについて応急措置を実施

(イ) 路上漏水で、特に交通に支障を及ぼす主要道路で発生したもの。

(ウ) 建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるもの。

(3) 資機材、車両及び人員の確保

復旧作業は、次のとおり基本体制を確立し、12時間2交替連続作業で行う。

ア 応急復旧用資機材及び車両

水道給水班の備蓄資機材及び車両をもって対応し、不足した場合は、新居浜市管工事業協同組合へ協定に基づき応援を求めるほか、配水管等の資材についてはメーカーからの直送による。

イ 動員計画

(ア) 職員の動員

あらかじめ参集場所を指定し、参集後直ちに施設の被害状況を調査し、応急復旧作業体制を確立する。

(イ) 新居浜市管工事業協同組合等への応援要請

協定に基づき、新居浜市管工事業協同組合へ要員の派遣を要請するほか、必要に応じて関係業者に応援を要請する。

資料編 ・新居浜市登録業者（水道施設業及び管工事業）一覧表 P51

(4) 災害時の広報

市内の一部地域を対象とする広報は、広報内容を庶務班長に報告し、水道部各班が、広報車による広報を行う。

また、広報の時期については、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

市内全域を含む広域的な広報は、調整班長に要請し、県を通じ、報道機関の協力を得て実施する。

なお、給水、復旧作業現場において口頭広報を行う場合は、あらかじめ各班相互の情報交換（応急給水、復旧状況、通水見込等）を緊密に行い、正確を期する。

2 下水道施設

下水道班長は、下水道施設が被災したときは、下水道BCPに基づき重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じる。

(1) 管きよの応急措置

下水道班長は、大規模な災害により、管きよに折損、破損、せん断、たるみ等の被害を受けた場合は、原則として、次のとおり管きよの応急措置を実施する。

ア 下水道管きよの被害に対しては、とりあえず汚水、雨水の排除に支障のないよう移動式ポンプを配置して排水に努めるとともに、迅速に管きよの応急復旧措置を講じる。

イ 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあるので、原則として応急復旧を行い、本復旧の方針を立てる。

ウ 枝線の被害については直接本復旧を行う。

エ 多量の塵芥等により管きよの閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール雨水枡等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。

オ 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(2) 下水処理場等の応急措置

本復旧工事までの一時的な処理場機能の確保を目的として、水路の仮締切り、配管ルートの変更、仮設沈殿池などの応急復旧を実施する。

(3) 資機材、車両及び人員の確保

ア 下水道施設の応急復旧に当たっては、関係業者の協力を得て行う。

イ 不足した場合の資機材等の調達には、県に要請し、備蓄の提供若しくはその他関係機関からの調達の協力を求める。

(4) 災害時の広報

下水道施設の被害状況及び復旧状況等の市民への広報は、広報内容を庶務班長に報告し、調整班の協力を得て実施する。

また、広報の時期については、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

3 工業用水道施設

(1) 工業用水道事業者は、災害が発生した場合、各事業者の緊急時供給計画等に基づき、速やかに配水施設等の被害状況の調査を行い、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等必要な措置を講じる。

(2) 被害の拡大防止と、応急復旧等用水の確保に必要な措置を講じる。

(3) 必要に応じて、広域的応援体制をとるよう努める。

(4) 可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

4 電力施設

電気事業者は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認のうえ、リスト化するよう努め、災害が発生した場合には、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

なお、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講じる。

(1) 災害対策組織の編成

災害が発生し又は発生のおそれがある場合に対処するため、災害対策本部及び災害対策隊の組織をあらかじめ定めておく。

(2) 情報の収集

災害が発生した場合は、電気施設の被害状況や停電による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、国や地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的な被害状況の把握に努める。

(3) 災害時における広報

ア 停電による社会不安除去のため、電力施設等の被害状況及び復旧状況の広報活動を行う。

イ 電気事故を防止するために必要な広報活動を行う。

ウ 電力事業者は、被害状況及び措置に関して関係機関に連絡するとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を行う。

(4) 対策要員の確保

防災体制が発令された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出動する。

なお、交通途絶等により出動できない者は、最寄りの事業所に出動する。

(5) 災害復旧用資機材の確保

電気事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用するとともに、不足する場合は、本店、支店及び関係業者等から緊急転用措置を執る。

(6) 他電力会社間の電力融通

災害時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他電気事業者からの融通等により供給力を確保する。

(7) 危険予防措置

送電が危険な場合、及び警察、消防機関等から要請があった場合、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(8) 設備の応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、適切に実施する。

ア 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

ウ 変電設備

機器損壊事故に対して、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

応急復旧工法標準マニュアルによる迅速確実な応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。

オ 通信設備

移動無線機、可搬型衛星通信設備等の活用により、通信回線を確保する。

(9) 復旧の順位

各設備にあらかじめ定めてある復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も高いものから復旧を行う。

5 ガス施設

(1) 緊急時の初動体制、連絡通報体制

ア 液化石油ガス販売事業者は、保安要員の確保及び保安教育の徹底を図るとともに、地震によるガス漏れ事故等発生時における緊急出動体制及び災害の規模に応じた特別出動体制を整備し、消防機関等防災関係機関との連絡通報体制の確立を図る。

イ 消防機関及び関係機関は、相互の通信連絡体制の確立を図る。

(2) 応急活動の内容

ア 現場到着時の措置

出動した液化石油ガス販売事業者は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、ガス災害防止のためガスの供給停止等の必要な措置を執る。

イ ガス供給停止の判断基準

ガス供給の停止措置は、原則として液化石油ガス販売事業者が行う。ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、指揮本部長が次の条件等を総合的に判断してガス爆発防止又は消火活動上緊急にガスの供給を停止する必要があると認める場合は、消防機関がガスの供給遮断を行う。

(ア) 火災が延焼拡大中であること。

(イ) 震災による家屋の倒壊等によりガス配管が損傷している可能性があるとき。

(ウ) 漏えい箇所が不明で、広範囲にわたってガス臭があるとき。

ウ ガス供給の停止後の措置

ガスの緊急停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者に連絡するとともに、ガス使用者に周知徹底を図る。

エ ガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等二次災害発生の防止措置を講じるとともに、ガス使用者に供給再開の旨を周知させた後に、ガスの供給再開を行う。

なお、この場合は、消防機関と協議する。

オ 現場活動の調整

消防の現場指揮本部長は、現場における関係機関の協議を迅速かつ的確に行い、現場活動の円滑な推進を図る。

なお、関係機関はこれに協力する。

カ 警戒区域の設定

火災警戒区域（原則としてガス漏れ場所から150mの範囲）及び爆発危険区域（ガスの濃度が爆発下限界の30%を超えるもの）の設定は、消防機関が行う。

(3) 広報活動

消防機関、警察、液化石油ガス販売事業者は、相互に協力し、火災警戒区域の設定、火気使用の禁止、ガスの一時供給停止等について広報活動を行い、市民の協力を求める。

(4) 避難措置等の指示及び解除

市長及び警察等は、必要に応じて、避難指示を行う。

6 電信電話施設

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 西日本電信電話株式会社

災害の発生又は発生のおそれがあるときは、必要に応じて社外関係機関と災害対策に関する連絡を取るとともに、災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保するなど、速やかに災害を受けた通信手段の応急復旧を行う。

ア 通信の非常疎通措置

災害に関し、次により臨機に措置を執り、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

(ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保

(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）で定めるところによる利用制限等の実施

(ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報の優先取扱

(エ) 警察、消防その他の諸官庁等が設置する通信網との連携

(オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携

(カ) 災害救助法が適用された場合等の指定避難所等への特設公衆電話の設置

(キ) 災害用伝言ダイヤル「171」、「災害用伝言版（web171）」の開設

イ 災害時における広報

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車による巡回広報等により地域の顧客に対する広報も積極的に実施する。

ウ 対策要員の広域応援

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信の確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等を計画に基づき確立し、運用する。

エ 災害時における災害用資機材の確保

(ア) 災害用資機材は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達又は資材部門に要求する。

(イ) 災害対策用資機材の輸送は、ヘリコプター、車両等により行う。

(ウ) 必要に応じ、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、県及び市等の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

オ 設備の応急復旧

(ア) 被災した電気通信設備等の復旧は、速やかに実施する。

(イ) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。

(ウ) 復旧に当たっては、行政機関や他のライフライン事業者等と連携し、早期復旧に努める。

カ 災害復旧

(ア) 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

(イ) 被災地における地域復興計画の作成・実施に当たっては、これに積極的に協力する。

(2) 株式会社NTTドコモ

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置を執る。

ア 臨時回線を設定するほか、必要に応じて携帯電話の貸出しに努める。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置を執る。

(3) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講じる。

ア 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、一般利用の制限等の措置を執る。

イ 被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

(4) KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置を執る。

ア 電気通信施設の整備及び保全

イ 災害時における電気通信の疎通

ウ 災害用伝言板サービスの提供

7 廃棄物処理施設

施設の早期復旧に努めるとともに、「第20節 廃棄物等の処理」のとおり、ごみ及びし尿の収集・運搬・処分を適切に行う。

第3 1 節 豪雪災害防止活動

市内に、豪雪があった場合には、地域の特性、孤立地区の発生、なだれの危険箇所等の把握に努めるとともに、通信手段、物資輸送に必要な輸送手段や除雪等による交通路の確保などの応急対策を実施する。

また、雪害対応にかかる経験が豊富な地方公共団体との相互応援協定の締結についても考慮する。

1 道路の除雪対策

(1) 除雪路線

道路班長及び別子山班長は、特に緊急を要する区間について速やかに除雪を行い、交通の確保を図る。

(2) 除雪開始時期

交通に重大な支障をきたすと認められるときとする。特に集中的な大雪に対しては、大規模な車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

(3) 除雪体制の整備

道路班長及び別子山班長は、道路除雪を迅速かつ円滑に行うため、資機材の備蓄状況などを調査把握し、除雪活動における所要の体制の確立を図るとともに、各道路管理者間の連絡調整を図る。

また、自主防災組織等の協力体制の確立に努める。

(4) 降雪時における情報活動

道路班長及び別子山班長は、安全で円滑な道路交通情報の確保のため、降雪時における道路通行規制箇所あるいは迂回路などの道路情報について報道機関等を活用して、正確かつ迅速に道路利用者に提供する。

(5) 交通規制

なだれの危険区域の道路、その他災害に関連する道路に対しては、必要に応じて通行禁止又は規制を行って、交通事故防止及び交通の円滑を期する。

(6) 道路管理者の措置命令等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対して車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(7) 適切な道路管理及び交通対策

道路管理者及び四国地方整備局、四国運輸局愛媛支局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

2 なだれ対策

(1) 危険箇所の表示

なだれの発生が予想される場合は、市内内の巡視を強化して、危険地域の早期発見に努め、危険箇所を発見したときは、赤旗等により表示を行い、その旨直ちに関係機関に通報するとともに、必要がある場合は、雪止めの編さくを設けるなど緊急措置を講ずる。

(2) 退避

気温上昇によりなだれの危険性が増大したときは、関係機関と緊密に連絡を取り、危険世帯に対して警告、避難指示を行う。

(3) 児童生徒等に対する措置

市長、学校長、その他関係機関は、なだれ危険箇所の周知徹底を図り、通常の経路以外の通行を避け、登下校は集団で行い、保護者、教員等が引率するよう指導する。

3 生活必需物資の緊急輸送

豪雪のため、食料品等生活必需物資が枯渇した場合における対策については、状況に応じて関係機関と協議のうえ、緊急輸送を行うなど適宜適切な措置を講じる。

第3 2節 海上災害応急活動

船舶又は海洋施設その他陸上施設の事故により、遭難、火災又は大量流出油等の海上における災害が発生し、船舶乗組員、沿岸住民、船舶、水産資源等に被害を及ぼすおそれのある大規模な災害が発生した場合、防災関係機関相互が密接に連携して各種応急対策を実施することにより、人命や船舶の救助、消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保及び沿岸住民への被害拡大防止に努め、被害の局限化を図る。

1 実施体制

(1) タンカー等の事故が発生した場合

事故発生機関（者）の責任において処理するが、海上保安署は、防災業務計画に基づき、市、県、警察及び港湾管理者のほか、状況に応じて漁業協同組合、関係企業、その他の諸団体又は市民に協力を求めて応急対策を実施する。

(2) 大量流出油等災害の場合

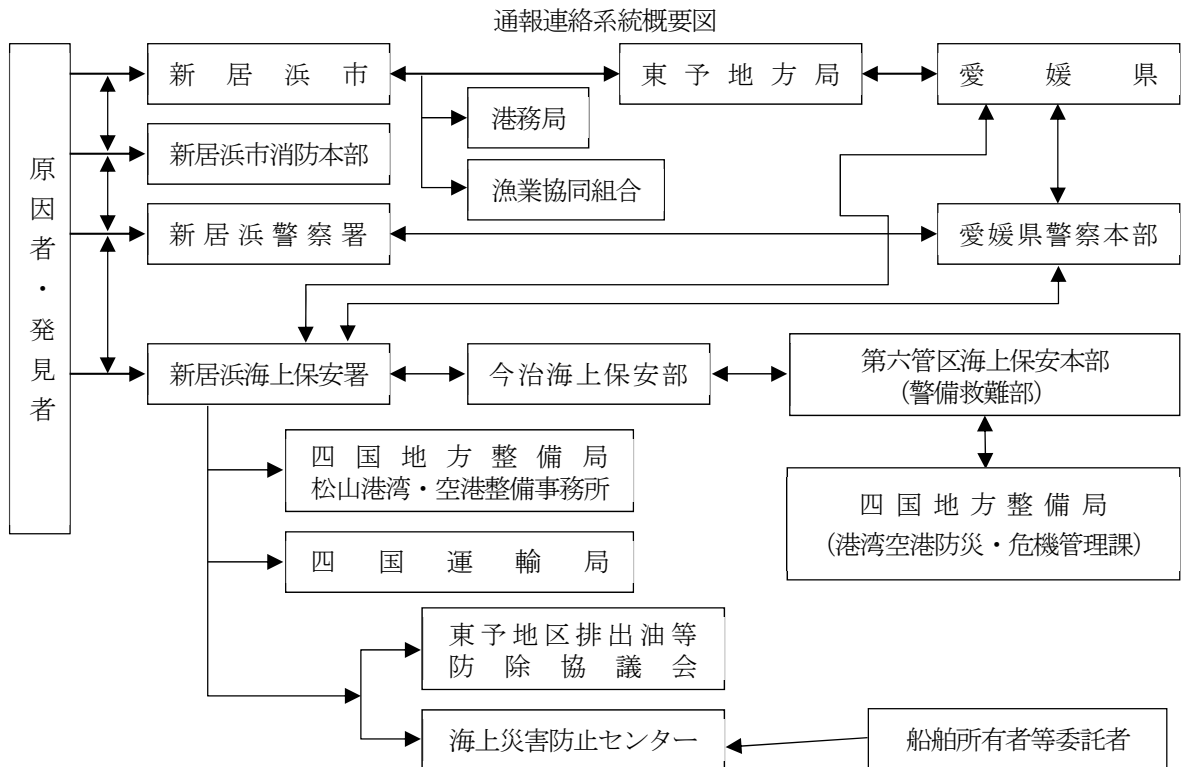
市及び次の関係機関は、東予地区排出油等防除協議会を調整本部として応急対策に当たるとともに、流出油等が沿岸に漂着し、又は漂着するおそれがあるときは、状況に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連携のもと、応急対策に当たる。

- ア 県（港湾、漁港管理者を含む。）
- イ 市（消防機関を含む。）
- ウ 警察機関
- エ 四国地方整備局
- オ 今治海上保安部
- カ 排出の原因者

2 関係機関相互の通報連絡

(1) 通報連絡系統

海上保安部、市及び県等の関係機関は、次の通報連絡系統に基づき迅速かつ的確な通報連絡を相互に行う。



(2) 通報連絡内容

通報連絡内容は、次のとおりである。

- ア 事故発生の日時及び場所
- イ 事故の原因と被害の状況
- ウ 応急措置の状況
- エ 復旧見込
- オ その他必要な事項

3 海上保安署の活動

海上における災害の発生が予想される段階から、必要に応じ職員を呼集し、警戒配備等の即応体制を整え、るとともに、関係機関との緊密な連携を図る。

海上における災害が発生したときは、まず被害規模等の情報の収集を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助、救急活動、消火活動、海上交通の安全確保等を進める。さらに、避難退避、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処した後は、社会秩序の維持、船舶等への情報共有、二次災害の防止等を行うが、これらの災害応急対策は、事案ごとに臨機応変、迅速かつ積極的に実施していく。

また、災害応急対策の実施に当たっては、関係機関等と緊密な連携の下、実施する。

(1) 警報の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行う。

- ア 気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船舶による巡回等により直ちに周知する。
- イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を覚知したときは、速やかに航行警報又は安全通報を行う。
- ウ 大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報並びに船艇による巡回等により速やかに周知する。

(2) 情報の収集

海上保安署は、次の事項に関し、関係機関等と連絡を取るとともに情報収集活動を実施する。

- ア 海上及び沿岸部における被害状況
 - (ア) 被災地周辺海域における船舶交通の状況
 - (イ) 被災地周辺海域における漂流物等の状況
 - (ウ) 船舶、港湾施設等の被害状況
 - (エ) 石油コンビナートの被害状況
 - (オ) 水路、航路標識の異状の有無
 - (カ) 港湾等における避難者の状況
- イ 関係機関等の対応状況
- ウ 関係機関等との通信の確保は、携帯無線機、携帯電話等により行うものとし、必要に応じて職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請するなど、連絡体制の確保に努める。

(3) 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に応じて次の措置を講じる。

- ア 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇等により捜索を行う。
- イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等により消火を行うとともに、必要に応じて市等に協力要請する。
- ウ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を行い、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。

(4) 市及び関係機関の災害応急対策の実施に対する支援

市及び関係機関の災害応急対策が円滑に実施できるよう要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、救助、救急活動等を支援する。

(5) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次の措置を講じる。

- ア 防除措置を講じるべきものが行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇等を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- イ 防除措置を講じるべきものが、流出油等の拡散防止、防除措置等を講じていないと認められるときは、これらのものに対して、防除措置を講じるよう命令する。
- ウ 巡視船艇等により応急の防除措置を講じるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

(6) 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するために、次の措置を講じる。

- ア 船舶交通の輻そうが予想される海域については、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を命じ、又は勧告する。
- エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾、岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要な情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- オ 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識の設置等により水路の安全を確保する。
- カ 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(7) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船舶等に対して、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村にその旨通知する。

(8) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて、巡視船艇等により次の措置を講じる。

- ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行う。
- イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(9) 危険物の保安措置

危険物の保安について、次の措置を講じる。

- ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

資料編	・海上保安部所属船艇要目 (第六管区海上保安本部)	P33
	・海上保安庁所属航空機要目 (第六管区海上保安本部)	P33

4 市の活動

市(消防本部を含む。)は、海上災害が発生した場合、海上保安署、県等関係機関との連携を密にしながら、おおむね次に掲げる活動を実施する。

なお、流出油等が沿岸に漂着し、又は漂着するおそれがある場合は、災害の状況に応じて災害対策本部を設置し、沿岸市町、漁業協同組合等関係機関との連携のもと、次に掲げる応急対策活動を実施する。

(1) 的確な災害状況の実態の把握と連絡通報

- (2) 埠頭又は岸壁に係留された船舶の火災、又は陸上に延焼した火災の消火活動及び延焼防止措置
- (3) 防除作業に必要な資機材の調達
 調達に当たっては、市保有の資機材及び市内事業者保有の資機材を中心に調達するとともに、必要に応じて、県、関係機関等に応援を要請する。
 - ア 油吸着マット
 - イ 油処理剤
 - ウ オイルフェンス
 - エ 油吸収ポンプ
 - オ 消火剤
 - カ 空ドラム缶
 - キ ひしゃく
 - ク むしろ
 - ケ 土のう等

資料編 ・ 排出油防除資機材等保有一覧表 P38

- (4) 流出油等の防除作業及び協力並びに回収油等の処理
- (5) 沿岸住民に対する災害広報
- (6) 警戒区域の設定及び立入り制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- (7) 県又は他の市町村に対する応援要請
- (8) 災害救援ボランティアの受入れ、調整
- (9) 死傷病者の救出、救護（搬送、収容）
- (10) 事故拡大防止のための消火その他の消防活動
- (11) その他必要な事項

5 県の活動

県は、おおむね次の応急活動を実施する。

- (1) 災害情報の収集及び関係機関への通報、伝達
- (2) 災害対策本部の設置及び応急対策活動の総合調整
- (3) 応急対策上必要な防除資機材の調達並びに応急対策物資のあっせん及び運送
- (4) 流出油等の防除作業及び協力並びに回収油等の処理
- (5) 救護班の派遣又は派遣要請
- (6) 自衛隊に対する出動要請
- (7) 関係機関との連絡調整及び応援要請
- (8) 災害救援ボランティアの受入れ、調整
- (9) その他応急対策活動のための必要な事項

6 警察の活動

警察は、おおむね次の応急活動を実施する。

- (1) 災害情報の収集と付近住民への広報活動
- (2) 付近住民等の避難誘導
- (3) 緊急車両通行路の確保と交通規制
- (4) 警戒区域の設定と警戒警備
- (5) その他災害現場における必要な措置

7 四国地方整備局の活動

四国地方整備局は、おおむね次の応急活動を実施する。

- (1) 災害情報の収集及び情報連絡
- (2) 流出油等の防除作業及び協力
- (3) その他必要な事項

8 漁業協同組合、関係企業その他の諸団体、市民の活動

漁業協同組合、関係企業等は、おおむね次の応急活動を実施する。

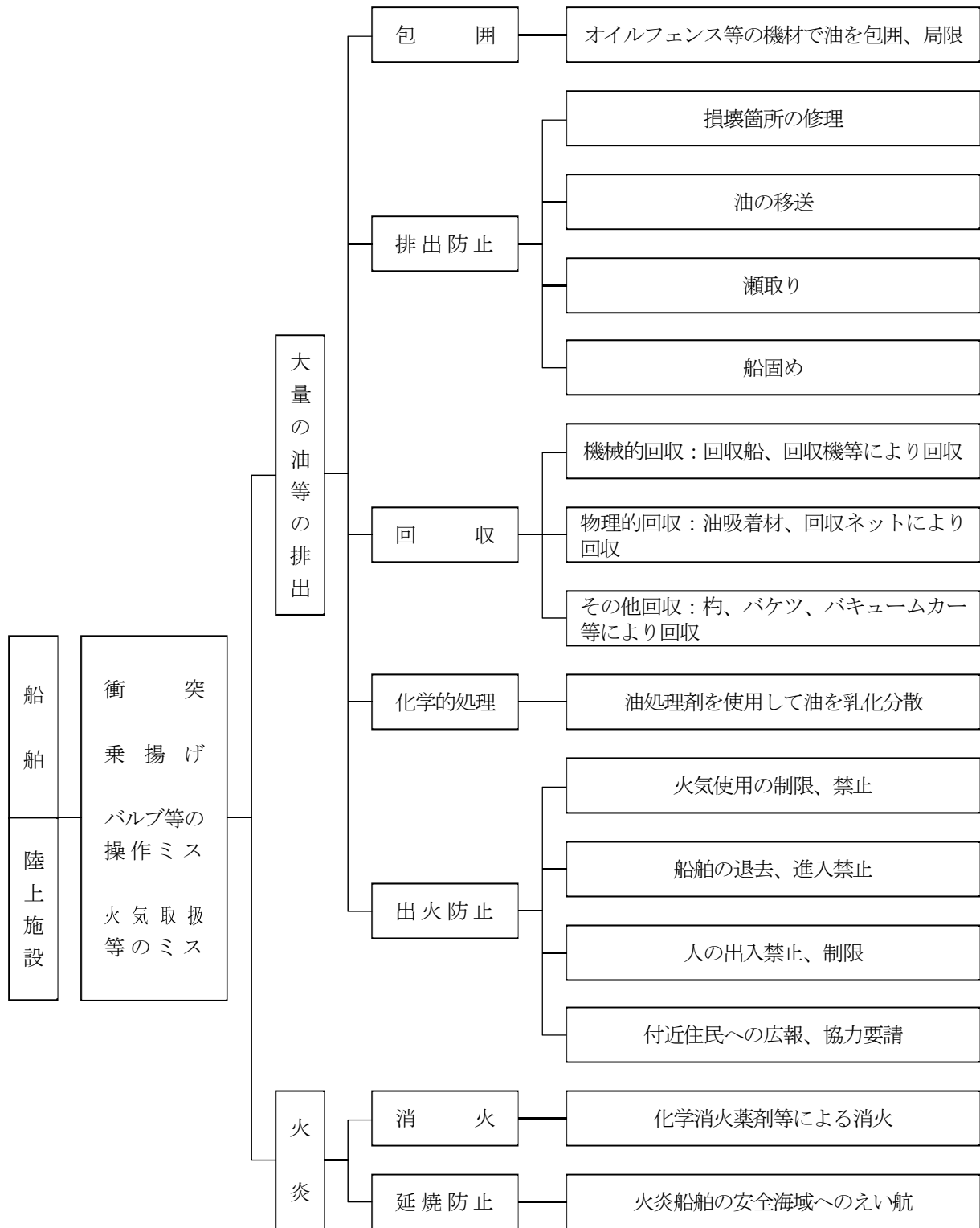
- (1) 海上保安署その他関係機関への事故情報の通報、連絡
- (2) 応急対策活動用資機材の調達
- (3) 自力による応急対策活動の実施
- (4) 海上保安署の指示に基づく応急措置の実施

9 東予地区排出油等防除協議会への要請

新居浜地区において、大量の排出油等事故が発生した場合、東予地区排出油等防除協議会会長の要請により、各構成機関が連携して防除活動を実施する。

- (1) 地区協議会の業務
 - ア 排出油等防除計画の策定
 - (ア) 情報の連絡
 - (イ) 人員、施設、機材の動員、輸送
 - (ウ) 出動船艇相互間の通信連絡
 - (エ) その他必要事項
 - イ 排出油等防除に必要な施設、機材の整備
 - ウ 排出油等防除システムの開発
 - エ 排出油等防除に関する研修及び訓練
タンカー事故対策訓練（図上訓練を含む。）を毎年1回以上行う。
 - オ 排出油等防除活動の実施の推進
 - カ 排出油等処理剤の使用に関する事項
 - キ その他排出油等防除に必要な事項

(2) 排出油等処理対策



資料編 ・東予地区排出油等防除協議会会則 P34
 ・東予地区排出油等防除協議会会員名簿 P36

10 海岸への漂着危険物の除去活動

(1) 人海による除去活動

ア 職員による回収活動

市は、流出油等の危険物が海岸に漂着した場合は、直ちに回収班を編成し、各海岸で回収作業を実施する。

イ 市民による回収活動

市民は、市と連携協力し、自主的に海岸で回収作業を実施する。

また、市が設定する回収日には、市民総参加体制による回収作業に参加する。

ウ ボランティアによる回収活動

ボランティアは、市及びボランティア団体等と連携し、自主的に海岸で回収作業を実施する。

エ 民間企業、団体による回収活動

市の要請を受けた民間企業及び団体は、市の指定した海岸で回収作業を実施する。

オ 自衛隊による回収活動

要請を受けた自衛隊は、関係機関と協議のうえ指定された海岸で回収作業を実施する。

カ 他市町等による回収活動

要請を受けた他市町の派遣職員は、市の指定した海岸で回収作業を実施する。

(2) 作業環境の整備

ア 回収現地の安全管理、指揮

市は、各海岸に仮設の現地事務所及び仮設トイレを設置するとともに、現地責任者を配置し、指揮監督に努め、回収従事者の身の安全と作業効率の向上を図る。

イ 災害救援ボランティアの受入れ、調整

第3章第26節「ボランティア等への支援」のとおり

ウ 回収用消耗品の貸与

現地事務所及び現地ボランティア事務所において、ボランティアに対して、回収に必要なマスク、ゴム手袋、カップ、タオル等を貸与する。

(3) 市民総参加の回収日の設定

市は、必要に応じて市民総参加体制による回収日を設定し、広報により市民の回収作業への参加を求める。

第3節 危険物施設等の安全確保

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

1 火薬類の保安

災害により火薬庫が危険な状態となった場合は、その火薬庫の所有者又は占有者は次の(1)、(2)に掲げる応急措置を講ずるとともに、事態を発見した者は、直ちにその旨を警察官、消防機関又は海上保安官に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の(3)に掲げる緊急措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移動する場合は、必ず見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- (2) (1)の措置を講ずる余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等、爆発防止の措置を行うとともに、盗難防止の措置を講ずる。
- (3) 爆発による被害を受けるおそれのある地域は、立入り禁止の措置を行うとともに、危険区域内の住民を避難させるための措置を行う。

2 高圧ガスの保安

- (1) 高圧ガス製造施設等（冷凍空調機器を除く。）

災害により高圧ガス事業所が危険な状態となった場合は、高圧ガス事業所の所有者又は占有者は応急措置を講ずるとともに、事態を発見した者は、直ちにその旨を警察官、消防機関又は海上保安官に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の緊急措置を講ずる。

ア 発災事業所に対して、一切の作業を中止させ、設備内のガスを安全な場所に移動させるとともに、放水による冷却等適切な措置を行う。

イ 発災事業所周辺の住民の安全を確保するため、危険区域を定め、必要に応じて区域の住民を避難させるための措置を行う。

ウ 水害による高圧ガス容器の流失が認められた場合は、流出容器による災害防止のため市、警察官及び消防機関等相互の連絡を密にし、回収に努める。

- (2) 冷凍空調機器

災害時において、冷凍空調機器から冷媒ガス漏えいのおそれがある場合は、所有者の意向を受け速やかに県（環境・ゼロカーボン推進課）を通じて一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会に次の対応を依頼する。

ア 発災冷凍空調機器の速やかな冷媒漏えい防止の初期処置

イ 発災冷凍空調機器の冷媒回収・処理

ウ 災害緊急対応施設の発災冷凍空調機器機能の応急的復旧措置

3 石油類等の保安

石油類による災害を防止するため、市、県及び関係機関は、危険物製造所、貯蔵所、取扱所の火災、水害時に際し、各機関相互に緊密な連絡を図り、次の緊急措置を講ずる。

- (1) 災害が発生し、又は災害のおそれがあるとき、施設の管理者及び保安監督者は、危険物の取扱作業を中止し、安全な場所へ移動させ、流出、出火等の防止措置を行うとともに、消防機関に通報する。
- (2) 通報を受けた者は、直ちに災害防止の緊急措置を執るほか、必要に応じて、付近の住民を避難させるための措置を行う。

4 毒物劇物の保安

製造業者等は、毒物劇物等の施設が災害により被害を受けた場合、又は毒物劇物を運搬移送中において流出、飛散、漏えい等事故が発生した場合は、関係機関と連携を図り、応急対策を講ずる。

- (1) 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、輸入業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、毒物劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合、直ちに保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のために必要な措置を講ずる。

(2) 関係機関の活動

通報を受けた保健所、警察及び消防機関は相互に連絡を取り、地域住民及び通行人等に対して周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講ずる。また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、関係市町に通報連絡するなど万全を期する。

第34節 石油コンビナート等防災計画

石油コンビナート等特別防災区域内における危険物等の施設は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）並びに毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の基準に基づき設置され、管理されているが、危険な物質が大量に貯蔵、取り扱われているため、一旦災害が発生すれば、その規模、態様は広範かつ複雑であり、地域住民の社会生活に重大な影響を及ぼすおそれがある。

よって、「愛媛県石油コンビナート等防災計画」が定められ、当該計画では、地域住民の安全を最優先とし、特別防災区域に所在する特定事業所の第1次責任を明確にするとともに、防災関係機関等における相互の連携を密にして、防災対策の推進を図ることとしている。その主な内容について以下に示すが、詳細は「愛媛県石油コンビナート等防災計画」を参照のこと。

1 防災組織配備基準

災害の区分に対応する防災関係機関等の動員配備は、次のとおりとし、各機関等の業務に係る職員の動員、配置等については、それぞれの機関等においてあらかじめ定めておく。

(1) 第1次防災体制

ア 時期

発災事業所等からの通報により緊急の防災活動が必要なとき。

イ 内容

主として、小災害（異常現象や事故、災害等のうち、他の施設等への影響が小さいと認められるものをいう。）に対処する配備体制とし、発災事業所の自衛防災組織（発災事業所地区共同防災組織を含む。）及び所轄消防機関（海上にあつては所轄海上保安官署）の防災力によって対応する。

(2) 第2次防災体制

ア 時期

(ア) 発災事業所等からの通報の内容などから、他の施設に災害が拡大し、又は拡大のおそれがあると判断される等、緊急の防災活動が必要と認められるとき。

(イ) 第1次防災体制により出動した現場指揮者から体制移行の要請があつたとき。

イ 内容

第1次防災体制に加えて、区域外の応援協定締結事業所、隣接及び県内の消防機関（以下「隣接等消防機関」という。）（海上にあつては隣接海上保安官署）並びに警察機関の応援を得て対応し、その他必要に応じて他の防災関係機関等の協力を求める。

(3) 総合防災体制

第2次防災体制によっても対応できない重大な災害（緊急消防援助隊等の広域応援が必要となるもの、又は災害が特別防災区域外の周辺地域に拡大し、若しくは拡大するおそれがあるもの等をいう。）に対して、防災関係機関による緊急かつ統一的な防災活動を行うため、現地防災本部を設置して対応する。

2 関係機関等の防災事務及び業務の大綱

市は、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、他の防災関係機関等と協力し、有効かつ適切な防災対策を実施する。

(1) 新居浜市（特別防災区域所在市）

ア 防災に関する組織の整備及び訓練に関すること。

イ 防災に関する物資及び資機材の整備に関すること。

ウ 危険物施設等の保安確保に必要な指導に関すること。

エ 水質汚濁の防止及び大気汚染の防止を図るために必要な指導に関すること。

オ 自衛消防組織（共同防災組織を含む。）、特定防災施設及び防災資機材の整備等、特定事業所の防災体制の指導に関すること。

カ 事故等の発生時における緊急通報及び伝達に関すること。

キ 事故原因調査及び再発防止対策に関すること。

- ク 災害情報の収集、伝達及び災害広報の実施に関すること。
- ケ 消火活動等の実施及び自衛防災組織（共同防災組織及び広域共同防災組織を含む。）に対する指揮に関すること。
- コ 水防活動等の災害の発生又は拡大の防止措置に関すること。
- サ 警戒区域の設定並びに避難指示及び誘導に関すること。
- シ 傷病者の救出及び救急に関すること。
- ス 被災者の救出及び救護に関すること。
- セ 災害時における保健衛生と文教対策に関すること。
- ソ 消防団の応援出動の要請及び指示に関すること。
- タ 緊急輸送の確保に関すること。
- チ 公共施設等に対する災害復旧に関すること。

(2) 特定事業者

特定事業者は、特別防災区域に係る防災に関し、第一次的責任を有することを自覚するとともに、石油コンビナート等災害防止法その他関係法令を遵守し、保安管理体制の強化、自衛防災組織等の整備を行い、相互に連携共同して一次的な防災体制の確立を図る。

- ア 施設・設備の維持改善及び自主点検の徹底に関すること。
- イ 安全操業の確保及び労働安全の徹底に関すること。
- ウ 自衛防災組織、共同防災組織の整備に関すること。
- エ 防災教育訓練の実施に関すること。
- オ 防災施設・資機材等の整備及び維持管理に関すること。
- カ 危険物施設等の保守管理体制の強化に関すること。
- キ 異常現象発生時の通報連絡に関すること。
- ク 緊急時の応急措置の実施に関すること。
- ケ 火災等の災害防ぎょ活動に関すること。
- コ 事故災害の原因調査及び再発防止対策の実施に関すること。

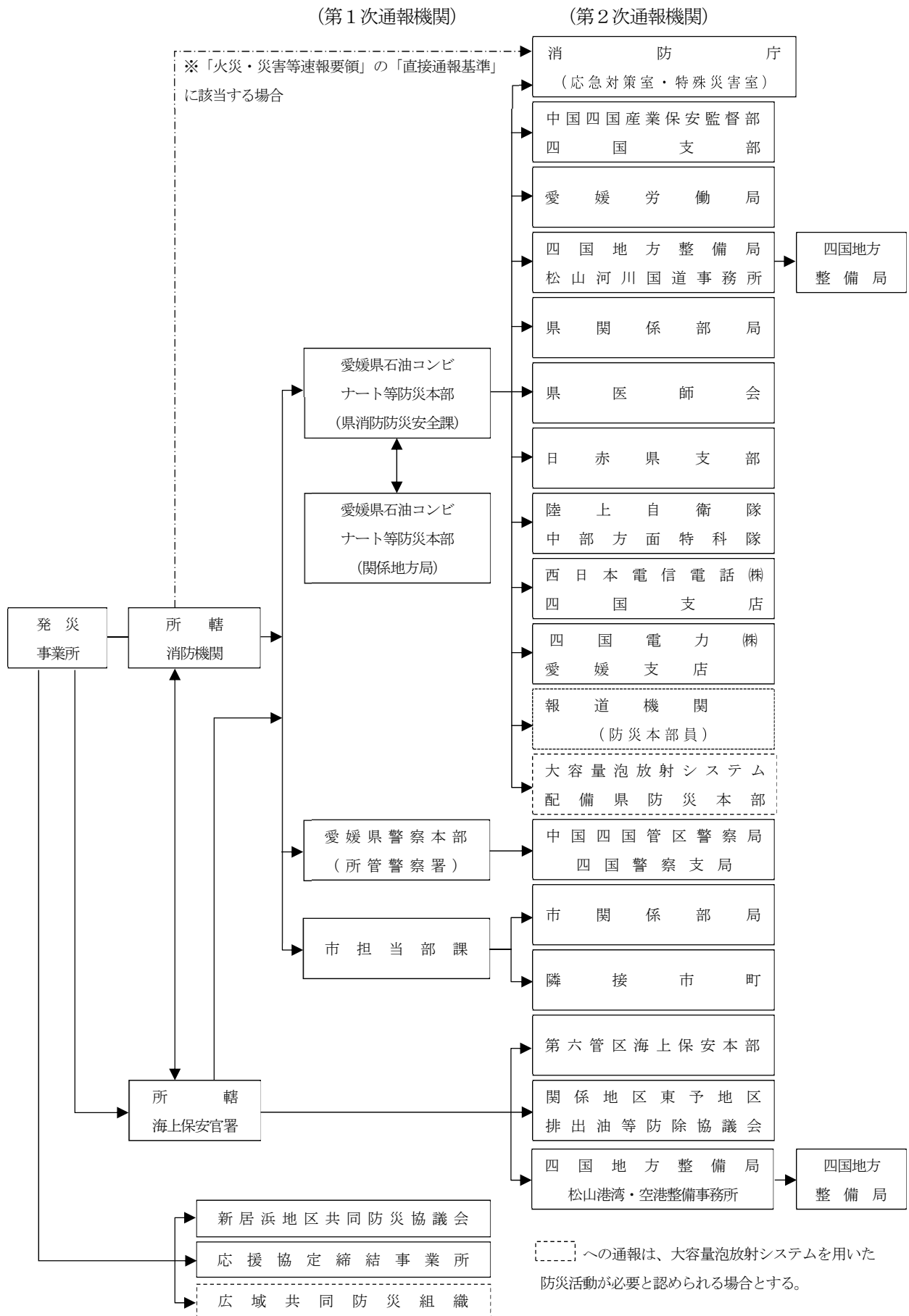
3 災害応急対策計画

特別防災区域に係る災害時における災害の防御及び拡大の防止をするための応急対策について定めており、その記載項目について、以下に示す。

(1) 災害情報の伝達及び広報

- ア 災害発生通報
- イ 災害状況等の報告
- ウ 災害広報
 - (ア) 市の広報活動
 - a 避難指示等及び避難所の開設状況
 - b 災害応急対策実施状況、災害の見通し等
 - (イ) 消防機関の広報活動
 - a 災害現場周辺の関係者に対する火気使用の禁止
 - b 警戒区域の設定状況等の周知徹底

通報伝達系統図



- (2) 特定事業所の自衛消防組織等の活動の基準
- (3) 災害別応急対策
 - ア 火災、爆発応急対策
 - イ 浮き屋根式屋外貯蔵タンク全面火災応急対策
 - ウ 有毒ガス漏洩等応急対策
 - エ 流出油等応急対策
 - オ 海上火災応急対策
 - カ 地震等応急対策
- (4) 避難対策及び警戒区域の設定
 - ア 避難対策
 - イ 警戒区域の設定
- (5) 救助・救急対策
 - ア 特定事業者の措置
 - イ 消防機関の措置
 - ウ 警察機関及び海上保安官署の措置
- (6) 医療救護対策
- (7) 警備・交通規制対策
- (8) 応援要請
- (9) 自衛隊災害派遣要請
- (10) 防災資機材の調達及び輸送

第35節 突発重大事故等応急対策

突発重大事故とは、航空機事故、列車事故、自動車事故等の交通事故、大火災、大爆発事故、雑踏における事故など、一度に多くの人命が失われる突発的な大事故をいう。市及び関係機関は、突発重大事故発生の際には、密接な連携を取り、的確な応急対策を実施する。

1 連絡体制の確立

(1) 通報

市内において突発重大事故を発見した者は、直ちに市、消防署、警察署等に通報する。

(2) 情報の収集、伝達

市、県及び当該事故の関係機関等は、情報の収集のために十分な連絡体制を取り、相互に情報を交換する。

2 応急措置

(1) 救助、救急医療活動

市、県、医師会、日本赤十字社、医療関係機関及び当該事故関係機関は、協力して次の措置を講じる。

ア 医師及び看護師の派遣による救護所の設置

イ 医療資機材及び医薬品の輸送

ウ 負傷者の救助、救出

エ 現地における応急手当

オ 負傷者を搬送する後方医療機関の確保

(2) 消防活動

消防署及び消防団は、消防活動を迅速かつ的確に実施し、被害の拡大防止と軽減に努める。

(3) 救援物資の輸送

市、県及び当該事故関係機関は、相互連絡の下、被災者に必要な物資を速やかに確保し、輸送する。

(4) 応急復旧用資機材の確保

市、県及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を調達、確保する。

(5) 交通対策

警察署、当該事故関係機関は、相互連携の下、必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

(6) 災害対策本部の設置

本部長（市長）は、災害の規模、事態の推移等によってその必要があるときは、災害対策本部を設置する。

(7) 現地災害対策本部の設置

必要に応じて、現地災害対策本部を現地又は適切な場所に設置し、情報の一元化を図り、効果的な応急措置を迅速に実施する。

3 事故処理

当該事故関係機関は、警察署、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を、速やかに実施する。

資料編	・新居浜市集団救急事故時の救急救護活動計画 P197
	・鉄道災害時の安全対策に関する覚書 P323

第4章 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら市、県が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、要配慮者の参画を促進する。

第1節 公共施設災害復旧対策

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

1 被災施設の復旧等

(1) 被災施設の復旧等

災害により被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

また、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連絡体制の整備・強化を図るものとし、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、おおむね次の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

ア 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）を活用し実施する。

イ 道路、海岸、河川、港湾、漁港、上水道、下水道、都市公園施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）により実施する。

ウ 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法（明治30年法律第29号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）により実施する。

エ 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、関係機関が緊密に連携し、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。

オ 公営住宅等については、公営住宅法（昭和26年法律第193号）により実施する。

カ 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）により実施する。

キ 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。

(2) 災害廃棄物の処理

大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、

広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

ア 市及び県は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

イ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

ウ 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

エ 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

2 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進

(1) 基本方針

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

(2) 市の活動

ア 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、知事に報告する。

イ 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

3 災害査定促進

災害が発生した場合には、市及び県は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速になされるよう努める。

なお、特に緊急な公共施設の復旧が必要な場合には、災害査定を待つことなく、応急工事に着手する。

4 海上災害復旧・復興対策

市及び県は、被災地の復旧・復興に当たり、災害により地域の社会経済活動が低下する状況を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災地の生活再建を支援できるように関係機関と連携を図りつつ、次の対策を講ずる。

(1) 海洋環境の汚染防止

被害物等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるよう指導する。

(2) 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

ア 船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

イ 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対して、工事施工区域・工事期間の調整等事故防止に必要な指導を行う。

第2節 復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

1 復興計画の作成

本部長（市長）は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする新居浜市災害復興本部を設置する。

また、企画部長を長とする事務局を企画部内におく。

(1) 計画の策定

市長は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者等の意向等を勘案しつつ、必要に応じて被災地の復興計画を策定する。

(2) 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

(3) 計画の基本方針

計画策定に当たっては、新居浜市長期総合計画及び国土強靱化計画との調整を図る。

(4) 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。

(5) 国・県との調整

計画策定に当たっては、国や県等との調整を行う。

(6) 大規模災害からの復興に関する法律等の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

市は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

また、市は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあつせんを求める。

市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

2 防災まちづくりを目指した復興

(1) 必要に応じて、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念の下に、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

- (3) 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (4) 防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対して説明し理解と協力を得るように努める。
また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (5) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (6) 被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (7) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対して行う。
- (8) 建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じて事業者等に対し、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

3 復興財源の確保

- (1) 基本方針
復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。
- (2) 予算の編成
復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行の調整及び編成方針の策定などを行う。
- (3) 市の活動
 - ア 財政需要見込額の算定
被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。
 - (ア) 復旧・復興事業
 - (イ) その他
 - イ 発災年度の予算執行方針の策定
緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
 - ウ 予算の編成方針の策定
復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。
- (4) 復興財源の確保
復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等により、財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努める。
 - ア 地方債の発行
市は、復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。
 - (ア) 災害復旧事業債
 - (イ) 歳入欠かん等債
 - (ウ) その他
 - イ その他の財源確保策
復興を目的とした公営競技の開催等により復興財源の確保を検討する。

4 事業推進の留意事項

- (1) 被災地の復興については、市が主体となって、市民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。

- (2) 大規模な災害により広域的に地域が壊滅し、社会経済活動に障害が生じた災害においては、関係する市町等と連携を取り、計画的な復興に努める。
- (3) 事業を進めるに当たり、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を市民に対して行う。

第3節 災害復旧資金

災害からの速やかな復旧を図るため、各機関は、災害時における復旧資金計画を作成する。

1 日本郵便株式会社四国支社の活動

- (1) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除
- (2) 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い
災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次のとおり実施する。
 - ア 為替貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い
 - イ 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払い、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱い
- (3) 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の配分に関すること。
- (4) 簡易保険福祉施設に対する災害救護活動の要請
- (5) 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による短期融資

2 災害復興住宅の建設

市は、災害により滅失又は損傷した家屋に対して、低利で貸付条件の有利な住宅金融支援機構の災害復興資金を利用して住宅の建設及び補修を行う災害復興住宅貸付資金制度の周知に努める。

3 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

- (1) 中小企業の被災状況の把握
県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。
- (2) 事業の場の確保
事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。
- (3) 支援制度・施策の周知
中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

4 農林漁業者を対象とした支援

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

- (1) 農林漁業者の被災状況の把握
農林漁業者の被災状況調査について、県と連携し実施する。
- (2) 支援制度・施策の周知
農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携して周知する。

第4節 被災者等に対する支援

災害からの速やかな復旧を図るため、市、県及び関係機関は、次のとおり被災者への措置を講ずる。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じた災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）を実施するほか、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 要配慮者の支援

(1) 基本方針

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが他の被災者より困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

(2) 市の活動

ア 被災状況の把握

次の事項を把握して県に報告する。

(ア) 要配慮者の被災状況及び生活実態

(イ) 社会福祉施設の被災状況

イ 一時入所の実施

県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、要配慮者に関わる施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。

ウ 健康管理の実施・巡回健康相談

市は、西条保健所と協力して保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。

また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

エ 成年後見制度の利用

義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

2 義援物資、義援金の受入れ及び配分

(1) 義援物資の受入れ及び配分

市は、義援物資の受入れ及び配分を行う。

なお、その際、次の事項について留意する。

ア 物資受入れの基本方針

(ア) 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。

(イ) 腐敗・変質するおそれのある物資は、受け付けない。

(ウ) 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包をされた物資は、受け付けない。

イ 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

(ア) 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一か所に大量に集約することが効率的である。多品種少量の義援物資については、集約が困難であり、各指定避難所等への配分の支障となるおそれがあるほか、ニーズがない物資は、各指定避難所等へ配分されないおそれがあるため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対しては、異なる種類の物資を少量提供するのではなく、単品大量での提供又は義援金としての協力を依頼する。

(イ) 個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な物資の送り出しは控えるよう依頼する。

ウ 受入体制の広報

市は、円滑な義援物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努

める。

- (ア) 必要としている物資とその数量
- (イ) 義援物資の受付窓口
- (ウ) 義援物資の送付先及び送付方法
- (エ) 個人からは、原則義援金として受け付けること。
- (オ) 一方的な義援物資の送り出しは、受入側の支障となるため行わないこと。

エ 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、市は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入れに努める。

(2) 義援金の募集

市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討する。

(3) 義援金の配分

市は、統一的に義援金を配分するために、配分委員会を設置し、公平かつ迅速な配分を行う。

(4) 配分委員会の活動

配分委員会は、次のことについて協議決定する。

- ア 配分金額
- イ 配分対象者
- ウ 配分方法
- エ 配分状況の公表
- オ その他義援金配分に関すること。

3 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対して災害見舞金を支給する。

(1) 支給対象者の把握

災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給対象者を把握する。

(2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月1日条例第36号）に基づき支給する。

4 被災者の経済的再建支援

(1) 基本方針

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行い、被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図る。

(2) 市の活動

ア 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。

また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- (ア) 死亡者数
- (イ) 負傷者数
- (ウ) 全壊・半壊住宅数等

イ 罹災証明書の発行

(ア) 発行の手続

調査班は、本部に集約された個別調査結果に基づき、「罹災台帳」を作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対して、この「罹災台帳」により確認のうえ発行する。

また、「罹災台帳」により確認できない場合でも、申請者の立証資料を基に客観的に判断できるときは「罹災証明書」を発行する。

なお、「罹災証明書」の手数料については、無料とする。

資料編	・様式 I 罹災台帳 P814
	・様式 I 罹災証明書交付申請書 P816
	・様式 I 罹災証明書 P817

(イ) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

a 住家

- (a) 全壊
- (b) 大規模半壊
- (c) 中規模半壊
- (d) 半壊
- (e) 準半壊
- (f) 準半壊に至らない(一部損壊)

ウ 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術の積極的な活用を検討する。

エ 災害援護資金の貸付け等

被災者のうち要件に該当する者に対する災害援護資金、生活福祉資金その他の融資等について、県、市社会福祉協議会の協力を得て、その趣旨の徹底を図り、次のうち適切な資金の融通を行う。

- (ア) 生活福祉資金
- (イ) 母子福祉資金
- (ウ) 父子福祉資金
- (エ) 寡婦福祉資金
- (オ) 災害援護資金

オ 被災者生活再建支援制度の活用

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)が適用された場合は、支援金が支給されるので、積極的に活用する。

(ア) 対象となる災害の程度

- a 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害(本編第3章第14節「災害救助法の適用」参照)が発生した市町村
- b 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村
- c 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県
- d a又はbの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)
- e a～cの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)
- f a若しくはbの市町村を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合に、人口10万人未満の市町村にあつては5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村、また、人口5万人未満の市町村にあつては2世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた市町村

(イ) 支給対象世帯

- a 住宅が全壊した世帯
- b 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- c 災害による危険な状態が継続等の理由により、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- d 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

- e 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

資料編 ・被災者生活再建支援制度の概要 P850

カ 被災者の税負担等の軽減

市は、必要に応じて、地方税についての期限の延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担の軽減を図る。

また、必要に応じて国民健康保険制度等における医療負担及び保険料等の減免等を図る。

(3) 市社会福祉協議会の活動

被災世帯を対象として、生活福祉資金の貸付を実施する。

5 被災者の生活確保

被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、次の措置を講ずる。

(1) 恒久住宅対策

ア 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

また、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

イ 市の活動

(ア) 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた市住宅復興計画を策定する。

(イ) 県との協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について県と協議する。

(ウ) 市営住宅等の供給

必要に応じて、災害公営住宅の整備や公営住宅、特定優良賃貸住宅等の市営住宅を供給する。

(エ) 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

(2) 雇用対策

ア 基本方針

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、雇用維持対策を実施する。

また、震災により離職を余儀なくされた被災者の再就職支援策を実施する。

イ 市の活動

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

(3) 生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、次の措置を講ずる。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障し生活の確保を図る。

イ 被保護世帯が災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合には、福祉事務所は、規定額の範囲内で住宅維持費の支給を行う。

6 生活再建支援策等の広報

(1) 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努め、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報

や支援・サービスを提供する。

(2) 市の活動

ア 生活再建支援策の広報・PRの実施

ラジオ・テレビ等のマスメディアやホームページ、広報紙等を活用し、災害関連情報や次の事項を広報・PRする。

- (ア) 義援金の募集等
- (イ) 各種相談窓口の案内
- (ウ) 災害弔慰金の支給等に関する情報
- (エ) 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- (オ) 被災者生活再建支援金に関する情報
- (カ) ボランティアに関する情報
- (キ) 雇用に関する情報
- (ク) 融資・助成情報
- (ケ) その他生活情報等

イ 総合相談窓口の設置

被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。外国人に対しては、県や国際交流協会等と連携し、外国人であることに配慮した対応を行う。

ウ 被災者への説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

7 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、次の支援策を講ずる。

また、県及び市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(1) イベント・商談会等の実施

必要に応じて、県や関係団体等と連携し、市独自のイベント・商談会等を実施する。

(2) 誘客の促進

必要に応じて、県や関係団体等と連携し、誘客の促進を図る。

地震災害対策編

<目次>

地震災害対策編

第1章 総論	1
第1節 計画の主旨	1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 地震発生の条件	6
第2章 災害予防対策	19
第1節 地震災害予防対策の基本的な考え方	19
第2節 防災思想・知識の普及	20
第3節 自主防災組織の活動	24
第4節 事業者の防災対策	26
第5節 ボランティアによる防災活動	26
第6節 防災訓練の実施	26
第7節 業務継続計画の策定	27
第8節 地震災害予防対策	28
第9節 水害予防対策	32
第10節 地盤災害予防対策	32
第11節 孤立地区対策	33
第12節 市民生活の確保対策	34
第13節 要配慮者の支援対策	38
第14節 広域的な応援体制の整備	38
第15節 情報通信システムの整備	38
第16節 ライフラインの耐震対策	39
第17節 公共土木施設等の耐震対策	42
第18節 危険物施設等の耐震対策	46
第19節 災害復旧・復興への備え	48
第3章 災害応急対策	49
第1節 市の災害応急活動	49
第2節 通信連絡	51
第3節 情報活動	52
第4節 広報活動	62
第5節 避難活動	64

第6節	緊急輸送活動	66
第7節	交通応急対策活動	66
第8節	消防活動	67
第9節	水防活動	69
第10節	人命救助活動	69
第11節	災害救助法の適用	69
第12節	食料及び生活必需品等の確保・供給	69
第13節	飲料水の確保・供給	69
第14節	医療救護活動	69
第15節	災害廃棄物等の処理	70
第16節	防疫・衛生活動	71
第17節	保健衛生活動	71
第18節	死体の捜索・措置・埋葬	71
第19節	動物の管理	71
第20節	応急住宅対策	72
第21節	応急教育活動	73
第22節	要配慮者に対する支援活動	73
第23節	孤立地区に対する支援活動	73
第24節	応援協力活動	73
第25節	ボランティア等への支援	73
第26節	自衛隊災害派遣要請の要求等	73
第27節	消防防災ヘリコプターの出動要請	73
第28節	ライフラインの確保	73
第29節	公共土木施設等の確保	74
第30節	危険物施設等の安全確保	77
第31節	社会秩序維持活動	79
第4章	災害復旧・復興対策	80
第1節	災害復旧対策	80
第2節	復興計画	82
第3節	被災者の生活再建支援	83
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画	84
第1節	総則	84
第2節	関係者との連携協力の確保	85
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	86
第4節	南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等	91

第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	95
第6節	防災訓練計画.....	96
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	97

第1章 総論

第1節 計画の主旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、新居浜市（以下「市」という。）の地域に係る地震防災対策について定め、これを推進することにより、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

また、愛媛県全域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、同地震に伴い発生する津波からの防護や円滑な避難の確保に関する事項及び地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めることで、市域における地震防災対策の一層の推進を図る。

特に、市においては、地震災害による人的被害等の軽減を図るため、減災目標を設定するとともに、その実現のための市民運動を展開する。

2 計画の性格

この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに市民が、地震防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じて見直しを行うものである。

3 計画の構成

本編の構成は、次の5章による。

(1) 第1章 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、地震発生の条件などの計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2章 災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の耐震性確保、市民生活の確保方策などの予防対策を示す。

(3) 第3章 災害応急対策

災害が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策を示す。

(4) 第4章 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

(5) 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に関する対策を示す。

4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめる。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、市民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践したうえで、地域において互いに助け

合う「共助」に努めるとともに、市及び県がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、市民、自主防災組織、事業者、市及び県がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実は元より、市民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）、愛媛県地域防災計画及び新居浜市地域防災計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「市民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策については、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項の規定に基づき、本県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保、迅速な救助、防災訓練に関する事項、防災関係者の連携協力の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の一層の推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その具体的な整備目標及びその達成の期間を定め、計画的な整備を図る。

資料編	・新居浜市防災会議条例	P1
	・新居浜市防災会議委員	P3
	・愛媛県防災対策基本条例	P7

5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

風水害等対策編第1章第1節5「国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等」を準用する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 新居浜市

- (1) 市地域防災計画（地震災害対策編）の作成
- (2) 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定
- (3) 地震防災に関する組織の整備
- (4) 防災思想・知識の普及
- (5) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (6) 自主防災組織の育成指導その他市民の地震災害対策の促進
- (7) 防災訓練の実施
- (8) 地震防災のための施設等の整備
- (9) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (10) 被災者の救出、救護等の措置
- (11) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (12) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び指定避難所の開設
- (13) 消防、水防その他の応急措置
- (14) 被災児童、生徒の応急教育の実施
- (15) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (16) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (17) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (18) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (19) 緊急輸送の確保
- (20) 災害復旧の実施
- (21) その他地震災害の発生防止又は拡大防止のための措置

2 愛媛県

- (1) 県地域防災計画（地震災害対策編）の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導その他県民の地震災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 地震防災のための装備・施設等の整備
- (8) 地震及び津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (11) 避難指示又は緊急安全確保措置の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保

- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の地震災害応急対策の連絡調整
- (21) その他地震災害の発生防止又は拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

風水害等対策編第1章第2節3「指定地方行政機関」を準用する。

4 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）

風水害等対策編第1章第2節4「自衛隊」を準用する。

5 指定公共機関

- (1) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（1）日本郵便株式会社（新居浜郵便局）」を準用する。
- (2) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（2）日本銀行（松山支店）」を準用する。
- (3) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（3）日本赤十字社（愛媛県支部）」を準用する。
- (4) 日本放送協会（松山放送局）
 - ア 市民に対する防災知識の普及に関すること。
 - イ 地震情報及びその他地震に関する情報の正確、迅速な提供による市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
 - ウ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
 - エ 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること。
- (5) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（5）西日本高速道路株式会社（四国支社）」を準用する。
- (6) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（6）独立行政法人水資源機構（池田総合管理所）」を準用する。
- (7) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（7）電源開発株式会社（西日本支店）、電源開発送変電ネットワーク株式会社（岡山送変電事業所）」を準用する。
- (8) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（8）四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）」を準用する。
- (9) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（9）西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社」を準用する。
- (10) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（10）日本通運株式会社（四国支店新居浜営業課）、福山通運株式会社（新居浜営業所）、佐川急便株式会社（新居浜営業所）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）」を準用する。
- (11) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（11）四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社（新居浜支社）」を準用する。
- (12) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（12）KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社」を準用する。
- (13) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（13）イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート」を準用する。

6 指定地方公共機関

- (1) 風水害等対策編第1章第2節6「指定地方公共機関（1）一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会」を準用する。
- (2) 風水害等対策編第1章第2節6「指定地方公共機関（2）一般社団法人愛媛県歯科医師会」を準用する。
- (3) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社ハートネットワーク、株式会社愛媛新聞社
 - ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、ニュース番組等による市民に対する防災知識の普及に関すること。
 - イ 地震、津波に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。
 - ウ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。

エ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。

オ 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。

(4) 風水害等対策編第1章第2節6「指定地方公共機関（4）一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会」を準用する。

7 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

風水害等対策編第1章第2節7「その他公共的団体及び防災上重要な施設等の管理者」を準用する。

8 市民

風水害等対策編第1章第2節8「市民」を準用する。

9 事業者

風水害等対策編第1章第2節9「事業者」を準用する。

第3節 地震発生の条件

1 地質

本市の地質は、中央構造線によって二分され、この構造線の北側を内帯、南側を外帯と呼んでいる。

内帯には、領家帯と呼ばれる領家変成岩類・領家花崗岩類・広島花崗岩類が北部に、中生代の和泉層群と呼ばれる堆積岩からなる地層が南部に分布している。

外帯には、三波川帯が帯状構造で分布し、結晶片岩類からなる地層で構成されている。

2 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘、別府湾を経て由布院に達する長大な断層帯である。

文部科学省の地震調査委員会では、地質調査所（現：産業技術総合研究所）（平成7～12年度）、和歌山県（平成10年度）、徳島県（平成9～11年度）、愛媛県（平成8～11年度）及び地域地盤環境研究所（平成19年度）、文部科学省研究開発局・京都大学防災研究所（平成23-25年度）、文部科学省研究開発局・京都大学大学院理学研究科（平成26-28年度）等によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価している。

(1) 断層帯の位置及び形態

愛媛県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層は更に西に延び、別府湾を経て大分県由布市に至る全長約444kmの長大な断層帯である。

(2) 断層帯の過去の活動

徳島県美馬市付近の三野断層から愛媛県新居浜市付近の石鎚断層に至る区間（讃岐山脈南縁西部区間）の最新活動は、16世紀以後、17世紀以前であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2～7m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1,000～1,500年であった可能性がある。

愛媛県新居浜市付近の岡村断層による区間（石鎚山脈北縁区間）の最新活動は、15世紀以後であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は6～8m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1,500～1,800年であった可能性がある。

愛媛県西条市付近の川上断層から松山市付近の重信断層に至る区間（石鎚山脈北縁西部区間）の最新活動は、15世紀以後、18世紀以前であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2～5m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約700～1,300年であった可能性がある。

愛媛県松山市付近の伊予断層から伊予灘に至る区間（伊予灘区間）の最新活動は17世紀以後、19世紀以前と推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約2,900～3,300年であった可能性がある。

(3) 断層帯の将来の活動

中央構造線断層帯は連続的に分布しており、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。

また、各区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、更にはこれら4つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

セグメント区分と想定地震規模

セグメント名	石鎚山脈北縁西部	伊予灘	石鎚山脈北縁 (岡村断層)	讃岐山脈南縁西部
区間	西条市付近の川上断層から松山市付近の重信断層に至る区間	松山市付近の伊予断層から伊予灘に至る区間	新居浜市付近の岡村断層による区間	美馬市付近の三野断層から新居浜市付近の石鎚断層に至る区間
長さ	約41km	約88km	約29km	約82km
マグニチュード (将来の活動)	7.5程度	8.0程度 若しくはそれ以上	7.3程度	8.0程度 若しくはそれ以上
ずれの量 (将来の活動)	4 m程度	8 m程度 若しくはそれ以上	3 m程度	8 m程度 若しくはそれ以上
最新活動時期	15世紀以後、 18世紀以前	17世紀以後、 19世紀以前	15世紀以後	16世紀以後、 17世紀以前
再来間隔	約700～1,300年	約2,900～3,300年	約1,500～1,800年	約1,000～1,500年
地震後経過率 (T/R)	0.2～0.9	0.04～0.1	0.4以下	0.2～0.5
発生確率 (30年以内)	ほぼ0～11%	ほぼ0%	0.01%以下	ほぼ0～0.4%
断層面	高角度 (地表付近)	高角度 (深さ2km以浅)	高角度 (地表付近)	高角度(地表付近) 北傾斜25° (深さ0.6km以浅)

※参照：「中央構造線断層帯（金剛山地東縁—由布院）の長期評価（第二版）」

（平成29年12月19日地震調査研究推進本部地震調査委員会）

3 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

(1) 南海トラフで発生する地震

南海トラフは、四国南岸から駿河湾沖に至る約700kmの細長い海盆である。

南海トラフで発生する大地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面（以下「プレート境界面」という。）がすべることにより発生する。また、プレート境界面から陸のプレート側に枝分かれした断層（以下「分岐断層」という。）がすべることにより、海洋底の地殻を上下方向に大きく変動させたり、局地的に強い揺れを生じたりすることもある。この他にも、フィリピン海プレート内で発生する地震や海底活断層で発生する地震などがある。

また、震源域全体がすべることで発生する地震が、南海トラフの「最大クラスの地震」である。この「最大クラスの地震」の震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

(2) 過去の地震について

歴史記録によると、南海トラフで発生した大地震は、白鳳（天武）地震（684年）から現在までの約1,400年間に、M8クラスの大地震が少なくとも9回あった可能性が高い。それらの歴史地震の多くは、南海地域で発生する地震、東海地域で発生する地震、両域にまたがる地震（両者が同時に発生する）に大別される。歴史地震の震源域を見ると、地震が同時に発生しない場合であっても、数年以内の差でも一方の領域で地震が発生している。繰り返し間隔の長さと比較すると、これらはほぼ同時に活動していると見なせる。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大と言われている宝永地震（1707年）と、その後発生した安政東海・南海地震（1854年）の間は147年であるのに対して、宝永地震より規模の小さかった安政東海・南

海地震とその後発生した昭和東南海(1944年)・南海地震(1946年)の間隔は約90年と短くなっている。このことは、宝永地震(1707年)以降の活動に限れば、次の大地震が発生するまでの期間が、前の地震の規模に比例するという時間予測モデルが成立している可能性を示している。時間予測モデルには、様々な問題点があることが指摘されているものの、このモデルが成立すると仮定した場合、昭和東南海・南海地震の規模は、安政東海・南海地震より小さいので、室津港(高知県)の隆起量を基に次の地震までの発生間隔を求めると、88.2年となる。現時点(2024年1月1日)では昭和東南海・南海地震の発生から既に70年以上が経過しており、次の大地震発生の切迫性が高まっていると言える。

(3) 南海トラフで発生する地震の多様性について

南海地域における地震と東海地域における地震は、同時に発生している場合と、若干の時間差(数年以内)をもって発生している場合がある。東海地域の地震でも、御前崎より西側で、断層のすべりが止まった昭和東南海地震(1944年)と、駿河湾の奥まですべりが広がったと考えられている安政東海地震(1854年)では、震源域が異なる。また、宝永地震(1707年)の震源域は、津波堆積物などの調査結果から、昭和南海地震(1946年)や安政南海地震(1854年)の震源域より西に広がっていた可能性が指摘されている。慶長地震(1605年)は揺れが小さいが、大きな津波が記録されている特異な地震であり、明治三陸地震(1896年)のような津波地震であった可能性が高いとされる。また、南海トラフでは、分岐断層が確認されており、過去にはプレート境界だけではなく、分岐断層がすべることによる地震も起きていたと指摘されている。

さらに、海底堆積物や津波堆積物などの地質学的な証拠から明らかになってきた地震の痕跡は約5,000年前まで遡ることができ、史料から推定することができる白鳳(天武)地震(684年)より前にも、南海トラフで大地震が繰り返し起きていたことが分かった。

また、津波堆積物の痕跡が残る宝永地震(1707年)クラスの大地震は、300~600年間隔で発生していることが明らかとなった。しかし、津波堆積物から推定される地震の年代範囲が幅広いため、異なる地点の津波堆積物の対応関係を明らかにし、先史地震の震源域の広がりを正確に把握することは困難である。

なお、高知県の蟹ヶ池では、約2,000年前の津波堆積物とその年代の前後の津波堆積物に比べて厚く、既往最大と言われている宝永地震(1707年)より大きな津波が起きた可能性も指摘されている。

上述のように、南海トラフで発生する大地震は、これまで仮定されたような、「地震はほぼ同じ領域で、周期的に発生する」という固有地震モデルでは理解できず、多種多様なパターンの地震が起きていることが分かってきた。

(4) 次の地震について

過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていない。そのため、従来の評価方法を踏襲し、前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔として、時間予測モデルから推定された88.2年を用いた場合、南海トラフで大地震が発生する可能性は、時間が経過するにつれて高まり、今後30年以内の地震発生確率は70%から80%程度となる。

なお、最大クラスの地震については、過去数千年間に発生したことを示す記録はこれまでのところ見つかっていない。そのため、定量的な評価は困難であるが、地震の規模別頻度分布から推定すると、その発生頻度は100~200年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いと考えられる。

4 安芸灘~伊予灘~豊後水道

安芸灘~伊予灘~豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部(深さ40~60km)が破壊される(ずれる)ことによってM6.7~M7.4の大地震が発生する可能性がある。1649年以降にM6.7~M7.4の地震が領域内で6回発生しており、代表的な地震は1905年の芸予地震(M7.2)、2001年の「平成13年(2001年)芸予地震」である。

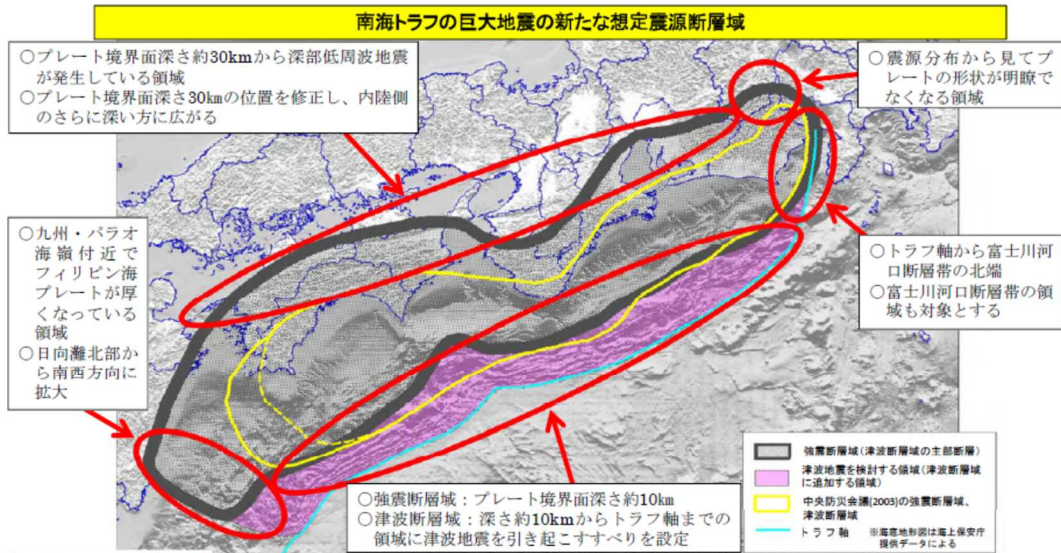
5 地震想定

国は、東日本大震災の教訓から、南海トラフにおける東海、東南海地震の震源モデルを見直し、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」の被害想定を公表した。

愛媛県においては、この「南海トラフ巨大地震」の想定震源断層域にはほぼ全域が含まれているほか、本県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘~伊予灘~豊後水道で発生する芸予地震にも留意する必要がある。

ることから、平成12～13年度に実施した「愛媛県地震被害想定調査」を見直すこととし、平成25年6月10日に震度分布、津波浸水想定等、平成25年12月26日に人的、物的、経済被害及び対策を講じた場合の被害軽減等を公表した。

南海トラフ巨大地震の新たな想定震源断層域



地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議(2003)強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメントマグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]	8.7

※「南海トラフの巨大地震モデル検討会」平成25年3月31日公表

(1) 目的

本県に最大クラスの被害をもたらす地震の規模や人的、物的被害等の状況を明らかにすることにより、市や県の地震防災・減災対策の基礎資料とし、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るとともに、具体的な被害軽減効果を示すことにより、県民の防災・減災に係る意識の向上を図り、自助・共助の取り組みを促進することを目的とする。

(2) 調査の内容

- ア 地震動・液状化・土砂災害の想定
- イ 津波の想定
- ウ 建物被害
- エ 屋外転倒、落下物の発生
- オ 人的被害
- カ ライフライン被害
- キ 交通施設被害
- ク 生活支障
- ケ その他被害
- コ 経済被害(直接被害)
- サ 被災シナリオ

(3) 前提条件

- ア 季節、時刻等の想定シーン

季節・発生時刻については、被害様相が異なる特徴的な次の3シーンにより検討した。

さらに、火災による被害は、風速によって被害の様相が異なるため、平均風速と強風時の風速により

検討を行った。

イ 想定地域単位

震度分布、液状化危険度、被害想定・・・125mメッシュ

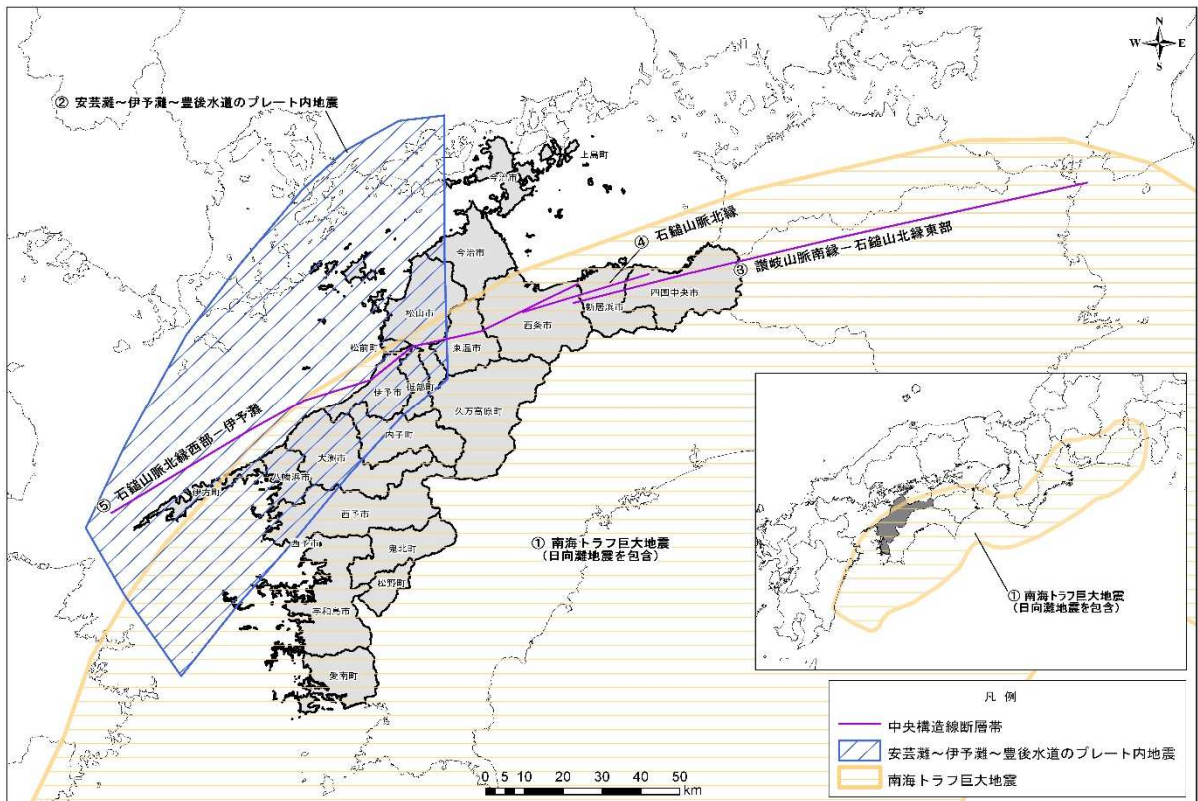
津波高・浸水想定、津波に係る被害想定・・・10mメッシュ

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜	<ul style="list-style-type: none"> 多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時	<ul style="list-style-type: none"> オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(4) 想定する地震

本調査では、国の科学的知見等に基づき、愛媛県における最大クラスの想定地震を設定した。

名称	マグニチュード
①南海トラフ巨大地震	9.0 (津波:9.1)
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (芸予地震)	7.4
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (中央構造線断層帯)	8.0
④石鎚山脈北縁 (岡村断層) の地震 (中央構造線断層帯)	7.3
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘 (中央構造線断層帯)	8.0



6 地震被害想定調査結果

県がまとめた「愛媛県地震被害想定調査(平成25年6月)」による本市の想定調査結果は、次のとおりである。

(1) 地震動

想定地震における新居浜市の最大震度と震度面積割合

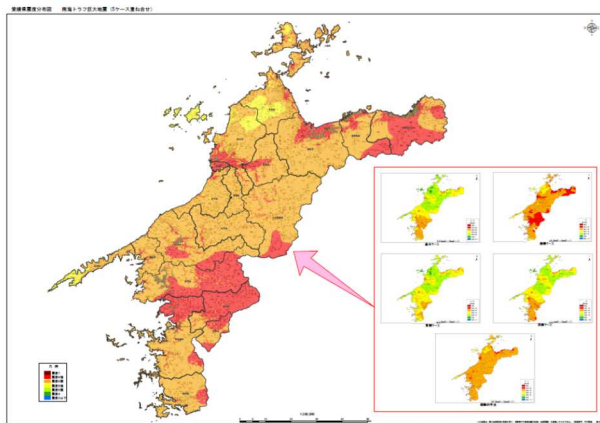
区分	想定ケース等	最大震度	震度 面積割合							
			7	6強	6弱	5強	5弱	4	3以下	
①南海トラフ巨大地震	基本ケース	6弱	0.0%	0.0%	6.6%	55.5%	37.9%	0.0%	0.0%	
	陸側ケース	7	5.1%	34.3%	60.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	東側ケース	6弱	0.0%	0.0%	7.8%	59.6%	32.6%	0.0%	0.0%	
	西側ケース	6弱	0.0%	0.0%	4.8%	33.0%	62.2%	0.0%	0.0%	
	経験的手法	6強	0.0%	8.7%	90.9%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	5強	0.0%	0.0%	0.0%	7.6%	29.5%	62.9%	0.0%
		ケース2 (南から破壊)	5強	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	25.9%	72.6%	0.0%
	②南側	ケース1 (北から破壊)	5弱	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.3%	65.5%	27.1%
		ケース2 (南から破壊)	5弱	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	65.2%	34.8%
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震	ケース1 (東から破壊)	7	3.1%	13.9%	21.2%	28.5%	33.4%	0.0%	0.0%	
	ケース2 (西から破壊)	7	7.9%	20.9%	19.4%	47.3%	4.5%	0.0%	0.0%	
④石鎚山脈北縁の地震	ケース1 (東から破壊)	7	3.1%	12.7%	31.4%	45.8%	7.1%	0.0%	0.0%	
	ケース2 (西から破壊)	7	0.8%	11.6%	29.8%	51.8%	6.0%	0.0%	0.0%	
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震	ケース1 (東から破壊)	6強	0.0%	6.8%	14.3%	32.3%	40.7%	5.8%	0.0%	
	ケース2 (西から破壊)	6強	0.0%	0.9%	12.4%	28.6%	42.9%	15.2%	0.0%	

想定地震における新居浜市の最大震度

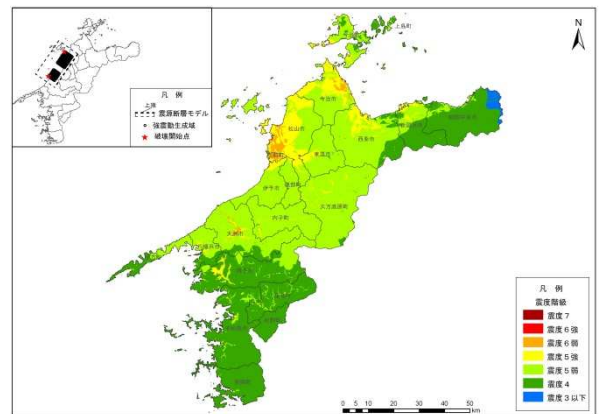
新居浜市	①南海トラフ巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震		③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震	④石鎚山脈北縁の地震	⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震
		②北側	②南側			
	7	5強	5弱	7	7	6強

資料編 ・ 震度分布図・液状化危険度分布図(南海トラフ巨大地震) P856

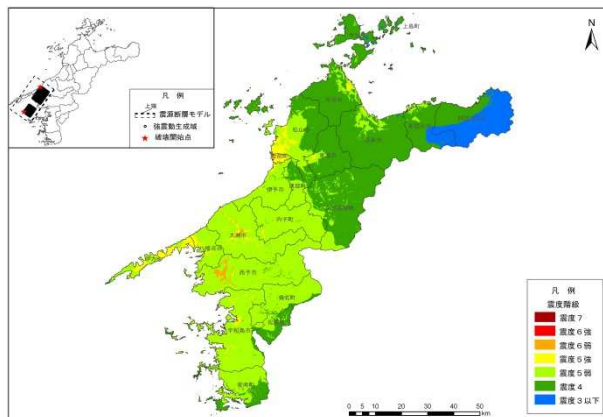
①南海トラフ巨大地震の震度分布
(5ケースの重ね合わせ)



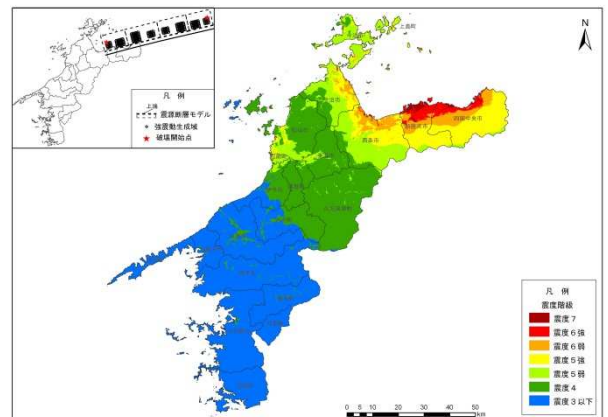
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内の地震(北側)の震度分布
(2ケースの重ね合わせ)



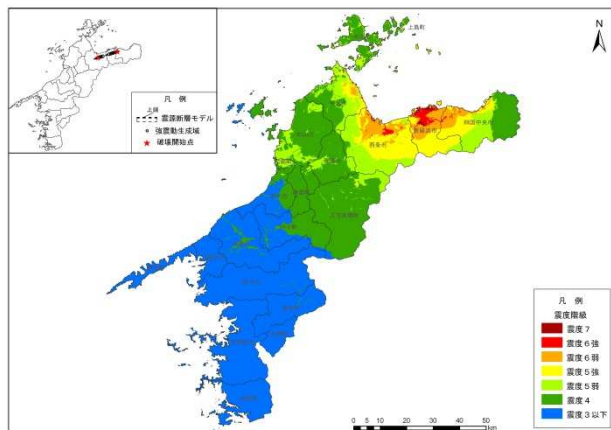
②' 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内の地震(南側)の震度分布
(2ケースの重ね合わせ)



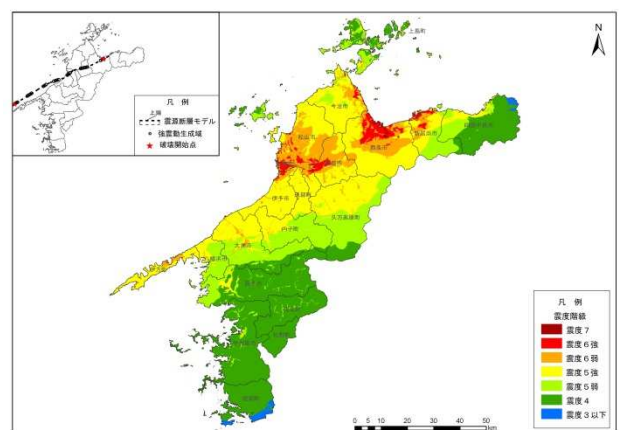
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震の震度分布(2ケースの重ね合わせ)



④石鎚山脈北縁の地震の震度分布
(2ケースの重ね合わせ)



⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震の震度分布
(2ケースの重ね合わせ)



(2) 液状化危険度

液状化指数と液状化の可能性

液状化指数 (PL)	液状化危険度
$30.0 < PL$	液状化危険度が極めて高い。
$15.0 < PL \leq 30.0$	液状化危険度がかなり高い。
$5.0 < PL \leq 15.0$	液状化危険度が高い。
$0.0 < PL \leq 5.0$	液状化危険度が低い。
$PL = 0.0$	液状化危険度がかなり低い。

想定地震における新居浜市の液状化の危険度

区分		想定ケース等	最大値	$30 < PL$	$15 < PL \leq 30$	$5 < PL \leq 15$	$0 < PL \leq 5$	$PL = 0$
①南海トラフ巨大地震		基本ケース	63.0	6.3%	5.5%	0.8%	8.1%	79.3%
		陸側ケース	80.8	12.3%	1.1%	7.3%	0.0%	79.3%
		東側ケース	62.7	6.8%	4.9%	1.5%	7.5%	79.3%
		西側ケース	58.2	5.2%	4.1%	3.1%	7.9%	79.6%
		経験的手法	75.8	10.4%	2.5%	7.8%	0.0%	79.3%
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	38.1	1.9%	3.1%	5.6%	9.5%	79.8%
		ケース2 (南から破壊)	20.4	0.0%	0.6%	7.2%	9.8%	82.5%
	②南側	ケース1 (北から破壊)	12.1	0.0%	0.0%	2.2%	8.0%	89.9%
		ケース2 (南から破壊)	5.4	0.0%	0.0%	0.0%	6.9%	93.1%
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震		ケース1 (東から破壊)	76.3	10.2%	1.9%	7.3%	1.2%	79.3%
		ケース2 (西から破壊)	82.8	10.4%	2.4%	7.5%	0.5%	79.3%
④石鎚山脈北縁の地震		ケース1 (東から破壊)	80.1	10.2%	1.8%	6.9%	1.7%	79.3%
		ケース2 (西から破壊)	74.5	9.3%	2.3%	7.0%	2.2%	79.3%
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震		ケース1 (東から破壊)	71.8	5.1%	6.5%	1.9%	7.3%	79.3%
		ケース2 (西から破壊)	55.0	4.5%	6.7%	1.8%	7.4%	79.6%

資料編 ・ 震度分布図・液状化危険度分布図 (南海トラフ巨大地震) P856

(3) 土砂災害危険度

土砂災害危険度ランク

ランク	土砂災害危険度
A	危険度が高い
B	危険度がやや高い
C	危険度が低い

想定地震における土砂災害の危険度

区分	想定ケース等	急傾斜地崩壊危険箇所 (砂防課所管)				山腹崩壊危険地区 (森林整備課所管)				
		箇所数	箇所数			箇所数	箇所数			
			A	B	C		A	B	C	
①南海トラフ巨大地震	基本ケース	160	44	63	53	98	15	35	48	
	陸側ケース	160	131	29	0	98	61	37	0	
	東側ケース	160	46	70	44	98	15	32	51	
	西側ケース	160	27	60	73	98	11	21	66	
	経験的手法	160	131	29	0	98	61	37	0	
安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	160	2	46	112	98	0	23	75
		ケース2 (南から破壊)	160	0	34	126	98	0	14	84
	②'南側	ケース1 (北から破壊)	160	0	17	143	98	0	0	98
		ケース2 (南から破壊)	160	0	7	153	98	0	0	98
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震	ケース1 (東から破壊)	160	89	55	16	98	34	44	20	
	ケース2 (西から破壊)	160	113	45	2	98	53	41	4	
④石鎚山脈北縁の地震	ケース1 (東から破壊)	160	97	56	7	98	44	40	14	
	ケース2 (西から破壊)	160	98	53	9	98	41	40	17	
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震	ケース1 (東から破壊)	160	42	79	39	98	14	44	40	
	ケース2 (西から破壊)	160	31	68	61	98	10	37	51	

区分	想定ケース等	地すべり危険箇所 (砂防課所管)				地すべり危険地区 (森林整備課所管)				
		箇所数	箇所数			箇所数	箇所数			
			A	B	C		A	B	C	
①南海トラフ巨大地震	基本ケース	14	4	8	2	5	1	3	1	
	陸側ケース	14	14	0	0	5	4	1	0	
	東側ケース	14	3	9	2	5	1	3	1	
	西側ケース	14	2	8	4	5	1	3	1	
	経験的手法	14	14	0	0	5	4	1	0	
安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	14	0	6	8	5	0	4	1
		ケース2 (南から破壊)	14	0	4	10	5	0	4	1
	②南側	ケース1 (北から破壊)	14	0	0	14	5	0	0	5
		ケース2 (南から破壊)	14	0	0	14	5	0	0	5
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部 の地震	ケース1 (東から破壊)	14	5	6	3	5	3	1	1	
	ケース2 (西から破壊)	14	9	5	0	5	4	1	0	
④石鎚山脈北縁の地震	ケース1 (東から破壊)	14	8	6	0	5	4	1	0	
	ケース2 (西から破壊)	14	7	7	0	5	4	1	0	
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震	ケース1 (東から破壊)	14	3	6	5	5	3	1	1	
	ケース2 (西から破壊)	14	3	5	6	5	2	2	1	

区分	想定ケース等	地すべり危険箇所 (農地整備課所管)				
		箇所数	箇所数			
			A	B	C	
①南海トラフ巨大地震	基本ケース	2	0	0	2	
	陸側ケース	2	2	0	0	
	東側ケース	2	0	0	2	
	西側ケース	2	0	0	2	
	経験的手法	2	0	2	0	
安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	2	0	0	2
		ケース2 (南から破壊)	2	0	0	2
	②南側	ケース1 (北から破壊)	2	0	0	2
		ケース2 (南から破壊)	2	0	0	2
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部 の地震	ケース1 (東から破壊)	2	0	0	2	
	ケース2 (西から破壊)	2	0	0	2	
④石鎚山脈北縁の地震	ケース1 (東から破壊)	2	0	0	2	
	ケース2 (西から破壊)	2	0	0	2	
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震	ケース1 (東から破壊)	2	0	0	2	
	ケース2 (西から破壊)	2	0	0	2	

(4) 津波想定結果

ア 津波到達時間

代表地点における津波到達時間

代表地点名	最短津波到達時間 (分)						最高津波水位
	±20cm	+1m*	+2m	+3m	+5m	+10m	
新居浜港	11	235	—	—	—	—	451

※+1m：津波水位から初期潮位を引いた波高が+1mになった時間 (+2m以上も同様)

イ 最高津波水位

代表地点における最高津波水位

代表地点名	地域 海岸名	最高津波水位		
		(T. P. m)	うち塑望平均満潮位 (m)	うち津波波高 (m)
新居浜港	燧灘	3.4	1.9	1.5

ウ 浸水面積、最大浸水深

浸水面積及び最大浸水深

市町名	浸水面積 (ha)						最大浸水深 (m)
	1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上	
新居浜市	955	794	475	160	—	—	3.9

資料編 ・津波ハザードマップ P857

(5) 定量的な被害

県がまとめた「愛媛県地震被害想定調査 (平成25年12月)」による本市の想定調査結果は、次のとおりである。

なお、上記想定地震による被害を推計した結果、愛媛県に最大の被害をもたらす地震は、「南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)」であり、以下では、想定される最大の被害を示す。

ア 建物被害

南海トラフ巨大地震 (陸側ケース) による新居浜市の建物被害

市町名	全壊棟数 (棟数) / 冬18時 (風速：強風)					
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	地震火災 (焼失)	合計
新居浜市	14,795	1,130	14	706	18,524	35,169

市町名	半壊棟数 (棟数) / 冬18時 (風速：強風)				
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計
新居浜市	10,367	1,216	32	1,250	12,865

イ 人的被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市の人的被害

市町名	死者数（人）／冬深夜（風速：強風）						合計
	建物倒壊		土砂災害	津波	火災	ブロック塀 倒壊等	
	うち屋内 収容物等						
新居浜市	850	57	1	455	536	0	1,842

市町名	負傷者数（人）／冬深夜（風速：強風）						合計
	建物倒壊		土砂災害	津波	火災	ブロック塀 倒壊等	
	うち屋内 収容物等						
新居浜市	4,769	840	1	33	258	0	5,061

市町名	自力脱出困難者・要救助者（人）／冬深夜	
	揺れに伴う自力脱出困難者	津波による要救助者
新居浜市	2,901	45

ウ ライフライン被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市のライフライン被害

市町名	直後／冬18時（風速：強風）					
	上水道		下水道		電力	
	断水人口 （人）	断水率 （％）	支障人口 （人）	支障率 （％）	停電軒数 （軒）	停電率 （％）
新居浜市	117,497	99.9	72,490	98.2	62,782	100.0

市町名	直後／冬18時（風速：強風）					
	通信（固定電話）		都市ガス		LPガス	
	不通回線数 （回線）	不通回線率 （％）	供給停止戸数 （戸）	供給停止率 （％）	容器転倒戸数 （戸）	ガス漏洩戸数 （戸）
新居浜市	97,974	99.1	0	—	1,660	1,176

エ 交通施設被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市の交通施設被害

市町名	交通施設			
	道路	鉄道	港湾	
	被害箇所数 （浸水域内外） （箇所）	被害箇所数 （浸水域内外） （箇所）	港湾 （箇所）	漁港 （箇所）
新居浜市	9	39	61	31

オ 生活支障

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市の生活支障

市町名	生活支障／冬18時（風速：強風）					
	避難者（人）					
	避難者計 （1日後）		避難者計 （1週間後）		避難者計 （1ヶ月後）	
	避難所	避難所	避難所	避難所	避難所	避難所
新居浜市	54,753	34,523	58,428	34,109	81,348	24,404

市町名	生活支障／冬18時（風速：強風）					
	帰宅困難者（人）		物資不足量			
	帰宅 困難者	居住ゾーン外 への外出者	（1～3日後）		（4～7日後）	
食糧（食）			飲料水（ℓ）	食糧（食）	飲料水（ℓ）	
新居浜市	6,938	6,381	257,657	529,365	493,652	1,126,025

市町名	生活支障／冬18時（風速：強風）					
	医療機能支障（人）		仮設住宅 必要世帯数	仮設トイレ不足量		
	入院 不足量	外来 不足量	自力生活再建 困難者世帯数 （世帯）	1日後 （基）	1週間後 （基）	1ヶ月後 （基）
新居浜市	1,989	2,373	9,031	115	114	81

カ その他被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市のおそれ被害

市町名	その他被害／冬18時（風速：強風）							
	災害廃棄物		避難行動 要支援者 （人）	文化財の被害			孤立集落	
	災害廃棄物 （万t）	津波堆積物 （万t）		揺れ （施設）	火災 （施設）	津波 （施設）	農業集落 （集落）	漁業集落 （集落）
新居浜市	234.83	55.3	8,428	0	0	0	4	0

市町名	その他被害／冬18時（風速：強風）					
	ため池被害					
	危険度ランクA		危険度ランクB		危険度ランクC	
危険箇所数 （箇所）	保全世帯数 （世帯）	危険箇所数 （箇所）	保全世帯数 （世帯）	危険箇所数 （箇所）	保全世帯数 （世帯）	
新居浜市	20	259	17	183	13	117

市町名	その他被害／冬18時（風速：強風）			
	漁業被害		農業被害	
	漁場 被害面積 （㎡）	漁船 被害数 （隻）	液状化 被害面積 （㎡）	津波浸水 被害面積 （㎡）
新居浜市	4,936,281	0	3,296,642	1,403,224

第2章 災害予防対策

地震による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐震性確保及び住民の生活確保等に係る対策の実施が重要である。

本章においては、これらの災害予防活動及び対策について定める。

第1節 地震災害予防対策の基本的な考え方

1 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方

(1) 総合的な地震災害対策のための基本的な考え方

県において、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

(2) 過去に遡った地震の想定

県において、地震の想定に当たっては、古文書等の史料の分析、地形・地質の調査など科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。

(3) 地震被害想定に係る留意点

県において、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行っている。

市は、県が算定した被害想定を基に、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策が必要である。

(4) 南海トラフ地震防災対策推進地域における措置

南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施する。

第2節 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時から、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者や避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市、県及び関係機関は、市民等に対して、自主防災思想の普及、徹底を図る。

さらに、地震防災対策の円滑な実施を確保するため、市職員の教育を行うとともに、学校教育、社会教育等を通じて、住民等に対して地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める。

なお、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

1 市職員に対する教育

市職員としての確かつ円滑な地震防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会や専門家の知見の活用等を通じ教育を行う。

- (1) 地震に関する基礎知識、一般的な知識
- (2) 市地域防災計画（地震災害対策編）と市の地震防災対策に関する知識
- (3) 緊急地震速報を覚知したときの具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 地震が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における地震防災対策
- (8) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (9) 地震対策の課題その他必要な事項

なお、上記（3）、（4）、（5）及び（6）については、毎年度、各課室等において、所属職員に対して十分に周知するとともに、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

また、専門的知識を有する防災担当職員の確保及び育成に努める。

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

市教育委員会及び学校長は、前記1に掲げる市職員に準じて教職員への教育を行うとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が地震に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き（改訂版）」（県教育委員会編）、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省編）等を参考にして、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、地震に関する基礎知識を修得させるとともに、地震発生時や南海トラフ地震臨時情報等発表時の対策（避難場所、避難経路、避難方法の確認）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の地震災害等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 小学校の児童、中学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
- (4) 学校教育は元より様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地震災害と防災に関する理解向上に努める。

3 市民に対する防災知識の普及

地震発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び大学等地域学術機関等と連携した防災講座

の開催などにより、地震及び防災に関する知識の普及、啓発を図る。

防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

(ア) 地震に関する基礎知識

(イ) 緊急地震速報を覚知したときの具体的に取るべき行動に関する知識

(ウ) 地震が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識

(エ) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的に取るべき行動に関する知識

(オ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

(カ) 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害時に、具体的に取るべき行動、避難場所や避難所での取るべき行動に関する知識

(キ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(ク) 防災関係機関等が講ずる地震防災対策等に関する知識

(ケ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識

(コ) 山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識

(サ) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識

(シ) 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのごまめ満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識

(ス) 応急手当等看護に関する知識

(セ) 避難生活に関する知識

(ソ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識

(タ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識

(チ) 早期自主避難の重要性に関する知識

(ツ) 防災士の活動等に関する知識

(テ) 南海トラフ地震に伴う地震動に関する知識(地震被害想定調査、液状化危険度調査等)

(ト) 南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性

(ナ) 規模の大きな地震が連続発生する可能性

(ニ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

(ヌ) 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識

イ 啓発の方法

(ア) 新居浜市防災センターを活用した体験・学習の実施

(イ) ケーブルテレビ等の活用

(ウ) インターネット(市ホームページ、SNS)の活用

(エ) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用

(オ) 映画、DVD等の利用

(カ) 講演会、講習会の実施

(キ) 広報車の巡回

(ク) 防災訓練の実施

(ケ) 各種ハザードマップの利用及び公共施設などへの掲示

(2) 社会教育を通じた啓発

市及び市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防

災に関する教育の普及促進を図る。

ア 啓発の内容

市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

また、文化財を地震災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 各種団体を通じた啓発

各種団体に対して、研修会、講演会、DVD等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設やショッピングセンター、スーパーマーケット、興行場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対して、緊急地震速報の活用や、地震発生時における施設管理者の執るべき措置について知識の普及に努める。

(5) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」等における啓発

市は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～23日までの一週間）」、「防災の日（9月1日）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

(6) 相談コーナーの設置

市は、それぞれの部局等において所管する事項について、市民の地震防災対策に関する相談に積極的に応じる。

なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談コーナーを、次のとおり設置する。

ア 総括的な事項

市民環境部危機管理課において設置する。

イ 建築に関する事項

建設部建築住宅課において設置する。

(7) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市はその制度の普及促進に努める。

4 企業の活動

風水害等対策編第2章第4節「事業者の防災対策」の定めるところによるが、各企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献など）を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、事業所の耐震化の実施や、防災体制の整備、予想被害に対する復旧計画の策定や各計画の点検・見直しのほか、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災訓練などの防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る企業は、国や県、市などが実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、企業の防災に関する取組を企業自身が積極的に評価等することなどにより、企業の防災力の向上を図る。このため、市は、県と連携して企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うよう努める。

5 普及の際の留意点

(1) 防災マップの活用

防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫や、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて施す。

防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザード

マップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うこと等の周知徹底にも努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(3) 防災地理情報の整備等

住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(4) 防災と福祉の連携等

危機管理課と福祉部等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3節 自主防災組織の活動

地震による被害を軽減するためには、市民一人ひとりが、地震や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職場等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、市及び県は、自主防災組織の育成強化に努め、市民による自発的な防災活動を促進する。

1 市民の果たすべき役割

市民は、地震災害から自らを守る「自助」とともにお互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び地震発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。

(1) 平常時の実施事項

- ア 地震防災に関する知識の習得に努める。
- イ 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- エ 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び、家族等との連絡方法を確認する。
- オ 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- カ かけ崩れ等災害が発生するおそれのある地域の危険箇所の把握に努める。
- キ 建築物の所有者は、家屋の耐震診断を行うとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修等適切な措置を講じる。
- ク 家具、ピアノ、冷蔵庫、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講じる。
- ケ 石油ストーブやガス器具等について、対震自動消火等火災予防措置を実施する。
- コ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備をしておく。
- サ ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- シ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ス 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- セ 隣近所と地震発生時の協力について話し合う。
- ソ 消火器、感震ブレーカーその他の必要な資機材を備えるよう努める。
- タ ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機を設置しようとする者は、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講じるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行う。
- チ 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生児童委員及び消防団等の協力団体や個人に対して、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
- ツ 自然災害による損害を補償する保険・共済の加入など、被災後の生活再建に備えるよう努める。

(2) 地震発生時の実施事項

- ア まず我が身の安全を図る。
- イ 出火防止及び初期消火に努める。
- ウ 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- エ 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- オ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- カ 自力による生活手段の確保を行う。
- キ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- ク 秩序を守り、衛生に注意する。
- ケ 自動車、電話の利用を自粛する。
- コ 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

2 自主防災組織の育成強化

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」2 自主防災組織の育成強化を準用する。

3 地域における自主防災組織の果たす役割

地震による被害を軽減するためには、市民が相互に協力し、地域や職場において自発的に防災組織をつくることが、より効果的である。このため、市及び県は、自主防災組織の育成強化に努め、県民による自発的な防災活動を促進する。

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、映写会その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

主な啓発事項

- ① 南海トラフ地震等の知識
- ② 地震情報の性格や内容
- ③ 平常時における防災対策
- ④ 災害時の心得
- ⑤ 自主防災組織が活動すべき内容
- ⑥ 自主防災組織の構成員の役割等

(2) 「自主防災マップ」の作成

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3 地域における自主防災組織の役割 (2) 「自主防災マップ」の作成を準用する。

(3) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3 地域における自主防災組織の役割 (3) 「自主防災組織の防災計画書」の作成を準用する。

(4) 「自主防災組織の台帳」の作成

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3 地域における自主防災組織の役割 (4) 「自主防災組織の台帳」の作成を準用する。

(5) 「防災点検の日」の設置

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3 地域における自主防災組織の役割 (5) 「防災点検の日」の設置を準用する。

(6) 防災訓練の実施

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3 地域における自主防災組織の役割 (6) 防災訓練の実施を準用する。

(7) 地域内の他組織との連携

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3 地域における自主防災組織の役割 (7) 地域内の他組織との連携を準用する。

(8) 情報の収集・伝達体制の整備

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3 地域における自主防災組織の役割 (8) 情報の収集・伝達体制の整備を準用する。

(9) 避難行動要支援者の支援体制の整備

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3 地域における自主防災組織の役割 (9) 避難行動要支援者の支援体制の整備を準用する。

(10) 資機材等の備蓄

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3 地域における自主防災組織の役割 (10) 資機材等の備蓄を準用する。

4 市の活動

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」4 市の活動を準用する。

5 自主防災組織と消防団等との連携

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」5 自主防災組織と消防団等との連携を準用する。

6 事業所等における自主防災活動

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」6 事業所等における自主防災活動を準用する。

7 地域における自主防災活動の推進

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」7 地域における自主防災活動の推進を準用する。

8 地域と学校との連携

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」8 地域と学校との連携を準用する。

第4節 事業者の防災対策

風水害等対策編第2章第4節「事業者の防災対策」を準用する。

第5節 ボランティアによる防災活動

風水害等対策編第2章第5節「ボランティアによる防災活動」を準用する。

第6節 防災訓練の実施

風水害等対策編第2章第6節「防災訓練の実施」を準用する。

第7節 業務継続計画の策定

市、県及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努める。

1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2 市の業務継続計画

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定により、業務継続性の確保を図る。

- (1) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。
- (2) 躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
- (3) 大規模災害時には、被災者支援システム（被災者の氏名・住所や、被災状況の管理、罹災証明書の発行、各種義援金の交付等を総合的に管理するシステム等）の導入に関係各課が対応し、迅速かつ的確な被災者支援や復旧・復興業務が行えるよう、あらかじめ庁内の体制整備に努める。
- (4) 保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。その際、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。
- (5) 消防防災合同庁舎の建設に伴い整備した防災情報システムや参集システムの効果が上がるように、実情に応じた職員の非常参集体制整備のため、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲内での必要な宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。
- (6) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- (7) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

第8節 地震災害予防対策

地震による火災の発生、建築物等の倒壊等災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。

1 火災予防

市は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会を捉え、次の指導を徹底する。

(1) 一般家庭に対する指導

- ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、揺れが収まったら直ちに火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- イ 対震自動遮断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- ウ 家庭用消火器、住宅用防災機器等の設置及び適切な維持管理の周知並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。
- エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
- オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。
- カ 電気を起因とする出火の発生を抑制するため、大地震の後、特に避難する前には、電気のブレーカーを切るよう指導するとともに、感震ブレーカー等の普及啓発を行う。

(2) 職場に対する指導

- ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- イ 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- エ 災害時における応急措置要領を作成する。
- オ 自主防災組織の育成指導を行う。
- カ 劇場、百貨店、旅館、雑居ビル、建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- キ 化学薬品を保有する学校・研究機関等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、また出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- ク 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入り検査等を通じて安全対策の促進を図る。

(3) 初期消火

地震発生時には、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効である。このため、家庭の初期消火能力を高めるとともに、地域や職場における自主防災体制を充実させるなど、消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、市は、次のとおり活動体制を確立する。

ア 家庭、地域における初期消火体制の整備

- (ア) 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。
- (イ) 家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。
- (ウ) 幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

イ 職場における初期消火体制の整備

- (ア) 震災時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。
- (イ) 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成する。

ウ 地域ぐるみの防災訓練等の実施

- (ア) 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(イ) 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

2 消防力の充実強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴を持つ地震災害時に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限にするため、市は、消防計画を策定するとともに、消防力の充実強化に努める。

(1) 総合的な消防計画の策定

消防組織法(昭和22年法律第226号)に基づき、より実効性のある消防計画を策定し、大規模地震発生時における消防活動計画を次のとおり定める。

ア 震災時の計画

震災時において、消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

イ 火災時の計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職・団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

また、地震災害時に、現有消防力を迅速かつ最大限に活用し、被害を最小限に軽減するために総合的な計画を策定する。

ウ 火災防御困難地域の計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等、火災が発生すれば拡大が予想される区域について火災防御計画を定める。

資料編 ・火災発生により特に大火の危険が予想される密集地域 P261

(2) 消防資機材等の整備

ア 消防本部は、消防庁舎、消防署所、消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車等の消防施設・車両等の維持更新・機能強化を図るとともに、救助工作車、高規格救急車等の車両及び応急処置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努め、救急救助業務の高度化を推進する。

また、消防通信指令システムをはじめとする消防救急デジタル無線システムや各情報通信システムの機能維持と安定稼働を図る。なお、消防署所の適切な配置や施設・設備の近代化、計画的な更新等を推進し、消防体制の強化を図るとともに、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署所等にあつては、災害時において災害応急対策の拠点としての機能を発揮するため、防災・減災対策等の観点から移転整備に努める。

イ 消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備するとともに、資機材等については消防団の装備の基準に基づく整備に努める。

ウ 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式(小型・軽小型)動力ポンプを重点的に整備する。

資料編 ・消防機械器具保有数(車両等)、消防機械器具保有数(消防器具) P164、P165
 ・消防団の消防設備 P172
 ・潜水資機材一覧表 P177
 ・管轄別消防水利施設数 P178

(3) 消防団の育成

ア 消防団は、震災時には消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、平素から消防団員の確保に努めるとともに、装備や処遇の改善、青年層・女性層を始めとした団員や機能別消防団員の入団を促進し、組織の活性化対策を積極的に推進する。

なお、消防団本部及び分団詰所は、消防団の活動拠点であり、いわゆる防災拠点の一つとして重要であるため、施設の長寿命化・高機能化を推進し、これらの施設整備に努める。

イ 災害活動能力を更に向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。

ウ 消防団員による市民への防災指導が行えるよう必要な教育訓練を実施する。

3 消防水利の整備

震災時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

(1) 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

耐震構造の防火水槽の整備や老朽化した防火水槽等の改修・耐震補強を推進するとともに、人口密集地

は初期消火が重要であることから、湖沼やため池用水の消火用水としての利用を促進するほか、河川水やプールなどの確保もより一層推進する。

(2) 耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

資料編	・管轄別消防水利施設数 P178
	・耐震性貯水槽の整備一覧表 P179
	・自然水利等集計表 P180
	・自然水利等一覧表 P181

4 建築物等の耐震対策

(1) 建築主の責務

建築主は、自らの生命及び財産を守るため、次の事項を実施し、建物の耐震性の向上を図る。

ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。

イ 所有する建築物等の耐震性を建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）等に基づいて診断し、耐震性に欠けるものについては耐震補強等必要な措置を講ずる。

(2) 市の役割

市は、次の事項を実施し、民間建築物の耐震性の向上を図る。

また、防災拠点となる公共施設、指定避難所等の非構造部材を含む耐震化についても、計画的かつ効果的な実施に努めるとともに災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努め、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

さらに、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

ア 新居浜市耐震改修促進計画に基づき、既存建物の耐震改修を促進するため、対象建物を選定し建物台帳を整備するとともに、所有者等に対して指導を行う。

イ 住民向けの「住宅相談窓口」を設置し相談に応じる。

ウ 特殊建築物の所有者・管理者に対して、防災知識の普及・啓蒙及び法令の周知を図るため、講習会を実施する。

(3) 建築設備

所有者等及び建築関係団体に対して、電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震化の促進を指導する。

(4) 天井の脱落防止

所有者及び建築関係団体に対して、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井の脱落による事故の防止及び安全対策等を指導する。

(5) ガラスの飛散防止

多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス、家庭内のガラス戸棚等の飛散防止による事故の防止及び安全対策等を指導する。

(6) ブロック塀の倒壊防止

安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法等について指導する。

(7) 家具等の転倒防止

タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等を指導する。

(8) 落下、倒壊のおそれのある危険構築物

地震の発生により、道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、警察署長、電力会社及び西日本電信電話株式会社等は、次により、それぞれ道路周辺等の点検・補修・補強を行い、又は要請する。

物件名	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識、 交通信号機等	公安委員会 管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	管理者	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、 バス停上屋等	設置者 管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等		破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	管理者	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

(9) 情報システムの安全対策

ア 市は、各種情報システムについて、大規模地震の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

イ 市は、自ら保有する情報システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、情報システムを保有する企業に対して、安全対策の実施について啓発に努める。

5 被災建築物等に対する安全対策

市は、県と協力して、地震発生時に被災建築物応急危険度判定を円滑にするため、公益社団法人愛媛県建築士会との連絡体制を整備するとともに、判定時に必要な機材を備蓄する。また、災害対策本部や避難所等の防災活動の拠点となる建築物について、速やかに判定を実施する体制を整備する。

6 都市防災不燃化促進対策

市は、避難場所、避難路の周辺等にある建築物の不燃化を促進するため、県と連携して、防火地域・準防火地域の指定を推進する。

第9節 水害予防対策

大規模地震に伴う水害を予防するため、河川管理施設等の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防）の強化等に努め、地震後の二次災害対策に万全を期す。

1 海岸保全施設の整備

海岸管理者は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、農林水産省（農村振興局、水産庁）、国土交通省（水管理・国土保全局、港湾局）所管の海岸保全施設の整備促進に努め、市民の生命と財産を守る。

2 河川管理施設の整備

河川管理者は、地震後の二次災害防止対策として、河川の水防上危険な箇所の状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るため、必要に応じて耐震性に配慮した河川改修等治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努める。

3 消防力（水防）の強化

地震後の二次災害（水害）に対処し、出水時の被害を軽減するため、雨量や河川水位等の水防情報に関する通信基盤を整備・活用するとともに、県や関係団体との連携を密にし、次により消防力（水防）の強化に努める。

- (1) 水防の重要性、水防活動への住民参加等水防意識の啓発を図るとともに、水防演習等により水防工法の習得に努める。
- (2) 水防活動に必要な人員の確保が困難なことが予想されることから、市は、関係団体等と調整協議し、人員の確保に努める。
- (3) 水防活動に必要な資機材の確保について、水防倉庫の充実、水防資機材の備蓄強化に努める。

第10節 地盤災害予防対策

風水害等対策編第2章第2節「地盤災害予防対策」の定めるところによるが、液状化対策について次のとおり定め、推進する。

1 液状化対策の推進

市及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特徴を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

また、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図る。

さらに、市は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、市民への適切な情報提供等を図る。

特に、沿岸部の工場群や大規模開発等については、特段の関心を持って液状化対策が実施されるよう、普及啓発に努めるとともに、情報提供等を積極的に実施する。

2 液状化対策の知識の普及

液状化危険度マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

個人住宅等の小規模建築物については、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及を図る。

資料編 ・ 震度分布図・液状化危険度分布図（南海トラフ巨大地震） P856

3 農地保全対策の実施

地震時の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地、農業用施設の保全を図る。

4 大規模盛土造成地マップの作成等

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを公表するとともに、滑動崩壊のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を推進するよう努める。

第11節 孤立地区対策

風水害等対策編第2章第13節「孤立地区対策」を準用する。

第12節 市民生活の確保対策

地震災害が発生した場合の市民の生活や安全を確保するため、あらかじめ市等において避難計画を作成するほか、食料や生活物資等の確保、医療救護・防疫体制等の確立などに努める。

また、市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

さらに、市は県とともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

なお、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

1 避難計画の作成

市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

市は、避難計画の作成に当たり、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備・職員の確保を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定める。また、避難指示等のほか避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求め、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

また、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、災害発生前から県・西条保健所及び福祉部との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

市及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、住民の生命・身体を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害等に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、平常時から、場所や収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るとともに、本地域防災計画に定めるほか、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行い、情報を共有する。

また、これらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図

記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努める。

さらに、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、社会福祉施設への緊急入所等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮するほか、家庭動物の同行避難が可能な指定避難所の設置も検討する。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の定義

風水害等対策編第2章第8節1(1)「指定緊急避難場所及び指定避難所の定義」を準用する。

イ 指定の基準

風水害等対策編第2章第8節1(2)「指定の基準」を準用する。

ウ 福祉避難所の指定

風水害等対策編第2章第8節1(3)「福祉避難所の指定」を準用する。

資料編 ・ 緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 P73

(2) 避難路の指定

市は、指定緊急避難場所の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定・整備する。また、沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図る。

なお、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

ア 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有する。

イ 避難路は、相互に交差しない。

ウ 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。

エ 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

オ 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底

風水害等対策編第2章第8節3「指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底」を準用する。

(4) 指定避難所の設備及び資機材の配備

風水害等対策編第2章第8節4「指定避難所の設備及び資機材の配備」を準用する。

(5) 市等の避難計画

ア 市の避難計画

市の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織の育成等を通じて平素から避難体制の確立を図る。

避難計画作成時の留意事項	
1	避難情報の伝達方法
2	指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
3	指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法（特に、要配慮者への配慮）
4	指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項
	(1) 給水措置
	(2) 給食措置
	(3) 毛布、寝具等の支給
	(4) 衣料、生活必需品の支給
	(5) 負傷者に対する応急救護
5	指定避難所の管理に関する事項
	(1) 避難収容中の秩序保持
	(2) 避難民に対する災害情報の伝達
	(3) 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
	(4) 避難民に対する相談業務
6	災害時における広報
	(1) 防災行政無線、広報車、市メール配信システム及び緊急速報メールによる周知
	(2) 避難誘導員による現地広報
	(3) 住民組織を通じた広報
7	夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整備

イ 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図る。

(ア) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。

(イ) 学校及び市教育委員会においては、義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定、収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。

(ウ) 病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

(エ) 愛媛県津波浸水想定で水深30cm以上の浸水が想定される区域(字、町丁目)において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成15年政令第324号)第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項等を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」を作成する。

(6) 避難マニュアルの作成支援

市は、自治会をはじめ、企業や保育園、幼稚園などの避難マニュアルの作成を支援する。

(7) 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、誰もが避難所の設置や運営のノウハウを理解できるような分かりやすいマニュアルを策定する。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、家庭動物の同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

(8) 災害時におけるペットの救護対策

風水害等対策編第2章第8節10「災害時におけるペットの救護対策」に定めるところによる。

2 食料及び生活必需品等の確保

風水害等対策編第2章第9節1「食料及び生活必需品の確保」を準用する。

3 飲料水の確保

(1) 市の活動

ア 水道施設耐震化を推進し、給水設備の復旧資材の備蓄と調達体制の確保を行う。

イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水実施計画を策定する。

ウ 給水車、給水タンク、トラック等応急給水資機材と給水場を整備する。

エ 住民及び自主防災組織等に対して、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。

オ 水道工事業者等との協力体制を確立する。

カ 災害時応援協定等による飲料水の供給体制を整備する。

キ 食料及び生活必需品等と同様に緊急援護物資備蓄の一環として、飲料水の備蓄を行うとともに、貯水槽を設置する。

(2) 市民及び自主防災組織の活動

風水害等対策編第2章第9節2(2)「市民及び自主防災組織の活動」を準用する。

4 物資供給体制の整備

風水害等対策編第2章第9節3「物資供給体制の整備」を準用する。

5 医療救護体制の確保

風水害等対策編第2章第10節「医療救護対策」の定めるところによるが、特に地震災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

(1) 実施方針

ア 被災者に対する医療救護は、原則として市が行う。市は、新居浜市医師会及び市内医療機関の協力を得て実施するが、市だけでは対応が困難な場合は、隣接市、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。

イ 災害の発生に伴い、市民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市は、市の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、状況により県に対して健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するよう要請する。

ウ 市は、地震被害想定調査における死傷者数等を勘案しながら自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領に基づき、救護所の設置、救護班の編成、保健医療活動チームの編成、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。

エ 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

6 防疫・衛生活動の確保

地震災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、次により、市は、防疫体制の確立を図るほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を整備する。

また、複数の自治体にまたがる食中毒の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

- (1) 防疫実施計画を作成する。
- (2) 防疫用薬品の調達計画を作成する。
- (3) 災害発生時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- (4) 住民が行う防疫活動及び保健活動について普及啓発を図る。

7 保健衛生活動体制の整備

地震災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

- (1) 情報収集体制の整備

市は、地震災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。
- (2) 保健衛生活動に関する体制整備

市は、地震発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。

また、必要に応じて、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

8 し尿処理体制の確保

- (1) 市が実施すべき事項

ア 県が実施した地震被害想定調査結果に基づき、発生するし尿の応急処理体制を確保する。

イ し尿処理施設の選定及び仮設トイレ等の資機材を備蓄する。

ウ 断水時における避難所の良好なトイレ環境を確保し、し尿処理量を低減するためにマンホールトイレの整備を図る。
- (2) 市民が実施すべき事項

ア し尿の自家処理に必要な器具等を準備する。

イ 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じて仮設トイレの設置場所を選定する。

9 ごみ処理体制の確保

- (1) 市が実施すべき事項

ア 県が実施した地震被害想定調査結果に基づき、発生する廃棄物の応急処理計画を定める。

イ 住民及び自主防災組織に対して、廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理するうえでの役割分担を明示し、協力を求める。

ウ ごみの臨時収集場所の選定及び清掃のための資材について準備する。
- (2) 市民が実施すべき事項

ア ごみの自家処理に必要な器具等を準備する。

イ 自主防災組織の清掃班が中心となり、地域ごとに住民が搬出するごみ置場を選定するとともに、ごみ処理資材の準備をする。

10 災害廃棄物の処理体制の整備

市は、あらかじめ市災害廃棄物処理計画を策定し、県と協力して災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努める。

また、住民の健康への配慮や安全確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応のため、自然災害により発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む。）の処理について、災害廃棄物処理計画を作成する。

第13節 要配慮者の支援対策

風水害等対策編第2章第14節「要配慮者の支援対策」を準用する。

第14節 広域的な応援体制の整備

風水害等対策編第2章第15節「広域応援体制の整備」を準用する。

第15節 情報通信システムの整備

風水害等対策編第2章第17節「情報通信システムの整備」を準用する。

第16節 ライフラインの耐震対策

大規模地震発生時においては、上下水道、電気、ガス等のライフラインの寸断による被害の発生が予想されるため、ライフライン事業者は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震性の向上に努める。

また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備に努める。

特に、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や避難所等の重要施設に係る供給ラインや排水施設については、重点的に耐震診断を実施し、速やかに耐震化を進める。

1 水道施設

市は、地震災害によって被災する箇所が生じても、それによって給水システム全体の機能が麻痺することのないよう水道施設及び基幹管路の耐震性強化（停電対策を含む。）を図るとともに、被災した場合であっても、早急に復旧を行うことを基本に次の対策を講じる。

- (1) 災害発生時にも最低限必要な給水を確保できる施設整備を実施する。
- (2) 情報電送システム、監視・制御システムについては、災害時にも十分に機能を発揮できるように整備する。
- (3) 水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱等に基づき、他の水道事業者との相互協力体制を整備する。
- (5) 流量測定装置の設置

市内9箇所の給水区域（川西、川東、上部西低区・東低区・西高区・東高区・治良丸超高区・谷前超高区・立川高区）のうち、6箇所の給水区域を中ブロックに分け流量測定装置を設置し、ブロック毎の使用水量を把握することにより、破損箇所、漏水箇所の早期発見等、給水の管理強化に努める。

- (6) 水道施設及び管路の耐震化

施設及び管路の更新計画に基づき、配水池・送水場等の水道施設及び基幹管路の耐震化を推進する。

2 下水道施設

- (1) 市の活動

市は、下水道施設の機能停止は一時的なものであっても生活者に多大の影響を与えることから、特に重要な管渠、下水処理場、雨水ポンプ場について、耐震性を考慮し改築も含めて整備を促進する。

- (2) 代替性の確保

市は、下水道施設が損傷を受け下水処理が不能となる場合を想定し、下水道BCPに基づきその早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

- (3) 耐震点検の実施

市は、幹線管渠、雨水ポンプ場及び下水処理場について、定期的に点検を実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。

- (4) 施設の補強・整備

ア 管渠

軟弱地盤、液状化のおそれがある地盤においては、機能を確保させるため可とう性管、可とう性継ぎ手、液状化しない埋め戻し材（碎石等）を採用して、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

また、管渠施設の老朽化調査を行い、老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

イ 下水処理場、雨水ポンプ場

下水処理場、雨水ポンプ場の躯体との継ぎ手部分の配管については、可とう性と伸縮性を有するものを採用し、特に老朽化している施設については、耐震診断等により耐震性を確認し、耐震性が不足する施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

3 工業用水道施設

- (1) 日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には耐震設計・耐震施工に十分な配慮をする。
- (2) 老朽化の著しい管について、敷設替え等補強工事を行う。
- (3) 監視、操作システムについては、災害時にも十分に機能を発揮できるように整備する。

4 電力施設

電気事業者は、地震災害予防のため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、次のとおり、電力設備等についても、十分な耐震性の確保に努めるほか、系統の多重化や拠点の分散等代替性の確保を進めるなど災害予防措置を講ずる。

また、防災業務計画を策定して、電力施設の防護及び迅速復旧体制を確立する。

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

過去に発生した地震災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮した「発電用水力設備に関する技術基準」、「火力発電所の耐震設計指針」、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行う。

イ 送・配電設備

地震により不等沈下や地すべり等が生ずるおそれのある軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

また、県等と連携を図りながら、電線共同溝の整備等を図る。

ウ 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を迅速に行うため、移動用の発電機、変圧器、遮断器、無線等を確保する。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 要員の確保

従業員及び請負業者について、動員体制を確立する。

ウ 資機材等の確保

災害時のため、次の資機材の確保及び輸送体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食料その他の物資

エ 電力融通

災害発生時に、一時的に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

5 ガス施設

ガス事業者は、地震災害予防のため、ガス施設について耐震性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備などにより災害予防対策を推進するとともに、次の対策を講じる。

(1) 200ガル(震度5弱相当)以上の地震を感知した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメーターの設置を図る。

(2) 利用者に対しては、地震発生時にはガス栓を閉めることと、ガス器具の使用禁止について周知を図る。

(3) 都市ガス事業所に地震計(SI計)を設置し、地震規模の情報把握を行う。

6 電信電話施設(西日本電信電話株式会社等)

西日本電信電話株式会社は、次のとおり、電信電話施設について建物、設備等に耐震・耐火措置を講ずるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど災害予防対策を推進する。

(1) 局舎の整備

耐震・耐火構造の局舎設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害防止のため、防火扉、防潮板等を設置する。

(2) 局舎内設備の整備

ア 局舎内に設置する電気通信設備の振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金具等による耐震措置を講じる。

イ 非常用予備電源として、蓄電池及び発電機を設置する。

ウ バッテリー、予備エンジンの耐震強化を実施するとともに、相互応援給電網の実現に努める。

(3) 局外設備の整備

地下にある通信施設については、地震対策を実施する。

(4) 災害対策用機器の整備

ア 通信の全面途絶地域、指定避難所等との通信を確保するために、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線機等を配備する。

イ 局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換装置として非常用移動電話局装置を主要地域に配備する。

ウ 震災時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するために、主要局に移動電源車を配備する。

エ 局外通信設備が被災した場合、応急措置用として、各種応急用ケーブル、災害対策用機器等を配備する。

(5) 建物、鉄塔等の耐震診断の徹底と対策実施

ビル・鉄塔等の診断及び補強を実施するとともに、建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施する。

(6) ネットワークの信頼性と柔軟性の確保

共通線、クロック回線等ネットワークの神経回線の2ルート化の推進及び回線増設等が柔軟にできるような対策を実施する。

(7) 通信ケーブルの地中化の推進

県等と連携を図りながら、電線類地中化計画に積極的に参画する。

(8) 運用監視センターや各種データベースの分散

県内の設備の監視・制御は、西日本電信電話株式会社で一元的に行い、通信網異常時の影響度の把握とそれに必要な措置を迅速に行うため、コクピット化を図る。

また、重要な各種データ等については、分散して保管する。

7 廃棄物処理施設

風水害等対策編第2章第18節7「廃棄物処理施設」を準用する。

第17節 公共土木施設等の耐震対策

道路、海岸、河川、港湾等の各種公共土木施設等は、ライフラインとともに、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

このため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

また、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するための体制を整備するとともに、資機材の備蓄を可能な限り行う。

そのほか、災害発生時の緊急輸送活動のための多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設（道路、港湾等）及び輸送拠点について把握し、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに応急活動等を円滑に進めるためのマニュアルの作成に努める。

さらに、災害復旧・復興に備え、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複製保存に努めるとともに、老朽化した公共土木施設等について、長寿命化修繕計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

1 防災上重要な建築物の耐震性確保の推進

市は、庁舎、病院、学校、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導、救助及び公共土木施設等の応急復旧等の防災業務の中心となる公共建築物の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努めているが、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努める。

また、防災拠点となる公共施設の耐震化については、計画的かつ効率的な実施に努める。

- (1) 医療救護施設の整備
在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。
- (2) 社会福祉施設の整備
社会福祉施設等の収容者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
- (3) 学校等施設の整備
児童、生徒、職業訓練生等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校、高等技術専門校等の施設の耐震化を図る。
- (4) 不特定多数が利用する公的建物の整備
教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
- (5) 庁舎、消防施設、警察施設等の整備
庁舎、消防施設、緊急物資集積場所となることが予想される施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
- (6) 地域防災拠点施設
地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。
また、地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

2 道路施設等の整備

- (1) 緊急輸送道路の確保
道路交通の確保は、地震発生後において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで重要不可欠である。

このため、市は、緊急輸送道路の防災対策、震災対策及び改良整備を促進し、これらを有機的に連結させて緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化に寄与するとともに、パトロールや点検等管理体制の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

さらに、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、新居浜建設業協同組合等と協定を締結し体制の整備を図るとともに、道路啓開等を迅速に行うため、道路管

理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

(2) 調査の実施

市及び他の道路管理者は、緊急輸送道路及び緊急性の高い路線については、諸施設の耐震点検を定期的実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

また、通常のパトロール等においても目視等による調査を実施する。

(3) 施設の補強・整備

市及び他の道路管理者は、耐震点検等で対策が必要とされた箇所及び未改良区間について、緊急輸送道路及び、緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強や整備を実施する。

ア 道路

法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について補強対策を実施するとともに、道路改良に当たっては、耐震基準に基づく整備を行う。

イ 橋梁

落橋、変状等の被害が予想される道路橋、横断歩道橋、側道橋等について、補強対策を実施する。

ウ トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、変状等の被害が予想されるトンネルについて、補強対策を実施する。

エ 道路の付属物

道路敷地内の道路標識、道路情報提供装置、電線共同溝など道路付属物の耐震性の確保並びに補強・整備に努める。

(4) 施設の長寿命化対策

市(新居浜港務局を含む。)は、道路施設、海岸保全施設等の点検、診断等、劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化修繕計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

3 海岸保全施設

(1) 海岸保全施設の確保

海岸管理者は、老朽化した施設や、堤防、護岸等の嵩上げの必要な箇所、液状化により施設が崩壊する可能性がある箇所等、地震や津波による被害が発生する危険性の高い地域において、県との連携により海岸保全施設の整備に努める。

(2) 点検の実施

海岸管理者は、点検を背後地の重要度に応じて順次実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

また、堤防等の構造等に関する情報を整理する。

(3) 施設の補強・整備

海岸管理者は、点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、「愛媛県海岸保全基本計画」とも整合を図りながら補強や整備を実施する。

4 河川管理施設

(1) 河川管理施設の確保

河川管理者は、耐震性に配慮した河川改修等の治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

(2) 点検の実施

河川管理者は、点検を定期的実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

また、堤防等の構造等に関する情報を整理する。

(3) 施設の補強・整備

河川管理者は、点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

5 砂防等施設

(1) 砂防等施設の確保

市は、県等管理者と連携を図り、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設(以下「砂防等施設」という。)の耐震機能を高め、土砂災害防止施設の整備促進に努めるとともに、地震発生後には、各施設に異常がないか点検パトロールを行うなど余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

(2) 点検の実施

砂防等施設の管理者は、施設の点検を定期的実施し、震災対策の必要な箇所を把握に努める。

(3) 施設の補強・整備

点検で対策が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

6 漁港施設

(1) 物資輸送の確保

市は、災害に強い漁港漁村づくりのための整備を行う。特に、大島漁港については、島内の物資輸送の拠点となるため、整備を行う。

(2) 耐震点検等の実施

通常のパトロール等において、目視等による耐震点検を実施するほか、地震等防災に備えた漁港改修事業を適宜実施する。

7 港湾施設

(1) 物資輸送拠点の確保

海上交通ルートは、地震被災による避難、救助、緊急物資及び復旧資材等の輸送を行ううえで極めて重要な役割を果たすものであり、その拠点の確保を図っておく必要がある。

また、大規模地震の発生直後にあっても、地域の経済活動を維持する観点から、国内産業・経済活動が停滞することのないよう、安定した物流機能を確保する必要がある。

防災拠点となる港湾である新居浜港については、岸壁及びアクセスルートである臨港道路・橋梁の耐震補強や改修等を進めるとともに、港湾緑地、背後道路等を整備し、震災時に物資輸送拠点として施設の利用に支障をきたさないよう管理を行う。

(2) 海上輸送と道路輸送の連結

防災拠点となる港湾である新居浜港については、重要物流道路等により道路輸送ネットワークと密接に連結させ、緊急輸送ネットワークをより確実にする。

また、内航海運組合連合会や旅客船協会との協定に基づき、陸上輸送の代替手段の確保に努める。

(3) 耐震点検の実施

港湾管理者は、防災拠点となる新居浜港の岸壁等を、輸送拠点として施設を利用するため、耐震点検を定期的実施し、震災対策の必要箇所の把握に努める。

(4) 施設の補強・整備

港湾管理者は、耐震点検・新たな知見等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、耐震補強、免震化、液化化対策等を実施する。

8 農業用施設

(1) 農業用施設の確保

ため池、農業用水路、農道などの農業用施設の管理者は、農地等の防災・保全と農業用施設の維持のため、管理、点検の一層の強化を図るとともに、危険度・必要性を踏まえて耐震構造とした整備促進を図る。

地震発生時の対応について、所定の規模の地震が発生した場合、速やかに防災重点農業用ため池の点検を行い、二次災害を防止する体制を整備する。

(2) 耐震点検の実施

市は、防災重点農業用ため池、基幹的水利施設の耐震点検を実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。

(3) 施設の補強・整備

市は、耐震点検で対策が必要となった施設について、緊急度の高い施設から順次、補強・整備を実施する。

このうちため池については、下流域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して、緊急連絡体制の整備やハザードマップの作成・周知などのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講じる。

9 都市公園施設

(1) 都市公園施設の確保

都市公園は、震災時の延焼遮断空間、避難場所及び防災活動拠点として有効に利用されるため、市は、他の公共施設とも連携を図り、施設整備を促進する。

(2) 点検の実施

老朽施設を重点に定期的な点検を実施し、地震災害の防止に努める。

(3) 施設の補強・整備

点検等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

また、市が避難場所、避難所として指定する基幹的な都市公園については、必要に応じて、食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、非常用照明施設、非常用発電施設等の整備に努める。

10 文化財の保護

(1) 文化財建造物及び文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の地震時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、市長は、県教育委員会と連携して、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

ア 文化財等の耐震補強工事の実施

イ 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施

ウ 安全な公開方法と避難方法・避難場所の設定

エ 地震発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立

オ 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備

カ 地震発生後の火災発生に対する防火施設の設置と防災訓練の実施

(2) 風水害等対策編第2章第19節6「文化財施設（2）」を準用する。

11 市防災行政無線施設

平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

また、災害時の情報伝達に重要な役割を担うため、運用に支障を来さないよう非常用電源設備の整備や耐震性のある堅固な場所への施設整備に努める。

第18節 危険物施設等の耐震対策

地震発生時に、危険物施設等の火災や危険物の流出などがあった場合、周辺地域に多大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、市は、これら施設の自主保安体制の充実、強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく愛媛県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

1 危険物施設

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、石油化学製品の開発並びに利用の拡大により、危険物の取扱量の増加とともに施設及び設備の大規模化、大型化が進んでいる。

大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮された以外の要因や、地盤の液状化による要因で、危険物施設が損傷を受けることがあるため、市は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制や事業所に対する指導の強化及び普及、啓発を次のとおり行う。

(1) 安全指導の強化

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の健全な育成と安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施するとともに、必要に応じて保安教育計画を作成させ、災害時に備えた教育や訓練の実施を指導する。

施設・設備等については、完成検査や立入検査のみならず、あらゆる機会を通じて、法令上の技術基準への適合、自主的な日常点検等による維持管理の強化について指導する。

(2) 自衛消防組織の充実強化

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、実効性のある訓練の励行及び隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を進め、効果的な自主防災体制の確立を図るよう指導する。

(3) 防災車両、資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして化学消防自動車や泡消火薬剤等の整備を図り、消防力の強化に努めるとともに、危険物事業所に対しても防災車両や資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

(4) 施設の耐震化の促進

施設・設備等の重要度に応じて、計画的な耐震化や液状化対策を促進するよう指導する。

資料編 ・ 危険物製造所等設置許可数 P195

2 高圧ガス施設

産業活動の進展に伴う高圧ガスの利用範囲の拡大により、高圧ガスの需要は増加し、家庭用燃料として使用される液化石油ガス（LPガス）も、その利便性により、多くの世帯で使用されている。

高圧ガス事業所における高圧ガス施設は、過去の震災の教訓を生かし、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）等関係法令により耐震設計基準が定められ、耐震性を考慮した設計・施工がなされ、地震に対する構造上の安全対策が講じられている。

しかしながら、大規模な地震が発生した場合は、想定を超える地盤の液状化等によって、高圧ガス施設が損傷を受けることがあるため、消防本部は、高圧ガス事業所に対して、地震発生時における高圧ガス施設の保安管理体制確立に向けて保安指導等を実施するほか、高圧ガス事業所及び液化石油ガス販売事業者に対して、次のとおり、確認・調査を行い、設備の設置促進等を図る。

(1) 高圧ガス事業所

ア 耐震設計構造物について通達や耐震設計基準による評価を行い、自らの設備の耐震性能を確認し、必要な対策の実施

イ 敷地が液状化の発生しやすい場所かどうかについて調査を行い、必要な対策の実施

ウ 高圧ガス貯槽等に設けられた緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進

エ 容器（ボンベ）によって高圧ガスを貯蔵している場合にあっては、チェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

(2) 液化石油ガス販売事業者

ア ガス放出防止器の設置促進

イ 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

ウ 感震ガス遮断機能付きガスメーターの設置の徹底及び使用期限管理の徹底

(3) 流出容器の対策

流出した容器は、容器所有者が回収し処分することが原則であるが、大規模な災害では所有者不明の容器が発生する可能性が高いため、関係団体により津波による被害発生時の容器回収の協力体制を構築しておく。

3 毒物・劇物貯蔵施設

製造業者等は、次により耐震対策の強化を推進する。

(1) 応急対策教育の徹底

毒物劇物の製造業者は、それぞれ自主的に作成している「危害防止規程」を遵守するよう職員に教育指導する。

(2) 毒物劇物の製造量及び同貯蔵量の把握

毒物劇物の製造量及び貯蔵量を定期的に調査し、その実態を把握する。

4 火薬類製造施設・貯蔵施設

製造事業者及び火薬庫設置事業者は、次により耐震対策を強化する。

(1) 定期自主検査の実施

事業者は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定を遵守して火薬類の製造施設及び火薬庫の構造等、基準適合状況について年2回以上定期自主検査を実施し、県に報告する。

(2) 保安教育の実施

事業者は、地震発生時の災害防止のために執るべき措置等について保安教育を実施する。

(3) 危害予防規程

火薬類製造事業者は、災害の発生防止のために定めた危害予防規程を遵守し、地震等災害発生時の保安確保に努める。

第19節 災害復旧・復興への備え

風水害等対策編第2章第27節「災害復旧・復興への備え」の定めるところによるが、地震災害時特有の災害復旧・復興への備えについては、次のとおり定める。

1 災害廃棄物の発生への対応

市は、県とともに、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立並びに十分な広さの仮置場・処分場の確保に努める。

また、県とともに、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、県、市又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

また、環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) や災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク)、四国ブロック協議会等の取組に参画し、人材育成や受援体制の確立に努める。

2 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市はその制度の普及促進に努める。

第3章 災害応急対策

地震災害は、他の災害と異なり、事前予知が困難であり、大規模地震の発生時には広範囲に甚大な被害が及ぶことから、その応急対策の基本方針を次のとおり定める。

第1節 市の災害応急活動

市内に大規模な地震災害が発生し、甚大な被害が発生するおそれがある場合、市は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、防災関係機関と相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

また、災害現場で活動する各機関の部隊等においても、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やこまめな消毒等を徹底する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

大規模地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害対策を行う必要がある。

また、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じる。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第2節「防災組織及び編成」による。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
動員班	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の非常招集その他勤務に関すること。 ・各部の動員要請に関すること。
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び運営に関すること。
総務警防班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防職員の招集に関すること。 ・消防団との連絡に関すること。
通信指令班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等の収集伝達及び気象に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査及び災害対応に関すること。
各部共通事務 (各部庶務担当課)	<ul style="list-style-type: none"> ・部の庶務に関すること。 ・本部、他部及び部内各班との連絡調整に関すること。 ・部内職員の動員、配備に関すること。 ・所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の取りまとめに関すること。 ・所管施設の災害復旧対策の取りまとめに関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。
各課共通事務	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報に関すること。 ・所管施設の災害復旧対策に関すること。 ・他の班の応援に関すること。

1 活動体制の区分及び設置基準

地震の規模あるいは被害状況により、次の表1-1のとおり、警戒体制、特別警戒体制、非常体制、特別非常体制の4段階の体制で、災害応急対策を講じる。設置基準については、愛媛県が県下の市町に配備している「愛媛県震度情報ネットワークシステム」に基づく、本市の震度を基準値とする。

また、時間外及び休日には、報道機関による気象台発表の本市の震度を職員自主参集の基準値とする。

表1-1 活動体制区分及び設置基準

体制区分	設置基準	組織区分	配備区分	配備及び活動体制の基準
警戒体制	1 状況により市長が必要と認めたとき。		事前配備	表1-2 のとおり
特別警戒体制	1 市域に震度4の地震が発生したとき。 2 その他状況により市長が必要と認めたとき。	災害警戒本部	第1配備	表1-3 のとおり
非常体制	1 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	災害対策本部	第2配備	表1-4 のとおり
特別非常体制	1 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 市域に広範囲にわたって災害が発生したとき。 3 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫しているとき。 4 その他状況により市長が必要と認めたとき。	災害対策本部	第3配備	表1-5 のとおり

※ 表1-2～表1-5は、風水害等対策編に掲載

2 職員の服務

(1) すべての職員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守する。

- ア 配置についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- イ 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- ウ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- エ 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡を取り、常に所在を明らかにする。
- オ 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

(2) 勤務時間外における遵守事項

- ア 地震が発生し、その地震が「活動体制の区分及び設置基準」に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは参集指令を待つことなく、自主的に指定の場所に参集する。
なお、震度情報が得られない場合の判断基準については、気象庁震度階級関連表を参考にすること。
- イ 災害の状況により指定の場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市の施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。
また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段を持ってその旨を所属の長、若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。
- ウ 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業しやすい服装を着用し、できる限り食料品等を携行する。
- エ 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。
- オ 参集途上で一時的に応急活動（人命救助、消火活動、避難誘導等）に当たらざるを得ないときは、適宜連絡する。

資料編 ・ 震度階級表 P69

3 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部の設置

市長は、災害対策本部設置前においても常に地震及び気象状況等に注意し、次により災害警戒本部の体制を整える。

ア 設置基準

- (ア) 市域に【震度4以上】の地震が発生したとき。
- (イ) その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

4 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

風水害等対策編第3章第2節1 1 「災害対策本部」を準用する。

(2) 地区連絡員

原則として、各校区に居住する職員の中からあらかじめ指名し、次により派遣されたときは情報収集活動及び広報活動を行う。

ア 地区連絡員の派遣基準

(ア) 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。

(イ) その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

イ 地区連絡員の派遣先

各公民館・交流センターとする。

ウ 参集方法

上記ア(ア)の場合は、派遣先へ直ちに自主参集のうえ本部(動員班)へ報告し、同(イ)の場合は、本部(動員班)の指示を受けて派遣先に参集する。

エ 自主防災組織・自治会の連絡員との連携

各校区連合自治会長は、震度6弱以上の地震が発生した場合、各公民館・交流センターに自主防災組織・自治会の連絡員を派遣する。

地区連絡員は、自主防災組織・自治会から派遣された連絡員と連携し、被害情報の収集や市からの情報の伝達を行う。

第2節 通信連絡

風水害等対策編第3章第3節「通信連絡」を準用する。

第3節 情報活動

気象庁の発表に基づき消防庁から全国瞬時警報システム（J-ALERT）にて伝達される緊急時地震速報を防災行政無線等により住民へ伝達し、また、震度情報ネットワークや気象台から発表される地震情報、二次災害に結びつく災害情報、被害情報を関係機関の協力を得て収集するとともに、速やかに市民、県、関係機関に伝達する。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報の収集及び情報収集活動全般の統括に関すること。 ・災害情報の保存に関すること。 ・県への被害状況報告に関すること。
調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関及び関係機関等との連絡調整及び発表に関すること。 ・本部長の特命に関すること。
情報処理班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の受付及び処理に関すること。 ・災害情報の整理・記録に関すること。
調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の調査及び災害情報の収集に関すること。
情報伝達班	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会及び自主防災組織への伝達に関すること。
援護班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設への伝達に関すること。
総務警防班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団との連絡に関すること。
通信指令班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等の収集伝達に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査に関すること。
関係各部班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設等についての被害情報の収集、報告に関すること。

1 地震・津波情報の種類

地震が発生した場合に、気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、津波災害対策編第3章第1節第1「津波警報等の伝達」による。

2 情報収集体制の確立・強化

市は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡を取ることで、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

(1) 非常電話、連絡責任者の指定

ア 非常電話

市各部及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する非常電話を定め、窓口の統一を図る。

災害時においては、非常電話を平常業務に使用することを制限するとともに、通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

イ 連絡責任者

市各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

(2) 本部連絡員の派遣

ア 市の各部

市の各部は、災害対策本部と各部の連絡を強化するため、本部連絡員を災害対策本部に派遣する。

イ 防災関係機関

防災関係機関は、災害対策本部との連絡のため、必要に応じて本部連絡員を災害対策本部（庶務班）

に派遣する。

なお、本部連絡員は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属の機関との連絡に当たる。

(3) 有線通信網の利用方法

ア ファクシミリ等の優先利用

災害対策本部、市各部出先機関、防災関係機関の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてファクシミリ、電子メールによる文書連絡によって行う。

イ 災害時優先電話の利用

電話回線が輻輳し一般電話がかかりにくい場合は、西日本電信電話株式会社（四国支店）があらかじめ指定する災害時優先電話を利用する。

なお、災害時優先電話の優先的利用は、発信時に限定されるので、可能な限り発信専用電話として措置する。

ウ 非常、緊急通話等の利用

一般電話による通話が不能若しくは困難な場合は、災害対策基本法第57条、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条の規定により、次のとおり、非常又は緊急通話として、他に優先して取扱うよう請求し利用する。非常、緊急電報の利用についても同様とする。

(ア) 非常、緊急通話の利用請求

非常、緊急通話の利用請求は、特別な事情がある場合を除き、西日本電信電話株式会社（四国支店）があらかじめ指定する災害時優先電話により行う。非常、緊急通話は、市外局番なしの「102番」へかけ、オペレータへ請求する。

請求に当たっては、次のことを申し出る。

- a 非常通話又は緊急通話の申し込みであること。
- b 災害時優先電話の電話番号と機関名（発信者）
- c 相手の電話番号、機関名（着信者）
- d 通話の内容

(イ) 非常、緊急電報の利用

非常時における緊急連絡のため一般の電報に優先して送信、配達される非常電報又は緊急電報を利用する場合は、発信紙に「非常」又は「緊急」と朱書き最寄りの電報取扱所に申し込む。

(ウ) 接続、電送順位

優先利用の請求を受けた電話取扱局及び電報取扱所は、次表の区分により、優先的な取扱いを実施する。

区 分	内 容
非常通話	他の市外通話、緊急通話に優先して接続する。
緊急通話	他の市外通話に優先して接続する。
非常電報	気象警報以外のすべての電報に優先して取扱う。
緊急電報	気象警報及び非常電報以外のすべての電報に優先して取扱う。

(4) 有線通信が途絶した場合の措置

ア 県、隣接市町及び防災関係機関との連絡

県防災通信システム（地上系・衛星系）を利用して行い、停電時には、非常電源により常時通信を確保する。また、必要に応じて消防無線、警察無線、伝令の派遣等による。

資料編 ・愛媛県防災通信システム（地上系・衛星系）回線構成図 P137

イ 市各部（出先機関）との連絡

市出先機関及び災害現場等に出動している各部との連絡は、市防災行政無線により行う。ただし、別子山支所との連絡については、県防災通信システム（地上系・衛星系）も利用する。また、必要に応じて消防無線、警察無線、伝令の派遣による。

資料編 ・新居浜市防災行政無線（IP無線）設備状況 P131

ウ その他非常無線の利用

非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策上必要が生じたときは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち非常通信を行うことができる。災害の状況によりアマチュア無線等の無線局に適宜協力を要請し非常通信を行う。

資料編 ・市内のアマチュア無線グループ P138

(5) 無線通信の利用

ア 同報系防災行政無線

市庁舎（親局）に設置した操作卓又は消防本部及び別子山支所に設置した遠隔制御装置より、市内の屋外拡声子局及び戸別受信機を通して防災情報の通信伝達を行う。

なお、アンサーバック機能のある屋外拡声子局に設置した連絡通話装置より、必要に応じて親局と双方向通信を行う。

また、防災行政無線とBWAの連動により、防災行政無線と接続した自治会放送施設も活用して防災情報の伝達を行う。

イ 移動系防災行政無線

市庁舎に設置した無線通信施設から車載可搬型及び携帯型無線局を通して防災情報の通信伝達を行う。

(ア) 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのため、それぞれの無線通信施設の管理者は、必要に応じて通信の統制を実施し、円滑かつ迅速な通信の確保に努める。

特に災害対策本部においては、市防災行政無線局管理運用要綱に基づき、通信の統制を実施した場合、移動局からの通話はすべて本部に対して行う。その他次の原則に基づき通信の統制を行う。

- a 重要通信の優先の原則（救助、避難情報の重要性の高い通信を優先する。）
- b 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る。）
- c 移動局相互通信の禁止の原則（移動局相互通信の必要がある時は統制者の許可を得る。）
- d 簡潔通話の実施の原則
- e 専任通信取扱者の設置

(イ) 通信の制約に対する対応策

災害発生時には、次のような制約が予想される。

- a 使用不能（不通、故障、電源不良等）
- b 通話輻輳（話し中、混信等）
- c 聴取困難（周囲の雑音、電波障害等）

以上のような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切り換え、実行に移すことが最も必要であるため、次のように対応する。

(a) 使用不能時

代替の通信手段によるが、それでも困難な場合には、伝令を派遣する。

(b) 通信輻輳時

混雑している時間は意外に短い。話し中、混信中には、一旦送信を止め、どうしても緊急を要するときは、冒頭に「至急」「至急」と呼び、他の局に空けてもらうようにする。

また、通話は簡潔明瞭に終わらせるよう心掛ける。

(c) 聴取困難時

周囲が騒がしく聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。

また、電波が弱くて聞き取りが困難なときも、適当な場所に移動する。

3 地震直後の情報活動の強化

(1) 震度情報ネットワークシステムの活用

ア 震度情報ネットワークシステム

震度情報ネットワークシステムとは、県下全ての市町に震度観測装置を設置し、地震の震度を市町で覚知すると同時に、県及び消防庁でも把握することができるシステムである。

なお、本市では、震度観測装置を旧消防庁舎北側及び別子山支所敷地内に設置し、旧消防庁舎北側の震度情報は消防本部通信指令課にて覚知する。

イ システムの活用

地震を覚知したときは、この震度情報ネットワークシステムにより本市における震度の把握を行い、災害応急活動体制に基づく職員の配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

(2) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集、連絡

庶務班長は、地震による人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を関係各班から収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに東予地方局を通じ県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県への連絡ができない場合には、国（総務省消防庁経由）へ連絡する。

また、震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）には、市から直接消防庁へも報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

さらに、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

なお、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

4 地震関連情報の収集、伝達

(1) 緊急地震速報

緊急地震速報は、気象庁の発表に基づき消防庁から全国瞬時警報システム（J-ALERT）により伝達され、防災行政無線等により住民へ伝達される。

(2) 地震関連情報の収集

気象庁から県等を通じて本市に伝達される地震に関する情報は、次のとおりである。

ア 気象庁からの地震情報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台から、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）が伝達される。

(ア) 県内で震度1以上を観測した場合

(イ) 上記以外の特別な地震（群発地震等）が発生した場合

(ウ) その他必要と認める場合

イ 情報の流れ

地震に関する情報の流れは、資料編に示すとおりである。

資料編 ・津波及び地震に関する情報等の流れ図 P67

ウ 情報の種類及び内容

大阪管区気象台（松山地方気象台）が発表する情報は、震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報及び地震解説資料である。

資料編 ・津波予報、地震情報等の種類 P61

(3) 地震関連情報の伝達

庶務班長は、県から通知された地震に関する情報について、必要に応じて迅速かつ正確に関係各機関等及び市民へ伝達する。

ア 情報伝達基準等

(ア) 伝達時期

地震情報が発表されたとき。

(イ) 伝達先

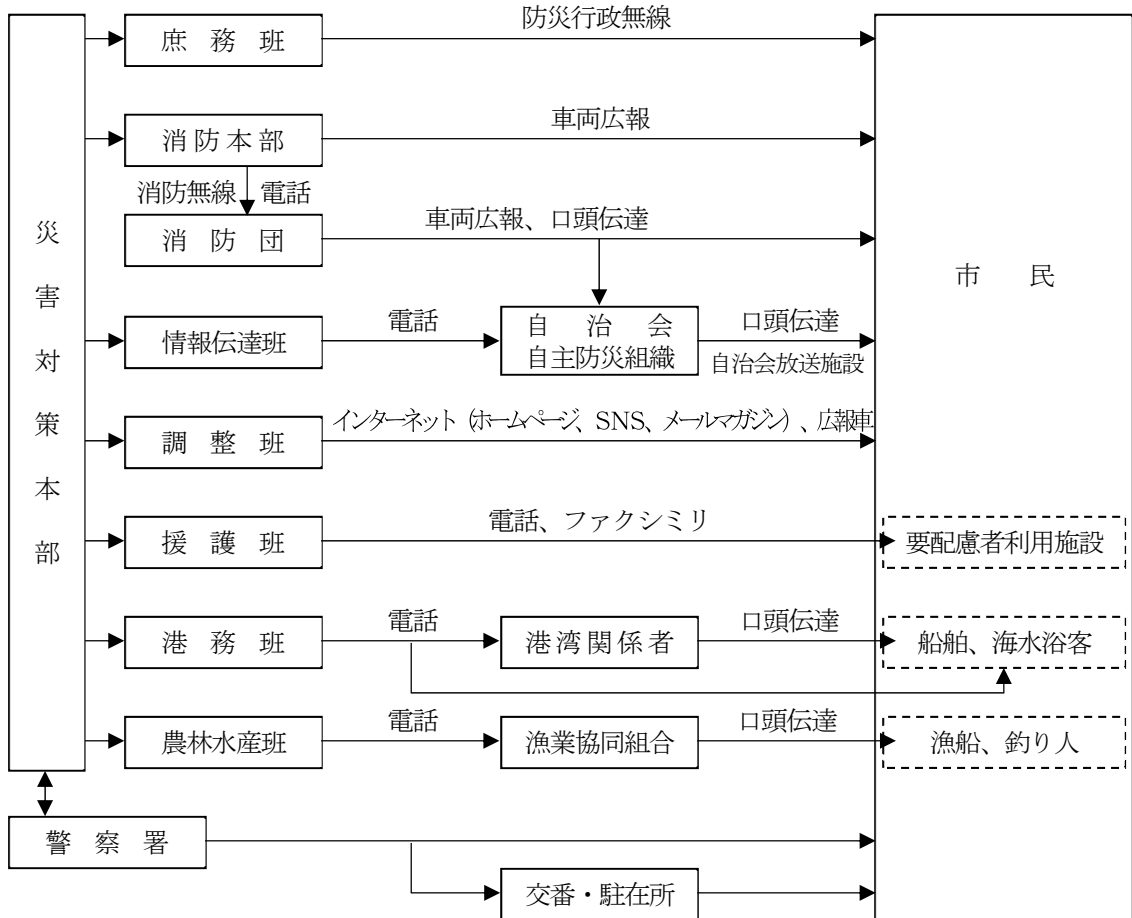
庶務班・・・庁内各部局、関係機関

(ウ) 伝達内容

情報の内容。ただし、市民に伝達するときは防災上の注意事項を付加する。

(エ) 伝達系統

防災行政無線、携帯電話(緊急速報メール機能)



(4) 情報活動における連携強化

ア 消防、警察等との連携

情報の収集及び伝達は、災害対策本部と東予地方局の各相互間のルートをもとに、消防、警察及び各防災関係機関と密接な連携の下に行う。

イ 警察官の派遣要請

情報活動の連携強化のため、必要に応じて災害対策本部に警察官の派遣を要請する。

5 災害情報等の収集連絡

(1) 地震・津波情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される地震・津波に関する情報等は、災害対策本部（災害対策本部設置前においては危機管理課）において受理する。

イ 受理した情報については、市防災行政無線（同報系）、IP告知システム、市公式ホームページ、一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話・衛星携帯電話を含む。）、コミュニティFM 新居浜78.0、緊急速報メール、市公式X（旧Twitter）アカウント、市メールマガジン、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して周知徹底を図る。特に、大津波警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に伝達する。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

119番通報状況による被害概況の早期把握を行うとともに、市職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等の中から情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなど、迅速かつ正確な情報の

収集に努める。

市が収集・伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

- ア 被害状況
- イ 避難情報の発令又は警戒区域の設定状況
- ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- エ 物資の価格、役務の対価動向
- オ 金銭債務処理状況及び金融動向
- カ 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況
- キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
- ク 観光客等の状況
- ケ 県の実施する応急対策の実施状況

6 被害状況等に関する情報の収集

(1) 被害状況の収集

災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するためには、被害状況を的確かつ迅速に把握することが重要となる。このため、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有する。

また、各関係機関・団体等と連携し、各種被害を確実かつ迅速に入手する（又は提供する）体制を整備する。

ア 収集すべき情報の内容

災害発生後、各部長は、その所管する施設、事項に関し被害の有無及び規模等について直ちに情報収集活動を行う。

なお、収集すべき情報は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 人的被害

- a 市民
- b 児童、生徒、市施設への来所者、入居者、職員等

(イ) 物的被害

- a 庁内（本庁舎、消防防災合同庁舎、出先機関）、消防署等の防災機関施設
- b 学校、文化、体育施設、福祉施設等の公共施設
- c 河川、海岸、がけ等
- d 住家、商業施設、農林業施設、危険物取扱施設等

(ウ) 機能被害

- a 上水道、下水道、電力、ごみ処理施設、L P ガス等の生活関連機能
- b 道路、鉄道、電話、放送等の交通通信機能
- c 医療、保健衛生機能

イ 収集の実施者

風水害等対策編第3章第4節3「被害状況等に関する情報の収集（3）収集の実施者」を準用する。

(2) 調査班による被害調査

ア 被害調査の実施

総務部長は、地震が発生した場合直ちに、また、津波が発生した場合津波が収まった後に、調査班長に被害調査の実施を指示する。

なお、本部長は、被災地の実態を把握し、市の災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じて総務部長に対して、特命事項についての被害調査の実施を命ずる。

イ 調査の実施要領

風水害等対策編第3章第4節3「被害状況等に関する情報の収集（4）調査班による被害調査の実施イ 調査の実施要領」を準用する。

(3) 参集途上の被害状況の収集

風水害等対策編第3章第4節3「被害状況等に関する情報の収集(5) 参集途上の被害状況の収集」を準用する。

(4) 参集不能時の措置

甚大な被害を受け、災害対策本部への参集が困難な職員は、居住地周辺、居住地の指定避難収容施設周辺等の情報収集に当たらせる。

(5) 発見者による通報

地震に伴う被害又は異常現象等を発見した者から通報があった場合は、災害通報受信票兼処理票により受付を行い、庶務班及び関係各班に報告する。

資料編 ・ 様式 I 市様式5 災害通報受信票兼処理票 P787

(6) 自治会又は自主防災組織等による被害調査

自治会長又は自主防災組織等の長は、地震又は津波が発生した場合、自治会又は自主防災組織の区域内等の地域における被害状況を調査し、報告する。自治会又は自主防災組織等からの報告については、自治会等被害状況報告により受付を行う。

資料編 ・ 様式 I 市様式6 自治会等被害状況報告 P788

(7) 応援要請

被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

(8) 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県及び関係機関と十分連絡を取る。

(9) ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害により市の被害状況の全容が不明等の場合は、市長は、東予地方局を通じて、県、県警察本部、海上保安本部、自衛隊(県へ直接要請)等のヘリコプターを所有する各機関に対し、次の情報収集のための偵察活動を要請する。

- ア 火災発生場所、延焼の状況
- イ がけ崩れ、液状化等の発生状況
- ウ 津波等の発生状況
- エ 道路被害状況(道路交通機能確保状況)
- オ 建築物の被害状況(概括)
- カ 公共機関及び施設の被害状況
- キ 住民の動静、その他

7 情報の伝達

県との情報の収集・伝達は、県防災通信システム(地上系・衛星系)や県災害情報システムをはじめ多様な通信手段で行う。

また、市民への伝達は、防災行政無線(同報系)、IP告知システム、ラジオ(コミュニティFM 新居浜78.0を含む。)、緊急速報メール、一般加入電話(災害時優先電話・携帯電話・衛星携帯電話を含む。)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、広報車、市公式ホームページ、市メールマガジン、市公式Facebook、市公式X(旧Twitter)アカウント、市公式LINEアカウント、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民への確実な情報の伝達に努める。

状況によっては、県を通じて報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者に緊急放送を依頼し、ラジオ、テレビ、ポータルサイト等を用いて住民への周知徹底を図る。

8 被害状況のとりまとめ

(1) 情報の総括責任者

情報の総括責任者を次のとおり定める。

区 別	情報の総括責任者
-----	----------

	災害対策本部職名	平常時職名
総括責任者	消防部長	消防長
取扱責任者	庶務班長	危機管理課長

(2) 各部からの報告

各部は、災害が発生してから応急対策が完了するまでの間、庶務班長に、被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

資料編	・被害状況及び活動状況の報告区分 P847
	・様式Ⅰ 市様式7 災害状況調査個表(住家・非住家・人的被害) P789
	・様式Ⅰ 市様式8 災害状況調査個表(施設等被害) P790
	・様式Ⅰ 市様式9 広報等依頼要請書 P791
	・様式Ⅱ 県様式1 災害発生報告 P819
	・様式Ⅱ 県様式2の(1) 中間報告、最終報告 P820
	・様式Ⅱ 県様式2の2 被害状況内訳書 P822
	・様式Ⅱ 別表 災害の被害認定基準 P830

(3) 被害状況のとりまとめ

庶務班長は、各部からの情報のとりまとめに当たっては、次の点に留意する。

- ア 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
- イ 至急確認すべき未確認情報の一覧
- ウ 情報の空白地区の把握
- エ 被害軽微若しくは無被害である地区の把握

9 報告及び要請事項の処理

(1) 報告責任者

県への災害状況の報告は、消防部長が行う。

(2) 県へ報告すべき災害の範囲

- ア 災害救助法の適用基準に合致するとき。
- イ 市が災害対策本部を設置したとき。
- ウ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告する必要があると認められるとき。
- エ 地震が発生し、市内で震度4以上を記録したとき。
- オ その他特に県から報告の指示をされたとき。

(3) 県災害対策本部に対する報告及び要請

災害対策本部は、被害状況、要請事項、災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部(県災害警戒本部)に対して報告又は要請を行う。

ただし、県災害対策本部(県災害警戒本部)に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

また、市域で震度5強以上を記録した場合(被害の有無を問わない。)には、直接消防庁へも報告する。

なお、連絡がつか次第、県災害対策本部(県災害警戒本部)にも報告する。

ア 報告すべき事項

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所及び地域
- (エ) 被害状況(災害の被害認定基準に基づく。)
- (オ) 災害に対して既に執った措置及び今後執ろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況
 - b 主な応急措置の状況
 - c その他必要事項
- (カ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (キ) その他必要な事項

イ 報告の手順等

- (ア) 県への報告は、本部長の指示に基づき、庶務班長が行う。
- (イ) 災害報告は、次の表のとおり規定された報告の区分及び様式に従い、防災行政無線、電話、ファクシミリ、メール等で報告する。
- (ウ) 被害状況の把握後、迅速第一に「発生報告」を入れる。
 なお、「発生報告」では、人的被害、家屋被害を優先して報告する。以後、詳細が判明の都度「中間報告」を行う。
- (エ) 「最終報告」は、災害の応急対策が終了した日から10日以内に文書で行う。
- (オ) 庶務班長は、各部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめに当たっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、再調査を依頼する。

庶務班長が県に行う災害報告の区分及び様式

報告の区分	報告の期限	報告内容、留意事項等	報告の洋式
発生報告	災害の覚知後直ちに	1 初期的な被害の有無及び程度の概況を報告する。 2 迅速を旨とする。 3 人的被害及び家屋被害を優先する。	災害発生報告
中間報告	被害状況が判明次第逐次	1 様式2に定める事項について判明した事項から報告する。 2 即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時限を明らかにする。 3 警察署等との緊密な連絡を取りながら行う。	中間報告 被害状況内訳表
最終報告	災害応急対策終了後10日以内に	1 正確な調査結果により行う。	最終報告 被害状況内訳表
その他即報報告	右記に掲げる事項が発生した場合に直ちに	1 災害対策本部（災害警戒本部等を含む。）を設置又は解散したとき。 2 市長が自ら災害に関する警報を発したとき。 3 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を行ったとき。	

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・様式Ⅱ 県様式1 災害発生報告 P819 ・様式Ⅱ 県様式2の(1) 中間報告、最終報告 P820 ・様式Ⅱ 県様式2の(2) 被害状況内訳書 P822
-----	---

ウ 報告先

庶務班長が県等に行う災害情報の報告先は、次のとおりである。

災害情報の報告先

県が災害対策本部（県災害警戒本部）を設置する前	県が災害対策本部（県災害警戒本部）を設置した時
東予地方局 地域産業振興部 総務県民課 防災対策室 ・電話（直通）0897-56-3731（FAX兼用） ・県防災通信システム 電話 地上系 69-501-0-213 防災電話機 501-22，501-23 FAX 地上系 501-21	県災害対策本部東予地方本部 （県災害警戒本部東予地方本部） 地方司令部 ・電話（直通）0897-56-3731（FAX兼用） ・県防災通信システム 電話 地上系 69-501-0-213 防災電話機 501-22，501-23 FAX 地上系 501-21

消防庁の報告先

平日(9:30~18:15) 総務省 消防庁 広域応援室	左記以外 総務省 消防庁 宿直室
<ul style="list-style-type: none"> ・ N T T回線 電話(直通) 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537 	<ul style="list-style-type: none"> ・ N T T回線 電話(直通) 03-5253-7777 F A X 03-5253-7553
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防防災無線 電話 63-90-49013 F A X 63-90-49033 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防防災無線 電話 63-90-49102 F A X 63-90-49036
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域衛星通信ネットワーク 電話 64-048-500-90-49013 F A X 64-048-500-90-49033 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域衛星通信ネットワーク 電話 64-048-500-90-49102 F A X 64-048-500-90-49036

第4節 広報活動

地震による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、県、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を広報責任者（調整班長）が実施する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第5節「広報活動」による。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶務班	・各部、各班の総合連絡調整に関する事。
調整班	・災害関係の広報に関する事。 ・被害写真に関する事。 ・報道機関への発表に関する事。 ・報道機関との連絡調整に関する事。
情報処理班	・災害関係の広聴活動に関する事。
情報伝達班	・自治会及び自主防災組織への伝達に関する事。
援護班	・要配慮者及び要配慮者に関わる施設等への伝達に関する事。
予防班	・消防広報に関する事。 ・災害広報の応援に関する事。
消防班	・災害広報の応援に関する事。
下水道班	・災害広報の応援に関する事。
水道給水班 水道施設班	・災害広報の応援に関する事。

1 広報内容

市は、市内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接な関係にある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

なお、市は、住民における第一義的な広報機関として、風水害等対策編第3章第4節「情報活動」3に掲げる収集情報に基づき積極的な広報を行い、発災後の時間の経過とともに、変化する被災者ニーズに留意して実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 地震活動等に関する情報及び注意の喚起
- (4) 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- (5) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令
- (6) 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指示
- (7) 電気、ガス、水道、下水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (8) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (9) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (10) 防疫に関する事項
- (11) 医療救護所の開設状況
- (12) 被災者等の安否情報
- (13) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (14) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (15) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み

- (16) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (17) 災害復旧の見込み
- (18) 被災者生活支援に関する情報

2 広報文例

防災訓練や自治会との交流等を通じて、聞き取りまちがいのより少ない適切な広報文例となるよう改訂に努める。

資料編	・防災行政無線 広報文例 P139
	・緊急速報メール (エリアメール) 送信文例 P146

第5節 避難活動

大規模地震発生時においては、家屋倒壊や火災、崖崩れ、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のために可能な限りの措置を執ることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

また、住民に対して避難を求めるに当たっては、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を実施することのほか、地域の防災活動に参加することを併せて啓発する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第6節「避難活動」による。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の誘導及び収容に関すること。 避難所の開設及び運営に関すること。 社会教育団体等への協力要請に関すること。
別子山班	<ul style="list-style-type: none"> 別子山地区の避難者の誘導及び収容に関すること。 別子山地区の避難所の開設及び運営に関すること。
教育班	<ul style="list-style-type: none"> 被災児童生徒の救護及び避難誘導に関すること。 学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報及び避難者の誘導に関すること。 警戒区域の設定に関すること。

1 避難の方法

避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことができる。

また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

災害の状況により異なるが、指定緊急避難場所等への避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織（自治会、町内会等）の単位ごとに集団避難方法により、市職員、消防団員又は警察官の誘導の下、原則として次により避難する。

また、外国人、旅行者等に対して、災害・避難情報の提供（外国人向けの多言語による情報発信を含む。）に努め、確実な避難誘導を行う。

(1) 避難情報が発令された要避難地区で避難を要する場合

- ア 住民等は、自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた一時避難場所^{いっとき}へ集合する。
- イ 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、一時避難場所^{いっとき}を中心に組織をあげて救出・救護・消火・情報収集を行う。
- ウ 住民等は、一時避難場所^{いっとき}の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により指定避難場所、指定避難所へ避難する。
- エ 指定避難場所及び指定避難所へ避難した住民等は、当該指定避難場所等にも危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、消防団員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導の下に、他の安全な指定避難場所等へ避難する。

(2) その他の任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置を執った後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

特に、山・崖崩れの危険が予想される地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

2 指定避難所等の開設、運営

(1) 避難状況等の把握

災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。

(2) 指定避難所等の安全確認

指定避難所等開設に先立ち、避難所が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

ア 施設管理者によるチェック

避難所の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を災害対策本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、災害対策本部への報告のほか次の措置を行う。

(ア) 立入禁止措置**(イ) 安全が確認された他避難所の案内図の貼付****イ 応急危険度判定士によるチェック**

アのチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかかねる場合は、施設管理者は、災害対策本部に応急危険度判定士の派遣を要請する。

災害対策本部は、施設の安全性を確認するため、直ちに県に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

ウ 避難住民への措置

既に避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、とりあえずグラウンド等の安全な場所に待機させる。

3 職員の派遣

災害対策本部は、安全が確認された避難所から順次、避難所管理職員を派遣し、指定避難所等の開設に必要な業務に当たらせる。

4 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校の場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒等との住み分けを行い、あるいは応急仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

5 福祉避難所の設置

障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者に対しては、必要により福祉避難所を開設し、要配慮者を収容する。

資料編	・緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 P73
	・福祉避難所の指定状況 P76

第6節 緊急輸送活動

風水害等対策編第3章第7節「緊急輸送活動」を準用する。

第7節 交通応急対策活動

風水害等対策編第3章第8節「交通応急対策」の定めるところによるが、大規模地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在していることが予想されることから、道路管理者等（道路管理者、港湾及び漁港管理者）は、緊急輸送等応急対策を円滑に行うため、これらの障害物を道路啓開等により速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努めるとともに、代替輸送路として、海上輸送路を確保する。

また、海上においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

1 緊急地震速報を覚知した時及び地震発生時の自動車運転者の執るべき措置

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させる。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。その際、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難のために車両を使用しない。

2 交通規制時の自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置を執る。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 通行禁止区域等内において、警察官等（警察官、自衛官、消防職員、港湾管理者及び漁港管理者。以下「警察官等」という。）の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官等の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官等が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

第8節 消防活動

大規模地震発生時には、家屋倒壊、同時多発火災の発生等により甚大な被害が予想されるため、市は元より、住民、自主防災組織、事業所等においても人命救助、出火防止及び初期消火を実施するとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携を取りつつ、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

これらの災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第10節「消防活動」による。

1 消防活動の基本方針

地震災害は、地震の規模、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策を行う必要があるが、地震災害による被害を最小限に食い止めるために、市は、消防機関の全機能をあげて、次及び風水害編に定める基本方針により消防活動を行う。

(1) 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するのは、二次的に発生する火災である。このことから、地震時における警防活動は、人命の安全確保を図るための活動を最優先させるとともに効果的な消防活動の推進を原則とし、総力をあげて出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止を図る。

2 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防長は、消防本部及び消防団を指揮し、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

ア 災害発生状況等の把握

市内の消防活動等に関する次の情報を収集し、災害対策本部、警察署及び海上保安部等の防災関係機関と緊密な連絡を行う。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防車両等の通行可能道路
- (エ) 消防水利等の使用可能状況
- (オ) 要救助者の状況
- (カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動の留意事項

地震火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して迅速かつ適切な消防活動を行う。

- (ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。
- (イ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民等の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置を執る。
- (ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。
- (エ) 救護活動の拠点となる医療機関、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- (オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- (カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動の連携に努める。

ウ 救急救助活動の留意事項

要救助者の救急救助活動の留意事項は次のとおりとする。

- (ア) 震災時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定するなど被災状況に即して柔軟な対応を行う。
 - (イ) 震災時には、外傷のほか骨折、失血及び火傷等傷害の種類も多く、また軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じて迅速かつ確かな判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送体制の整備を図る。
 - (ウ) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、災害医療コーディネーター、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行う。
 - (エ) 震災時は道路交通確保が困難なため、消防署、消防団詰所、警察署（交番、駐在所）等において保有している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。
 - (オ) 中高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法（昭和23年法律第186号）に定める防火管理者・防災管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。
- (2) 消防団の活動
- 消防団は、地震災害時、原則として消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動等を行う。ただし、消防班が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮の下、消火活動等を行う。
- ア 出火防止活動
地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対して出火防止を呼びかけるとともに、出火した場合は、自主防災組織及び地域住民と協力して初期消火に当たる。
 - イ 消火活動
幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。
 - ウ 避難誘導
避難情報が発令された場合に、これを地域住民及び自主防災組織に伝達し、関係機関と連絡を取りながら住民を安全な場所に避難させる。
 - エ 救急救助活動
各消防班による活動を補佐するとともに消防団に配備された救急救助資機材等を活用し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急救護を行い、安全な場所へ搬送を行う。
 - オ 消防団員の安全確保
消防団員は、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先とする。
 - カ 自主防災組織の指揮活動
災害発生区域が広範囲にわたる場合には、市民、自主防災組織の防災リーダーを指揮し、応急措置に当たる。
- (3) 職員等の惨事ストレス対策
- 消防機関は、必要に応じて消防庁に緊急時メンタルサポートチームの専門家の派遣を要請する。

第9節 水防活動

風水害等対策編第3章第11節「水防活動」を準用する。

第10節 人命救助活動

風水害等対策編第3章第12節「人命救助活動」を準用する。

第11節 災害救助法の適用

風水害等対策編第3章第14節「災害救助法の適用」を準用する。

第12節 食料及び生活必需品等の確保・供給

風水害等対策編第3章第15節「食料及び生活必需品等の確保・供給」を準用する。

第13節 飲料水の確保・供給

風水害等対策編第3章第16節「飲料水等の確保・供給」を準用する。

第14節 医療救護活動

風水害等対策編第3章第17節「医療救護活動」を準用する。

第15節 災害廃棄物等の処理

風水害等対策編第3章第20節「廃棄物等の処理」の定めるところによるが、大規模地震発生時に震災による建物の倒壊、焼失及び解体によって大量に発生する災害廃棄物の処理について定める。

国の策定する「災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」や本市の災害廃棄物処理計画を基に、被災状況及び特性に応じた処理の基本方針を含む災害廃棄物処理実行計画を作成し、災害廃棄物の処理作業を実施する。実行計画は、作業の実施状況や災害廃棄物推計量などを見直し、その結果を反映させる。

1 市の活動

(1) 災害廃棄物対策組織の設置

災害対策本部に、災害廃棄物対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

(2) 情報の収集

市内の情報を収集・把握し、次の内容を整理し県に報告する。

- ア 家屋の倒壊に伴う解体件数
- イ 廃棄物処理施設等の被災状況
- ウ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- エ 仮置場、仮設処理施設の確保状況

(3) 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

(4) 仮置場、仮設処理施設の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理施設を確保する。

(5) 住民への周知

災害廃棄物の搬入場所及び搬入時期、分別方法などを速やかに住民に周知する。

(6) 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

(7) 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理施設及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

(8) 災害廃棄物の処理の実施

被災状況を勘案したうえで、県が示す処理指針や新居浜市災害廃棄物処理計画に基づき、新居浜市災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を実施する。

(9) 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続を実施する。

(10) NPO・ボランティア等との連携

災害廃棄物等の搬出に関し、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携する。

2 企業の活動

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。

また、市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

3 住民の活動

(1) 災害廃棄物の処理は、処理方法に応じた分別を行い、市の指示する方法により搬出等を行う。

(2) 河川、道路、港湾、海岸及び谷間等に投棄しない。

第16節 防疫・衛生活動

風水害等対策編第3章第18節「防疫・衛生活動」を準用する。

第17節 保健衛生活動

風水害等対策編第3章第19節「保健衛生活動」を準用する。

第18節 死体の搜索・措置・埋葬

風水害等対策編第3章第13節「死体の搜索・措置・埋葬」を準用する。

第19節 動物の管理

風水害等対策編第3章第22節「動物の管理」を準用する。

第20節 応急住宅対策

風水害等対策編第3章第23節「応急住宅対策」の定めるところによるが、特に大規模地震が発生し、地震や津波により建築物等が被害を受けたときは、その後の余震等による人的被害の発生を防止するため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について定める。

1 住宅対策

(1) 応急危険度判定

大規模な地震や津波により被災した建築物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあるため、被災建築物の調査をし、その建築物が使用できるか否かの判定を行う。

(2) 地震被災建築物応急危険度判定士の確保

災害対策本部は、建築物及び公共施設の地震後における被災の規模に応じて使用可否の判定が必要な場合は、直ちに建築関係団体の協力を得て、県に地震被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請し、被災建築物等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 宅地対策

(1) 被災宅地危険度判定

大規模な地震及び津波災害又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を要請して危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図る。

(2) 被災宅地危険度判定士の確保

災害対策本部は、大規模な地震及び津波災害又は降雨等の災害により、必要と判断した場合は、住民の安全を確保するため、市職員により、又は県に被災宅地危険度判定士の出動を要請し、被災宅地等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 住民への広報

災害対策本部は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止及び被災宅地の二次災害の防止を図るため、住民に対して市ホームページ、臨時広報紙等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止措置、被災宅地の危険性等の広報活動等を行う。

第21節 応急教育活動

風水害等対策編第3章第24節「応急教育活動」を準用する。

第22節 要配慮者に対する支援活動

風水害等対策編第3章第25節「要配慮者に対する支援活動」を準用する。

第23節 孤立地区に対する支援活動

風水害等対策編第3章第9節「孤立地区に対する支援活動」を準用する。

第24節 応援協力活動

風水害等対策編第3章第27節「応援協力活動」を準用する。

第25節 ボランティア等への支援

風水害等対策編第3章第26節「ボランティア等への支援」を準用する。

第26節 自衛隊災害派遣要請の要求等

風水害等対策編第3章第29節「自衛隊災害派遣要請の要求等」を準用する。

第27節 消防防災ヘリコプターの出動要請

風水害等対策編第3章第28節「消防防災ヘリコプターの出動要請」を準用する。

第28節 ライフラインの確保

風水害等対策編第3章第30節「ライフラインの確保」を準用する。

第29節 公共土木施設等の確保

公共土木施設等における復旧対策のため、発災後、直ちに所管する施設・設備の調査を専門技術者により実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に速やかに応急復旧を行う。

また、地震活動あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、新居浜建設業協同組合等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要の人員、資機材等の確保に努める。

なお、必要に応じ、報道機関や地域住民に対して、緊急物資の輸送拠点や緊急輸送路、公共土木施設等の状況等の情報を提供する。

1 道路、橋梁

道路班長は、管理する道路、橋梁等道路施設が被害を受けた場合には、次のとおり応急復旧等を行い、路上障害物（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害における除雪を含む。）の有無も含めて、早急に被災状況を把握し、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努める。

また、別子山班長は、別子山地区において同様の対応を行うが、必要に応じて道路班長が指示又は対応をする。

なお、迅速な救命救急や救援支援物資などを支えるため、必要に応じて、道路啓開等の代行を国土交通省等に要請し、被災の状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事など所要の応急措置を講じ、迂回路が確保できない場合は、仮道、仮栈橋の設置など早期に通行の確保が図れるよう必要な措置を講じる。

(1) 災害時の応急措置

ア 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて、道路パトロール、警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により調査し、庶務班長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。

イ 上下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。

ウ 通行が不能又は危険な路線、区間については、警察署長に通報するとともに、状況によっては職員を現場に派遣し、通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期す。

(2) 応急復旧対策

地震により被害を受けた市道については、原則として緊急輸送道路指定の道路を優先し、新居浜建設業協同組合等に協力を求め、次のような実施手順に従って応急復旧を行う。

ア 応急復旧目標

応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。

イ 応急復旧方法

(ア) 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。

なお、状況によっては仮舗装を行う。

(イ) 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。

(ウ) 路面やのり面の崩壊については、土のう羽口工、杭打積土のう等の水防工法により行う。

(エ) がけ崩れによって通行が不能となった道路については、崩壊土の排土作業を行う。

(オ) 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端に堆積する。

(カ) 落下した橋梁、若しくはその危険があると認められた橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関に連絡のうえ、通行止め若しくは交通規制の標示等必要措置を講じる。

2 河川管理施設

土木班長は、堤防、護岸その他の河川管理施設が被害を受けた場合には、次のとおり応急措置に努める。

また、別子山班長は、別子山地区において同様の対応を行うが、必要に応じて土木班長が指示又は対応をする。

(1) 災害時の応急措置

ア 管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに庶務班長及び県に報告するとともに、必要な措置を実施する。

イ 河川等の機能を確保するため、管内河川、排水路等の巡視を行うとともに、特に、橋脚、暗きょ流入口及び工事箇所の仮設物等に引っ掛かった浮遊物や障害物の除去作業を実施する。

ウ 河川や排水路からの越水等により浸水被害が発生したときは、新居浜建設業協同組合等に応援を要請して応急排水を実施する。

3 海岸保全施設

港務班長及び農林水産班長等は地震発生後、早急に被災状況を把握し、県等へ報告するほか、被害が確認された場合、堤防や護岸の崩壊等については、浸水被害及び施設の増破を防ぐため、土のうや矢板等により応急処置を講ずるとともに、水門等の被災については、故障や停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のうや矢板等により応急に締切りを行い、水防管理者と連携し排水ポンプ車等を配置するなどして内水の排除に努める。

また、海岸保全施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

4 港湾施設

港務班長は、地震後、早急に被害状況を把握し、庶務班長及び県に報告するとともに、二次災害による危険性の有無、施設の使用可否の決定を行うほか、関係機関の協力を得て、危険箇所への立入り禁止措置や機能欠損箇所の応急修繕、情報伝達等必要な措置を講ずる。

また、新居浜港は、防災拠点となる港湾として位置づけられていることから、速やかに応急復旧を行い、海上輸送の確保に努める。

5 漁港施設

農林水産班長は、地震発生後、直ちに漁業協同組合等の協力を得て、漁港施設の調査を実施し、被災状況の把握に努め、庶務班長及び県に報告するとともに、二次災害の危険性の有無、施設の使用可否の決定を行う。

また、漁港区域の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に連絡するとともに障害物除去等に努める。

6 農業用施設

農林水産班長は、施設の災害が発生したときは、庶務班長及び県に報告し、災害が拡大しないように応急措置を実施するとともに、この災害に起因して二次災害を誘発しないように関係機関との連絡を密に取り、適切な措置を講じる。別子山班長は、別子山地区において同様の対応を行うが、必要に応じて農林水産班長が指示又は対応をする。

また、交通、水利等の施設災害を緊急に復旧する必要がある場合には、少なくともその機能を維持する程度まで復旧する。

資料編 ・ 防災重点農業用ため池一覧表 P245

7 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等

(1) 被害状況の把握

庁舎等の施設管理者は、地震後、早急に管理する施設（災害応急対策上重要な庁舎等）及び設備について点検し、被災状況を確認する。

(2) 緊急措置の実施

施設及び設備が破損した場合は、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

8 情報システム

情報処理班長及びその他関係機関は、地震災害時の情報システム（防災行政無線、インターネット、電話等）の確保対策として、次のような措置を講ずる。

- (1) 速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) 情報システムに障害が生じた場合には、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

9 都市公園施設

土木班長は、地震後、職員を現地に派遣して早急に被害状況を把握し、庶務班長及び県に報告するとともに、状況に応じて使用や立入を禁止する措置を行う。

また、都市公園は、避難場所や避難所として利用される場合が多いため、被害を受けた施設は、速やかに応急復旧を行い、諸施設の機能回復を図る。

第30節 危険物施設等の安全確保

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出その他の事故が発生した場合は、被害の拡大防止と軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

1 危険物施設

(1) 事業者の活動

危険物施設が、火災その他の事情により危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講じるとともに、消防、警察等関係機関に通報する。

(2) 市の活動

ア 公共の安全確保のために緊急に必要があると認めるときは、危険物施設の事業者等に対して、施設の使用停止等の措置を講じる。

イ 関係事業所の管理責任者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

(ア) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

(イ) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

(ウ) 危険物施設の応急点検

(エ) 施設の管理責任者と連携し、災害を防止するための消防活動や救出、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策の実施

ウ 火災の防御は、市が保有する消防力を最大限活用して実施するとともに、必要に応じて、化学消防自動車等の派遣要請等他の機関の応援を受ける。

2 高圧ガス施設

(1) 事業者の活動

高圧ガス施設が、火災その他の事情により危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講じるとともに、消防、警察等関係機関に通報する。

(2) 市及び関係機関の活動

市は、公共の安全確保のために緊急に必要があると認めるときは、高圧ガス製造事業者、高圧ガス貯蔵事業者、高圧ガス消費事業者等に対して、施設の使用停止等の措置を講じる。

消防等関係機関は、高圧ガス施設等に被害が及ばないよう適切な措置を講じる。

市は、災害時において、冷凍空調機器から冷媒ガス漏えいのおそれがある場合は、所有者の意向を受け速やかに県（環境・ゼロカーボン推進課）を通じて一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会に緊急対応を要請する。

3 毒物・劇物貯蔵施設

(1) 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、地震等により毒物劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合、直ちに保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のための必要な措置を講じる。

(2) 関係機関の活動

通報を受けた保健所、警察及び消防機関は、相互に連絡を取り、地域住民及び通行人等に対して、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じる。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、関係市町に通報連絡するなど万全を期する。

資料編 ・ 危険物製造所等設置許可数 P195

4 火薬類製造施設・貯蔵施設

(1) 事業者の活動

火薬庫が、火災その他の事情により危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講じるとともに、消防、警察等関係機関に連絡する。

(2) 県及び関係機関の活動

県は、公共の安全確保のために緊急に必要があると認めるときは、火薬類製造事業者、火薬庫設置事業者に対して、施設の使用停止等の措置を講じる。

消防等関係機関は、火薬庫等に被害が及ばないよう適切な措置を講じる。

第31節 社会秩序維持活動

大規模地震発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、市は、県、県警察、関係機関・団体等と協力して、人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講ずる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

1 住民への広報

調整班長は、各種情報の不足や誤った情報等のため、市域に流言飛語等による混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報を提供するとともに、住民の執るべき措置等について呼びかける。

2 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

- (1) 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。
- (2) 必要に応じて、物価の安定を図るための施策を実施する。

3 県に対する要請

本部長は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めるときは、県に対して応急措置又は広報の実施を要請する。

第4章 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら市、県が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、要配慮者の参画を促進する。

第1節 災害復旧対策

災害復旧対策は、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に実施する。

また、市の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保及び活動については、災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

1 激甚災害の指定

(1) 基本方針

迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るための適切な措置を講ずる。

(2) 市の活動

ア 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、知事に報告する。

イ 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。

2 被災施設の復旧等

(1) 被災施設の復旧等

被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに策定し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。特に、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から対策を講ずる。

また、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連絡体制の整備・強化を図り、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、おおむね次の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

ア 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）を活用し実施する。

イ 道路、海岸、河川、港湾、漁港、上水道、下水道、都市公園施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）により実施する。

ウ 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）、砂防法（明治30年法律第29号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関

する法律(昭和44年法律第57号)により実施する。

エ 都市施設(街路、公園、排水路、墓園等)の復旧及び堆積土砂排除事業については、関係機関が緊密に連携し、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。

オ 公営住宅等については、公営住宅法(昭和26年法律第193号)により実施する。

カ 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)により実施する。

キ 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。

(2) 災害廃棄物の処理

大規模な地震被害の被災地においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

ア 市は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

イ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

ウ 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

エ 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第2節 復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講ずる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第4章第2節「復興計画」による。

1 復興計画の作成

(1) 計画の策定

市長は、必要があると認めるときは、震災復興計画を策定する。

(2) 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

(3) 計画の基本方針

計画策定に当たっては、新居浜市長期総合計画及び新居浜市国土強靱化地域計画との調整を図る。

(4) 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。

(5) 国・県との調整

計画策定に当たっては、国や県等との調整を行う。

(6) 大規模災害からの復興に関する法律等の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

市は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

また、市は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあつせんを求める。

市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

第3節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置きながら、市民生活の安定を図るための施策を講じるとともに、自力による生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じた災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）を実施するほか、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用した支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第4章第4節「被災者等に対する支援」による。

1 被災者の経済的再建支援

(1) 基本方針

被災者が、震災による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行う。

(2) 市の活動

ア 罹災証明書の発行

(ア) 調査班（火災の場合は、消防本部）に罹災証明書発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明書を遅延なく発行する。

(イ) 罹災証明書調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

2 中小企業を対象とした支援

(1) 基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

(2) 市の活動

ア 中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

イ 事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じて、実施する。

ウ 支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

3 農林漁業者を対象とした支援

(1) 基本方針

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

(2) 市の活動

ア 農林漁業者の被災状況の把握

農林漁業者の被災状況調査を、県と連携して実施する。

イ 支援制度・施策の周知

農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携して周知する。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第2節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるとおりである。

第2節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておく。

イ 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な県の備蓄物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

市は、県に対して、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

(1) 応援協定等に基づく応援協定

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、応援協定等に基づく応援については、風水害等対策編第3章第27節「応援協力活動」の定めるところによる。

市は、必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。

(2) 県消防防災ヘリコプターの出動要請

県に対する消防防災ヘリコプターの出動要請については、風水害等対策編第3章第28節「消防防災ヘリコプターの出動要請」の定めるところによる。

(3) 県ドクターヘリの出動要請

県に対する県ドクターヘリの出動要請については、「ドクターヘリ相互応援に係る基本協定、愛媛県ドクターヘリ運航要領」の定めるところによる。

(4) 自衛隊の災害派遣要請の要求等

自衛隊の災害派遣要請の要求等については、風水害等対策編第3章第29節「自衛隊災害派遣要請の要求等」の定めるところによる。

3 帰宅困難者への対応

(1) 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

(2) 帰宅困難者が多数発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

(3) 民間事業者は、帰宅困難者に対して、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

(1) 市又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。ただし、避難指示が発令されると津波に対する避難情報の対象区域への立ち入り等が制限されるため、津波浸水想定区域内の各施設については、避難情報が解除された後に緊急点検等を行う。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

(2) 市又は堤防、水門等の管理者は、必要に応じて次の事項について別に定める。

- ア 堤防、水門等の点検方針・計画
- イ 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- エ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
- オ 防災行政無線の整備等の方針・計画

2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る基本的事項は、風水害等対策編第3章第3節「通信連絡」、地震災害対策編第3章第2節「通信連絡」及び津波災害対策編第3章第3節「通信連絡」の定めるところによる。

(役割分担や連絡体制等の検討に当たって配慮すべき事項)	
1	津波に関する情報の防災関係機関、地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
2	船舶に対する津波警報等の伝達
3	船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
4	管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
5	通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること。

3 避難情報の発令基準

(1) 地域住民に対する避難情報の発令基準は、原則として次のとおり。

避難指示	
津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発表されたとき。	
本部長が必要と認めたとき。 ^{※1}	

※1 津波に対する避難基準について本部長が必要と認めたときの具体例

停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない場合	1分以上の強い揺れを感じた場合に避難指示を発令する。
遠地地震の場合	気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」を参考に、状況に応じて、避難情報の発令を検討する。

津波に対する避難情報の対象区域

津波注意報が発表された場合	海岸及び海上（海岸堤防等より海側）
津波警報又は大津波警報が発表された場合（遠地地震の場合を除く。）	津波浸水想定区域

ア 市長は、上記の避難基準に基づいて、避難指示を発令する。

イ 津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線（同報系）、IP告知システム、ラジオ（コミュニティFM 新居浜78.0を含む。）、緊急速報メール、一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話・衛星

携帯電話を含む。)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、広報車、市公式ホームページ、市メールマガジン、市公式Facebook、市公式X(旧Twitter)アカウント、市公式LINEアカウント、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して周知徹底を図る。

4 避難対策等

(1) 地震発生時において津波による避難指示の対象となる地域は、愛媛県地震被害想定調査(南海トラフ巨大地震)の浸水想定地域のとおりである。

市は、レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な内容を行う。

なお、具体的な地域住民等の避難行動等については、風水害等対策編第3章第6節「避難活動」の定めるところによる。

(2) 市は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。

ア 地域の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 避難場所(屋内、屋外の種別)

エ 避難場所に至る経路

オ 避難指示の伝達方法

カ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項(集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等)

(3) 市は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的にを行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する。

なお、具体的な避難場所及び避難所の運営・安全確保については、風水害等対策編第3章第6節「避難活動」の定めるところによる。

(4) 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成する。

(5) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときはあらかじめ定めた避難計画及び災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置を執る。

(6) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

ア 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、必要に応じて避難支援等関係者と情報共有する。

イ 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

ウ 地震が発生した場合、市はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

(7) 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制は次のとおり。

ア 消防団、自主防災組織等との連携に努めること。

イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること。

(8) 避難所における救護上の留意事項

ア 市が避難所において避難者に対して実施する救護の内容は次のとおり。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給

(ウ) その他必要な措置

イ 市は、アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置を執る。

(ア) 流通在庫の引渡し等の要請

(イ) 県に対して県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

(9) 市は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

(10) 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

5 消防機関等の活動

(1) 市は、消防機関及び水防団が、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点にその対策を定める。

ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

オ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) (1) に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、消防本部が別に定めるところによる。

(3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置を執る。

ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

イ 水門、開門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

ウ 水防資機材の点検、整備、配備

6 水道、電気、ガス、通信及び放送関係

(1) 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講じ、津波等により水道施設に被害が生じた場合にあっては、市内の管工事組合等に応援を要請するなど、迅速な応急対策に努める。

また、市では対応が困難な場合は、公益社団法人日本水道協会に応援を要請する。

(2) 電気

ア 四国電力送配電株式会社新居浜支社は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

イ 住友共同電力株式会社は、「風水害等対策編第3章第30節4電力施設」による措置を行うほか、防災業務計画により地震発生時の津波来襲に備えた措置を行う。

(3) ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

(4) 通信

西日本電信電話株式会社(四国支店)、株式会社NTTドコモ四国支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社等は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源を確保する。

また、地震発生後、電波が輻輳した場合の対策等の措置を講ずる。

さらに、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策を講ずる。

(5) 放送

放送事業者は、次の措置を講ずる。

- ア 津波に対する避難が必要な地域の地域住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- イ 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- ウ 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的内容を定める。

7 交通

(1) 道路

市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。

なお、具体的な交通規制の内容については、風水害等対策編第3章第8節「交通応急対策」の定めるところによる。

(2) 海上

今治海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

(3) 鉄道

ア 津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置を講ずる。

イ 走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入する施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、

a 当該学校等が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合(特別支援学校等)、これらの者に対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設等にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のために必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のAに掲げる措置を執るほか、次に

掲げる措置を執る。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置を執るよう協力を要請する。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、(1)のア又はイに掲げる措置を執るとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

9 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成31年消防広第35号）に基づき消防本部が定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、団員の加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

なお、具体的かつ迅速な救助については、風水害等対策編第3章第10節「消防活動」、第12節「人命救助活動」、本編第3章第8節「消防活動」、第10節「人命救助活動」及び津波災害対策編第3章第9節「消防活動」、第11節「人命救助活動」の定めるところによる。

第4節 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等

地震に関する防災対策は、突発的に発生する地震に備えて対策を進めていくことが基本であるが、南海トラフ大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価され「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合には、その情報を適切に活用し、被害軽減につなげていくことが重要である。

このため、市、県及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報等に対する初動体制、情報収集及び伝達手段等を定め、防災体制の構築及び連携強化に努める。

1 南海トラフ地震に関する情報

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

2 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報には、「南海トラフ臨時情報（調査中）」「同情報（巨大地震警戒）」「同情報（巨大地震注意）」「同情報（調査終了）」の4種類がある。

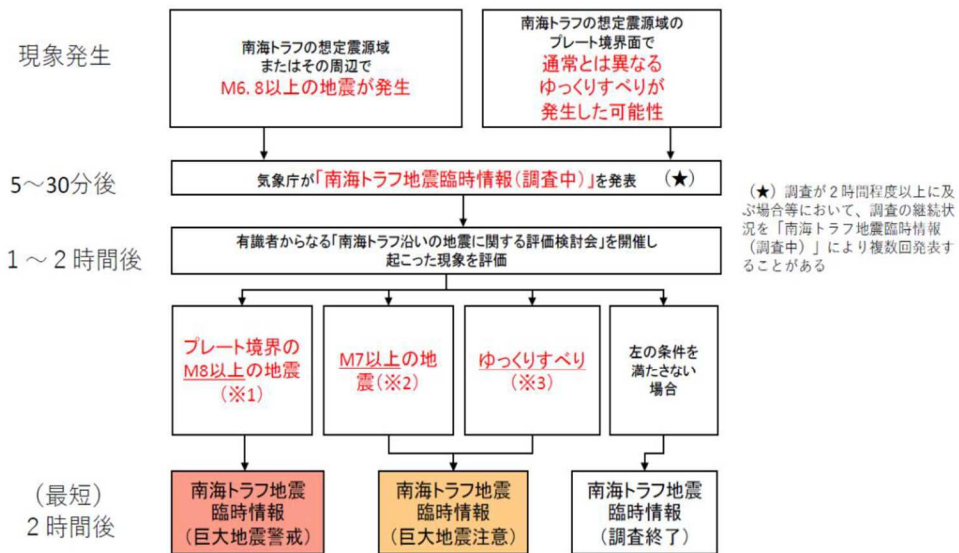
情報名 発表時間	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 地震発生等から 5～30分後	調査中	次のいずれかにより気象庁が臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{*1} でマグニチュード6.8以上 ^{*2} の地震 ^{*3} が発生 ○1か所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報 地震発生から 最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{*1} において、モーメントマグニチュード ^{*4} 7.0以上の地震 ^{*3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合（ゆっくりすべりケース）
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び海溝軸外側 50km 程度までの範囲 (下図参照)
- ※2 モーメントマグニチュード7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込に伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模 (ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ) を基にして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



3 情報発表までの流れ

気象庁による、異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次図のとおりである。



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

出典：気象庁HP 令和元年報道発表資料「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始についてより

4 南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時の災害応急対策

市は、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合、危機管理監は、状況に応じて速やかに災害対策(警戒)本部に移行できるよう、全部局に対する連絡等所要の準備を行い、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担及び連絡体制等を定める。

5 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等発表時の災害応急対策

(1) 災害対策本部の設置

市長は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、直ちに『災害対策本部』を設置し的確かつ円滑に運営する。

ア 災害対策本部体制

本編第3章第1節を準用する。

イ 情報の収集・伝達

風水害等対策編第3章第3節「通信連絡」及び本編第3章第3節を準用する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知等

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するほか、地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制を整備する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

ア 市、県及び関係機関は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備する。

イ 市、県及び関係機関等は、災害対策(警戒)本部からの指示事項等の伝達を迅速かつ確実に行う。

ウ 市、県及び関係機関等は、災害応急対策に係る措置の実施状況の報告を迅速かつ確実に行う。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して、原則として災害対策本部体制により警戒する措置を執る。

また、当該期間経過後1週間、必要に応じて災害警戒本部体制を継続し、後発地震に対して注意する措置を執る。

(5) 避難対策等

ア 市民等の避難行動等

(ア) 国からの指示が発せられた場合において、後発地震発生後では地域住民の避難が完了しないおそれがある地域(以下「事前避難対象地域※」という。)については、後発地震に備えて1週間程度避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を策定する。

※ 事前避難対象地域には、全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域(以下「住民事前避難対象地域」という。)と事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域(以下「高齢者等事前避難対象地域」という。)がある。

校区	事前避難対象地域	校区	事前避難対象地域
高津	清水町	多喜浜	多喜浜一丁目 多喜浜二丁目 多喜浜三丁目 阿島二丁目
浮島	宇高町四丁目		
垣生	垣生三丁目 長岩町		
神郷	松神子三丁目 松神子四丁目		

- (イ) 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難する。
- (ウ) 高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対して、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等を除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対して、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

イ 指定避難所の運営

- (ア) 避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割を検討する。
- (イ) 被災後の避難ではないため、必要最低限のものを各自で準備することを基本とする。

(6) 消防機関等の活動

- ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防部及び消防団（水防団）が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。
- (ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (イ) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

(7) 交通

- ア 道路
- (ア) 市は、道路管理者等と調整のうえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。
- (イ) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう周知を行う。

(8) 滞留旅客等に対する措置

- 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の災害応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害に関する会議等の設置等

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、災害警戒本部会議を開催し、一部割れのケースにおいては地震発生から1週間、ゆっくりすべりケースにおいては通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、それが観測されていた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでは、災害警戒本部体制対応を行う。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を執る。

(4) 市の執るべき措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対して、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨の呼びかけを行う。

また、施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認する。

7 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表時の災害応急対策

（1）南海トラフ地震臨時情報（調査終了）等の伝達等

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、災害応急対策に係る所要の準備を終了し、関係部局にその旨を連絡する。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震等による災害から市域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的に整備を推進する。（以下の事業について、具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を記載する事業は、政令・告示に留意すること。）

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 津波防護施設
- 6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設及び「南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（平成25年総務省告示第489号）」に定める施設
- 7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- 8 通信施設の整備
 - （1）市防災行政無線
 - （2）その他の防災機関等の無線
- 9 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備
石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行う。
 - （1）市の事業
 - （2）特定事業所の事業

第6節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対して、必要に応じて助言と指導を求める。
- 5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報、南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震(巨大地震注意)等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

防災訓練の実施に当たって配慮すべき事項

- (1) 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々に定着させるよう工夫すること。
- (2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

なお、防災教育は、各部課等、機関ごとに行い、その内容は次の事項を含むこととする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、ハザードマップ等の印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り7日分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

市及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

津波災害対策編

＜目 次＞

津波災害対策編

第1章 総論	- 1 -
第1節 計画の主旨	- 1 -
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	- 3 -
第3節 津波発生の条件	- 6 -
第2章 災害予防対策	- 7 -
第1節 津波災害予防対策の基本的な考え方	- 7 -
第2節 防災思想・知識の普及	- 8 -
第3節 自主防災組織の活動	- 11 -
第4節 事業者の防災対策	- 11 -
第5節 ボランティアによる防災活動	- 11 -
第6節 防災訓練の実施	- 12 -
第7節 業務継続計画の策定	- 12 -
第8節 津波に強い地域づくり	- 13 -
第9節 津波避難体制の整備	- 17 -
第10節 孤立地区対策	- 21 -
第11節 市民生活の確保対策	- 22 -
第12節 要配慮者の支援対策	- 23 -
第13節 広域的な応援体制の整備	- 23 -
第14節 情報通信システムの整備	- 23 -
第15節 災害復旧・復興への備え	- 23 -
第3章 災害応急対策	- 24 -
第1節 災害発生直前の対策	- 24 -
第2節 市の災害応急活動	- 31 -
第3節 通信連絡	- 32 -
第4節 情報活動	- 33 -
第5節 広報活動	- 34 -
第6節 避難活動	- 36 -
第7節 緊急輸送活動	- 37 -
第8節 交通応急対策活動	- 37 -
第9節 消防活動	- 38 -

第10節	水防活動	- 40 -
第11節	人命救助活動	- 40 -
第12節	災害救助法の適用	- 40 -
第13節	食料及び生活必需品等の確保・供給	- 40 -
第14節	飲料水の確保・供給	- 40 -
第15節	医療救護活動	- 40 -
第16節	災害廃棄物等の処理	- 40 -
第17節	防疫・衛生活動	- 40 -
第18節	保健衛生活動	- 40 -
第19節	死体の捜索・措置・埋葬	- 41 -
第20節	動物の管理	- 41 -
第21節	応急住宅対策	- 41 -
第22節	応急教育活動	- 41 -
第23節	要配慮者に対する支援活動	- 41 -
第24節	孤立地区に対する支援活動	- 41 -
第25節	応援協力活動	- 41 -
第26節	ボランティア等への支援	- 41 -
第27節	自衛隊災害派遣要請の要求等	- 41 -
第28節	消防防災ヘリコプターの出動要請	- 42 -
第29節	ライフラインの確保	- 42 -
第30節	公共土木施設等の確保	- 42 -
第31節	危険物施設等の安全確保	- 42 -
第32節	社会秩序維持活動	- 42 -
第33節	南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等	- 42 -
第4章	災害復旧・復興対策	- 43 -
第1節	災害復旧対策	- 43 -
第2節	復興計画	- 43 -
第3節	被災者の生活再建支援	- 44 -

第1章 総論

第1節 計画の主旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、新居浜市の地域に係る津波防災対策について定め、これを推進することにより、市民の生命、身体及び財産を津波災害から保護することを目的とする。

また、愛媛県全域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、同地震に伴い発生する津波からの防護や円滑な避難の確保に関する事項及び津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市域における津波防災対策の一層の推進を図る。

特に、市においては、津波災害による人的被害等の軽減を図るため、減災目標を設定するとともに、その実現のための市民運動を展開する。

また、津波は主に地震により引き起こされるものであることから、「地震災害対策編」と合わせて震災対策に活用すべきものである。

2 計画の性格

この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに市民が、津波防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じて見直しを行うものである。

3 計画の構成

本編の構成は、次の4章による。

(1) 第1章 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、津波発生条件などの計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2章 災害予防対策

平常時の教育、訓練、津波に強いまちづくり、津波避難体制の整備などの予防対策を示す。

(3) 第3章 災害応急対策

災害が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策を示す。

(4) 第4章 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめる。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、市民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践したうえで、地域において互いに助け

合う「共助」に努めるとともに、市がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、市民、自主防災組織、事業者、市及び県がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実は元より、市民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）、愛媛県地域防災計画及び新居浜市地域防災計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「市民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

資料編	・新居浜市防災会議条例 P1
	・新居浜市防災会議委員 P3
	・愛媛県防災対策基本条例 P7

5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

風水害等対策編第1章第1節5「国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等」を準用する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 新居浜市

- (1) 市地域防災計画（津波災害対策編）の作成
- (2) 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定
- (3) 津波浸水想定区域を有する地区における津波からの防護、安全な避難路、避難場所の確保及び円滑な避難等に関する措置
- (4) 津波防災に関する組織の整備
- (5) 防災思想・知識の普及
- (6) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (7) 自主防災組織の育成指導その他市民の津波災害対策の促進
- (8) 防災訓練の実施
- (9) 津波防災のための施設等の整備
- (10) 津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (11) 被災者の救出、救護等の措置
- (12) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (13) 避難指示の発令及び指定避難所の開設
- (14) 消防、水防その他の応急措置
- (15) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (16) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (17) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (18) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (19) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (20) 緊急輸送の確保
- (21) 災害復旧の実施
- (22) その他津波災害の発生防止又は拡大防止のための措置

2 愛媛県

- (1) 県地域防災計画（津波災害対策編）の作成
- (2) 津波防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導その他県民の津波災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 津波防災のための装備・施設等の整備
- (8) 津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (11) 避難指示の発令に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施

- (16) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等との津波災害応急対策の連絡調整
- (21) その他津波災害の発生防止又は拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

風水害等対策編第1章第2節3「指定地方行政機関」を準用する。

4 自衛隊(陸上自衛隊中部方面特科隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊)

風水害等対策編第1章第2節4「自衛隊」を準用する。

5 指定公共機関

- (1) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(1)日本郵便株式会社(新居浜郵便局)」を準用する。
- (2) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(2)日本銀行(松山支店)」を準用する。
- (3) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(3)日本赤十字社(愛媛県支部)」を準用する。
- (4) 日本放送協会(松山放送局)
 - ア 市民に対する防災知識の普及に関すること。
 - イ 津波情報及びその他津波に関する情報の正確、迅速な提供による市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
 - ウ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
 - エ 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること。
- (5) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(5)西日本高速道路株式会社(四国支社)」を準用する。
- (6) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(7)電源開発株式会社(西日本支店)、電源開発送変電ネットワーク株式会社(岡山送変電事業所)」を準用する。
- (7) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(8)四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社(四国支社)」を準用する。
- (8) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(9)西日本電信電話株式会社(四国支店)、株式会社NTTドコモ(四国支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社」を準用する。
- (9) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(10)日本通運株式会社(四国支店新居浜営業課)、福山通運株式会社(新居浜営業所)、佐川急便株式会社(新居浜営業所)、ヤマト運輸株式会社(愛媛主管支店)」を準用する。
- (10) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(11)四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社(新居浜支社)」を準用する。
- (11) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(12)KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社」を準用する。
- (12) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(13)イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート」を準用する。

6 指定地方公共機関

- (1) 風水害等対策編第1章第2節6「指定地方公共機関(1)一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会」を準用する。
- (2) 風水害等対策編第1章第2節6「指定地方公共機関(2)一般社団法人愛媛県歯科医師会」を準用する。
- (3) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社ハートネットワーク、株式会社愛媛新聞社
 - ア 津波防災に関するキャンペーン番組、津波防災メモのスポット、ニュース番組等による市民に対する防災知識の普及に関すること。
 - イ 津波に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。
 - ウ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
 - エ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。

オ 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。

(4) 風水害等対策編第1章第2節6「指定地方公共機関(4)一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会」を準用する。

7 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

風水害等対策編第1章第2節7「その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者」を準用する。

8 市民

風水害等対策編第1章第2節8「市民」を準用する。

9 事業者

風水害等対策編第1章第2節9「事業者」を準用する。

第3節 津波発生 conditions

1 地質

地震災害対策編第1章第3節1「地質」を準用する。

2 中央構造線断層帯

地震災害対策編第1章第3節2「中央構造線断層帯」を準用する。

3 南海トラフ

地震災害対策編第1章第3節3「南海トラフ」を準用する。

4 安芸灘～伊予灘～豊後水道

地震災害対策編第1章第3節4「安芸灘～伊予灘～豊後水道」を準用する。

5 地震想定

地震災害対策編第1章第3節5「地震想定」を準用する。

6 地震被害想定調査結果

地震災害対策編第1章第3節6「地震被害想定調査結果」を準用する。

第2章 災害予防対策

津波による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐浪性確保及び住民の生活確保等に係る対策の実施が重要である。

本章においては、これらの災害予防活動及び対策について定める。

第1節 津波災害予防対策の基本的な考え方

市は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

また、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

2 過去に遡った津波の想定

市は、津波の想定に当たっては、古文書等の史料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づいて県が行う被害想定調査を参考とする。

3 津波想定に係る留意点

県においては、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行っている。

市は、県が算定した被害想定を基に、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また、地震を原因とする津波だけでなく、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。

第2節 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時から、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者や避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、公共機関、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市は、市民等に対して、自主防災思想の普及、徹底を図る。

さらに、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市は、津波警報等や避難指示の意味と内容の説明など、津波及び防災に関する知識の普及・啓発活動を住民等に対して行う。

なお、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

1 市職員に対する教育

市職員としての確かつ円滑な津波防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会や専門家の知見の活用等を通じ教育を行う。

- (1) 津波に関する基礎知識
- (2) 市地域防災計画（津波災害対策編）と市の津波防災対策に関する知識
- (3) 津波警報等を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）の内容、これに基づき執られる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における津波防災対策
- (8) 家庭の津波対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (9) 津波対策の課題その他必要な事項

なお、上記（3）、（4）、（5）及び（6）については、毎年度、各課室等において、所属職員に対して、十分に周知するとともに、所管事項に関する津波防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

また、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

市教育委員会及び学校長は、前記1に掲げる市職員に準じて教職員への教育を行うとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が津波に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き（改訂版）」（県教育委員会編）、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省編）等を参考にして、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、津波に関する基礎知識を修得させるとともに、津波発生時や南海トラフ地震臨時情報等発表時の対策（避難場所、避難経路、避難方法の確認）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 小学校の児童、中学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
- (4) 学校教育は元より様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する理解向上に努める。

3 市民に対する防災知識の普及

津波発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び大学等地域学術機関等と連携した防災講座

の開催などにより、津波及び防災に関する知識の普及、啓発を図る。その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも十分に配慮する。

防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

(ア) 津波に関する基礎知識

- ・ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- ・ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- ・ 第一波よりも、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること。
- ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せ、いわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波の発生の可能性。 など

(イ) 津波警報等に関する知識

(ウ) 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識

- ・ 沿岸部はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- ・ 避難に当たっては原則として徒歩によることとし、自動車は利用しないこと。
- ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと など

(エ) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づき執られる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(オ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

(カ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時に、具体的にとるべき行動、避難場所や避難所でのとるべき行動に関する知識

(キ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(ク) 防災関係機関等が講ずる津波防災対策等に関する知識

(ケ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識

(コ) 津波浸水予測範囲に関する知識

津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定や津波災害警戒区域を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対して周知を図る。

(サ) 津波想定の不確実性

- ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- ・ 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- ・ 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること。
- ・ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。
- ・ 津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る など

(シ) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識

(ス) 非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油等家庭における防災対策に関する知識

(セ) 応急手当等看護に関する知識

(ソ) 避難生活に関する知識

(タ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識

(チ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識

- (ツ) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (テ) 防災士の活動等に関する知識
- (ト) 災害時の家庭内の連絡体制の確保
- (ナ) 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識

イ 啓発の方法

- (ア) 新居浜市防災センターを活用した体験・学習の実施
- (イ) ケーブルテレビ等の活用
- (ウ) インターネット（市ホームページ、SNS）の活用
- (エ) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (オ) 映画、DVD等の利用
- (カ) 講演会、講習会の実施
- (キ) 広報車の巡回
- (ク) 防災訓練の実施
- (ケ) 各種ハザードマップの利用及び公共施設などへの掲示
- (コ) 視覚的周知

過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(2) 社会教育を通じた啓発

市及び市教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて津波防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の津波防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(3) 各種団体を通じた啓発

市は、各種団体に対して、研修会、講演会、DVD等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、消防本部と連携して、危険物を取り扱う施設や劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対して、津波発生時における施設管理者の執るべき措置について知識の普及に努める。

(5) 「えひめ防災の日」、「えひめ防災週間」及び津波防災の日における啓発

市は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～23日までの一週間）」及び「津波防災の日（11月5日）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

(6) 地域の協力体制づくり

市は、社会福祉施設の利用者や保育所、幼稚園の園児は単独で避難することが困難なことから、自主防災組織や自治会と連携して助け合う体制づくりの支援に努める。

4 企業の活動

風水害等対策編第2章第4節「事業者の防災対策」の定めるところによるが、各企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献など）を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、事業所の耐浪化の実施や、防災体制の整備、予想津波に対する復旧計画の策定や各計画の点検・見直しのほか、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災訓練などの防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る企業は、国や県、市などが実施する企業との協定の締結や防災訓練の

実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、企業の防災に関する取組を企業自身が積極的に評価等することなどにより、企業の防災力の向上を図る。このため、市は、県と連携して企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うよう努める。

5 普及の際の留意点

(1) 防災マップの活用

防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要であり、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 津波防災意識の向上のための防災教育

どのような状況であっても一目散に高台等へ避難する意識を基本とした防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(3) 災害教訓の伝承

地震災害対策編第2章第2節5「普及の際の留意点(2) 災害教訓の伝承」を準用する。

(4) 防災地理情報の整備等

地震災害対策編第2章第2節5「普及の際の留意点(3) 防災地理情報の整備等」を準用する。

(5) 防災と福祉の連携等

地震災害対策編第2章第2節5「普及の際の留意点(4) 防災と福祉の連携等」を準用する。

第3節 自主防災組織の活動

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」を準用する。

第4節 事業者の防災対策

風水害等対策編第2章第4節「事業者の防災対策」を準用する。

第5節 ボランティアによる防災活動

風水害等対策編第2章第5節「ボランティアによる防災活動」を準用する。

第6節 防災訓練の実施

1 市の活動

風水害等対策編第2章第6節「防災訓練の実施」の定めるところによるが、河川、海岸、港湾及び漁港の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた住民の参加による情報伝達訓練や避難訓練、避難所運営訓練を積極的に実施する。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波の高さを踏まえ、通信手段が被災した場合の代替手段による情報伝達や、声かけやサイレン等により周囲の行動を促す訓練、より高台を目指す二段階避難の実施、南海トラフ地震臨時情報等の発表を想定した訓練など、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

津波防災の日（11月5日）や防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

2 訓練実施の留意点

市、県及び公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

市及び県は、地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策にも配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

また、救助・救急関係機関、市及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

なお、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫する。

3 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

市は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、県は、その状況を把握し、災害対応能力の向上に努める。

第7節 業務継続計画の策定

風水害等対策編第2章第7節「業務継続計画の策定」を準用する。

第8節 津波に強い地域づくり

大規模地震に伴う津波災害を予防するため、海岸保全施設等の整備、避難関連施設の整備、公共施設等の津波対策、ライフラインの耐浪化、危険物等施設の安全確保を進め、津波に強い地域を形成する。

1 海岸保全施設等の整備の基本的考え方

市は、海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設（漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く。）の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

市、県及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用する。

市、県及び施設管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策を講じるとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

また、老朽化した海岸保全施設等は、長寿命化計画の作成・老朽化対策の実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 津波に強い地域の形成

(1) 津波防災対策の推進

市は、施設整備、警戒避難体制、土地利用等有機的に連携した津波防災対策を推進する。

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。その際、必要に応じて、住民等の参加の下に高台移転も含めた総合的な市街地整備を検討し、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

津波対策の実効性を高めるためには、本地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから、関係部局による共同での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からの地域づくりに努める。

また、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

(2) 津波災害警戒区域に指定された際の市の活動

県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害警戒区域^{*1}、津波災害特別警戒区域^{*2}や災害危険区域^{*3}の指定について、必要に応じて検討を行い、措置を講じる。

市は、県により津波災害警戒区域の指定のあったときは、津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、本地域防災計画において、当該区域ごとに次に掲げる事項を定める。

ア 人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報

イ 警報及び注意報等の伝達に関する事項

ウ 指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項

エ 津波避難訓練に関する事項

オ 地下空間等（地下道その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地等

また、市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

さらに、本地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難した全ての被災者について、住民票の有無等に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努める。

市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

※1 津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条）

津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で知事が指定する区域

※2 津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第72条）

警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域

※3 災害危険区域（建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条）

災害津波等による危険の著しい区域を、住居の用に供する建築物の建築の禁止等、建築物の建築に関する災害防止上必要な制限を行うために市が定める。

3 海岸保全施設等の整備

本市における海岸保全施設には全般的に老朽化した施設や堤防の高上げの必要な箇所が多いため、海岸管理者は、津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、農林水産省（農村振興局・水産庁）、国土交通省（水管理・国土保全局・港湾局）所管の海岸の整備促進に努め、住民の生命と財産を守る。

なお、海岸保全施設等については、以下を基本として整備の推進を図る。

- (1) 海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設（漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く。）の整備及び適切な管理を実施するとともに、各施設については、地震発生後にも防衛機能が十分維持されるよう、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。
- (2) 津波による被害を軽減するため、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用し、多重防御を図る。
- (3) 津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実・安全に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに、陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう、緊急避難用スロープの設置等、構造上の工夫に努める。
- (4) 海岸保全施設等の整備に当たっては、地震・津波により施設が被災した場合でも、その応急復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとっておくとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。
- (5) 老朽化した海岸保全施設等については、長寿命化計画の作成・老朽化対策の実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (6) 津波防護施設については、市が作成する津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に定められた施設を対象に、具体的な整備目標及びその達成期間を定め計画的に整備する。

4 避難関連施設の整備

市及び国、県は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

(1) 指定緊急避難場所

市は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、指定緊急避難場所の整備を行う。

ア 指定緊急避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

イ 指定緊急避難場所は、できるだけ海面の状況が確認できる場所を選定する。

ウ 津波や火災等により、避難場所が孤立するおそれのある場所においては、長時間の避難に備え、必要最低限の水や食糧、雨や寒さ等への対策に努める。

エ 更に高いところへの移動が困難な避難場所においては、想定以上の津波のことを考え、浮き輪や救命胴衣、ロープ等を備え、助かるための最大限の対策をするよう努める。

オ アの指定緊急避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの指定緊急

避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

(2) 津波避難ビル等の整備・指定

市は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

また、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

(3) 避難路の確保

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、次に掲げる点に留意して、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

ア 整備に当たっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるための避難路となるよう配慮する。

イ 避難路の整備に当たっては、以下のことを十分考慮する。

(ア) 避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生、夜間や荒天時の避難等

(イ) 指定緊急避難場所等が河川や丘陵沿いにある場合に、大きく迂回する必要があることや、避難路の途中に危険箇所がある場合は災害時の通行に支障となりうること

5 公共施設等の津波対策

(1) 浸水危険性の低い場所への施設の整備

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を図る。

ア 建築物の耐浪化

イ 非常用電源の設置場所の工夫

ウ 情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄、燃料調達体制の整備など施設の防災拠点化

また、行政庁舎、消防署等災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期する。

さらに、津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策にも努める。

(2) 浸水危険性の低い場所への誘導

(1)において、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地した場合には、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

6 ライフラインの耐浪化

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(1) 電話施設

ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮し、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

(2) 電力施設

主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

また、被害状況及び措置に関して関係機関に連絡するとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を行う。

(3) 水道施設

主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化は元より停電対策や浸水対策等耐災害性の強化を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

(4) 下水道施設

生活空間から下水を速やかに排除するため、揚水の機能を確保する対策を図るよう努めるとともに、汚水においては、公衆衛生の面から消毒の機能を確保する対策を図るよう努める。

また、放流施設から津波が遡上することも想定し、逆流防止対策を図るよう努める。

(5) ガス施設

耐浪性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

(6) 廃棄物処理施設

市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

7 危険物等施設の安全確保

市及び県は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の津波に対する安全性の確保、防災訓練の積極的実施等を促進する。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく愛媛県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

(1) 高圧ガス施設

ア 「最大クラスの津波」への対応

事業者は、津波到達前に高圧ガス施設等の安全な停止操作などにより設備内の高圧ガスを安全な状態にするほか、高圧ガス容器等の流出防止対策等高圧ガスによる二次災害の発生を抑制するための最大限の措置を講じるとともに、あらかじめ避難場所を設定し、従業員等の避難の方法を定めておく。

イ 「比較的頻度の高い津波」への対応

事業者は、津波到達前の限られた時間で、高圧ガスを安全な状態にすることや、配管が損傷しても大量漏えいを防止するため、緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進を行うとともに、補助電源等の動力によるバックアップ機能を保有する等の設備的な対応を講じる。

また、高圧ガス容器の平時からの転倒対策を確実に行う。

ウ 津波による被害を最小化するための手順の策定、訓練の実施

事業者は、津波到達までの設備の安全な停止のための手順を策定するとともに、津波に対する対応・避難の訓練を定期的実施する。

8 文化財の保護

(1) 文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、市長は、県教育委員会と連携して、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

ア 避難方法・避難場所の設定

イ 耐水性のある収蔵庫の整備

ウ 災害時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立

(2) 風水害等対策編第2章第19節6「文化財施設（2）」を準用する。

第9節 津波避難体制の整備

津波発生時の伝達体制の整備をはじめ、津波警戒等の周知徹底、避難場所等の指定及び周知等、津波からの防護・避難のための施設の整備等、住民等の避難誘導體制、交通対策、市が管理・運営する施設に関する津波対策を講じることで、津波避難体制の整備を進める。

1 伝達体制の整備

(1) 様々な環境下にある住民等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、IP告知システム、市公式ホームページ、一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話・衛生携帯電話を含む。）、コミュニティFM 新居浜78.0、緊急速報メール、市公式X（旧Twitter）アカウント、市メールマガジン、市公式Facebook、市公式LINEアカウント、広報車、地域住民による連絡網などを用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、津波警報、避難指示を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整える。

港湾等の管理者は、各々が管理する港湾における潮位情報の伝達体制を強化するため、潮位計の改修及び潮位情報提供システムの整備に努め、住民への適切かつ迅速な情報提供及び県との情報の共有化を図る。

(2) 住民、防災職員等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線の整備及び職員参集システムの導入を推進するとともに、沿岸地域への津波警報伝達の範囲拡大を図るため、サイレン等多様な手段を確保する。また、地震発生後、短時間で来襲する津波に対しては、津波警報等や避難指示の情報伝達が間に合わないことがあるため、海岸付近で強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海面監視を開始するよう、監視人、監視場所の選定、監視情報の伝達方法等について計画を整備しておく。監視場所の選定に当たっては、対応に当たる者の安全確保に留意する。

(3) 津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。県は、市による発令基準の策定や見直しを支援する。

また、市は避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

なお、市は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

(4) 関係機関は、津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、合同で津波警報伝達等の訓練を実施する。

2 津波警戒等の周知徹底

一般住民等に対して広報紙等を活用し、津波警戒に関する次の内容の周知徹底を図るとともに、津波の危険や避難方法等について広く周知啓発する。

(1) 市は、県と協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等も参考に、津波危険予想図を作成する等、住民への広報に努める。

(2) 海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識等の整備に努める。

(3) 津波浸水想定の対象地域の住民に対して、強い地震を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市等からの指示を受ける前でも、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は指定緊急避難場所等へ避難することなど、住民のとるべき行動について周知徹底を図る。

3 指定緊急避難場所等の指定及び周知等

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

風水害等対策編第2章第8節1「指定緊急避難場所及び指定避難所の指定」を準用する。

(2) 避難路の指定

風水害等対策編第2章第8節2「避難路の指定」を準用する。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底

避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平常時から避難誘導標識及び指定緊急避難場所、指定避難所等の案内板の設置、夜間照明施設等の整備並びに広報紙への掲載、防災マップの配布等に努め、避難訓練の実施により指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底を行う。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合における特定の災害においては、当該施設に避難することが不相当である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(4) 指定避難所の設備及び資機材の配備

風水害等対策編第2章第8節4「指定避難所の設備及び資機材の配備」を準用する。

(5) 避難計画の作成

地震災害対策編第2章第12節1「避難計画の作成(5)市等の避難計画」を準用する。

(6) 避難マニュアルの作成支援

地震災害対策編第2章第12節1「避難計画の作成(6)避難マニュアルの作成支援」を準用する。

(7) 避難所運営マニュアルの策定

地震災害対策編第2章第12節1「避難計画の作成(7)避難所運営マニュアルの策定」を準用する。

(8) 災害時におけるペットの救護対策

風水害等対策編第2章第8節10「災害時におけるペットの救護対策」を準用する。

4 津波からの防護・避難のための施設の整備等

(1) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市は、地震が発生した場合、水門や陸閘等の操作に当たる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、的確な操作を行い、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

(2) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市は、必要に応じて次の事項について別に定め、各種整備を行う。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を行う操作員等の安全管理に配慮しつつ、迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

エ 津波により孤立が懸念される地域の臨時ヘリポート、港湾、漁港等の整備の方針・計画

オ 防災行政無線の整備等の方針・計画

(3) 急傾斜地崩壊防止施設等の管理者は、施設の背後地等が緊急時の避難場所として利用可能な場合、住民が安全に避難できるよう階段工等の整備に努める。

(4) 道路管理者は、津波発生時における道路利用者の安全確保を図るため、津波浸水想定区域内の道路において、道路防災対策及び改良整備、円滑な避難誘導支援対策、津波被害軽減のための防災意識の向上対策を実施する。

ア 道路防災対策及び改良整備

道路管理者は、津波発生時における避難路を確保するため、耐震点検等で対応が必要とされた橋梁、法面等及び未改良区間について、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路、その他緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強対策や改良整備を実施する。

イ 円滑な避難誘導支援対策

道路管理者は、津波警報発表時等における避難活動を支援するため、道路情報提供装置等を適切に配置・操作し、リアルタイムでの情報提供に努める。併せて、落下、倒壊のおそれのある付属施設等の補強対策を実施し、避難活動の円滑化に努める。

ウ 津波被害軽減のための防災意識の向上対策

道路管理者は、道路利用者及び沿線住民の防災意識を高めるとともに、津波発生時の避難行動に役立てるため、標識柱等の道路施設に海拔情報を付加する。

エ 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命修繕化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

5 住民等の避難誘導體制

(1) 津波避難計画の策定等

市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波による浸水想定区域、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

愛媛県津波浸水想定で水深30cm以上の浸水が想定される区域（字、町丁目）において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項等を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」を作成するとともに訓練等の実施に努める。

なお、この際、必要に応じて、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(2) 避難方法の周知

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、県警察と調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

(3) 避難誘導・支援に当たる者の安全確保

市は、消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避し、安全を確保するため、これらの者の避難に要する時間に配慮した上で、津波到達時間内での防災対策や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

(4) 避難行動要支援者等の支援体制強化

高齢者や障がい者などの避難行動要支援者、外国人、出張者及び旅行者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者等に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

市は、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(5) 発災時における避難・受入方法の確立

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

市及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、

地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

6 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成31年消防広第35号）に基づき消防本部が定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、団員の加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

なお、具体的な迅速な救助については、風水害等対策編第3章第10節「消防活動」、第12節「人命救助活動」、地震対策編第3章第8節「消防活動」、第10節「人命救助活動」及び本編第3章第9節「消防活動」、第11節「人命救助活動」の定めるところによる。

7 交通対策

(1) 道路

県公安委員会及び道路管理者と協議のうえ、津波来襲のおそれがある箇所の交通規制や避難路に関する交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

道路管理者は、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、新居浜建設業協同組合等と協定を締結し体制の整備を図るとともに、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

(2) 海上

新居浜海上保安署及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、必要な海域監視体制の強化や船舶交通を制限するほか、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を待避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

また、港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」（平成25年9月、国土交通省港湾局）及び「新居浜港事業継続計画」（令和3年2月、新居浜港港湾BCP協議会）に基づいて、港湾利用者を避難させるなどの安全確保対策を講じるほか、海上漂流物の効果的な回収体制の構築等について、関係者が協力して検討を進めていく。

(3) 鉄道

鉄道管理者は、走行路線に津波の発生により危険度が高くなると予想される区間がある場合等における運行の停止やその他運行上の措置を講じる。

また、乗客や駅構内に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

8 市が自ら管理又は運営する施設に関する津波対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、各支所、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

a 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動を取り得るよう適切な伝達方法を検討すること。

b 指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても、直ちに来場者等が避難できるよう、伝達方法を明示すること。

- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、県防災通信システム（地上系・衛星系）、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- (ア) 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - (イ) 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、
 - a 当該学校等が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特殊支援学校等）は、これらの者に対する保護の措置
 - (ウ) 社会福祉施設等にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のために必要な措置
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
 - ア 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、前記（1）のアに掲げる措置を執るほか、次に掲げる措置を執る。
 - また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置を執るよう協力を要請する。
 - (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
 - (ウ) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
 - イ 指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。
- (3) 工事中の建築等に対する措置
 - 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

第10節 孤立地区対策

風水害等対策編第2章第13節「孤立地区対策」を準用する。

第11節 市民生活の確保対策

津波災害時の市民の生活や安全を確保するため、食料や生活必需品等の確保、医療救護・防疫体制等の確立などに努める。

また、市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

さらに、市は、県とともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

1 食料及び生活必需品等の確保

大規模な津波災害時の市民の生活や安全を確保するため、平素から食料及び生活必需品、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。

また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの緊急物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

備蓄を行うに当たっては、大規模な津波災害時には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じて、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、市は、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、市が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

また、物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

(1) 市の活動

風水害等対策編第2章第9節1(2)「食料及び生活必需品の確保・供給計画の策定」を準用する。

(2) 市民の活動

風水害等対策編第2章第9節1(3)「市民の活動」を準用する。

2 飲料水等の確保

(1) 市の活動

ア 水道施設耐震化・耐浪化を推進し、給水設備の復旧資材の備蓄と調達体制の確保を行う。

イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水実施計画を作成する。

ウ 給水車、給水タンク、トラック等応急給水資機材と給水場を整備する。

エ 住民及び自主防災組織等に対して、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。

オ 水道工事業者等との協力体制を確立する。

カ 災害時応援協定等による飲料水の供給体制を整備する。

キ 飲料水の備蓄を行うとともに、貯水槽を設置する。

(2) 市民及び自主防災組織の活動

風水害等対策編第2章第9節2(2)「市民及び自主防災組織の活動」を準用する。

3 物資供給体制の整備

風水害等対策編第2章第9節3「物資供給体制の整備」を準用する。

4 医療救護体制の確保

地震対策編第2章第12節「市民生活の確保対策」の定めるところによるが、特に大規模な津波災害が発生した際には、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

5 防疫・衛生活動の確保

地震対策編第2章第12節6「防疫・衛生活動の確保」を準用する。(地震災害を津波災害に読替え)

6 保健衛生活動体制の整備

地震対策編第2章第12節7「保健衛生活動体制の整備」を準用する。(地震災害を津波災害に読替え)

7 し尿処理体制の確保

地震対策編第2章第12節8「し尿処理体制の確保」を準用する。

8 ごみ処理体制の確保

地震対策編第2章第12節9「ごみ処理体制の確保」を準用する。

9 災害廃棄物の処理体制の整備

市は、あらかじめ市災害廃棄物処理計画を策定し、県と協力して災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努める。

国の策定する「災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」を基に、被災状況及び特性に応じた処理の基本方針を含む災害廃棄物処理実行計画を作成し、災害廃棄物の処理作業を実施する。実行計画は、作業の実施状況や災害廃棄物推計量などを見直し、その結果を反映させる。

第12節 要配慮者の支援対策

風水害等対策編第2章第14節「要配慮者の支援対策」を準用する。

第13節 広域的な応援体制の整備

風水害等対策編第2章第15節「広域的な応援体制の整備」を準用する。

第14節 情報通信システムの整備

風水害等対策編第2章第17節「情報通信システムの整備」を準用する。

第15節 災害復旧・復興への備え

風水害等対策編第2章第27節「災害復旧・復興への備え」を準用する。

第3章 災害応急対策

津波災害は、「避難」を中心とした対応をすることにより、被害の発生を極力減少させることができるなど、他の災害と応急対策が異なるため、その応急対策の基本方針を次のとおり定める。

第1節 災害発生直前の対策

1 津波警報等の伝達

津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となり、応急対策を実施するうえで不可欠な情報であることから、防災関係機関相互の連携の下、迅速かつ的確に伝達する。

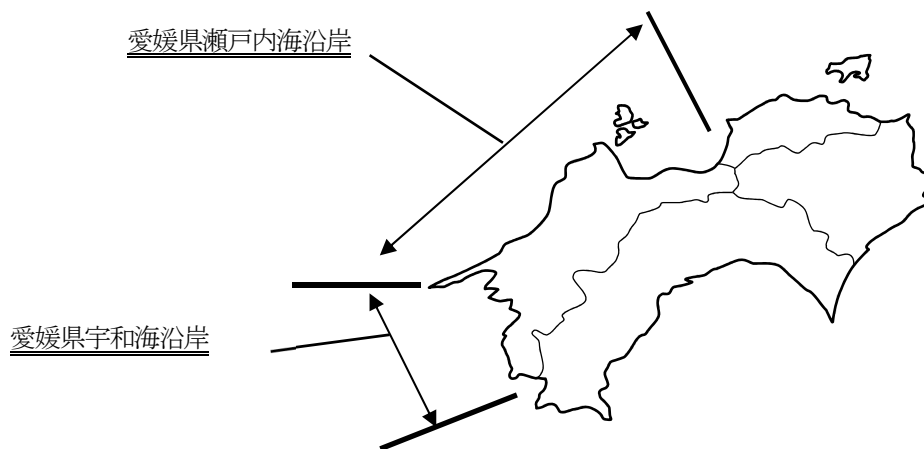
(1) 国（気象庁）の津波警報等

ア 津波警報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台は、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達する。

なお、大津波警報については特別警報に位置付けられる。

(ア) 下の図に示す県内の津波予報区（瀬戸内海沿岸及び宇和海沿岸）に大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が発表された場合



(イ) 県内で震度1以上を観測した場合

(ウ) 上記以外の特別な地震（群発地震等）が発生した場合

(エ) その他必要と認める場合

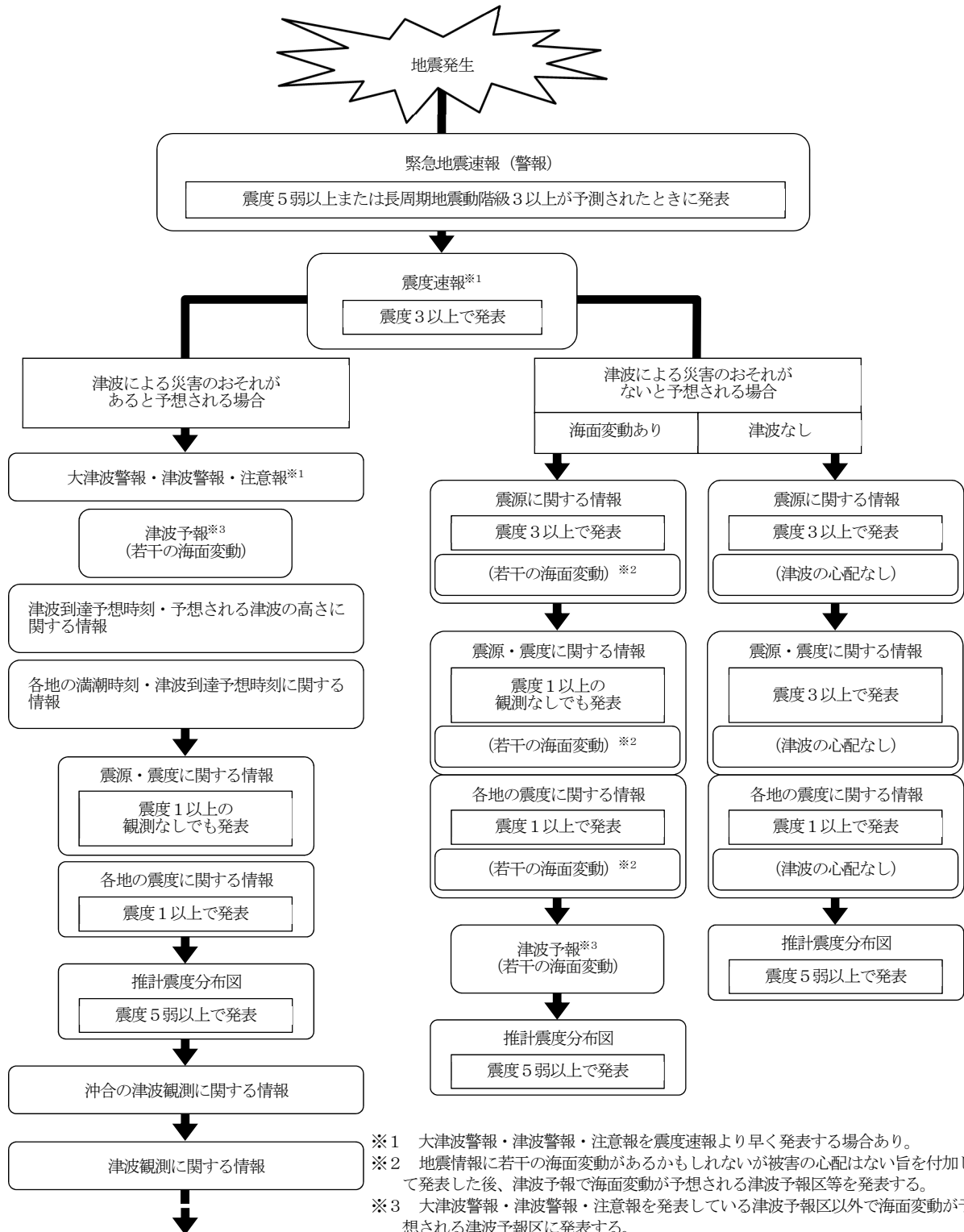
イ 情報の種類

気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報、地震情報等で、内容については資料編に掲げるとおりとする。

ウ 情報の流れ

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、資料編に掲げるとおりとする。

資料編	・大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報 P61
	・地震情報等の種類とその内容 P64
	・大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波に関する情報の伝達系統図 P68



エ 緊急地震速報

(ア) 緊急地震速報の発表

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対して、緊急地震速報（警報）を発表する。震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

内容については、資料編に掲げるとおりとする。

資料編	・大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報の種類と内容 P61 ・地震情報等の種類と内容 P63
-----	---

(イ) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、県、市町等の関係機関への提供に努める。

さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

オ 情報の伝達系統

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の伝達系統は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編	・大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波に関する情報の伝達系統図 P68
-----	--

(ア) 津波情報等の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震—の 場合の発表
大津波警報	予想される津波_____の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想_____高さ)	巨大
		10m (5m<予想_____高さ≤10m)	
		5m (3m<予想_____高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波_____の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想_____高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波_____の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想_____高さ≤1m)	(表記しない)

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※1 通常の場合は、5段階の数値で発表するが、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

(イ) 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^{※1}
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^{※2}
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。
また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

a 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

b 最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での

	m	推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(ウ) 津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)。	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(エ) 地震情報等の種類と内容

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れと検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 ^{※1} 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方の格子毎に推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表しています。

(2) 市の活動

ア 津波に対する措置

(ア) 「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」が発表されたとき

ただちに避難行動の対象者となる地域の住民、漁業協同組合、港湾関係者等及び海浜の遊客に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達する等必要な措置を執る。

(イ) 「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」は未発表だが震度4程度以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、危険な地域からの一刻も早い避難行動が必要であることから、避難の対象とする地域に対して、避難指示を発令する。

イ 津波情報等の受理・伝達・周知

(ア) 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される地震に関する情報等は、災害対策本部（災害対策本部設置前においては危機管理課）において受理する。

(イ) 受理した情報については、市防災行政無線（同報系）、IP告知システム、市公式ホームページ、一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話・衛星携帯電話を含む。）、コミュニティFM 新居浜78.0、緊急速報メール、市公式X（旧Twitter）アカウント、市メールマガジン、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用して、住民に対して周知徹底を図る。特に、大津波警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に伝達する。

2 避難指示

市長は、迅速・的確な避難指示を行う。

(1) 次の避難基準に基づいて、大津波警報、津波警報又は津波注意報が出された時は、津波警報等で発表される津波高さに応じた発令対象とする区域に対して、即座に避難指示を発令する。

ア 津波に対する避難基準

避難指示	
津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発表されたとき。	
本部長が必要と認めたとき。*1	

*1 津波に対する避難基準について本部長が必要と認めたときの具体例

停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない場合	1分以上の強い揺れを感じた場合に避難指示を発令する。
遠地地震の場合	気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」を参考に、状況に応じて、避難指示の発令を検討する。

イ 津波に対する避難指示の対象区域

津波による浸水等のおそれがあり、避難指示の対象となる地区は、次のとおりである。

なお、避難の際は、原則として浸水想定区域外に避難する。ただし、避難が間に合わず、浸水想定区域外まで移動することが困難となった場合には、津波避難ビルや高台に緊急的に一時避難する。

津波注意報が発表された場合	海岸及び海上（海岸堤防等より海側）
津波警報又は大津波警報が発表された場合（遠地地震の場合を除く。）	津波浸水想定区域（別表3（1））

資料編 ・津波ハザードマップ P857

(2) 強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、速やかに的確な避難指示を発令する。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

(3) 津波は、津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失があること、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波

の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることから、避難指示の発令対象とする全ての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則とする。

- (4) 津波警報、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、コミュニティFM 新居浜78.0、市公式ホームページ、市メールマガジン、市公式Facebook、市公式X（旧Twitter）アカウント、市公式LINEアカウント、広報紙等のあらゆる手段の活用を図る。
- (5) 地震発生時に市長と連絡が取れない場合は、あらかじめ指定された代理者が避難指示を発令する。
- (6) 「地域ごとの津波避難計画」を策定する。

第2節 市の災害応急活動

市内に津波による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、防災関係機関と相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

また、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じる。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第2節「防災組織及び編成」による。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
動 員 班	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の非常招集その他勤務に関すること。 ・各部の動員要請に関すること。
避 難 所 班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び運営に関すること。
総務警防班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防職員の招集に関すること。 ・消防団との連絡に関すること。
通信指令班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等の収集伝達及び気象に関すること。
消 防 班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査及び災害対応に関すること。
各部共通事務 (各部庶務担当課)	<ul style="list-style-type: none"> ・部の庶務に関すること。 ・本部、他部及び部内各班との連絡調整に関すること。 ・部内職員の動員、配備に関すること。 ・所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の取りまとめに関すること。 ・所管施設の災害復旧対策の取りまとめに関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。
各課共通事務	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報に関すること。 ・所管施設の災害復旧対策に関すること。 ・他の班の応援に関すること。

1 活動体制の区分及び設置基準

地震の規模あるいは被害状況により、次の表1-1のとおり、警戒体制、特別警戒体制、非常体制、特別非常体制の4段階の体制で、災害応急対策を講じる。設置基準については、愛媛県が県下の市町に配備している「愛媛県震度情報ネットワークシステム」に基づく、新居浜市の震度を基準値とする。

また、時間外及び休日には報道機関による気象台発表の新居浜の震度を、職員自主参集の基準値とする。

表1-1 活動体制区分及び設置基準

体制区分	設置基準	組織区分	配備区分	配備及び活動体制の基準
警戒体制	1 津波注意報が発表されたとき。 2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。		事前配備	表1-2のとおり
特別警戒体制	1 状況により市長が必要と認めたとき。	災害警戒本部	第1配備	表1-3のとおり
非常体制	1 津波予報区の愛媛県瀬戸内沿岸に津波警報が気象庁から発表されたとき。 2 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	災害対策本部	第2配備	表1-4のとおり

特別 非常体制	1 市域の広範囲にわたって災害が発生したとき。 2 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫しているとき。 3 その他の状況により市長が必要と認めたとき。	災害対策 本部	第3配備	表1-5 のとおり
------------	--	------------	------	--------------

※ 表1-2～表1-5は、風水害等対策編に掲載

2 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部の設置

市長は、災害対策本部設置前においても常に地震及び気象状況等に注意し、次により災害警戒本部の体制を整える。

ア 設置基準

状況により、市長が必要と認めたとき。

3 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

地震災害対策編第3章第1節4「災害対策本部」を準用する。

(2) 地区連絡員

原則として、各校区に居住する職員のなかからあらかじめ指名し、次により派遣されたときは情報収集活動及び広報活動を行う。

ア 派遣基準

(ア) 愛媛県瀬戸内沿岸に津波警報が発表されたとき。

(イ) 津波により市域の広範囲にわたって災害が発生し、又は災害が発生する事態が切迫しているとき。

(ウ) その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

イ 派遣先

川西地区及び川東地区の各公民館・交流センターとする。ただし、津波や高潮等のおそれのある間は、浸水が想定される区域を除く。

ウ 派遣方法

上記ア(イ)の場合は、派遣先へ直ちに自主参集のうえ本部(動員班)へ報告し、同(ア)及び(ウ)の場合は、本部(動員班)の指示を受けて派遣先に参集する。

エ 自主防災組織・自治会の連絡員との連携

自主防災組織・自治会から各公民館・交流センターに派遣される連絡員と連携し、被害情報の収集や市からの情報の伝達を行う。

第3節 通信連絡

風水害等対策編第3章第3節「通信連絡」を準用する。

第4節 情報活動

津波が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施するうえで不可欠であり、このため、津波の規模や被害の程度に応じて関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなどして、被害規模の早期把握や情報の共有を行う。

なお、この節に定めのない事項については、地震災害対策編第3章第3節「情報活動」による。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報の収集及び情報収集活動全般の統括に関すること。 ・災害情報の保存に関すること。 ・県への被害状況報告に関すること。
調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関及び関係機関等との連絡調整及び発表に関すること。 ・本部長の特命に関すること。
情報処理班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の受付及び処理に関すること。 ・災害情報の整理・記録に関すること。
調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の調査及び災害情報の収集に関すること。
情報伝達班	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会及び自主防災組織の伝達に関すること。
援護班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者に関わる施設等への伝達に関すること。
総務警防班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団との連絡に関すること。
通信指令班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報等の収集伝達に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査に関すること。
関係各部班	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設等についての被害情報の収集、報告に関すること。

1 異常現象発見者の通報義務

異常な引潮や、海面の急激な盛り上がり等、津波が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、松山地方気象台、県（防災危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

第5節 広報活動

津波による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、県、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を広報責任者（調整班長）が実施する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第5節「広報活動」による。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
庶務班	・各部、各班の総合連絡調整に関すること。
調整班	・災害関係の広報に関すること。 ・被害写真に関すること。 ・報道機関への発表に関すること。 ・報道機関との連絡調整に関すること。
情報処理班	・災害関係の広聴活動に関すること。
情報伝達班	・自治会及び自主防災組織への伝達に関すること。
援護班	・要配慮者及び要配慮者に関わる施設等への伝達に関すること。
予防班	・消防広報に関すること。 ・災害広報の応援に関すること。
消防班	・災害広報の応援に関すること。
下水道班	・災害広報の応援に関すること。
水道給水班 水道施設班	・災害広報の応援に関すること。

1 広報内容

市は、市内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接な関係にある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

なお、市は、住民における第一義的な広報機関として、風水害対策編第3章第4節「情報活動」3に掲げる収集情報に基づき積極的な広報を行い、発災後の時間の経過とともに、変化する被災者ニーズに留意して実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 市災害対策本部の設置
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 津波等に関する情報及び注意の喚起
- (4) 津波発生時の注意事項
- (5) 避難指示の発令
- (6) 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指示
- (7) 電気、ガス、水道、下水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (8) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (9) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (10) 防疫に関する事項
- (11) 医療救護所の開設状況
- (12) 被災者等の安否情報
- (13) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (14) 自主防災組織に対する活動実施要請

- (15) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (16) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (17) 災害復旧の見込み
- (18) 被災者生活支援に関する情報

2 広報文例

防災訓練や自治会との交流等を通じて、聞き取りまちがいのより少ない適切な広報文例となるよう改訂に努める。

資料編	・防災行政無線 広報文例 P139
	・緊急速報メール (エリアメール) 送信文例 P146

第6節 避難活動

大規模地震発生時においては、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のために可能な限りの措置を執ることにより、住民等の生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

また、住民に対して避難を求めるに当たっては、自らの身の安全を確保しつつ、地域の防災活動に参加することを併せて啓発する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第6節「避難活動」による。

応急対策の分担

実施担当	実施内容
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導及び収容に関すること。 ・避難所の開設及び運営に関すること。 ・社会教育団体等への協力要請に関すること。
教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童生徒の救護及び避難誘導に関すること。 ・学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示及び避難者の誘導に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。

1 避難の方法

沿岸部で強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間にわたる揺れを感じたときは、迷うことなく自主的に周囲の人に声をかけながら高い場所に避難する。

特に、津波の危険が予想される地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

また、外国人や旅行者等の一時滞在者に対して、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難行動を促す。

- (1) 住民等は、非常用持出品を持って、協力してあらかじめ定めた避難場所へ避難する。
- (2) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、地域の要配慮者の避難誘導・救出・救護・消火・情報収集を行う。
- (3) 住民等は、津波による危険が迫り、避難場所の安全が十分確保できない場合には、更に高台を目指して避難する。
- (4) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、学校管理下内の児童生徒が避難する避難場所、経路、時期及び誘導、並びに指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- (5) 指定緊急避難場所へ避難した住民等は、避難が長期に及ぶ場合、自主防災組織等、市職員、消防団員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導の下に、指定避難所等へ避難する。

2 指定避難所等の開設、運営

地震災害対策編第3章第5節2「指定避難所等の開設、運営」を準用する。

3 職員の派遣

地震災害対策編第3章第5節3「職員の派遣」を準用する。

4 学校機能の早期回復

地震災害対策編第3章第5節4「学校機能の早期回復」を準用する。

5 福祉避難所の設置

地震災害対策編第3章第5節5「福祉避難所の設置」を準用する。

第7節 緊急輸送活動

風水害等対策編第3章第7節「緊急輸送活動」を準用する。

第8節 交通応急対策活動

地震災害対策編第3章第7節「交通応急活動」を準用する。

第9節 消防活動

大規模地震発生時には、津波の発生等により甚大な被害が予想されるため、市は元より、住民、自主防災組織、事業所等においても、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

これらの災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第10節「消防活動」による。

1 消防活動の基本方針

津波に伴う災害は、津波の高さ、周辺の施設の状態等により極めて大きな被害となることが予想される。

また、津波が収まるまでの間は浸水区域内における消防活動は極めて困難であることから、臨機応変な応急対策を行う必要がある。地震による津波の被害を最小限に食い止めるために、市は、消防機関の全機能をあげて、風水害等対策編に定める基本方針により消防活動を行う。

2 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防長は、消防本部及び消防団を指揮し、津波災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動の基本方針に基づき、次により効率的な活動を行う。

ア 災害発生状況等の把握

市内の消防活動に関する次の情報を収集し、災害対策本部、警察署、海上保安部等の防災関係機関と緊密な連絡を行う。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防車両等の通行可能道路
- (エ) 消防水利等の使用可能状況
- (オ) 要救助者の状況
- (カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動の留意事項

津波災害の特殊性を考慮し、次の事項に留意して迅速かつ適切な消防活動を行う。

- (ア) 津波の被害が予想される地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。
- (イ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民等の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置を執る。
- (ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。
- (エ) 救護活動の拠点となる医療機関、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- (オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- (カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携に努める。

ウ 救急救助活動の留意事項

津波災害時における要救助者の救急救助活動の留意事項は次のとおりとする。

- (ア) 津波災害時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即し柔軟な対応を行う。
- (イ) 津波災害時には、外傷のほか骨折、失血及び火傷等傷害の種類も多く、また軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じて迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送体制の整備を図る。
- (ウ) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速

く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、災害医療コーディネーター、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行う。

(エ) 震災災害時は道路交通確保が困難なため、消防署、消防団詰所、警察署（交番、駐在所）等において備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。

(オ) 中高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法（昭和23年法律第186号）に定める防火管理者・防災管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

(2) 消防団の活動

消防団は、津波災害時、原則として消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動等を行う。

ただし、消防班が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮の下、消火活動等を行う。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

地域住民の津波からの円滑な避難の確保等のため、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を行う。

イ 出火防止活動

津波発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対して出火防止を呼びかけるとともに、出火した場合は、自主防災組織及び地域住民と協力して初期消火に当たる。

ウ 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

エ 避難誘導

避難指示が発令された場合に、これを地域住民及び自主防災組織に伝達し、関係機関と連絡を取りながら住民を安全な場所に避難させる。

オ 救急救助活動

各消防班による活動を補佐するとともに消防団に配備された救急救助資機材等を活用し、要救助者の救急救出と負傷者に対する止血、その他の応急救護を行い、安全な場所へ搬送を行う。

カ 消防団員の安全確保

消防団員は、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先とする。

キ 自主防災組織の指揮活動

災害発生区域が広範囲にわたる場合には、市民、自主防災組織の防災リーダーを指揮し、応急措置に当たる。

(3) 職員等の惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて、消防庁に緊急時メンタルサポートチームの専門家の派遣を要請する。

3 事業所の活動

(1) 事業所の近隣で津波による火災が発生した場合の措置

ア 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し火災が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対して、避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。

イ 警察、最寄りの消防機関等に電話又は駆けつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ 事業所内への立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

4 自主防災組織の活動

(1) 初期消火活動

近隣で津波による火災が発生したときは、消火器、消火栓等を活用して初期消火に努める。

(2) 消防隊への協力

消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

5 市民の活動

近隣で津波による火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみ置きの水等で消火活動を行う。

第10節 水防活動

風水害等対策編第3章第11節「水防活動」を準用する。

第11節 人命救助活動

風水害等対策編第3章第12節「人命救助活動」を準用する。

第12節 災害救助法の適用

風水害等対策編第3章第14節「災害救助法の適用」を準用する。

第13節 食料及び生活必需品等の確保・供給

風水害等対策編第3章第15節「食料及び生活必需品等の確保・供給」を準用する。

第14節 飲料水等の確保・供給

風水害等対策編第3章第16節「飲料水等の確保・供給」を準用する。

第15節 医療救護活動

風水害等対策編第3章第17節「医療救護活動」を準用する。

第16節 災害廃棄物等の処理

地震災害対策編第3章第15節「災害廃棄物等の処理」を準用する。

第17節 防疫・衛生活動

風水害等対策編第3章第18節「防疫・衛生活動」を準用する。

第18節 保健衛生活動

風水害等対策編第3章第19節「保健衛生活動」を準用する。

第19節 死体の捜索・措置・埋葬

風水害等対策編第3章第13節「死体の捜索・措置・埋葬」を準用する。

第20節 動物の管理

風水害等対策編第3章第22節「動物の管理」を準用する。

第21節 応急住宅対策

地震災害対策編第3章第20節「応急住宅対策」を準用する。

第22節 応急教育活動

風水害等対策編第3章第24節「応急教育活動」を準用する。

第23節 要配慮者に対する支援活動

風水害等対策編第3章第25節「要配慮者に対する支援活動」を準用する。

第24節 孤立地区に対する支援活動

風水害等対策編第3章第9節「孤立地区に対する支援活動」を準用する。

第25節 応援協力活動

風水害等対策編第3章第27節「応援協力活動」を準用する。

第26節 ボランティア等への支援

風水害等対策編第3章第26節「ボランティア等への支援」を準用する。

第27節 自衛隊災害派遣要請の要求等

風水害等対策編第3章第29節「自衛隊災害派遣要請の要求等」を準用する。

第28節 消防防災ヘリコプターの出動要請

風水害等対策編第3章第28節「消防防災ヘリコプターの出動要請」を準用する。

第29節 ライフラインの確保

風水害等対策編第3章第30節「ライフラインの確保」を準用する。

第30節 公共土木施設等の確保

地震災害対策編第3章第29節「公共土木施設等の確保」を準用する。

第31節 危険物施設等の安全確保

地震災害対策編第3章第30節「危険物施設等の安全確保」を準用する。

第32節 社会秩序維持活動

地震災害対策編第3章第31節「社会秩序維持活動」を準用する。

第33節 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な 避難の確保等

地震災害対策編第5章第4節「南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等」を準用する。

第4章 災害復旧・復興対策

津波による被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら市、県が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、要配慮者の参画を促進する。

第1節 災害復旧対策

地震災害対策編第4章第1節「災害復旧対策」を準用する。

第2節 復興計画

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第4章第2節「復興計画」による。

1 防災まちづくりを目指した復興

- (1) 必要に応じて、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念の下に、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (2) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (4) 津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。

- (5) 防災まちづくりに当たっては、必要に応じて、避難路・避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港など、骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対して説明し理解と協力を得るように努める。
- また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (6) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (7) 被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (8) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対して行う。
- (9) 建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じて事業者等に対して、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (10) 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第3節 被災者の生活再建支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第4章第4節「被災者等に対する支援」による。

1 被災者の経済的再建支援

地震災害対策編第4章第3節1「被災者の経済的再建支援」を準用する。

2 中小企業を対象とした支援

地震災害対策編第4章第3節2「中小企業を対象とした支援」を準用する。

3 農林漁業者を対象とした支援

地震災害対策編第4章第3節3「農林漁業者を対象とした支援」を準用する。

新居浜市地域防災計画

(令和6年度修正版)

風水害等対策編

地震災害対策編

津波災害対策編

編集発行	新居浜市防災会議
事務局	新居浜市 市民環境部 危機管理課
〒792-8585	新居浜市 一宮町一丁目5番1号
電話	0897-65-1282
F A X	0897-33-5180
